

# 広島県地域防災計画

令和 7 年 5 月修正  
(昭和 3 8 年 6 月策定)

広島県防災会議

# 目 次

|              |                            |            |
|--------------|----------------------------|------------|
| <b>第 1 章</b> | <b>総則――</b>                | <b>1</b>   |
| 第 1 節        | 目的――                       | 2          |
| 第 2 節        | 基本方針――                     | 3          |
| 第 3 節        | 防災業務実施上の基本理念及び基本原則――       | 4          |
| 第 4 節        | 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱――    | 6          |
| 1            | 県                          |            |
| 2            | 県警察                        |            |
| 3            | 市町                         |            |
| 4            | 指定地方行政機関                   |            |
| 5            | 自衛隊                        |            |
| 6            | 指定公共機関                     |            |
| 7            | 指定地方公共機関                   |            |
| 8            | 防災上重要な施設の管理者               |            |
| <br>         |                            |            |
| <b>第 2 章</b> | <b>災害予防計画――</b>            | <b>1 3</b> |
| 第 1 節        | 基本方針――                     | 1 4        |
| 第 2 節        | 県土の保全等に関する事項――             | 1 5        |
| 1            | 目的                         |            |
| 2            | 現況及び対策                     |            |
| 第 2 節の 2     | 防災施設・設備の新設又は改良計画――         | 1 9        |
| 1            | 目的                         |            |
| 2            | 実施責任者                      |            |
| 3            | 実施事項                       |            |
| 4            | 実施方法                       |            |
| 第 3 節        | 地震被害軽減のための基本的な施策――         | 2 0        |
| 1            | 方針                         |            |
| 2            | 目標                         |            |
| 3            | 施策体系                       |            |
| 4            | 対策内容                       |            |
| 5            | 対策の推進等                     |            |
| 第 4 節        | 防災都市づくりに関する計画――            | 3 7        |
| 1            | 方針                         |            |
| 2            | 防災上重要な公共施設の整備              |            |
| 3            | 住宅、建築物等の安全性の確保             |            |
| 4            | ライフラインの整備                  |            |
| 5            | 防災性の高い都市構造の形成              |            |
| 6            | 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進  |            |
| 第 5 節        | 県民の防災活動の促進に関する計画――         | 4 4        |
| 1            | 方針                         |            |
| 2            | 防災教育                       |            |
| 3            | 防災訓練                       |            |
| 4            | 消防団への入団促進                  |            |
| 5            | 地区防災計画の策定等                 |            |
| 6            | 自主防災組織の育成、指導               |            |
| 7            | ボランティア活動の環境整備              |            |
| 8            | 企業防災の促進                    |            |
| 9            | 県民運動の促進                    |            |
| 第 6 節        | 調査、研究に関する計画――              | 5 3        |
| 1            | 目的                         |            |
| 2            | 実施責任者                      |            |
| 3            | 実施事項                       |            |
| 4            | 実施方法                       |            |
| 5            | 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査     |            |
| 6            | 地震・津波に関する調査研究等の推進          |            |
| 第 7 節        | 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画―― | 5 4        |
| 1            | 方針                         |            |

|       |                                |     |
|-------|--------------------------------|-----|
| 2     | 災害発生直前の応急対策への備え                |     |
| 3     | 災害発生直後の応急対策への備え                |     |
| 4     | 災害派遣、広域的な応援体制への備え              |     |
| 5     | 救助・救急、医療、消火活動への備え              |     |
| 6     | 緊急輸送活動への備え                     |     |
| 7     | 避難の受入れ・情報提供活動への備え              |     |
| 8     | 救援物資の調達・供給活動への備え               |     |
| 9     | 燃料確保の備え                        |     |
| 10    | 電源の確保                          |     |
| 11    | 倒木等への対策                        |     |
| 12    | 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結     |     |
| 13    | 建設業等の担い手の確保・育成                 |     |
| 14    | 空家状況の把握                        |     |
| 15    | 男女共同参画センター等との連携                |     |
| 16    | 文教計画                           |     |
| 17    | 放射線の測定                         |     |
| 18    | 罹災証明書の発行体制の整備                  |     |
| 19    | 上下水道施設の対策                      |     |
| 第7節の2 | 円滑な避難体制の確保等に関する計画-----         | 6 6 |
| 1     | 方針                             |     |
| 2     | 洪水浸水想定区域等の指定                   |     |
| 3     | 津波災害警戒区域の指定                    |     |
| 4     | ハザードマップの作成                     |     |
| 5     | 避難計画の作成等                       |     |
| 6     | 住民への周知等                        |     |
| 7     | 指定避難所等の整備                      |     |
| 8     | 動物愛護管理に関する計画                   |     |
| 第7節の3 | 危険物等災害予防計画-----                | 7 4 |
| 1     | 方針                             |     |
| 2     | 実施責任者                          |     |
| 3     | 実施内容                           |     |
| 第7節の4 | 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画-----        | 7 7 |
| 1     | 目的                             |     |
| 2     | 実施責任者                          |     |
| 3     | 災害対策資機材等の対象                    |     |
| 4     | 実施方法                           |     |
| 5     | 備蓄及び調達体制の確立                    |     |
| 第8節   | 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画-----    | 8 1 |
| 1     | 方針                             |     |
| 2     | 要配慮者に配慮した環境整備                  |     |
| 3     | 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策             |     |
| 4     | 在宅の避難行動要支援者対策                  |     |
| 5     | 要配慮者への啓発・防災訓練                  |     |
| 6     | 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制 |     |
| 第9節   | 災害救助基金に関する計画-----              | 8 5 |
| 1     | 方針                             |     |
| 2     | 実施責任者                          |     |
| 3     | 実施事項                           |     |
| 4     | 実施方法                           |     |
| 第10節  | 広域避難の受入に関する計画-----             | 8 6 |
| 1     | 方針                             |     |
| 2     | 被災住民の受入                        |     |
| 3     | 被災住民の受入れが不要となった場合              |     |
| 4     | 県の支援                           |     |
| 第3章の1 | 災害応急対策計画（基本編）-----             | 8 7 |
| 第1節   | 基本方針-----                      | 8 8 |
| 第2節   | 災害発生直前の応急対策-----               | 8 9 |

|       |                         |     |
|-------|-------------------------|-----|
| 第1項   | 組織、動員計画                 |     |
| 1     | 目的                      |     |
| 2     | 災害応急組織の基本原則             |     |
| 3     | 災害対策本部                  |     |
| 4     | 配備及び動員                  |     |
| 第1項の2 | 労働力確保計画                 |     |
| 1     | 目的                      |     |
| 2     | 実施責任者                   |     |
| 3     | 実施方法                    |     |
| 第2項   | 気象警報等の伝達に関する計画          |     |
| 1     | 目的                      |     |
| 2     | 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 |     |
| 3     | 水防警報の伝達                 |     |
| 4     | 水位、潮位等の通報               |     |
| 5     | 火災予防上の気象通報              |     |
| 6     | 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供  |     |
| 第3項   | 住民等の避難誘導に関する計画          |     |
| 1     | 避難の指示等                  |     |
| 2     | 報告                      |     |
| 3     | 避難の誘導                   |     |
| 4     | 再避難の措置                  |     |
| 第3節   | 災害発生後の応急対策-----         | 139 |
| 第1項   | 災害情報計画                  |     |
| 1     | 目的                      |     |
| 2     | 情報の収集伝達手段               |     |
| 3     | 災害情報の収集伝達               |     |
| 4     | 災害発生及び被害状況報告・通報         |     |
| 第2項   | 通信運用計画                  |     |
| 1     | 災害時の通信連絡の確保             |     |
| 2     | 通信施設の応急復旧               |     |
| 第4節   | ヘリコプターによる災害応急対策-----    | 151 |
| 1     | 目的                      |     |
| 2     | 活動体制                    |     |
| 3     | 活動内容                    |     |
| 4     | 活動拠点の確保                 |     |
| 5     | 安全運航体制の確保               |     |
| 6     | 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航   |     |
| 7     | 各機関への対応要請               |     |
| 8     | 臨時ヘリポートの設定              |     |
| 第5節   | 災害派遣・広域的な応援体制-----      | 156 |
| 第1項   | 自衛隊災害派遣要請計画             |     |
| 1     | 目的                      |     |
| 2     | 災害派遣要請の基準               |     |
| 3     | 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲     |     |
| 4     | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限    |     |
| 5     | 災害派遣要請の手続               |     |
| 6     | 災害情報の連絡                 |     |
| 7     | 災害地における調整               |     |
| 8     | 災害派遣部隊の受入れ              |     |
| 9     | 派遣の要する経費の負担             |     |
| 10    | 災害派遣部隊の撤収要請             |     |
| 第2項   | 相互応援協力計画                |     |
| 1     | 方針                      |     |
| 2     | 実施内容                    |     |
| 第3項   | 防災拠点に関する計画              |     |
| 1     | 方針                      |     |
| 2     | 広島県防災拠点施設               |     |
| 3     | 救援拠点                    |     |



|            |                             |            |
|------------|-----------------------------|------------|
| <b>第6節</b> | <b>救助・救急、医療及び消火活動</b>       | <b>166</b> |
| 第1項        | 救出計画                        |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 陸上災害救難                      |            |
| 3          | 海上救難                        |            |
| 4          | 惨事ストレス対策                    |            |
| 5          | 部隊間の活動調整                    |            |
| 6          | 活動時における感染症対策                |            |
| 第2項        | 医療救護・助産計画                   |            |
| 1          | 趣旨                          |            |
| 2          | 医療救護体制等の整備（平常時）             |            |
| 3          | 災害時における実施責任者及び実施内容          |            |
| 4          | 医療救護等の活動内容                  |            |
| 5          | 惨事ストレス対策                    |            |
| 6          | 助産                          |            |
| 7          | 部隊間の活動調整                    |            |
| 第3項        | 消防計画                        |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 実施責任者                       |            |
| 3          | 実施方法                        |            |
| 4          | 相互応援協力体制の整備                 |            |
| 5          | 広域災害発生時における県の措置             |            |
| 6          | 惨事ストレス対策                    |            |
| 7          | 部隊間の活動調整                    |            |
| 第4項        | 水防計画                        |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 実施責任者                       |            |
| 3          | 実施方法                        |            |
| 4          | 災害対策本部との関係                  |            |
| 第5項        | 危険物等災害応急対策計画                |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 実施方法                        |            |
| <b>第7節</b> | <b>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b> | <b>188</b> |
| 第1項        | 災害警備計画                      |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 県警察の災害警備対策                  |            |
| 3          | 第六管区海上保安本部の治安維持対策           |            |
| 第2項        | 交通、輸送応急対策計画                 |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 交通秩序応急対策                    |            |
| 3          | 交通施設災害応急対策                  |            |
| 4          | 交通マネジメント                    |            |
| 5          | 応急輸送対策                      |            |
| 第3項        | 貯木対策計画                      |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 貯木対策                        |            |
| <b>第8節</b> | <b>避難生活および情報提供活動</b>        | <b>202</b> |
| 第1項        | 避難対策計画                      |            |
| 1          | 趣旨                          |            |
| 2          | 避難所等の開設等                    |            |
| 3          | 避難行動要支援者の避難等                |            |
| 4          | 指定避難所の管理運営                  |            |
| 5          | 広域的非難                       |            |
| 6          | 帰宅困難者対策                     |            |
| 第2項        | 災害広報・被災者相談計画                |            |
| 1          | 目的                          |            |
| 2          | 実施方法                        |            |
| 第3項        | 住宅応急対策計画                    |            |

|             |                           |            |
|-------------|---------------------------|------------|
| 1           | 趣旨                        |            |
| 2           | 実施する応急対策の内容               |            |
| 3           | 実施責任者                     |            |
| 4           | 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ     |            |
| 5           | 住宅の応急修理                   |            |
| 6           | 公営住宅の提供                   |            |
| 7           | 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与        |            |
| 8           | 被災建築物応急危険度判定              |            |
| 9           | 民間賃貸住宅の情報提供               |            |
| 10          | 被災受託危険度判定                 |            |
| <b>第9節</b>  | <b>救援物資の調達・供給活動</b>       | <b>216</b> |
| 第1項         | 食料供給計画                    |            |
| 1           | 趣旨                        |            |
| 2           | 実施責任者及び実施内容               |            |
| 3           | 実施方法                      |            |
| 4           | 食料供給の適用範囲及び期間             |            |
| 5           | 使途及び経費                    |            |
| 第2項         | 給水計画                      |            |
| 1           | 趣旨                        |            |
| 2           | 実施責任者                     |            |
| 3           | 給水の基準                     |            |
| 4           | 飲料水等供給方法                  |            |
| 第3項         | 生活必需品等供給計画                |            |
| 1           | 趣旨                        |            |
| 2           | 実施責任者                     |            |
| 3           | 実施基準                      |            |
| 4           | 生活必需品等の範囲                 |            |
| 5           | 実施方法                      |            |
| 第4項         | 救援物資の調達及び配送計画             |            |
| 1           | 方針                        |            |
| 2           | 物資の調達及び受入体制               |            |
| 3           | 物資の輸送                     |            |
| <b>第10節</b> | <b>保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動</b> | <b>223</b> |
| 第1項         | 防疫計画                      |            |
| 1           | 目的                        |            |
| 2           | 防疫                        |            |
| 第2項         | 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画           |            |
| 1           | 方針                        |            |
| 2           | 遺体の捜索                     |            |
| 3           | 遺体の取扱い                    |            |
| 4           | 遺体の埋火葬                    |            |
| <b>第11節</b> | <b>応急復旧、二次災害防止活動</b>      | <b>227</b> |
| 第1項         | 公共施設等災害応急復旧計画             |            |
| 1           | 方針                        |            |
| 2           | 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動         |            |
| 3           | 交通施設の応急復旧活動               |            |
| 4           | 治水施設等の応急復旧活動              |            |
| 5           | 治山施設等の応急復旧活動              |            |
| 6           | その他公共、公益施設の応急復旧活動         |            |
| 7           | 住民への広報活動                  |            |
| 第2項         | 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画    |            |
| 1           | 目的                        |            |
| 2           | 電力施設災害応急対策                |            |
| 3           | ガス施設災害応急対策                |            |
| 4           | 水道施設災害応急対策                |            |
| 5           | 下水道施設災害応急対策               |            |
| 第3項         | その他施設災害応急対策計画             |            |
| 1           | 目的                        |            |

|       |                                  |       |
|-------|----------------------------------|-------|
| 2     | 防災重点ため池対策                        |       |
| 3     | 空家対策                             |       |
| 第4項   | 廃棄物処理計画                          |       |
| 1     | 方針                               |       |
| 2     | 災害廃棄物処理計画                        |       |
| 3     | 実施主体等                            |       |
| 4     | 災害廃棄物の処理                         |       |
| 5     | 災害廃棄物処理実行計画の作成                   |       |
| 第5項   | 有害物資等による環境汚染防止計画                 |       |
| 1     | 目的                               |       |
| 2     | 実施方法                             |       |
| 3     | 環境汚染防止の推進等                       |       |
| 第12節  | ボランティアの受入等に関する計画-----            | 2 3 6 |
| 1     | 方針                               |       |
| 2     | ボランティアの受入れ                       |       |
| 3     | 専門ボランティアの派遣等                     |       |
| 4     | ボランティアの活動拠点及び資機材の提供              |       |
| 5     | 災害情報等の提供                         |       |
| 6     | ボランティアとの連携・協働                    |       |
| 7     | 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制 |       |
| 8     | ボランティア保険制度                       |       |
| 第13節  | 文教計画-----                        | 2 3 9 |
| 1     | 目的                               |       |
| 2     | 避難対策                             |       |
| 3     | 生徒等への相談活動                        |       |
| 4     | 応急教育対策                           |       |
| 5     | 学校が地域の避難所となる場合の対策                |       |
| 6     | 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策        |       |
| 7     | 文化財に対する対策                        |       |
| 第14節  | 災害救助法適用計画-----                   | 2 4 3 |
| 1     | 目的                               |       |
| 2     | 災害救助法適用                          |       |
| 第15節  | 航空機事故による災害応急対策計画-----            | 2 4 7 |
| 1     | 目的                               |       |
| 2     | 情報の伝達                            |       |
| 3     | 実施責任者及び実施内容                      |       |
| 4     | 応援協力                             |       |
| 第16節  | 海上災害応急対策計画-----                  | 2 5 0 |
| 1     | 船舶災害                             |       |
| 2     | 大量流出油等災害                         |       |
| 第17節  | 主な災害の特質及び対策の計画-----              | 2 5 4 |
| 1     | 雪害対策                             |       |
| 2     | 長雨対策                             |       |
| 3     | 豪雨、台風による洪水、高潮時の対策                |       |
| 4     | 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策              |       |
| 5     | 風害対策                             |       |
| 6     | 林野火災対策                           |       |
| 7     | 突発的災害対策                          |       |
| 第3章の2 | 災害応急対策（震災対策編）-----               | 2 5 8 |
| 第1節   | 基本方針-----                        | 2 5 9 |
| 第2節   | 災害発生直前の応急対策-----                 | 2 6 0 |
| 第1項   | 配備動員計画                           |       |
| 1     | 方針                               |       |
| 2     | 県の配備動員体制                         |       |
| 3     | 県警察の配備動員体制                       |       |
| 4     | 市町の配備動員体制                        |       |
| 5     | 指定地方行政機関等の配備動員体制                 |       |

|     |                        |     |
|-----|------------------------|-----|
| 第2項 | 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画 |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 地震・津波情報の収集・伝達          |     |
| 第3項 | 住民等の避難誘導に関する計画         |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 避難の指示等                 |     |
| 3   | 避難津波のための事前準備           |     |
| 4   | 避難の誘導                  |     |
| 5   | 避難津波発生時の誘導応急対策         |     |
| 第3節 | 災害発生後の応急対策-----        | 277 |
| 第1項 | 災害情報計画                 |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 情報の収集伝達手段              |     |
| 3   | 情報の収集伝達経路              |     |
| 4   | 地震災害発生及び被害状況報告・通報      |     |
| 第2項 | 通信運用計画                 |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 広島県総合行政通信網の活用          |     |
| 3   | 公衆電気通信設備の優先利用          |     |
| 4   | 有線通信等が途絶した場合における代替措置   |     |
| 5   | 通信施設の応急対策              |     |
| 6   | 通信施設の機能確認及び運用訓練        |     |
| 7   | 通信機器の供給の確保             |     |
| 8   | 通信設備の電源の確保             |     |
| 第4節 | ヘリコプターによる災害応急対策-----   | 299 |
| 1   | 目的                     |     |
| 2   | 活動体制                   |     |
| 3   | 活動内容                   |     |
| 4   | 活動拠点の確保                |     |
| 5   | 安全運航体制の確保              |     |
| 6   | 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航  |     |
| 7   | 各機関への対応要請              |     |
| 8   | 臨時ヘリポートの設定             |     |
| 第5節 | 災害派遣・広域的な応援体制-----     | 304 |
| 第1項 | 自衛隊災害派遣計画              |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 自主派遣の基準                |     |
| 3   | 災害派遣部隊の活動              |     |
| 4   | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限   |     |
| 5   | 災害派遣要請の手続等             |     |
| 6   | 災害派遣部隊の受け入れ            |     |
| 7   | 派遣に要する経費の負担            |     |
| 8   | 災害派遣部隊の撤収要請            |     |
| 第2項 | 相互応援協力計画               |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 実施内容                   |     |
| 第3項 | 防災拠点に関する計画             |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 広島県防災拠点施設              |     |
| 3   | 救援拠点                   |     |
| 第6節 | 救助・救急、医療及び消火活動-----    | 315 |
| 第1項 | 救出計画                   |     |
| 1   | 方針                     |     |
| 2   | 陸上における救出               |     |
| 3   | 海上における救出               |     |
| 4   | 惨事ストレス対策               |     |
| 5   | 部隊間の活動調整               |     |
| 6   | 活動時における感染症対策           |     |

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 第2項 | 医療、救護計画                    |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 医療救護体制等の整備                 |     |
| 3   | 災害時における実施責任者及び実施内容         |     |
| 4   | 医療救護等の活動内容                 |     |
| 5   | 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保 |     |
| 6   | 救護所設置の広報                   |     |
| 7   | 惨事ストレス対策                   |     |
| 8   | 部隊間の活動調整                   |     |
| 第3項 | 消防計画                       |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 消防活動体制の整備                  |     |
| 3   | 消防活動                       |     |
| 4   | 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動       |     |
| 5   | 相互応援協力体制の整備                |     |
| 6   | 広域災害発生時における県の措置            |     |
| 7   | 惨事ストレス対策                   |     |
| 8   | 部隊間の活動調整                   |     |
| 第4項 | 水防計画                       |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 応急対策                       |     |
| 3   | 津波、高潮対策                    |     |
| 4   | 水防活動の応援要請                  |     |
| 第5項 | 危険物等災害応急対策計画               |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 危険物災害応急対策                  |     |
| 3   | 高圧ガス及び火薬類災害応急対策            |     |
| 4   | 毒物劇物災害応急対策                 |     |
| 第7節 | 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動       | 334 |
| 第1項 | 警備、交通規制、交通確保計画             |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 警備対策                       |     |
| 3   | 交通規制・交通確保計画                |     |
| 第2項 | 輸送計画                       |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲        |     |
| 3   | 輸送車両等の確保                   |     |
| 第3項 | 貯木対策計画                     |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 貯木対策                       |     |
| 第8節 | 避難の受入れ及び情報提供活動             | 347 |
| 第1項 | 避難対策計画                     |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 指定避難所の開設                   |     |
| 3   | 避難行動要支援者の避難等               |     |
| 4   | 帰宅困難者対策                    |     |
| 第2項 | 広報・被災者相談計画                 |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 広報活動                       |     |
| 3   | 被災者相談活動                    |     |
| 4   | 安否情報の提供                    |     |
| 第3項 | 住宅応急対策計画                   |     |
| 1   | 方針                         |     |
| 2   | 実施する応急対策の内容                |     |
| 3   | 実施責任者                      |     |
| 4   | 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ      |     |
| 5   | 住宅の応急修理                    |     |
| 6   | 公営住宅の提供                    |     |

|            |                     |            |
|------------|---------------------|------------|
| 7          | 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与  |            |
| 8          | 被災建築物応急危険度判定        |            |
| 9          | 民間賃貸住宅の情報提供         |            |
| 10         | 被災宅地危険度判定           |            |
| <b>第9節</b> | <b>救援物資の調達・供給活動</b> | <b>361</b> |
| 第1項        | 食料供給計画              |            |
| 1          | 方針                  |            |
| 2          | 実施責任者及び実施内容         |            |
| 3          | 実施方法                |            |
| 4          | 食料供給の適用範囲及び期間       |            |
| 5          | 使途及び経費              |            |
| 第2項        | 給水計画                |            |
| 1          | 方針                  |            |
| 2          | 実施責任者               |            |
| 3          | 実施方法                |            |
| 第3項        | 生活必需品等供給計画          |            |
| 1          | 方法                  |            |

|      |                                  |     |
|------|----------------------------------|-----|
| 2    | 実施責任者                            |     |
| 3    | 実施基準                             |     |
| 4    | 実施方法                             |     |
| 第4項  | 救援物資の調達及び配送計画                    |     |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | 物資の調達及び受入体制                      |     |
| 3    | 物資の輸送                            |     |
| 第10節 | 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動-----          | 368 |
| 第1項  | 防疫計画                             |     |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | 実施責任者及び実施事項                      |     |
| 3    | 県の防疫活動                           |     |
| 4    | 市町の防疫活動                          |     |
| 第2項  | 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画                  |     |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | 遺体の捜索                            |     |
| 3    | 遺体の取扱い                           |     |
| 4    | 遺体の埋火葬                           |     |
| 第11節 | 応急復旧、二次災害防止活動-----               | 372 |
| 第1項  | 公共施設等災害応急復旧計画                    |     |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動                |     |
| 3    | 交通施設の応急復旧活動                      |     |
| 4    | 治水施設等の応急復旧活動                     |     |
| 5    | 治山施設等の応急復旧活動                     |     |
| 6    | その他公共、公益施設の応急復旧活動                |     |
| 7    | 住民への広報活動                         |     |
| 第2項  | 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画           |     |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | 電力施設の応急対策                        |     |
| 3    | ガス施設の応急対策                        |     |
| 4    | 水道施設の応急対策                        |     |
| 5    | 下水道施設の応急対策                       |     |
| 第3項  | その他施設災害応急対策計画                    |     |
| 1    | 目的                               |     |
| 2    | 防災重点ため池対策                        |     |
| 3    | 空家対策                             |     |
| 第4項  | 廃棄物処理計画                          |     |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | 災害廃棄物処理計画                        |     |
| 3    | 実施主体等                            |     |
| 4    | 災害廃棄物の処理                         |     |
| 5    | 災害廃棄物処理実行計画の作成                   |     |
| 第5項  | 有害物質等による環境汚染防止計画                 |     |
| 1    | 目的                               |     |
| 2    | 実施方法                             |     |
| 3    | 環境汚染防止の推進等                       |     |
| 第12節 | ボランティアの受入等に関する計画-----            | 381 |
| 1    | 方針                               |     |
| 2    | ボランティアの受入れ                       |     |
| 3    | 専門ボランティアの派遣等                     |     |
| 4    | ボランティアの活動拠点及び資機材の提供              |     |
| 5    | 災害情報等の提供                         |     |
| 6    | ボランティアとの連携・協働                    |     |
| 7    | 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制 |     |
| 8    | ボランティア保険制度                       |     |
| 9    | 海外からの支援活動の受け入れ                   |     |
| 第13節 | 文教計画-----                        | 384 |

- 1 方 針
- 2 避難対策



|      |                                 |     |
|------|---------------------------------|-----|
| 3    | 生徒等への相談活動                       |     |
| 4    | 応急教育対策                          |     |
| 5    | 学校が地域の避難所となる場合の対策               |     |
| 6    | 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策       |     |
| 7    | 文化財に対する対策                       |     |
| 第14節 | 災害救助法適用計画-----                  | 388 |
| 1    | 目的                              |     |
| 2    | 災害救助法適用                         |     |
| 第4章  | 災害復旧計画-----                     | 392 |
| 第1節  | 目的-----                         | 393 |
| 第2節  | 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画----- | 394 |
| 1    | 方針                              |     |
| 2    | 各種調査の住民への周知                     |     |
| 3    | 罹災証明書の交付                        |     |
| 4    | 被災者台帳の整備                        |     |
| 5    | 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）         |     |
| 6    | 市町内諸団体の資金の充実                    |     |
| 第3節  | 被災者の生活確保に関する計画-----             | 396 |
| 1    | 方針                              |     |
| 2    | 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策            |     |
| 3    | 被災者等に対する生活相談                    |     |
| 4    | 雇用の安定支援                         |     |
| 第4節  | 施設災害復旧計画-----                   | 397 |
| 1    | 基本方針                            |     |
| 2    | 復旧計画                            |     |
| 第5節  | 激甚災害の指定に関する計画-----              | 398 |
| 1    | 基本方針                            |     |
| 2    | 激甚災害に関する調査                      |     |
| 第6節  | 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画-----      | 399 |
| 1    | 方針                              |     |
| 2    | 義援金の受入れ及び配分                     |     |
| 3    | 救援物資の受入れ及び配分                    |     |
| 第7節  | 災害復興計画（防災まちづくり）-----            | 400 |
| 1    | 方針                              |     |
| 2    | 被災地における市街地の復興                   |     |
| 3    | 学校施設の復興                         |     |
| 巻末資料 | -----                           | 401 |
| 1    | 広島県防災会議条例                       |     |
| 2    | 防災会議の委員等の任命等に関する訓令              |     |
| 3    | 広島県防災会議運営規定                     |     |
| 4    | 広島県防災会議委員                       |     |
| 5    | 広島県防災会議幹事                       |     |
| 6    | 広島県指定地方公共機関一覧                   |     |
| 7    | 防災関係機関の防災事務担当部署                 |     |
| (1)  | 広島県防災会議構成危難、指定地方公共機関及び公共金融機関    |     |
| (2)  | 市町・消防本部（局）                      |     |
| 8    | 広島県災害対策本部条例                     |     |
| 9    | 広島県災害対策基本条例                     |     |
| 10   | 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例           |     |
| 11   | 過去の主な災害の概況                      |     |
| 12   | 広島県の自然的条件                       |     |
| 13   | 既往地震の概要                         |     |
| 14   | 被害想定                            |     |
| 15   | 津波浸水想定                          |     |
| 16   | 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図              |     |

# 第 1 章 総則

**第 1 節 目的**

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 40 条の規定に基づいて、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、広島県内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、本県の地域に係る防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、県民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 基本方針

- 1 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「広島県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「広島県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

## 第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

## 1 基本理念

- (1) 本県の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市町は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、その市町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、その市町の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、

その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

- (7) 広島県防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

- (8) 県民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

**第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱**

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

**1 県**

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定
- (12) 被災宅地危険度判定
- (13) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

**2 県警察**

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

**3 市町**

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧

- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 市町内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

#### 4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局
  - ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
  - イ 他管区警察局との連携
  - ウ 関係機関との協力
  - エ 情報の収集及び連絡
  - オ 警察通信の運用
  - カ 津波警報等の伝達
- (2) 中国四国防衛局
  - ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
  - イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
- (3) 中国総合通信局
  - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 電波の監理及び電気通信の確保
  - ウ 災害時における非常通信の運用監督
  - エ 非常通信協議会の指導育成
  - オ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
- (4) 中国財務局
  - ア 被災復旧事業費の査定への立会
  - イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
  - ウ 国有財産の無償貸付等
  - エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (5) 中国四国厚生局
  - 国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
- (6) 広島労働局
  - ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
  - イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
- (7) 中国四国農政局
  - ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
  - イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理



- ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策
- エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
- オ 土地改良機械の緊急貸付
- カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
- (8) 近畿中国森林管理局
  - ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
  - イ 災害応急対策用木材の供給
- (9) 中国経済産業局
  - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導
  - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導
  - エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
- (10) 中国四国産業保安監督部
  - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導
  - ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督、指導
- (11) 中国地方整備局
  - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
  - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
  - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
  - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
  - オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
  - カ 災害時における交通確保
  - キ 海洋の汚染の防除
  - ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
- (12) 中国運輸局
  - ア 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
  - イ 運送等の安全確保に関する指導監督
  - ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
  - エ 緊急輸送に関する要請及び支援
- (13) 広島空港事務所
  - ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置
  - イ 遭難航空機の捜索及び救難
  - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (14) 広島地方気象台
  - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- カ 緊急地震速報の利用周知・広報

(15) 第六管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達
- イ 情報の収集及び情報連絡
- ウ 海難救助等
- エ 緊急輸送
- オ 物資の無償貸付又は譲与
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
- キ 流出油等の防除
- ク 海上交通安全の確保
- ケ 警戒区域の設定
- コ 治安の維持
- サ 危険物の保安措置

(16) 中国四国地方環境事務所

- ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
- イ 家庭動物の保護等に係る支援
- ウ 災害時における環境省本省との連絡調整

(17) 中国地方測量部

- ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

(1) 国立病院機構

災害時における医療、助産等救護活動の実施

(2) 日本郵便株式会社中国支社

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

(3) 日本銀行広島支店

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整
- イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(4) 日本赤十字社広島県支部

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- ウ 日赤関係医療施設の保全

(5) 日本放送協会広島放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守
- オ 義援金の募集、配分

(6) 西日本高速道路株式会社中国支社

- ア 管理道路の防災管理
- イ 被災道路の復旧

(7) 本州四国連絡高速道路株式会社

- ア 管理道路の防災管理
- イ 被災道路の復旧

(8) 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災管理
- イ 災害時における旅客の安全確保
- ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- エ 被災鉄道施設の復旧

(9) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

(10) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT コム」という。）、株式会社NTT ドコモ中国支社（以下「NTT ドコモ中国支社」という。）

- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
- オ 「災害用伝言板サービス」の提供

- (11) 日本通運株式会社広島支店  
災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
  - ア 電力施設の防災管理
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
- (13) KDD I 株式会社中国総支社
  - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
  - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
  - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (14) ソフトバンク株式会社
  - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
  - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
  - ウ 被災電気通信設備の災害復旧
- (15) 楽天モバイル株式会社
  - ア 電気通信設備の整備及び防災管理
  - イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
  - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

## 7 指定地方公共機関

- (1) ガス供給事業者
  - ア ガス施設の防災管理
  - イ 災害時におけるガスの供給の確保
  - ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
- (2) 旅客、貨物運送業者
  - ア 災害時における旅客の安全確保
  - イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
  - ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
- (3) 民間放送機関
  - ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
  - イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
  - ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
  - エ 放送施設の保守
- (4) 一般社団法人広島県医師会  
災害時における医療救護活動の実施
- (5) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会  
一般社団法人広島県医師会に準ずる。

## 8 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
  - ア 施設の防災管理
  - イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
  - ア 施設の防災管理
  - イ 被災施設の応急対策
  - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設等の管理者
  - ア 施設の防災管理
  - イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- (4) その他防災上重要な施設の管理者
  - 前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

## 第 2 章 災害予防計画

**第1節 基本方針**

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 県土の保全等に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 防災都市づくりに関する事項
- 4 県民の防災活動の促進に関する事項
- 5 調査、研究に関する事項
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 7 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 8 危険物等災害予防計画
- 9 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 10 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 11 災害救助基金に関する事項
- 12 広域避難の受入に関する事項

広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図（巻末資料）

## 第2節 県土の保全等に関する計画

### 1 目的

この計画は、災害に強い県土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか広島県強靱化地域計画の定めるところによる。

### 2 現況及び対策

#### （1）治山

##### ア 実施責任者

県、市町、近畿中国森林管理局

##### イ 現況

本県は、沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、北部中国山地の平地の少ない急峻な地形に加え、相次ぐ集中豪雨や台風災害等により、森林の荒廃が進んでいる。また、宅地開発等が山麓部へと拡大し、災害の恐れのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

##### ウ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、山地災害危険地区対策や荒廃 森林整備等を計画的に実施する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる 河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

#### （2）河川

##### ア 実施責任者

県、市町、中国地方整備局、ダム管理者

##### イ 現況

本県の河川は、各河川管理者により河川整備等が進められているが、未改修河川も多く、洪水や高潮により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が確実視されるなか、市街化が進展している地域では、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

##### ウ 対策

河川改修等の施設整備については、人口・資産の集積状況や重要施設の立地等を踏まえ事業の重点化を図るとともに流域全体で行う持続可能な治水対策により事前防災対策の加速化を図る。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、



流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

### (3) 砂防

#### ア 実施責任者

県、市町、中国地方整備局

#### イ 現況

本県の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布し、県下のほぼ70%を占めている。特に花崗岩は48%を占め、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域数が全国最多である。

#### ウ 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、市町地域防災計画に位置づけられている避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形改変等による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行い、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

### (4) 海岸

#### ア 実施責任者

県、市町、中国地方整備局

#### イ 現況

本県は瀬戸内海に面し、大小合せて130余の島が点在し、海岸線は長く、入江が多く見られ、温暖な気候とあいまって天然の良港となっている。また古くから干拓や埋立などが行われ、沿岸部が利用されてきたこと等により、台風による暴風、波浪や高潮などによる被害が発生しやすい状況にある。

これらの被害や地震災害を防止するため、海岸法の規定に基づき、現在、海岸線の約5割が海岸保全区域に指定され、そのうち9割以上について海岸保全施設が整備されている。

#### ウ 対策

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

### (5) ため池

#### ア 実施責任者

県、市町、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という）

#### イ 現況

本県では小規模なため池に水源を求めた開田が有史以来すすめられ、約 17,000 箇所（全国第2位）のため池が存在している。これらのため池の90%以上は、大正時代以前に造られており、今日の農村における高齢化、混住化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化がさらに進んでいることから、決壊等の恐れのある危険なため池は年々増加している。

また、多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

#### ウ 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市町はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市町及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市町が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び市町は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

### （6）まちづくり

#### ア 実施責任者

県、市町

#### イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

#### ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

### （7）建築物

#### ア 実施責任者

県、市町

#### イ 現況

南海トラフ地震の将来 30 年間の発生確率が 80%程度とされている中、県内の建築物の耐震化率は8割強と耐震化が進んでいない。

また、地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

#### ウ 対策

建築物の耐震化推進については、市町が実施する取組を支援する。

また、住宅の台風被害防止対策に関しては、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める。

(8) 空家

ア 実施責任者

市町

イ 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

ウ 対策

市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(9) 盛土

ア 実施責任者

県、市町

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

## 第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良計画

### 1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

### 2 実施責任者

災害予防責任者

### 3 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 雪害予防に関する施設・設備
- (4) 高潮、津波予防に関する施設・設備
- (5) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (6) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (7) 地下空間における災害の予防に関する施設・設備
- (8) 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- (9) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (10) その他の防災に関する施設・設備

### 4 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

### 第3節 地震被害軽減のための基本的な施策

#### 1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、県民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

なお、広島県地震防災戦略（平成20年3月）は、これらの基本的な施策の策定に伴い廃止する。

#### 2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

#### 3 施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

| 施 策 体 系            |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 命を守る対策         | ア 建物倒壊対策       |
|                    | イ 土砂災害対策       |
|                    | ウ 津波浸水対策       |
|                    | エ 地震火災対策       |
|                    | オ 落下物等対策       |
| (2) 生活と社会機能を維持する対策 | ア ライフライン施設被害対策 |
|                    | イ 交通施設被害対策     |
|                    | ウ 避難者等への対応     |
|                    | エ 帰宅困難者等への対応   |
|                    | オ 物資等確保対策      |
|                    | カ 医療機能確保対策     |
|                    | キ 災害廃棄物等対策     |
|                    | ク その他の課題への対応   |
| (3) 防災力の向上対策       |                |

#### 4 対策内容

##### (1) 命を守る対策

##### ア 建物倒壊対策

##### (ア) 住宅・建築物等の耐震化

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に係る広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

- また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。

**【具体目標】**

- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率  
91.3% (R2) → 96% (R7)
- ・ 住宅の耐震化率  
84.5% (R2) → 92% (R7)

(イ) 病院の耐震化

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

**【具体目標】**

- ・ 病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）  
10.2% (H30) → 100% (R7)

(ウ) 社会福祉施設の耐震化

- 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

(エ) 県有施設等の耐震化

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

(オ) 警察庁舎の耐震化

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。

**【具体目標】**

- ・ 警察本部庁舎・警察署耐震化率  
88.1% (R2) → 90.5% (R7)
- ・ 交番・駐在所耐震化率  
67.2% (R2) → 76.7% (R7)

(カ) 建築物等の老朽化対策

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。
- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

**【具体目標】**

- ・ 修繕方針策定済の公共土木施設分類数  
30 施設分類 (R1) → 40 施設分類 (R7)

・新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額  
323 百万円 (R1) → 500 百万円 (R7)

(キ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

イ 土砂災害対策

(ア) 土砂災害対策施設の整備

- 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

【具体目標】

・土砂災害から保全される家屋数  
約 116,000 戸 (R2) → 約 129,000 戸 (R7)

(イ) 山地災害対策施設の整備

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。

【具体目標】

・山地災害防止対策等着手地区数  
5,336 地区 (R1) → 5,516 地区 (R7)

(ウ) 土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進

- 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
- がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。
- 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導體制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。

【具体目標】

・水害・土砂災害リスクの認知度  
77.0% (R2) → 100% (R7)

(エ) 宅地耐震化の推進

- 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

(オ) 農地・森林等の保全の取組

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。さらに、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。

**【具体目標】**

- ・維持されている農地面積  
54,100ha (R1) → 51,100ha (R7)
- ・手入れ不足の人工林間伐面積  
617ha (R1) → 1,050ha (R7)

ウ 津波浸水対策

(ア) 津波・浸水、高潮対策施設の整備

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。
- 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づく施設の整備を進める。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

**【具体目標】**

- ・防護達成人口率（沿岸域）  
63.4% (R2) → 65.7% (R7)

(イ) 津波避難体制の整備

- 津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定、避難指示の発令のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進する。
- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。
- また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。
- 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避



難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。

【具体目標】

- ・市町の津波避難計画策定市町数  
2市町（R2） → 14市町（R7）
- ・南海トラフ地震防災対策計画策定率  
83.4%（H30） → 100%（R7）

（ウ）津波避難意識の向上等

- 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。
- 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を推進する。
- 県民が高潮における危険箇所等を知り、円滑かつ迅速な避難を行うため、防災情報を提供する「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。
- ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

エ 地震火災対策

（ア）装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

（イ）消防団の充実・強化

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【具体目標】

- ・消防団員数の維持  
21,542人（R1） → 22,229人（R3）

（ウ）自主防災組織の充実・強化

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

【具体目標】

- ・呼びかけ体制構築組織率  
0.7%（R1） → 100%（R7）

（エ）市街地での防災機能の確保等

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地

となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

- 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助言を行う。

#### オ 落下物等対策

##### (ア) 既存建築物等の総合的な安全対策

- 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。
- 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。
- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

##### 【具体目標】

- ・危険ブロック塀対策補助制度創設市町  
12市町創設（R2） →  
危険ブロック塀対策を要する全市町で創設（R7）

##### (イ) 家具固定の促進

- いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

##### 【具体目標】

- ・家具等の転倒防止を行っている人の割合  
49.0%（R1） → 70.0%（R7）

#### (2) 生活と社会機能を維持する対策

##### ア ライフライン施設被害対策

##### (ア) 水道管の耐震化等供給体制の強化

- 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画及び上下水道耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。

##### (イ) 下水道施設の防災・減災対策

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。
- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

##### (ウ) 電力設備の耐震化

- 電気事業者において、発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図る。

##### (エ) 通信施設の整備

##### a ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

- 被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

## b ケーブルの地下化・洞道への収容替え

- 地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

## c 中継ケーブルの信頼性向上

- 交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

## (オ) ガス導管の耐震化

- 災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

## イ 交通施設被害対策

## (ア) 災害に強い道路ネットワークの構築

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

## 【具体目標】

- ・ 緊急輸送道路の防災対策実施済延長

454.5km (28.0%) (R2) → 799.2km (49.0%) (R7)

## (イ) 交通安全施設等の整備

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。
- 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。

## 【具体目標】

- ・ 信号機の電源付加装置整備状況

90基 (R2) → 104基 (R7)

## (ウ) 新幹線高架橋柱の耐震補強

- 鉄道事業者において、新幹線高架橋柱及び橋脚等の耐震補強を進める。

## (エ) 港湾を利用した緊急輸送網の確保

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

## 【具体目標】

- ・ 港湾における緊急物資供給可能人口カバー率

33% (R2) → 53% (R7)

## (オ) 緊急輸送体制の整備

- バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充

実を図る。

- 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

#### ウ 避難者等への対応

##### (ア) 要配慮者に対する支援

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、市町における避難行動要支援者名簿の定期更新や個別避難計画の早期かつ着実な策定が進むよう、計画策定ガイドラインの作成・提供や福祉専門職向け研修の開催、先進市町における取組事例の共有等により、引き続き市町の取組を促進する。
- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。
- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、福祉避難所等ガイドラインの作成・提供や実施市町の取組事例の共有等により市町の取組を促進する。
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークを基盤とした災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣体制の充実等に取り組む。
- 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。
- 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施する。

##### 【具体目標】

- ・ 個別避難計画の作成同意者に対する作成割合  
56.4%（R4） → 100%（R8）

##### (イ) 心のケアなどの支援体制の整備・強化

- 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施する DPAT 研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療福祉ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。
- 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。
- 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。
- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。
- 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづく

りなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

【具体目標】

- ・避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合  
27.6% (R2) → 100% (R7)

(ウ) 被災者の住宅確保

- 建設型応急住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 賃貸型応急住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 県営住宅への一時入居体制を維持する。

(エ) 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

- 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。
- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

(オ) 避難所の防災機能強化

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(カ) 避難先の確保

- 各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。

(キ) 分散避難の啓発

- 県民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

(ク) 特定動物や被災動物への対応

- 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。

エ 帰宅困難者等への対応

(ア) 帰宅困難者対策の周知

- 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早

期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

(イ) 事業所等との協定

- 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

オ 物資等確保対策

(ア) 非常用物資の備蓄の推進

- 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

(イ) 物資調達・供給の連携体制の整備

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。
- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

(ウ) 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

- 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

カ 医療機能確保対策

(ア) 医療救護体制の強化

- 大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。
- EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（災害診療記録）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。
- 災害時の DMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT 隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たな DMAT チームの養成を推進する。
- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

【具体目標】

- ・ 災害拠点病院の災害訓練の参加（実施）  
74%（R1） → 100%（R8）

・DMA T数  
31 チーム (R1) → 43 チーム (R11)

(イ) 病院の防災機能強化

- 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。

(ウ) 医療・介護人材の育成

- 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないように、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

【具体目標】

・県内医療に携わる医師数  
7,286 人 (H30) → 7,332 人 (R6)  
・医療施設従事看護職員数  
44,184 人 (H30) → 47,007 人 (R7)  
・介護職員数  
50,280 人 (H30) → 52,485 人 (R7)

(エ) 福祉支援ネットワークの構築

- 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。

(オ) 感染症対策の司令塔機能の整備

- 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。
- 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。
- 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。

(カ) 予防接種の促進

- 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。

(キ) 検査体制の強化

- 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。

【具体目標】

・麻しん・風しんワクチンの接種率  
1 期 95.5%、2 期 94.2% (R1) →  
1 期 98.5%以上、2 期 94.6%以上 (R7)

(ク) 遺体への適切な対応

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。

- 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。
- 現在、科学捜査研究所（DNA型鑑定による身元確認を行う施設）は1カ所であることから、災害に強い庁舎への改修（移転も含む）や鑑定施設の分散化等を引き続き検討する。
- 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。

#### キ 災害廃棄物等対策

##### （ア）災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル（第3版）」（令和5年9月）を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

##### （イ）浄化槽対策

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実にを行う。

#### ク その他の課題への対応

##### （ア）石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上

- 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。

###### 【具体目標】

- ・ 石油コンビナート等総合防災訓練の実施  
隔年1回の訓練を実施

##### （イ）有害物質流出対策

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、速やかに消防・市・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
- 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。

###### 【具体目標】

- ・ 水質汚染事故発生件数  
147件（R1） → 現状値より減少（R7）

##### （ウ）文化財の保護



- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。
- 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

(エ) 孤立化防止のためのインフラ整備

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めていく。
- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

(オ) 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

- 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町によるハザードマップの作成と公表を支援する。
- ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。
- 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
- 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

【具体目標】

- ・ 防災重点ため池の防災工事の完了箇所数  
459箇所（R1） → 883箇所（R7）

(カ) 地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

- 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。
- 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

【具体目標】

- ・ 汚水処理人口普及率  
88.4%（H30） → 92.8%（R8）

(キ) 事業継続の取組の推進

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。

(ク) 業務継続性の確保

- 南海トラフ地震を想定した県の「業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証していく。
- 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画（BCP）」の策定を促進する。
- 災害対策本部が設置される市町村庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

【具体目標】

- ・ 72時間稼働の非常用電源を確保している市町数  
8市町（R1） → 23市町（R7）

## (ケ) 執務環境、実施体制の維持確保

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。
- 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないように、引き続き、本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ、ネットワーク機器の移設・更新等を検討する。

## (コ) 道の駅の活用促進

- 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整える。

## (サ) 治安の維持

- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。
- 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。
- 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

## (シ) 事業用地の確保

- 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

## (ス) 水産業の生産基盤等の災害対応力強化

- 漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスタープランの方針内に位置付け、新たな整備や現有施設機能強化を推進する。
- 漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の改築を含めて機能強化を図る。
- 大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施する。
- 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。

## (セ) 警察の災害対応機能の強化

- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。
- 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを継続して行う。

## 【具体目標】

- ・ 逃走防止訓練及び避難訓練の実施

## 年1回以上の訓練を実施

## (3) 防災力の向上対策

## ア 自助・共助の取組強化

- 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。
- 企業訪問や企業向け研修会などを通じた、ポータルサイト「はじめての一步」を活用した防災学習の促進、県の一斉防災教室・訓練への参加促進や先進事例の紹介を引き続き行う。
- 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を促進するとともに、子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の担い手育成などの取組を通じて県内の地域コミュニティにおける、防災教室等への参加の呼びかけを引き続き促す。
- 小中学校や自主防災組織等を対象に、防災知識の向上や災害の教訓を次世代へ伝承するため、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツールや、過去に発生した災害写真などのアーカイブの活用を図るなど、効果的な防災教育を実施する。

## 【具体目標】

- ・避難の準備行動ができている人の割合  
13.6% (R1) → 50.0% (R7)
- ・マイ・タイムラインを作成している人の割合  
— → 60.0% (R7)
- ・災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合  
68.5% (R1) → 100% (R7)
- ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合  
31.1% (R1) → 80.0% (R7)
- ・防災教室・訓練への参加者割合  
41.5% (R1) → 60.0% (R7)
- ・非常持出品を用意し、かつ、3日分以上の食糧や飲料水を備蓄している人の割合  
52.3% (R1) → 70.0% (R7)

## イ 災害情報伝達手段の多様化

- 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

## ウ 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網)を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備・多重化・耐震化を検討する。
- 110番通報等と連動したGISを基盤とする情報共有システム(災害警備システム)を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。

- 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。
  - AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。
- エ 災害対処能力の向上
- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用した仕組みを構築する。
  - また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。
  - 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。
  - 市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援する。
  - あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。
  - 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
  - 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。
- 【具体目標】**

  - ・ 県内 23 市町の災害対策運営要領等の点検・修正  
毎年度点検を実施
- オ 広域応援体制の構築
- 大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国 5 県、中国四国 9 県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。
  - 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。
  - 更に、市町を支援するため、県は、市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行う。
  - 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。
- カ ボランティア体制の構築等
- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ

等を更に充実させる取組を推進する。

- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
- また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて、市町と市町社会福祉協議会等との連携を促進させる。

#### キ 災害に強い都市構造の形成

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成30年3月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。
- 平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。

#### ク 平時からの連携体制構築

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
- ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

#### ケ 地籍調査の推進

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。

##### 【具体目標】

- ・ 地籍調査進捗率

53.3% (R1) → 56.3% (R7)

#### コ 建設業の担い手確保

- 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。

#### サ デジタル技術を活用した生産性の向上

- AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理するICT活用工事やBIM/CIMを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

### 5 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

## 第4節 防災都市づくりに関する計画

### 1 方針

地震・津波発生時には、わが県においても、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、県民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災都市づくりを行うために、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

### 2 防災上重要な公共施設の整備

#### （1）防災上重要な建築物の整備

##### ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

県及び市町は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

県及び市町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。県の場合は、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため太陽光発電等の導入にも努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

##### イ 市町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性・津波災害対策の向上

県及び建築主事を置く市は、市町庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市町及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市町及び民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊

及び浸水防止に努める。

#### ウ 学校の津波対策

県及び市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

### (2) 緊急輸送道路等の整備

#### ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

#### イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

#### ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

#### エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び市町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市町は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

### (3) 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備する。

#### ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

##### レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

##### レベル2【最大クラスの津波】

・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

#### イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

#### ウ 消火用水・生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、

車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

(4) 空港の整備

広島空港及び広島ヘリポートについては、災害時に救援物資や人員輸送などの応急対策を実施するため、関係する施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(5) 港湾の整備

東日本大震災の国の調査結果と整備基準・設計基準の見直しを受けた広島県の港湾・漁港の設計マニュアル等により整備する。

ア 耐震強化岸壁の整備

地震・津波が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するとともに、国際コンテナ物流機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や既存岸壁の耐震強化を図る。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

(6) 鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

県は、県内に所在する国・県・市町指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市町及び所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作



成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。  
また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市町においては、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

#### 4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

(ウ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(ア) 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホー

ル内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ ガス

ガス設備全般について、耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう整備を進める。

特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震・津波発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震・津波発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

オ 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。
- d 通信ケーブルの地中化を推進する。
- e 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- f 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- g 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

市町は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市町は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワー

クを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

6 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、同計画に基づく事業を推進する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 計画作成主体

県

(2) 計画年度

令和3年度～令和7年度（第6次）

(3) 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。  
(市町事業を含む。)

- ア 避難地
  - イ 避難路
  - ウ 消防用施設
  - エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
  - オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
  - カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
  - キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
  - ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
  - ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
  - コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
  - サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの
  - シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
  - ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの
  - セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
  - ソ 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
  - タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
  - チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
  - ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
  - テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策
- (4) 計画推進のための必要な措置
- ア 県は、地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。
  - イ 県は、対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

## 第5節 県民の防災活動の促進に関する計画

### 1 方針

県民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、市町、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### 2 防災教育

#### (1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、県民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、県民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

#### (2) 実施責任者

災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

#### (3) 実施内容

##### ア 防災思想の普及、徹底

県民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル

ル の配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

#### イ 県民等に対する防災知識の普及・啓発

県及び市町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

国、県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

#### (ア) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

#### (イ) 地震・津波災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など<地震・津波のときの心得>
  - (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
  - (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
  - (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
  - (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
  - (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、

ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

#### <津波に対する心得－陸地にいる人の場合>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。  
なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。  
また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

#### <津波に対する心得－船舶の場合>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- l 自動車運転時の心得
- m 救助・救援に関する事項
- n 安否情報の確認に関する事項
- o 津波浸水想定図
- p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障害者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策

（ウ）実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設による普及啓発
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- d 映画、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- h その他時宜に即した方法による普及啓発

ウ 地震・津波教育、啓発

（ア）職員に対する教育

県、市町及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- a 地震・津波に関する一般的な知識
- b 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

（イ）児童生徒等に対する教育

県及び市町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

（ウ）自動車運転者に対する啓発

県、県警察及び市町は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震・津波発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

（エ）その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞ



れの業務に関する地震・津波災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(オ) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震・津波災害に対する普及啓発活動を実施する。

### 3 防災訓練

#### (1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとするを目的とする。

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

#### (2) 実施責任者

災害予防責任者

#### (3) 実施事項

##### ア 防災訓練の実施

(ア) 県は、国、市町、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、水防活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、他の都道府県との広域応援、海難救助、山岳遭難者の救助活動、避難救助及び非常招集、海上における大規模な流出油等災害対策、緊急地震速報を利用した安全確保行動、その他防災に関する活動とする。

(イ) 市町は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(ウ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(エ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

##### イ 地震・津波に備えた訓練

##### (ア) 職員の動員訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

##### (イ) 通信運用訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

##### (ウ) 津波避難訓練

a 県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

b 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、

釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

- c 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

#### ウ 防災訓練に対する協力等

(ア) 県及び市町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(イ) 各防災関係機関は、県や市町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

#### (4) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市町及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

### 4 消防団への入団促進

#### (1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

#### (2) 実施責任者

県、市町

#### (3) 実施内容

市町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

県は、市町が行う消防団の入団促進等について指導・支援に努める。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ (社) 全国消防機器協会等会社社員の入団促進

ウ 女性消防団員の入団促進

エ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

オ 消防団員の活動環境の整備

カ 消防団と事業所の協力体制の推進

### 5 地区防災計画の策定等

- (1) 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計

画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 6 自主防災組織の育成、指導

### (1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

### (2) 実施責任者

#### ア 市町

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

#### イ 県

市町との有機的な連携を図り、自主防災組織の育成、指導に努める。

#### ウ その他の災害予防責任者

市町及び県の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

### (3) 実施内容

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

#### ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

#### イ リーダー養成のための講習会等の開催

#### ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

#### エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

### (4) 自主防災組織の編成

#### ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

#### イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

### (5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

#### ア 平常時の活動

##### (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立

##### (イ) 防災知識の普及

##### (ウ) 防災訓練の実施

##### (エ) 火気使用設備器具等の点検

##### (オ) 防災資機材等の備蓄、整備

#### イ 災害時の活動

##### (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達

##### (イ) 出火防止、初期消火

##### (ウ) 避難誘導活動

##### (エ) 避難行動要支援者の避難支援

##### (オ) 救出救護活動

(カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(6) 県の協力・支援

県は、市町が行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 実施責任者

県、市町、日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア 県及び市町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 県及び市町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

エ 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 県及び市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

キ 広島県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び市町は、それを支援する。

ク 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

## 8 企業防災の促進

### (1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

### (2) 実施責任者

県、市町、企業、商工会・商工会議所

### (3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県・市町等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、県、市町及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、県は、事業継続マネジメント（BCM）の構築に資する事業継続計画（BCP）の構築支援など、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 9 県民運動の推進

### (1) 目的

県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

### (2) 内容

県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

#### ア 災害から命を守るための行動目標

（ア）災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

（イ）災害発生の危険性をいち早く察知すること。

（ウ）自ら判断して適切な行動を取ること。

#### イ 普段から災害に備えるための行動目標

（ア）防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

（イ）非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

## 第6節 調査、研究に関する計画

### 1 目的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるために、災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

### 2 実施責任者

災害予防責任者

### 3 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

### 4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、防災会議が関係機関との調整に当たる。

### 5 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定し、被害想定調査を実施する。この調査の結果は、県の地震・津波災害対策の基礎データとするとともに、市町や防災関係機関等へも資料を提供して、その活用を図ることとする。
- (2) 市町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

### 6 地震・津波に関する調査研究等の推進

県は、国や大学の研究機関等が、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震について実施する次の調査研究に協力するとともに、各種情報の収集に努め、必要に応じ公表することとする。

- (1) 津波のメカニズム解明
- (2) 地震予知を目指した観測研究
- (3) 強震動及び津波の予測精度向上のための調査研究
- (4) 津波情報の高度化及び住民の避難行動に関する研究

**第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画****1 方針**

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

併せて、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

**2 災害発生直前の応急対策への備え****(1) 配備動員体制の整備関係****ア 県の配備動員体制**

県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の参集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章及び災害対策運営要領で定める。

また、災害対策運営要領において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

**イ 市町の配備動員体制**

市町長はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

**ウ 防災関係機関等の配備動員体制**

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

**エ 業務継続性の確保**

県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

**(2) 気象警報等の伝達関係****ア 情報ネットワーク等の整備**

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

**イ 防災行政無線等による情報伝達**

市町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節において同じ。）による伝達やインターネット、CATV等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報

を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

#### ウ 伝達手段の多重化、多様化

市町は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

#### （３）緊急地震速報の伝達関係

県及び市町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

#### （４）津波警報等の伝達関係

ア 市町は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市町は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

#### （５）住民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

#### （６）行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

### 3 災害発生直後の応急対策への備え

#### （１）災害情報の収集・伝達関係

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。



## ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

## イ 防災行政無線等による情報伝達

市町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても同様とする。

## ウ 災害広報実施体制の整備

県及び市町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

## (2) 情報の分析整理

ア 県及び市町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

ウ 都道府県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

## (3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 市町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線、IP通信網、CATV網、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 県は、災害等により、広島県総合行政通信網の県庁統制局又は中継局が使用できなくなった場合に備えて、地上系通信網のループ化や衛星通信等の代替通信機能の確保に努めるものとする。

また、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化の促進に努めるものとする。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

エ 県及び市町等は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連

装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

オ 県及び市町は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

カ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

キ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

ク 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

ケ 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

#### 4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

##### （１）自衛隊災害派遣関係

ア 市町及び関係機関は、平素から、市町及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市町及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 市町及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

##### （２）相互応援協力関係

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

## 5 救助・救急、医療、消火活動への備え

### (1) 医療、救護活動関係

#### ア 連携体制

市町及び県は、地震災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は医療機関及び市町等から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

さらに、今後の災害発生に備えるため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を実施するとともに、被災都道府県から要請があった場合には、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームによる応援派遣の検討を図るものとする。

#### イ 情報共有

県は、中国地方各県と、各県災害拠点病院の状況、位置、特徴、連絡先等の情報を平常時において、あらかじめ共有し、速やかな応援体制に活用するものとする。

#### ウ 通信手段の確保

県及び市町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

### (2) 消防活動体制の整備関係

ア 市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

#### (ア) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

#### (イ) 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等

を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

### (3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

## 6 緊急輸送活動への備え

市町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

県及び市町は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び市町が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、県及び市町が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、市町に対する周知徹底に努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

県及び市町は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

特に、隣接県との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施する観点から、第1次緊急輸送道路のうち県内と隣接県とを相互に連絡する道路を「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

## 7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

## (1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

## (2) 住宅対策関係

県及び市町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

## (3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市町は、県民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

## (4) 孤立集落対策関係

県及び市町は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

## ア 県

(ア) 市町と連携して、災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 市町・関係機関等と連携・協力し、ドローン等の活用による輸送体制の強化及び衛星通信機器等の通信手段の確保

## イ 市町

(ア) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備

(ウ) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備

(エ) 防災行政無線、IP通信網、CATV網、衛星通信など情報通信手段の確保

(オ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

(カ) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

## (5) 感染症の自宅療養者等対策

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難

の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

さらに、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

#### (6) 被災者支援等対策

市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市町が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

### 8 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市町等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

#### (1) 食料供給関係

ア 県及び市町は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 県及び市町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

#### (2) 給水関係

ア 市町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

##### (ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

##### (イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

##### (ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 知事は、災害時に備えて、平素から市町長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

#### (3) 生活必需品等供給関係

県及び市町は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

#### （４）救援物資の調達・配送関係

県内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

県及び市町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

### 9 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるとともに、災害発生後においては、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

### 10 電源の確保

国、県、電気事業者等は、それぞれが所有する電源車の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるとともに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

### 11 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努めるものとする。

#### 12 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

#### 13 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

#### 14 空家状況の把握

市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

#### 15 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

#### 16 文教関係

##### (1) 避難計画の作成

学校の管理者（市町立学校にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）にあっては、学校長、公立大学にあっては学長）は、あらかじめ市町長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

##### (2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（市町立学校（幼稚園を除く。）にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。）にあっては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

##### (3) 園児・児童・生徒・学生に対する防災教育

ア 県教育委員会は、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施について、公立学校（大学を除く。以下この項において同じ。）の管理者を指導する。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、公立学校に準じた防災教育を行うよう指導又は要請する。

イ 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知



識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

また、県は、私立学校に対し、公立学校に準じた対策を行うよう指導又は要請する。  
ウ 高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

#### （４）学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

学校法人等が設置する私立学校については、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

#### （５）文化財の保護

県及び市町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

#### （６）地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市町長と協議のうえ、飲料水及び非常食用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

#### （７）教職員に対する研修

県教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又は要請する。

#### （８）社会教育等を通じての啓発

県教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

### 17 放射線の測定

県は、環境中の放射線の状況について、環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。

### 18 罹災証明書の発行体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

### 19 上下水道施設の対策

(1) 上下水道施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

(2) 上下水道施設が被災した場合の対応

県、市町、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

## 第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

### 1 方針

防災関係機関は、災害等が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

### 2 洪水浸水想定区域等の指定

#### (1) 洪水浸水想定区域の指定

ア 県及び中国地方整備局は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(ア) 水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川

中国地方整備局 10 河川

県 2 河川

(イ) 氾濫危険水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川

中国地方整備局 4 河川

県 61 河川

(ウ) その他の法河川

県 456 河川

イ 洪水浸水想定区域の指定を受けた市町は、市町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 避難場所及び避難経路に関する事項

(ウ) 避難訓練に関する事項

(エ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

(オ) 施設の名称及び所在地

(カ) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

#### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

ア 県は、住民等へ土砂災害の危険性を早期に周知するため、基礎調査結果を公表しなければならない。

イ 県は、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

ウ 土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町は、市町地域防災計画において、警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

(ア) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

(イ) 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

(ウ) 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

(エ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

(オ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

(カ) 避難訓練の実施

### (3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

### (4) 雨水出水浸水想定区域の指定

市町は、当該市町が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

## 3 津波災害警戒区域の指定

(1) 県は、広島県沿岸部について、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に浸水等により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれが想定される区域を関係市町長の意見を聴いて、津波災害警戒区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される基準水位を公表する。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定した区域が存在する市町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町）

(2) 津波災害警戒区域の指定を受けた市町は、市町地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

ア 津波に関する予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事

オ 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

（ア） 施設の名称及び所在地

（イ） 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

#### 4 ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む市町は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- （１）市町地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害及び津波に関する情報等の伝達方法
- （２）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- （３）その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- （４）浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

#### 5 避難計画の作成等

- （１）多数の人が集まる施設の避難計画

ア 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

（ア）学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

（イ）病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 県及び沿岸市町は、居住者等が津波来襲時に適確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

エ 沿岸市町は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

## （２）地下街等の避難計画

地下街等（地下街、デパートの地下売り場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階）の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。

特に、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

市町は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

## （３）指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

### ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避

難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

#### イ 指定避難所の指定・周知

市町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

##### (ア) 指定避難所

指定避難所については、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

##### (イ) 福祉避難所

- a 市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- b 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- c 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

#### (4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、

緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

#### (5) 指定避難所の開設・運営

市町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県は、市町が開設する避難所の運営体制を充実させるため、避難所運営マニュアルの作成に向け、必要な助言等を行うものとする。

県及び市町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### (6) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、市町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

エ 県及び市町は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

### 6 住民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、高潮、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

県、市町及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び29条に基づき、地すべりなどの重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの指示の発令に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知し、併せて一般に周知する。

県は、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域の指定・公表を行い、安全な国土利用や



警戒避難体制の整備の支援に努める。

県及び市町は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市町は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

## 7 指定避難所等の整備

- (1) 市町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、給水タンク、、マット、、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ

エ 要配慮者にも配慮した施設・設備

オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。

ク 指定避難所の電力容量の拡大

ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

- (2) 県及び市町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

- (3) 市町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (4) 市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困

難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

- (5) 県及び市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (6) 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (7) 県及び市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (8) 県及び市町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (9) 市町は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

## 8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

**第7節の3 危険物等災害予防計画****1 方針**

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

**2 実施責任者**

災害予防責任者

**3 実施内容****（1）危険物施設の災害予防対策****ア 施設の保全及び耐震化**

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

**イ 大規模タンクの耐震化**

容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

**ウ 保安確保の指導**

市町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

**エ 危険物取扱者に対する保安教育**

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

**オ 自主保安体制の確立**

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

**（2）高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策****ア 高圧ガス設備等の予防対策**

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、市町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

**（ア）防災マニュアルの整備**

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の

耐震化対策や地震・津波時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震・津波時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震・津波時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

県（委譲事務を実施する市町を含む）は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震・津波が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県（委譲事務を実施する市町を含む）へ通報するよう指導する。

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(ア) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務付けられている施設の所有者等に対しては、その登録申請時等に施設の耐震性の向上等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

(イ) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設であって毒物及び劇物を多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(ウ) 毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

県は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

イ 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

(b) 設備等の点検・保守を行う者

(c) 事故時における関係機関への通報を行う者

(d) 事故時における応急措置を行う者

c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 前記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 前記 b に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記 e に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

ウ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

## 第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

### 1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を推進するため、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

### 2 実施責任者

災害予防責任者

### 3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救難用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

### 4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

#### (1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮した被害想定調査結果や、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

#### (2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等県民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

#### (3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市町、県の3者が行うものとする。

##### ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

##### イ 市町

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出

し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

#### ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

#### (4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

#### (5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

#### ア 市町

市町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保にあたっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

#### イ 県

防災拠点施設等の県有施設及び民間倉庫等に備蓄する。

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院、災害協力病院及び県立病院への備蓄を考慮する。

### 5 備蓄及び調達体制の確立

#### (1) 食料

##### ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市町及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

##### イ 備蓄量等

###### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の2食分程度の備蓄に努める。

###### (イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

##### ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契

約又は協定の締結に努めるものとする。

## (2) 飲料水

### ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

### イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

## (3) 生活必需品等

### ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市町及び県は、備蓄に努めるものとする。

### イ 備蓄量等

#### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の1日分程度の備蓄に努める。

#### (イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

### ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

## (4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、県、市町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

### ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

### イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。



ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

県、市町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

県及び市町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

## 第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

### 1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の避難行動要支援者対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

### 2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、（公財）ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。
- (2) 市町は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

- (3) 市町は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。
- (4) 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備に努めるものとする。

### 3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

#### (1) 組織体制の整備

県及び市町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

#### (2) 避難体制の整備

県及び市町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

#### (3) 施設・設備等の整備

県及び市町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向

上に努めるよう指導する。

また、県及び市町は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、県、市町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

#### 4 在宅の避難行動要支援者対策

##### (1) 組織体制の整備

県及び市町は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

##### (2) 通報体制の整備

市町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

##### (3) 環境の整備

県及び市町は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

##### (4) 防災器具等の普及・啓発

市町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

##### (5) 避難行動要支援者名簿

ア 市町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市町は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

エ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

##### (6) 個別避難計画

ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別

避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

- イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- エ 市町は、作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- オ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- カ 市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- キ 市町は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ク 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

#### (7) 避難行動要支援者の避難誘導等

市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

### 5 要配慮者への啓発・防災訓練

#### (1) 防災知識等の普及啓発

県及び市町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市町は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

#### (2) 防災訓練

県及び市町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものと

する。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市町長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市町長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

## 第9節 災害救助基金に関する計画

### 1 方 針

この計画は、災害救助に要する費用に充てるための災害救助基金の積み立てに関して必要な事項を定めることとする。

### 2 実施責任者 県

### 3 実施事項

県は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第22条の規定による災害救助基金を積み立てる。

この基金は、大規模な災害により、災害救助法が適用された場合、同法第4条に規定する次の救助を行う費用の支弁の財源に充てることを目的としており、その内容は、現金（預金で運用）と備蓄物資からなる。

- （1）避難所の設置
- （2）応急仮設住宅の供与
- （3）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （4）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （5）医療及び助産
- （6）被災者の救出
- （7）被災した住宅の応急修理
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）遺体の搜索及び処理
- （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 4 実施方法

基金の管理運用については、災害救助基金管理及び支出規則（昭和23年広島県規則第21号）に定めるところによる。

## 第10節 広域避難の受入に関する計画

### 1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

### 2 被災住民の受入

- (1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市町と協議するものとする。

この場合、市町は、市町自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- (2) 市町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

### 3 被災住民の受入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市町へ通知する。

- (2) 市町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

### 4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市町の受入体制が十分確保できない場合、市町は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

# 第 3 章の 1

## 災害応急対策計画（基本編）



**第1節 基本方針**

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 海上災害応急対策に関する事項
- 16 主な災害の特質及び対策に関する事項

## 第2節 災害発生直前の応急対策

## 第1項 組織、動員計画

## 1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

## 2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。
- (3) 県における応急対策の分掌は、広島県行政組織規則（昭和39年規則第18号）及び広島県公営企業組織規程（昭和49年広島県公営企業管理規程第6号）の定めるところにより行い、その総合調整は広島県危機管理監（以下「危機管理監」という。）において行う。

## 3 災害対策本部

県は、総合的な対策を講じるため、特に知事が必要と認めるときに基本法第23条の規定に基づく広島県災害対策本部を設置する。

## (1) 設置の基準

基本法第23条の規定に基づく広島県災害対策本部の、設置に係る基準は次のとおりである。

| 災害の種類 | 判断方法                                                                   | 判断基準                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 風水害   | 総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めるとき                                             | ① 県内の市町に、『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき<br>② 県内の市町に「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき<br>③ 本県の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき<br>④ 甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき<br>⑤ 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき |
| 地震・津波 | 自動設置                                                                   | ① 県内で震度6弱以上を観測したとき<br>② 気象庁が「広島県」に「大津波警報」を発表したとき                                                                                                                                                        |
|       | 総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めるとき                                             | ③ 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき<br>④ 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき<br>⑤ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき<br>⑥ 気象庁が「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき                                                              |
| 林野火災  | 総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めるとき                                             | 林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき                                                                                                                                         |
| その他   | 突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めるとき |                                                                                                                                                                                                         |

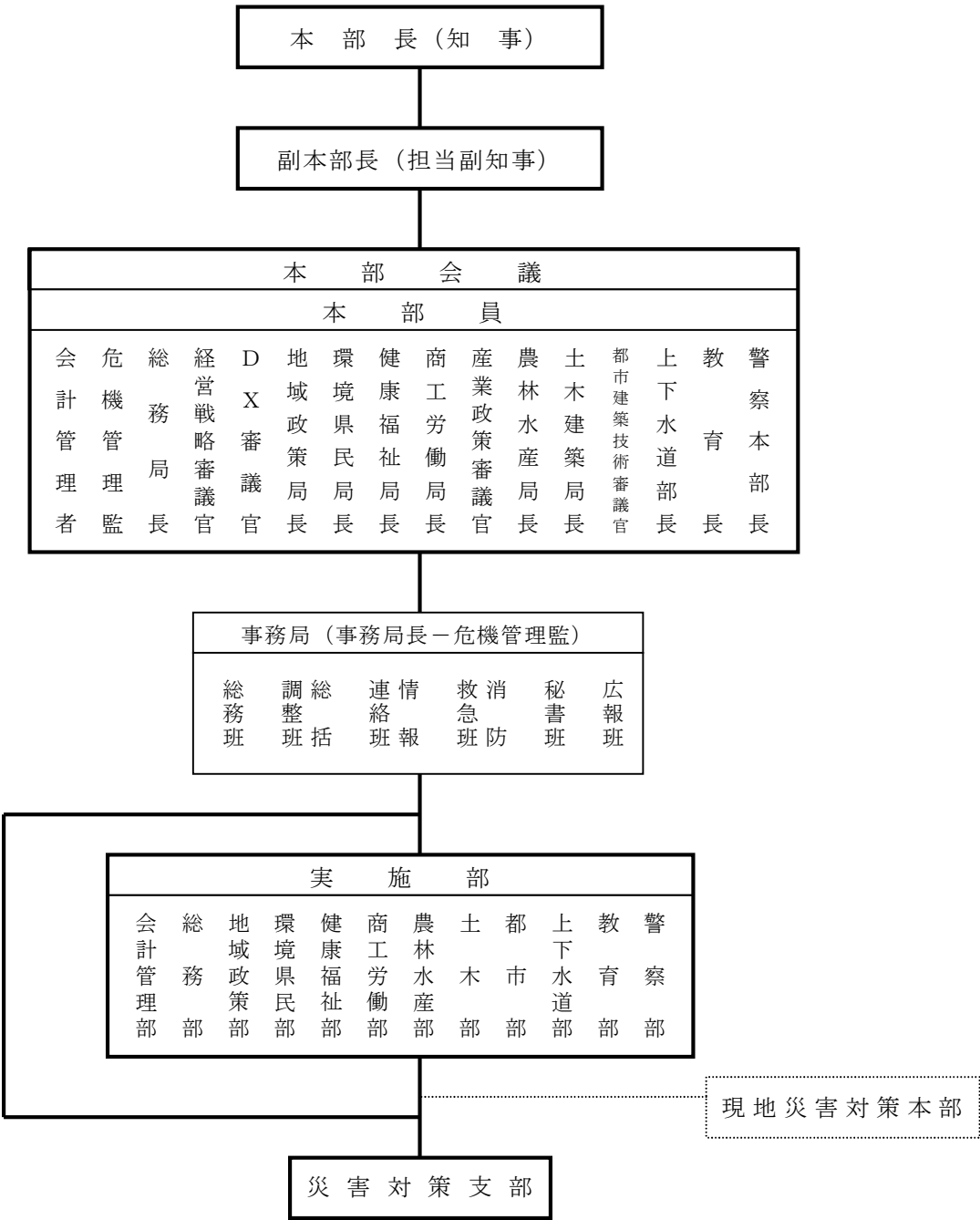
## (2) 組織

広島県災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部長は、基本法第23条の規定により知事をもって充て、副本部長には担当副知事、本部員に副知事、会計管理者、危機管理監、各局長、経営戦略審議官、DX審議官、産業政策審議官、都市建築技術審議官、県警察本部長及び教育委員会教育長をもって充てる。

- イ 災害対策本部の本部長（知事）に事故があつた場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長（副知事）が指揮を執るものとする。
- ウ 本部に、部、班を設け、部に部長、副部長を、班に班長を置く。
- エ 本部に事務局を置き、その事務は危機管理監で処理する。  
事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には危機管理監、事務局員には危機管理監職員及び関係課（室）職員をもって充てる。
- オ 本部のもとに災害対策支部を置き、支部長には総務事務所（支所）長をもって充てる。
- カ 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- キ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。
- ク 災害対策本部は、市町の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。
- ケ 以上による災害対策本部の組織を図示すれば次のとおりである。

広島県災害対策本部



## (3) 広島県災害対策本部の任務

広島県災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施する。

## (4) 設置及び廃止の手続き

- ア 災害対策本部を設置した場合、知事は、本部の名称、設置場所等を告示する。
- イ 設置した場合、知事は、防災会議を構成する各機関の長及び市町長に通知する。
- ウ 本部を廃止した場合も前号と同様の手続きを行う。

## (5) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の部の機構及び事務分掌は、広島県災害対策運営要領に掲載のとおりとする。

## (6) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

## (7) 国が設置する連絡会議及び調整会議との連絡調整

広島県災害対策本部は、国が設置する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行う。

## (8) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部（危機管理センター）の設置場所は、広島県庁舎北館とし、代替施設は広島県庁舎東館又は広島県防災拠点施設（三原市本郷町）とする。但し、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある。

## 4 配備及び動員

## (1) 配備

## ア 関係機関の配備体制

災害応急対策責任者は、応急対策を推進するため、それぞれの配備体制を整えておく。

## イ 県における配備体制

- (ア) 夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を県危機管理課に整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。
- (イ) 災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、次の体制によって対処する。

| 種 別  | 体制の概要及び業務内容                                        | 措 置                  |
|------|----------------------------------------------------|----------------------|
| 注意体制 | 状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動           | 広島県災害対策運営要領に基づき措置する。 |
| 警戒体制 | 事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策 |                      |
| 非常体制 | 災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施    |                      |

## (2) 動 員

## ア 関係機関の災害対策要員の動員

- (ア) 災害応急対策責任者は、それぞれの応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておく。
- (イ) 応急対策に要する人員は、その機関において確保するものとする。ただし、災害の規模

により他の機関の応援、協力を必要とする場合は、災害対策本部で調整する。

イ 県における災害対策要員の動員

- (ア) 県における災害対策要員の動員は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、広島県災害対策運営要領に基づき、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。動員の迅速化を図るため、職員緊急呼出しシステム、携帯電話等を適宜活用する。
- (イ) 大規模な災害が発生し、県各局等で要員が不足する場合は、県人事課（災害対策本部を設置している場合は動員班）で動員及び調整を行う。

## 第1項の2 労働力確保計画

### 1 目 的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本計画第3章第2節「組織、動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

### 3 実施方法

- (1) 災害応急対策はそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- (2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力要員の確保に努める。
- (3) 関係市町長、知事及びその他の災害応急対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- (4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者の要請により知事が必要なあつせんその他の措置をとる。

## 第2項 気象警報等の伝達に関する計画

## 1 目 的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

## 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

## (1) 発表官署

| 発 表 官 署                                                  | 発 表 す る 場 合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 法 令 名                                   |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 広島地方気象台                                                  | 異常気象により災害が起こるおそれがある場合。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 気象業務法<br>第13条及び第13条の2<br>水防法<br>第10条第1項 |
| 中国地方整備局<br>太田川河川事務所<br><br>広島地方気象台<br>( 共 同 )            | <p>太田川下流</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島市安佐北区亀山一丁目から海まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島市安佐南区八木町字馬淵から海まで</div> </div> <p>太田川上流</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島県山県郡安芸太田町大字遊谷字野為 1138 番の 2 地先から広島市安佐北区亀山一丁目まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島県山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手 889 番の 2 地先から広島市安佐南区八木町字馬淵まで</div> </div> <p>三篠川</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島市安佐北区狩留家町字黒王 1028 番地先から幹川合流点まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島市安佐北区狩留家町字六宗 1018 番地先から幹川合流点まで</div> </div> <p>根谷川</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島市安佐北区可部町大字下町屋字土居 426 番の 2 地先から幹川合流点まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島市安佐北区可部八丁目 2270 番地先から幹川合流点まで</div> </div> <p>について洪水のおそれがある場合。</p> | 水防法<br>第10条第2項<br>気象業務法<br>第14条の2第2項    |
| 中国地方整備局<br>太田川河川事務所<br><br>広島地方気象台<br>下関地方気象台<br>( 共 同 ) | <p>小瀬川</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島県大竹市小方町小方字安条山 650 番の 1 地先から海まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>山口県岩国市大字小瀬字深瀬 3354 番地先から海まで</div> </div> <p>について洪水のおそれがある場合。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 水防法<br>第10条第2項<br>気象業務法<br>第14条の2第2項    |
| 中国地方整備局<br>三次河川国道事務所<br><br>広島地方気象台<br>( 共 同 )           | <p>江の川上流</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島県安芸高田市八千代町土師字久保 750 番地先から広島、島根県境まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島県安芸高田市八千代町勝田字上谷 232 番地先から広島、島根県境まで</div> </div> <p>馬洗川</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島県三次市南畑敷町字下掛原 743 番地先から幹川合流点まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島県三次市四十貫町字樋の尻 273 番地先から幹川合流点まで</div> </div> <p>西城川</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島県三次市三次町字檜原 641 番地先から馬洗川合流点まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島県三次市三次町五日市 1115 番地先から馬洗川合流点まで</div> </div> <p>神野瀬川</p> <div> <div>左岸</div> <div>広島県三次市山家町 621 番の 3 地先から幹川合流点まで</div> </div> <div> <div>右岸</div> <div>広島県三次市布野町下布野字河戸 878 番の 2 地先から幹川合流点まで</div> </div> <p>について洪水のおそれがある場合。</p>     | 水防法<br>第10条第2項<br>気象業務法<br>第14条の2第2項    |



| 発 表 官 署                                        | 発 表 す る 場 合                                                                                                                                                                                                                 | 法 令 名                                          |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 中国地方整備局<br>福山河川国道事務所<br><br>広島地方気象台<br>（ 共 同 ） | 芦田川<br>左岸 広島県府中市久佐町字ツカ丸 286 番の 50 地先から海<br>まで<br>右岸 広島県府中市諸毛町字永野山 3271 番の 2 地先から海<br>まで                                                                                                                                     | 水防法<br>第 10 条第 2 項<br>気象業務法<br>第 14 条の 2 第 2 項 |
|                                                | 高屋川<br>左岸 広島県福山市神辺町字平野小字古市 173 番の 2 地先か<br>ら芦田川合流点まで<br>右岸 広島県福山市神辺町大字川北字古市 1808 番の 1 地先<br>から芦田川合流点まで                                                                                                                      |                                                |
| について洪水のおそれがある場合。                               |                                                                                                                                                                                                                             |                                                |
| 広島県<br>西部建設事務所呉支所<br>広島地方気象台<br>（ 共 同 ）        | 黒瀬川<br>（左岸・右岸 広島県呉市郷原町二級ダムから海まで）<br>について洪水のおそれがある場合。                                                                                                                                                                        | 水防法<br>第 11 条第 1 項<br>気象業務法<br>第 14 条の 2 第 3 項 |
| 広島県<br>東部建設事務所三原支所<br><br>広島地方気象台<br>（ 共 同 ）   | 沼田川<br>左岸 広島県三原市本郷町船木字兼広 1359-9 地先から海ま<br>で<br>右岸 広島県三原市本郷町船木字藤附 1211-2 地先から海ま<br>で                                                                                                                                         | 水防法<br>第 11 条第 1 項<br>気象業務法<br>第 14 条の 2 第 3 項 |
| について洪水のおそれがある場合。                               |                                                                                                                                                                                                                             |                                                |
| 広島県<br>土木建築局砂防課<br>広島地方気象台<br>（ 共 同 ）          | 大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生の危<br>険度が高まった場合。                                                                                                                                                                                 | 土砂災害防止法<br>第 27 条<br>気象業務法<br>第 11 条           |
| 気象庁本庁                                          | 津波のおそれがある場合。                                                                                                                                                                                                                | 気象業務法<br>第 13 条及び第 13 条<br>の 2                 |
|                                                | 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れ<br>が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。<br>また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。<br>（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点<br>で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが<br>来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であ<br>る。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。 |                                                |

## (2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を 5 段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

## (3) 種類及び発表の基準

## ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市区町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでど

おり市区町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(ア) 注意報

| 種 類          |                                 |             | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                       |  |                    |                   |                    |       |
|--------------|---------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------|-------------------|--------------------|-------|
| 一般の利用に適合するもの | 風<br>注<br>意                     | 雪<br>報      | 雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。                                                                                                                           |  |                    |                   |                    |       |
|              | 強<br>注<br>意                     | 風<br>報      | 強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。                                                                                                                                   |  |                    |                   |                    |       |
|              | 大<br>注<br>意                     | 雨<br>報      | 大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 1 の基準になると予想されるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。                                                                                                             |  |                    |                   |                    |       |
|              | 大<br>注<br>意                     | 雪<br>報      | 大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には 12 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。                                                                                                                                                            |  |                    |                   |                    |       |
|              |                                 |             | 一次細分区域                                                                                                                                                                                                                        |  | 南 部                |                   | 北 部                |       |
|              |                                 |             | 市 町 村 等 を<br>まとめた地域                                                                                                                                                                                                           |  | 広島・呉               | 福山・尾三             | 東広島<br>・竹原         | 備北 芸北 |
|              |                                 |             | 12 時間<br>降雪の深さ                                                                                                                                                                                                                |  | 平地 10cm<br>山地 25cm | 平地 5cm<br>山地 10cm | 平地 15cm<br>山地 25cm |       |
|              |                                 |             |                                                                                                                                                                                                                               |  |                    |                   |                    |       |
|              | 濃<br>注<br>意                     | 霧<br>報      | 濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想されるとき。                                                                                                                                         |  |                    |                   |                    |       |
|              | 注<br>意                          | 雷<br>報      | 落雷等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。                                                                                                              |  |                    |                   |                    |       |
|              | 乾<br>注<br>意                     | 燥<br>報      | 空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想されるとき。                                                                                                                                    |  |                    |                   |                    |       |
|              | な<br>注<br>意                     | だ<br>れ<br>報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>降雪の深さが 40cm 以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50cm 以上あつて最高気温が 10℃※以上になると予想されるとき。                                                                                                      |  |                    |                   |                    |       |
|              | 着<br>注<br>意                     | 氷<br>報      | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。                                                                                                                                                            |  |                    |                   |                    |       |
|              | 着<br>注<br>意                     | 雪<br>報      | 著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。24 時間の降雪の深さが、平地で 10cm 以上になるか、山地で 30cm 以上になり、気温 0～3℃が予想されるとき。                                                                                                       |  |                    |                   |                    |       |
|              | 融<br>注<br>意                     | 雪<br>報      | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。                                                                                                                                                                  |  |                    |                   |                    |       |
|              | 注<br>意                          | 霜<br>報      | 晩霜により、農作物への被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。<br>※ 晩霜期最低気温が 4℃以下と予想されるとき。                                                                                                                                                      |  |                    |                   |                    |       |
|              | 低<br>注<br>意                     | 温<br>報      | 低温による農作物等への著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>※ 冬期：最低気温が－4℃以下と予想されるとき。<br>夏期：最高気温又は最低気温が平年より 6℃以上低いと予想されるとき。                                                                                                                  |  |                    |                   |                    |       |
|              | 波<br>注<br>意                     | 浪<br>報      | 高い波により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。有義波高（注 4）が 1.5m 以上になると予想されるとき。                                                                                                                                                  |  |                    |                   |                    |       |
|              | 洪<br>注<br>意                     | 水<br>報      | 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 2 の基準以上になると予想されるとき。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。                                                                                           |  |                    |                   |                    |       |
|              | 高<br>注<br>意                     | 潮<br>報      | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する必要がある場合。具体的には、市区町で別表 5 の基準以上になると予想されるとき。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 |  |                    |                   |                    |       |
|              | 地 面 現 象<br>注 意 報 ※ <sup>1</sup> |             | 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。                                                                                                                                                                                  |  |                    |                   |                    |       |
|              | 浸 水<br>注 意 報 ※ <sup>1</sup>     |             | 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。                                                                                                                                                                                   |  |                    |                   |                    |       |

## (イ) 警報

| 種 類                                                      |                                                                                                                       |                                                                                | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------|-------|--|--|--------|-----|--|--|-----|--|---------------------|------|--|-------|------------|-------|----------------|--------------------|--------------------|--|--------------------|--|
| 一<br>般<br>の<br>利<br>用<br>に<br>適<br>合<br>す<br>る<br>も<br>の | 暴<br>警                                                                                                                | 風<br>報                                                                         | 暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|                                                          | 暴<br>警                                                                                                                | 風<br>雪<br>報                                                                    | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。<br>雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25 m/s 以上になると予想されるとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|                                                          | 大<br>警                                                                                                                | 雨<br>報                                                                         | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 3 のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|                                                          | 大<br>警                                                                                                                | 雪<br>報                                                                         | 大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には 1 2 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table><tr><td>一次細分区域</td><td colspan="3">南 部</td><td colspan="2">北 部</td></tr><tr><td>市 町 村 等 を<br/>まとめた地域</td><td colspan="2">広島・呉</td><td>福山・尾三</td><td>東広島<br/>・竹原</td><td>備北 芸北</td></tr><tr><td>12 時間<br/>降雪の深さ</td><td>平地 20cm<br/>山地 45cm</td><td colspan="2">平地 15cm<br/>山地 25cm</td><td>平地 30cm<br/>山地 45cm</td><td></td></tr></table> |       |                    |       |  |  | 一次細分区域 | 南 部 |  |  | 北 部 |  | 市 町 村 等 を<br>まとめた地域 | 広島・呉 |  | 福山・尾三 | 東広島<br>・竹原 | 備北 芸北 | 12 時間<br>降雪の深さ | 平地 20cm<br>山地 45cm | 平地 15cm<br>山地 25cm |  | 平地 30cm<br>山地 45cm |  |
|                                                          | 一次細分区域                                                                                                                | 南 部                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       | 北 部                |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|                                                          | 市 町 村 等 を<br>まとめた地域                                                                                                   | 広島・呉                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 福山・尾三 | 東広島<br>・竹原         | 備北 芸北 |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|                                                          | 12 時間<br>降雪の深さ                                                                                                        | 平地 20cm<br>山地 45cm                                                             | 平地 15cm<br>山地 25cm                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       | 平地 30cm<br>山地 45cm |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
|                                                          | 波 浪 警 報                                                                                                               | 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。有義波高（注 4）が 2.5m 以上になると予想されるとき。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
| 洪 水 警 報                                                  | 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 4 のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
| 高 潮 警 報                                                  | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、市区町で別表 5 の基準以上になると予想されるとき。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。        |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
| 地 面 現 象 警 報<br>※ <sup>1</sup>                            | 大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。                                                                       |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |
| 浸 水 警 報<br>※ <sup>1</sup>                                | 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。                                                                        |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |                    |       |  |  |        |     |  |  |     |  |                     |      |  |       |            |       |                |                    |                    |  |                    |  |

## (ウ) 特別警報

| 種 類                      |                            | 発 表 基 準                                                                                         |
|--------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般の<br>利用に<br>適合する<br>もの | 大 雨 特 別 警 報                | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。 |
|                          | 大 雪 特 別 警 報                | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。                                                                        |
|                          | 暴 風 特 別 警 報                | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。                                                         |
|                          | 暴 風 雪 特 別 警 報              | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。                                                     |
|                          | 波 浪 特 別 警 報                | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。                                                         |
|                          | 高 潮 特 別 警 報                | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。                         |
|                          | 地面現象特別警報<br>※ <sup>1</sup> | 大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。                                                               |

| 種 類            |                              | 発 表 基 準                           |
|----------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 水防活動の利用に適合するもの | 水防活動用<br>気象注意報※ <sup>2</sup> | 一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。        |
|                | 水防活動用<br>高潮注意報※ <sup>2</sup> | 一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。        |
|                | 水防活動用<br>洪水注意報※ <sup>2</sup> | 一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。        |
|                | 水防活動用<br>洪水警報※ <sup>2</sup>  | 一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。         |
|                | 水防活動用<br>気象警報※ <sup>2</sup>  | 一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。 |
|                | 水防活動用<br>高潮警報※ <sup>2</sup>  | 一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。 |

(注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。

※<sup>1</sup>印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。

※<sup>2</sup>印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。  
目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

(エ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準

【暫定基準：震度 6 弱以上の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

【暫定基準：震度 5 強の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

(オ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の概要

| 種 類                      | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                                                                                                                       |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）  | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                                                                                                                                     |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）       | 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、数 km～数十 km の予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね 200m ごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を示している。また、洪水予報の危険度分布では指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示しており、それぞれの詳細なリスク情報を洪水予報の危険度分布によりワンストップで確認することができる。 |
| 流域雨量指数の予測値               | 各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。                                                                                                                                            |

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(キ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

## 別 紙

## 大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1 km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別添資料  
[（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html）](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、氾濫危険情報または、氾濫発生の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (6) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

## &lt;参考資料&gt;

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

[（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html）](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

[（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html）](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に留まっている雨水の量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

[（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html）](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html) を参照。

別表 1

大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

| 市町村等を<br>まとめた地域 | 市町      | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-----------------|---------|----------|----------|
| 広島・呉            | 広島市中区   | 12       | 87       |
|                 | 広島市東区   | 10       | 87       |
|                 | 広島市南区   | 14       | 87       |
|                 | 広島市西区   | 14       | 85       |
|                 | 広島市安佐南区 | 13       | 85       |
|                 | 広島市安佐北区 | 10       | 83       |
|                 | 広島市安芸区  | 14       | 85       |
|                 | 広島市佐伯区  | 14       | 85       |
|                 | 呉市      | 12       | 101      |
|                 | 大竹市     | 14       | 107      |
|                 | 廿日市市    | 14       | 103      |
|                 | 江田島市    | 10       | 105      |
|                 | 府中町     | 18       | 108      |
|                 | 海田町     | 13       | 108      |
|                 | 熊野町     | 12       | 106      |
|                 | 坂町      | 17       | 108      |
| 福山・尾三           | 三原市     | 10       | 101      |
|                 | 尾道市     | 7        | 99       |
|                 | 福山市     | 8        | 96       |
|                 | 府中市     | 9        | 99       |
|                 | 世羅町     | 10       | 101      |
|                 | 神石高原町   | 9        | 99       |
| 東広島・竹原          | 竹原市     | 7        | 117      |
|                 | 東広島市    | 9        | 117      |
|                 | 大崎上島町   | 8        | 118      |
| 備北              | 三次市     | 8        | 113      |
|                 | 庄原市     | 10       | 116      |
| 芸北              | 安芸高田市   | 7        | 114      |
|                 | 安芸太田町   | 10       | 119      |
|                 | 北広島町    | 8        | 115      |

別表 2

洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

| 市町村等を<br>まとめた地域 | 市町      | 流域雨量指数基準                                                                                                                                             | ※複合基準                                                                                                                                                                                                     | 指定河川洪水予報による基準                                            |
|-----------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 広島・呉            | 広島市中区   | 旧太田川流域=34.7, 天満川流域=19.1, 元安川流域=18.4, 京橋川流域=13                                                                                                        | —                                                                                                                                                                                                         | —                                                        |
|                 | 広島市東区   | 府中大川流域=6.3, 矢口川流域=2.5, 小河原川流域=4.8                                                                                                                    | —                                                                                                                                                                                                         | 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                                      |
|                 | 広島市南区   | 猿猴川流域=12, 府中大川流域=10.4                                                                                                                                | —                                                                                                                                                                                                         | —                                                        |
|                 | 広島市西区   | 八幡川（はちまんがわ）流域=5.4                                                                                                                                    | 八幡川（はちまんがわ）流域=（7, 5.4）                                                                                                                                                                                    | 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                                      |
|                 | 広島市安佐南区 | 山本川流域=4.4, 古川流域=16.8, 安川流域=14.7, 奥畑川流域=7.1, 大塚川流域=6, 吉山川流域=10.2                                                                                      | 山本川流域=（6, 4.4）                                                                                                                                                                                            | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕, 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                     |
|                 | 広島市安佐北区 | 鈴張川流域=10.4, 吉山川流域=13.4, 小河内川流域=8.7, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=7.9, 小河原川流域=8, 栄堂川流域=8.5, 山倉川流域=3.9, 行森川流域=4.6, 矢口川流域=2.9, 三篠川流域=14, 大毛寺川流域=8.2                | 三篠川流域=（9, 14）                                                                                                                                                                                             | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕, 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕, 三篠川〔中深川〕, 根谷川〔新川橋〕 |
|                 | 広島市安芸区  | 瀬野川流域=11.2, 矢野川流域=5.6, 熊野川流域=7.5                                                                                                                     | 瀬野川流域=（11, 11.2）, 矢野川流域=（11, 5.6）, 熊野川流域=（11, 7.5）                                                                                                                                                        | —                                                        |
|                 | 広島市佐伯区  | 八幡川（やはたがわ）流域=16.8, 石内川流域=8.4, 岡ノ下川流域=9.7, 打尾谷川流域=8.7, 水内川流域=24.1, 伏谷川流域=8                                                                            | —                                                                                                                                                                                                         | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕                                          |
|                 | 呉市      | 黒瀬川流域=23.8, 長谷川流域=3.7, 野呂川流域=14.1, 大谷川流域=5.2, 二河川流域=13, 中切川流域=7.5, 中畑川流域=6.7, 堺川流域=8.2                                                               | 黒瀬川流域=（9, 23.8）, 長谷川流域=（6, 3.6）, 大谷川流域=（5, 5.2）, 中畑川流域=（5, 6.7）                                                                                                                                           | 黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕                                             |
|                 | 大竹市     | 玖島川流域=16.6, 恵川流域=8.8, 大膳川流域=6.5                                                                                                                      | 小瀬川流域=（6, 36）, 玖島川流域=（13, 16.6）, 恵川流域=（9, 7.7）                                                                                                                                                            | 小瀬川〔小川津・両国橋〕                                             |
|                 | 廿日市市    | 太田川流域=11.8, 中津谷川流域=10.3, 小瀬川流域=21.5, 玖島川流域=12, 市野川流域=6.3, 七瀬川流域=11.7, 中道川流域=5.5, 大虫川流域=6.8, 吉末川流域=4.6, 永慶寺川流域=5.7, 可愛川流域=8.8, 御手洗川流域=8.5, 中津岡川流域=4.7 | 太田川流域=（7, 11.6）, 中津谷川流域=（11, 10.3）, 小瀬川流域=（11, 17.2）, 玖島川流域=（7, 12）, 市野川流域=（11, 5）, 七瀬川流域=（11, 11.7）, 中道川流域=（11, 5.5）, 大虫川流域=（11, 5.4）, 吉末川流域=（7, 4.5）, 永慶寺川流域=（11, 4.6）, 可愛川流域=（6, 8.7）, 御手洗川流域=（6, 8.5） | —                                                        |
|                 | 江田島市    | 木ノ下川流域=6.4                                                                                                                                           | —                                                                                                                                                                                                         | —                                                        |
|                 | 府中町     | 府中大川流域=8.5, 榎川流域=5.4                                                                                                                                 | —                                                                                                                                                                                                         | —                                                        |
|                 | 海田町     | 瀬野川流域=20.2, 唐谷川流域=5.9                                                                                                                                | 瀬野川流域=（6, 12.6）                                                                                                                                                                                           | —                                                        |
|                 | 熊野町     | 二河川流域=8, 熊野川流域=7.6                                                                                                                                   | 二河川流域=（9, 8）                                                                                                                                                                                              | —                                                        |
|                 | 坂町      | 総頭川流域=6.4                                                                                                                                            | —                                                                                                                                                                                                         | —                                                        |



|       |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                              |                           |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 福山・尾三 | 三原市 | 八幡川流域=5.4, 御調川流域=3.9, 沼田川流域=31.8, 天井川流域=8, 仏通寺川流域=9, 尾原川流域=5.6, 菅川流域=6.1, 棕梨川流域=14.3, 三次川流域=4.2, 大草川流域=5.6, 平坂川流域=6.1, 徳良川流域=6.4, 和久原川流域=8.1, 西野川流域=4.4, 梨和川流域=7.2, 本谷川流域=5.8, 恵下谷川流域=4.2, 千川流域=4, 太郎谷川流域=4.8, 藤井川流域=5.6, 細川流域=3.6, 能良川流域=4.4, 田打川流域=3.5, 篠川流域=4, 芦田川流域=7.3, 野間川流域=5.2                                                                                                                                                                                                                        | 八幡川流域= (8, 5.4), 御調川流域= (7, 3.9), 沼田川流域= (7, 27.7), 仏通寺川流域= (8, 7.5), 菅川流域= (9, 6.1), 棕梨川流域= (7, 14.3), 大草川流域= (8, 5.6), 平坂川流域= (9, 6.1), 徳良川流域= (8, 6.4), 和久原川流域= (5, 7.9), 藤井川流域= (7, 5.6) | 沼田川水系沼田川 [七宝・船木]          |
|       | 尾道市 | 御調川流域=16.1, 八幡川流域=5.7, 栗原川流域=6.1, 藤井川流域=9.9, 木梨川流域=5.2, 木門田川流域=5.1, 本郷川流域=14                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 御調川流域= (5, 16.1), 八幡川流域= (5, 4.6), 栗原川流域= (5, 5.3), 藤井川流域= (5, 8.4), 木梨川流域= (6, 4.2), 木門田川流域= (6, 4.1)                                                                                       | —                         |
| 福山・尾三 | 福山市 | 小田川 (山野方面) 流域=17.2, 瀬戸川流域=11.2, 高屋川流域=12.2, 服部川流域=6.9, 有地川流域=8.7, 神谷川流域=13.3, 河手川流域=4.7, 吉野川流域=3.7, 加茂川流域=8.8, 四川流域=4.8, 箱田川流域=5.2, 手城川流域=3.3, 山南川流域=8.2, 新川流域=4.6, 羽原川流域=4.9, 本郷川流域=7.6, 藤井川流域=11.3, 本谷川 (能登原方面) 流域=4.1, 菅田川流域=2.9, 猪之子川流域=3.6, 小田川 (山手方面) 流域=3.3, 本谷川 (津之郷方面) 流域=3, 加屋川流域=2.1, 狭間川流域=4.6, 西谷川流域=3.3, 市原川流域=3.5, 堀町川流域=4, 久田谷川流域=3.9, 小山田川流域=2.3, 戸手川流域=3, 砂川流域=5.5, 見谷川流域=5.6, 父尾川流域=6.3, 藤尾川流域=4.7, 本永谷川流域=2.5, 百谷川流域=3.9, 深水川流域=2.8, 堂々川流域=3.6, 竹田川流域=7.3, 高尾川流域=5.6, 矢川流域=7.3, 下原川流域=5.5 | 芦田川流域= (5, 39.5), 瀬戸川流域= (5, 10.6), 手城川流域= (6, 3.1), 羽原川流域= (5, 4.9)                                                                                                                         | 芦田川 [矢野原・府中・山手], 高屋川 [御幸] |
|       | 府中市 | 上下川流域=7.6, 砂川流域=3.7, 出口川流域=5.9, 御調川流域=19.1, 矢多田川流域=11.3, 阿字川流域=10.4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 芦田川流域= (7, 25.9), 砂川流域= (7, 3.1), 御調川流域= (7, 15.3)                                                                                                                                           | 芦田川 [矢野原・府中・山手]           |
|       | 世羅町 | 美波羅川流域=9.9, 冠川流域=4.2, 黒淵川流域=7.8, 芦田川流域=11.1, 宇津戸川流域=6, 山田川流域=6.8, 神崎川流域=3.5, 手綱川流域=4.6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 美波羅川流域= (9, 8.8), 冠川流域= (9, 4.2), 黒淵川流域= (8, 5.7), 芦田川流域= (5, 10.5), 宇津戸川流域= (8, 6), 神崎川流域= (8, 2.7), 手綱川流域= (9, 4.6)                                                                        | —                         |

|        |       |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                 |
|--------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|        | 神石高原町 | 天田川流域=5.7, 成羽川流域=26.4, 高光川流域=8.5, 牧川流域=5.3, 阿下川流域=10, 安田川流域=6.3, 仁吾川流域=6.8, 小田川流域=12.2, 帝釈川流域=22.1, 福耕川流域=15.4                                                                                                                                                             | 天田川流域= (5, 5.7), 高光川流域= (7, 6.8), 牧川流域= (7, 4.2), 安田川流域= (7, 5), 仁吾川流域= (7, 5.4), 小田川流域= (7, 9.8)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | —                                               |
| 東広島・竹原 | 竹原市   | 賀茂川流域=11.9, 本川流域=4.4                                                                                                                                                                                                                                                       | 賀茂川流域= (5, 8.5)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | —                                               |
|        | 東広島市  | 東川流域=7.2, 沼田川流域=19.8, 棕梨川流域=6.9, 入野川流域=11.2, 宇山川流域=4.7, 造賀川流域=5.8, 入寺川流域=5.2, 黒瀬川流域=19.2, イラスケ川流域=6.4, 松板川流域=7.6, 古河川流域=10.8, 木谷郷川流域=7.7, 三津大川流域=8, 高野川流域=7.1, 番蔵川流域=3.6, 光路川流域=4.2, 霜降川流域=3.8, 大谷川流域=6.5, 半尾川流域=4.8, 中川流域=5.4, 原比川流域=4.9, 半川流域=4.7                        | 沼田川流域= (7, 14.5), 棕梨川流域= (5, 6.9), 入野川流域= (7, 9), 宇山川流域= (7, 3.8), 造賀川流域= (7, 4.6), 入寺川流域= (5, 5.2), 黒瀬川流域= (7, 15.4), イラスケ川流域= (5, 6.4), 松板川流域= (5, 7.6), 三津大川流域= (7, 6.6), 高野川流域= (5, 7), 番蔵川流域= (5, 3.5), 光路川流域= (5, 4.2)                                                                                                                                                                                           | —                                               |
|        | 大崎上島町 | 原田川流域=4.8, 原下川流域=3.9                                                                                                                                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | —                                               |
| 備北     | 三次市   | 神野瀬川流域=21, 馬洗川流域=26, 北溝川流域=6.2, 上村川流域=3.1, 板木川流域=8.5, 永屋川流域=3.1, 布野川流域=11.8, 中郷川流域=3.9, 吸谷川流域=5.7, 西城川流域=39.2, 大坪谷川流域=3.3, 国兼川流域=9.4, 美波羅川流域=19.8, 飯田川流域=6.3, 吉原川流域=9.2, 上下川流域=26.5, 抜湯川流域=3.5, 宇賀川流域=4.9, 友森川流域=4, 小童川流域=5.6, 長田川流域=5.2, 片野川流域=3.3, 矢井川流域=5.4, 山福田川流域=4.8 | 江の川流域= (5, 44.6), 神野瀬川流域= (7, 16.6), 馬洗川流域= (5, 26), 北溝川流域= (6, 5), 上村川流域= (5, 3.1), 板木川流域= (5, 8.5), 永屋川流域= (5, 3), 布野川流域= (5, 11.8), 中郷川流域= (5, 3.6), 吸谷川流域= (6, 4.6), 西城川流域= (5, 32), 国兼川流域= (6, 9.4), 美波羅川流域= (6, 15.8), 飯田川流域= (6, 5), 吉原川流域= (6, 7.4), 上下川流域= (6, 21.2), 抜湯川流域= (5, 3.3), 宇賀川流域= (6, 3.9), 友森川流域= (6, 3.2), 小童川流域= (6, 4.5), 長田川流域= (5, 5.2), 片野川流域= (5, 3.1), 矢井川流域= (5, 5.4), 山福田川流域= (6, 4.1) | 江の川上流〔吉田・粟屋・尾関山〕, 神野瀬川〔神野瀬川〕, 馬洗川〔南畑敷〕, 西城川〔三次〕 |

|    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                  |
|----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|    | 庄原市   | 神野瀬川流域=11.2, 奥門田川流域=7.3,<br>和南原川流域=4.7, 西城川流域=15.4,<br>竹地川流域=8.7, 萩川流域=7.4,<br>湯木川流域=7.2, 比和川流域=11.8,<br>布見川流域=5.2, 比和谷川流域=4.9,<br>川北川流域=11.2, 大津恵川流域=6,<br>戸郷川流域=5.2, 山家川流域=4.9,<br>大屋川流域=7.1, 八鳥川流域=4.9,<br>小鳥原川流域=8.3, 国兼川流域=5.4,<br>本村川流域=10.1, 田総川流域=13.4,<br>帝釈川流域=9.9, 成羽川流域=18,<br>戸宇川流域=6, 内堀川流域=5.9,<br>道後川流域=5.4, 持丸川流域=6                                                                                                                                                                  | 神野瀬川流域=(7, 11.2),<br>奥門田川流域=(5, 7.3),<br>和南原川流域=(8, 3.8),<br>西城川流域=(9, 15.4),<br>竹地川流域=(8, 8.7),<br>萩川流域=(9, 7.4),<br>湯木川流域=(7, 6.4),<br>比和川流域=(8, 11.8),<br>布見川流域=(7, 5.2),<br>比和谷川流域=(5, 4.9),<br>川北川流域=(5, 11.2),<br>山家川流域=(8, 4.9),<br>大屋川流域=(8, 7.1),<br>八鳥川流域=(8, 4.9),<br>小鳥原川流域=(5, 8.3),<br>国兼川流域=(5, 5.4),<br>本村川流域=(5, 10.1),<br>田総川流域=(5, 13.4),<br>帝釈川流域=(5, 9.9),<br>成羽川流域=(7, 18),<br>戸宇川流域=(7, 6),<br>内堀川流域=(7, 5.9),<br>道後川流域=(8, 4.3),<br>持丸川流域=(8, 6) | —                |
| 芸北 | 安芸高田市 | 長瀬川流域=13.4, 生田川流域=12.8,<br>大土川(向原町)流域=8.8,<br>本村川流域=12.6, 戸島川流域=9.2,<br>多治比川流域=8.2, 簸ノ川流域=8.8,<br>田草川流域=6.4, 奈良谷川流域=3,<br>三篠川流域=14.5, 見坂川流域=8.8,<br>大土川(甲田町)流域=4,<br>篠原川流域=5.6, 式敷川流域=4.3,<br>用地川流域=3.5, 福田川流域=4.2,<br>房後川流域=5.9, 宮迫川流域=4.2,<br>茂谷川流域=3.5, 叶口川流域=4,<br>桑田川流域=5.5, 馬の谷川流域=3,<br>二重谷川流域=4.1, 上河内川流域=4.9,<br>小谷川流域=3.9, 竹ノ内川流域=3.3,<br>火の谷川流域=3.3, 金口川流域=4.9,<br>室坂川流域=4.1, 於手保川流域=3.9,<br>河内川流域=3.9, 後相合川流域=3.6,<br>高地川流域=4.4, 油川流域=3.9,<br>砂田川流域=3.9, 山田川流域=3.9,<br>根谷川流域=8, 有坂川流域=4.6 | 江の川流域=(5, 25.1),<br>長瀬川流域=(5, 12.2),<br>生田川流域=(5, 12.6),<br>大土川(向原町)流域=(5, 8),<br>本村川流域=(5, 10.8),<br>戸島川流域=(5, 7.1),<br>多治比川流域=(5, 8.2),<br>簸ノ川流域=(5, 8.8),<br>田草川流域=(5, 6.4),<br>奈良谷川流域=(5, 3),<br>三篠川流域=(5, 14.5),<br>見坂川流域=(5, 8.8),<br>大土川(甲田町)流域=(5, 4),<br>桑田川流域=(5, 5.2),<br>山田川流域=(5, 3.5)                                                                                                                                                                      | 江の川上流〔吉田・栗屋・尾関山〕 |
|    | 安芸太田町 | 滝山川流域=27.9, 筒賀川流域=8.4,<br>田吹川流域=4.2, 柴木川流域=18.6,<br>松原川流域=7.7, 西宗川流域=17.6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 太田川流域=(5, 29.3),<br>筒賀川流域=(8, 6.7),<br>田吹川流域=(7, 4.2),<br>柴木川流域=(5, 17.6),<br>松原川流域=(5, 7.4)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕  |
|    | 北広島町  | 江の川(川井地区)流域=24,<br>出原川流域=7.4, 志路原川流域=12,<br>江の川(大朝地区)流域=14.4,<br>冠川流域=9.1, 寺原川流域=6.8,<br>小河内川流域=3.3, 西宗川流域=6.6,<br>滝山川流域=9.8, 柴木川流域=7.8,<br>根谷川流域=5.3, 都志見川流域=4.6,<br>大佐川流域=10.2, 空城川流域=4.4,<br>才乙川流域=5.2                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 江の川(川井地区)流域=(9, 24),<br>出原川流域=(5, 7.4),<br>志路原川流域=(8, 9.6),<br>江の川(大朝地区)流域=(5, 14.4),<br>冠川流域=(8, 7.3),<br>寺原川流域=(8, 6.8),<br>小河内川流域=(5, 3.2),<br>西宗川流域=(5, 6.6),<br>滝山川流域=(8, 8.6),<br>柴木川流域=(5, 7.8),<br>根谷川流域=(5, 5.3),<br>都志見川流域=(5, 4.6),<br>大佐川流域=(5, 10.2),<br>空城川流域=(5, 4.4),<br>才乙川流域=(8, 4.7)                                                                                                                                                                  | —                |

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表 3

大雨警報基準

令和6年5月23日現在

| 市町村等を<br>まとめた地域 | 市町      | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-----------------|---------|----------|----------|
| 広島・呉            | 広島市中区   | 16       | 118      |
|                 | 広島市東区   | 13       | 118      |
|                 | 広島市南区   | 19       | 118      |
|                 | 広島市西区   | 18       | 116      |
|                 | 広島市安佐南区 | 17       | 116      |
|                 | 広島市安佐北区 | 17       | 113      |
|                 | 広島市安芸区  | 18       | 116      |
|                 | 広島市佐伯区  | 19       | 115      |
|                 | 呉市      | 22       | 135      |
|                 | 大竹市     | 23       | 143      |
|                 | 廿日市市    | 23       | 138      |
|                 | 江田島市    | 14       | 141      |
|                 | 府中町     | 23       | 144      |
|                 | 海田町     | 20       | 144      |
|                 | 熊野町     | 18       | 142      |
|                 | 坂町      | 22       | 144      |
| 福山・尾三           | 三原市     | 14       | 132      |
|                 | 尾道市     | 11       | 129      |
|                 | 福山市     | 12       | 125      |
|                 | 府中市     | 16       | 129      |
|                 | 世羅町     | 17       | 132      |
|                 | 神石高原町   | 12       | 129      |
| 東広島・竹原          | 竹原市     | 12       | 153      |
|                 | 東広島市    | 16       | 153      |
|                 | 大崎上島町   | 13       | 154      |
| 備北              | 三次市     | 13       | 139      |
|                 | 庄原市     | 18       | 142      |
| 芸北              | 安芸高田市   | 12       | 140      |
|                 | 安芸太田町   | 17       | 146      |
|                 | 北広島町    | 12       | 141      |

別表 4

## 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

| 市町村等を<br>まとめた地域 | 市町      | 流域雨量指数基準                                                                                                                                                                   | ※複合基準                                                                                                                                                              | 指定河川洪水予報による基準                                                     |
|-----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 広島・呉            | 広島市中区   | 旧太田川流域=43.4, 天満川流域=23.9,<br>元安川流域=23.1, 京橋川流域=16.3                                                                                                                         | —                                                                                                                                                                  | 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                                               |
|                 | 広島市東区   | 府中大川流域=7.9, 矢口川流域=3.3,<br>小河原川流域=6.1                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                  | 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                                               |
|                 | 広島市南区   | 猿猴川流域=15, 府中大川流域=13.1                                                                                                                                                      | —                                                                                                                                                                  | 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                                               |
|                 | 広島市西区   | 八幡川（はちまんがわ）流域=6.8                                                                                                                                                          | 八幡川（はちまんがわ）流域=（11, 6.1）                                                                                                                                            | 太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                                               |
|                 | 広島市安佐南区 | 山本川流域=5.5, 古川流域=21,<br>安川流域=18.4, 奥畑川流域=8.9,<br>大塚川流域=7.5, 吉山川流域=12.8                                                                                                      | 山本川流域=（10, 4.9）                                                                                                                                                    | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕,<br>太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕                           |
|                 | 広島市安佐北区 | 鈴張川流域=13, 吉山川流域=16.8,<br>小河内川流域=10.9, 根谷川流域=17,<br>南原川流域=9.9, 小河原川流域=10.1,<br>栄堂川流域=10.7, 山倉川流域=4.9,<br>行森川流域=5.8, 矢口川流域=3.7,<br>三篠川流域=17.6, 大毛寺川流域=10.3                   | 三篠川流域=（10, 15.8）                                                                                                                                                   | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕,<br>太田川下流〔中野・矢口第一・祇園大橋〕,<br>三篠川〔中深川〕,<br>根谷川〔新川橋〕 |
|                 | 広島市安芸区  | 瀬野川流域=14, 矢野川流域=7.1,<br>熊野川流域=9.4                                                                                                                                          | 瀬野川流域=（11, 12.6）,<br>矢野川流域=（11, 6.3）,<br>熊野川流域=（11, 8.4）                                                                                                           | —                                                                 |
|                 | 広島市佐伯区  | 八幡川（やはたがわ）流域=21.1,<br>石内川流域=10.5, 岡ノ下川流域=12.2,<br>打尾谷川流域=10.9, 水内川流域=30.2,<br>伏谷川流域=10.1                                                                                   | —                                                                                                                                                                  | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕                                                   |
|                 | 呉市      | 黒瀬川流域=29.8, 長谷川流域=4.5,<br>野呂川流域=17.7, 大谷川流域=6.6,<br>二河川流域=16.3, 中切川流域=9.4,<br>中畑川流域=8.4, 堺川流域=10.3                                                                         | 黒瀬川流域=（9, 26.8）,<br>中畑川流域=（8, 8.2）                                                                                                                                 | 黒瀬川水系黒瀬川〔町田〕                                                      |
|                 | 大竹市     | 玖島川流域=20.8, 恵川流域=11,<br>大膳川流域=8.2                                                                                                                                          | 玖島川流域=（13, 18.9）                                                                                                                                                   | 小瀬川〔小川津・両国橋〕                                                      |
|                 | 廿日市市    | 太田川流域=14.8, 中津谷川流域=12.9,<br>小瀬川流域=26.9, 玖島川流域=15.1,<br>市野川流域=7.9, 七瀬川流域=14.7,<br>中道川流域=6.9, 大虫川流域=8.6,<br>吉末川流域=5.7, 永慶寺川流域=7.2,<br>可愛川流域=11.1, 御手洗川流域=10.7,<br>中津岡川流域=5.9 | 太田川流域=（11, 13.9）,<br>中津谷川流域=（11, 11.6）,<br>小瀬川流域=（11, 26.7）,<br>玖島川流域=（11, 13.5）,<br>市野川流域=（11, 7.1）,<br>七瀬川流域=（11, 13.2）,<br>中道川流域=（11, 6.2）,<br>永慶寺川流域=（11, 7.1） | —                                                                 |
|                 | 江田島市    | 木ノ下川流域=8.1                                                                                                                                                                 | —                                                                                                                                                                  | —                                                                 |
|                 | 府中町     | 府中大川流域=10.7, 榎川流域=6.8                                                                                                                                                      | —                                                                                                                                                                  | —                                                                 |
|                 | 海田町     | 瀬野川流域=25.3, 唐谷川流域=7.4                                                                                                                                                      | —                                                                                                                                                                  | —                                                                 |
|                 | 熊野町     | 二河川流域=10.1, 熊野川流域=9.5                                                                                                                                                      | 二河川流域=（9, 9）                                                                                                                                                       | —                                                                 |
|                 | 坂町      | 総頭川流域=8                                                                                                                                                                    | —                                                                                                                                                                  | —                                                                 |

|       |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                    |                           |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 福山・尾三 | 三原市 | 八幡川流域=6.8, 御調川流域=4.9, 沼田川流域=39.8, 天井川流域=10.1, 仏通寺川流域=11.3, 尾原川流域=7.1, 菅川流域=7.7, 棕梨川流域=17.9, 三次川流域=5.2, 大草川流域=7.1, 平坂川流域=7.7, 徳良川流域=8, 和久原川流域=10.2, 西野川流域=5.6, 梨和川流域=9.1, 本谷川流域=7.3, 恵下谷川流域=5.2, 千川流域=5, 太郎谷川流域=6, 藤井川流域=7.1, 細川流域=4.5, 能良川流域=5.6, 田打川流域=4.3, 篠川流域=5, 芦田川流域=9.2, 野間川流域=6.5                                                                                                                                                                                                                  | 八幡川流域= (8, 6.1) , 御調川流域= (8, 4.4) , 沼田川流域= (8, 30.8) , 菅川流域= (10, 6.9) , 棕梨川流域= (8, 17.7) , 大草川流域= (8, 6.3) , 徳良川流域= (8, 7.2) , 和久原川流域= (8, 8.8) , 藤井川流域= (8, 6.3) | 沼田川水系沼田川 [七宝・船木]          |
|       | 尾道市 | 御調川流域=20.2, 八幡川流域=7.2, 栗原川流域=7.7, 藤井川流域=12.4, 木梨川流域=6.6, 木門田川流域=6.4, 本郷川流域=17.6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 八幡川流域= (5, 6.4) , 栗原川流域= (5, 6.9) , 藤井川流域= (5, 11.6)                                                                                                               | —                         |
|       | 福山市 | 小田川 (山野方面) 流域=21.5, 瀬戸川流域=14.1, 高屋川流域=15.3, 服部川流域=8.7, 有地川流域=10.9, 神谷川流域=16.7, 河手川流域=5.9, 吉野川流域=4.6, 加茂川流域=11, 四川流域=6.1, 箱田川流域=6.6, 手城川流域=4, 山南川流域=10.3, 新川流域=5.7, 羽原川流域=6.3, 本郷川流域=9.6, 藤井川流域=14.2, 本谷川 (能登原方面) 流域=5.1, 菅田川流域=3.8, 猪之子川流域=4.6, 小田川 (山手方面) 流域=4.2, 本谷川 (津之郷方面) 流域=3.8, 加屋川流域=2.7, 狭間川流域=5.7, 西谷川流域=4, 市原川流域=4.4, 堀町川流域=5, 久田谷川流域=4.8, 小山田川流域=3, 戸手川流域=3.7, 砂川流域=6.9, 見谷川流域=7, 父尾川流域=7.9, 藤尾川流域=5.9, 本永谷川流域=3.3, 百谷川流域=4.8, 深水川流域=3.6, 堂々川流域=4.5, 竹田川流域=9.2, 高尾川流域=7.1, 矢川流域=9.2, 下原川流域=6.9 | 瀬戸川流域= (6, 11.8) , 羽原川流域= (6, 5.4)                                                                                                                                 | 芦田川 [矢野原・府中・山手], 高屋川 [御幸] |
|       | 府中市 | 上下川流域=9.6, 砂川流域=4.6, 出口川流域=7.4, 御調川流域=23.9, 矢多田川流域=14.2, 阿字川流域=13.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | —                                                                                                                                                                  | 芦田川 [矢野原・府中・山手]           |
|       | 世羅町 | 美波羅川流域=12.4, 冠川流域=5.3, 黒淵川流域=9.8, 芦田川流域=13.9, 宇津戸川流域=7.5, 山田川流域=8.6, 神崎川流域=4.4, 手綱川流域=5.8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 美波羅川流域= (10, 10.3) , 黒淵川流域= (8, 8) , 芦田川流域= (8, 12.5) , 宇津戸川流域= (8, 6.7) , 神崎川流域= (8, 3.8)                                                                         | —                         |

|        |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                |
|--------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|        | 神石高原町 | 天田川流域=7.2, 成羽川流域=33,<br>高光川流域=10.7, 牧川流域=6.7,<br>阿下川流域=12.6, 安田川流域=7.9,<br>仁吾川流域=8.6, 小田川流域=15.3,<br>帝釈川流域=27.7, 福柗川流域=19.3                                                                                                                                                                                                                   | —                                                                                                                                                                                                                                                                                | —                                                              |
| 東広島・竹原 | 竹原市   | 賀茂川流域=14.9, 本川流域=5.6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 賀茂川流域= (5, 9.4)                                                                                                                                                                                                                                                                  | —                                                              |
|        | 東広島市  | 東川流域=9, 沼田川流域=24.8,<br>棕梨川流域=8.7, 入野川流域=14.1,<br>宇山川流域=5.9, 造賀川流域=8.8,<br>入寺川流域=6.6, 黒瀬川流域=24.1,<br>イラスケ川流域=8.1, 松板川流域=9.6,<br>古河川流域=13.5, 木谷郷川流域=9.7,<br>三津大川流域=10.1, 高野川流域=8.9,<br>番蔵川流域=4.5, 光路川流域=5.3,<br>霜降川流域=4.8, 大谷川流域=8.2,<br>半尾川流域=6, 中川流域=6.8,<br>原比川流域=6.2, 半川流域=5.9                                                              | 沼田川流域= (9, 22.2) ,<br>棕梨川流域= (11, 7.8) ,<br>入野川流域= (7, 12.6) ,<br>宇山川流域= (7, 5.3) ,<br>入寺川流域= (7, 6.6) ,<br>黒瀬川流域= (7, 21.6) ,<br>イラスケ川流域= (6, 8)                                                                                                                                | —                                                              |
|        | 大崎上島町 | 原田川流域=6, 原下川流域=4.9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                                                                                                                                                                                                                                                                                | —                                                              |
| 備北     | 三次市   | 神野瀬川流域=26.3, 馬洗川流域=32.6,<br>北溝川流域=7.8, 上村川流域=3.9,<br>板木川流域=15.1, 永屋川流域=5.2,<br>布野川流域=14.8, 中郷川流域=4.8,<br>吸谷川流域=7.2, 西城川流域=49.1,<br>大坪谷川流域=4.1, 国兼川流域=11.8,<br>美波羅川流域=24.8, 飯田川流域=8.9,<br>吉原川流域=11.5, 上下川流域=33.2,<br>抜湯川流域=4.3, 宇賀川流域=6.2,<br>友森川流域=5, 小童川流域=7.1,<br>長田川流域=6.6, 片野川流域=4,<br>矢井川流域=7, 山福田川流域=6.1                                | 江の川流域= (6, 49.6) ,<br>神野瀬川流域= (8, 23.6) ,<br>馬洗川流域= (6, 29.3) ,<br>北溝川流域= (6, 7.2) ,<br>西城川流域= (10, 35.6) ,<br>美波羅川流域= (8, 18.6) ,<br>宇賀川流域= (6, 5.7) ,<br>長田川流域= (6, 5.9) ,<br>片野川流域= (6, 3.7) ,<br>山福田川流域= (6, 4.6)                                                            | 江の川上流〔吉田・栗屋・尾関山〕,〔神野瀬川〕,<br>神野瀬川〔南畑敷〕,<br>馬洗川〔南畑敷〕,<br>西城川〔三次〕 |
|        | 庄原市   | 神野瀬川流域=14.1, 奥門田川流域=9.2,<br>和南原川流域=5.9, 西城川流域=19.3,<br>竹地川流域=10.9, 萩川流域=9.3,<br>湯木川流域=9, 比和川流域=14.8,<br>布見川流域=6.5, 比和谷川流域=6.2,<br>川北川流域=14.2, 大津恵川流域=7.6,<br>戸郷川流域=6.6, 山家川流域=6.2,<br>大屋川流域=8.9, 八鳥川流域=6.2,<br>小島原川流域=10.4, 国兼川流域=7.7,<br>本村川流域=12.7, 田総川流域=16.8,<br>帝釈川流域=12.4, 成羽川流域=22.6,<br>戸宇川流域=7.7, 内堀川流域=7.4,<br>道後川流域=6.8, 持丸川流域=7.5 | 西城川流域= (10, 17.3) ,<br>竹地川流域= (8, 9.8) ,<br>湯木川流域= (12, 7.8) ,<br>比和川流域= (8, 13.3) ,<br>布見川流域= (8, 5.8) ,<br>山家川流域= (8, 5.5) ,<br>大屋川流域= (8, 8) ,<br>八鳥川流域= (8, 5.5) ,<br>小島原川流域= (8, 9.3) ,<br>田総川流域= (8, 15.1) ,<br>成羽川流域= (8, 20.3) ,<br>道後川流域= (8, 6.1) ,<br>持丸川流域= (8, 6.7) | —                                                              |

|    |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                           |                  |
|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 芸北 | 安芸高田市 | 長瀬川流域=16.8, 生田川流域=16.1,<br>大土川（向原町）流域=11,<br>本村川流域=15.8, 戸島川流域=11.6,<br>多治比川流域=10.3, 簸ノ川流域=11,<br>田草川流域=8.1, 奈良谷川流域=3.8,<br>三篠川流域=18.2, 見坂川流域=11.1,<br>大土川（甲田町）流域=5,<br>篠原川流域=7.1, 式敷川流域=5.4,<br>用地川流域=4.3, 福田川流域=5.3,<br>房後川流域=7.4, 宮迫川流域=5.3,<br>茂谷川流域=4.4, 叶口川流域=5,<br>桑田川流域=6.9, 馬の谷川流域=3.8,<br>二重谷川流域=5.1, 上河内川流域=6.3,<br>小谷川流域=4.8, 竹ノ内川流域=4,<br>火の谷川流域=4, 金口川流域=6.2,<br>室坂川流域=5.1, 於手保川流域=4.9,<br>河内川流域=4.8, 後相合川流域=4.5,<br>高地川流域=5.5, 油川流域=4.8,<br>砂田川流域=4.9, 山田川流域=4.8,<br>根谷川流域=10, 有坂川流域=5.8 | 生田川流域= (5, 14.4) ,<br>本村川流域= (5, 14.2) ,<br>戸島川流域= (11, 8.9) ,<br>多治比川流域= (5, 9.2) ,<br>簸ノ川流域= (5, 9.9) ,<br>田草川流域= (5, 8) ,<br>奈良谷川流域= (5, 3.5)                          | 江の川上流〔吉田・栗屋・尾関山〕 |
|    | 安芸太田町 | 滝山川流域=34.9, 筒賀川流域=10.6,<br>田吹川流域=5.3, 柴木川流域=23.3,<br>松原川流域=9.7, 西宗川流域=22.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 太田川流域= (8, 32.5) ,<br>田吹川流域= (8, 4.7) ,<br>柴木川流域= (8, 19.6)                                                                                                               | 太田川上流〔土居・加計・飯室〕  |
|    | 北広島町  | 江の川（川井地区）流域=30,<br>出原川流域=9.3, 志路原川流域=15,<br>江の川（大朝地区）流域=18,<br>冠川流域=11.4, 寺原川流域=8.5,<br>小河内川流域=4.2, 西宗川流域=8.3,<br>滝山川流域=12.3, 柴木川流域=10.2,<br>根谷川流域=6.7, 都志見川流域=5.8,<br>大佐川流域=12.8, 空城川流域=5.5,<br>才乙川流域=6.6                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 江の川（川井地区）流域= (10, 27) ,<br>出原川流域= (5, 8.3) ,<br>志路原川流域= (8, 13.5) ,<br>冠川流域= (8, 10.2) ,<br>寺原川流域= (8, 7.7) ,<br>根谷川流域= (5, 6) ,<br>大佐川流域= (5, 11.5) ,<br>才乙川流域= (9, 5.2) | —                |

\*（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。



別表5

## 高潮注意報・警報

| 市町村等を<br>まとめた地域 | 市町      | 潮位   |      |
|-----------------|---------|------|------|
|                 |         | 警報   | 注意報  |
| 広島・呉            | 広島市中区   | 2.5m | 2.1m |
|                 | 広島市東区   | —    | —    |
|                 | 広島市南区   | 2.5m | 2.1m |
|                 | 広島市西区   | 2.5m | 2.1m |
|                 | 広島市安佐南区 | —    | —    |
|                 | 広島市安佐北区 | —    | —    |
|                 | 広島市安芸区  | 2.5m | 2.1m |
|                 | 広島市佐伯区  | 2.5m | 2.1m |
|                 | 呉市      | 2.6m | 2.2m |
|                 | 大竹市     | 2.6m | 2.1m |
|                 | 廿日市市    | 2.6m | 2.1m |
|                 | 江田島市    | 2.6m | 2.1m |
|                 | 府中町     | —    | —    |
|                 | 海田町     | 2.5m | 2.1m |
|                 | 熊野町     | —    | —    |
|                 | 坂町      | 2.6m | 2.1m |
| 福山・尾三           | 三原市     | 2.5m | 2.1m |
|                 | 尾道市     | 2.5m | 2.1m |
|                 | 福山市     | 2.6m | 2.2m |
|                 | 府中市     | —    | —    |
|                 | 世羅町     | —    | —    |
|                 | 神石高原町   | —    | —    |
| 東広島・竹原          | 竹原市     | 2.7m | 2.2m |
|                 | 東広島市    | 2.7m | 2.2m |
|                 | 大崎上島町   | 2.5m | 2.0m |
| 備北              | 三次市     | —    | —    |
|                 | 庄原市     | —    | —    |
| 芸北              | 安芸高田市   | —    | —    |
|                 | 安芸太田町   | —    | —    |
|                 | 北広島町    | —    | —    |

## イ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

## (ア) 種類

a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

## (イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

## a 津波警報等

| 種 類   | 発表基準                                                     | 想定される被害と取るべき行動                                                                         | 発表される津波の高さ                      |                    |
|-------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------|
|       |                                                          |                                                                                        | 数値での発表<br>(予想される津波の<br>高さ区分)    | 巨大地震<br>の場合の<br>発表 |
| 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合                            | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。       | 10m 超<br>(10m<予想される津波の最大波の高さ)   | 巨大                 |
|       |                                                          |                                                                                        | 10m<br>(5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)  |                    |
|       |                                                          |                                                                                        | 5 m<br>(3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)   |                    |
| 津波警報  | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合                       | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 | 3 m<br>(1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)   | 高い                 |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。              | 1 m<br>(0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m) | (表記しない)            |

## 注) 津波警報等の留意事項

- 1 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

## b 津波予報

| 区 分  | 発表基準                                            | 内容                                                                     |
|------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき。<br>(地震情報に含めて発表)                    | 津波の心配なしの旨を発表                                                           |
|      | 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表                     |
|      | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表)   | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

ウ 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

| 区分            | 標 題                                                                                  | 種 類                      | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水予報<br>太田川水系 | 太田川下流氾濫発生情報<br>太田川上流氾濫発生情報<br>三篠川氾濫発生情報<br>根谷川氾濫発生情報                                 | 洪水警報（発表）<br>又は<br>洪水警報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
|               | 太田川下流氾濫危険情報<br>太田川上流氾濫危険情報<br>三篠川氾濫危険情報<br>根谷川氾濫危険情報                                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                        |
|               | 太田川下流氾濫警戒情報<br>太田川上流氾濫警戒情報<br>三篠川氾濫警戒情報<br>根谷川氾濫警戒情報                                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
|               | 太田川下流氾濫注意情報<br>太田川上流氾濫注意情報<br>三篠川氾濫注意情報<br>根谷川氾濫注意情報                                 | 洪水注意報（発表）<br>又は<br>洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                                                            |
|               | 太田川下流氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>太田川上流氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>三篠川氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>根谷川氾濫注意情報（警戒情報解除） | 洪水注意報<br>（警戒情報解除）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                                                              |
|               | 太田川下流氾濫注意情報解除<br>太田川上流氾濫注意情報解除<br>三篠川氾濫注意情報解除<br>根谷川氾濫注意情報解除                         | 洪水注意報解除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                                                              |

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

エ 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

| 区分            | 標 題                   | 種 類                      | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水予報<br>小瀬川水系 | 小瀬川氾濫発生情報             | 洪水警報（発表）<br>又は<br>洪水警報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
|               | 小瀬川氾濫危険情報             |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                        |
|               | 小瀬川氾濫警戒情報             |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
|               | 小瀬川氾濫注意情報             | 洪水注意報（発表）<br>又は<br>洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                                                            |
|               | 小瀬川氾濫注意情報<br>（警戒情報解除） | 洪水注意報<br>（警戒情報解除）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                                                              |
|               | 小瀬川氾濫注意情報解除           | 洪水注意報解除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                                                              |

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

オ 国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

| 区分              | 標 題                                                                                 | 種 類                      | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 江の川上流水系<br>洪水予報 | 江の川上流氾濫発生情報<br>馬洗川氾濫発生情報<br>西城川氾濫発生情報<br>神野瀬川氾濫発生情報                                 | 洪水警報（発表）<br>又は<br>洪水警報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
|                 | 江の川上流氾濫危険情報<br>馬洗川氾濫危険情報<br>西城川氾濫危険情報<br>神野瀬川氾濫危険情報                                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                         |
|                 | 江の川上流氾濫警戒情報<br>馬洗川氾濫警戒情報<br>西城川氾濫警戒情報<br>神野瀬川氾濫警戒情報                                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
|                 | 江の川上流氾濫注意情報<br>馬洗川氾濫注意情報<br>西城川氾濫注意情報<br>神野瀬川氾濫注意情報                                 | 洪水注意報（発表）<br>又は<br>洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                                                             |
|                 | 江の川上流氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>馬洗川氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>西城川氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>神野瀬川氾濫注意情報（警戒情報解除） | 洪水注意報（警報解除）              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                                                               |
|                 | 江の川上流氾濫注意情報解除<br>馬洗川氾濫注意情報解除<br>西城川氾濫注意情報解除<br>神野瀬川氾濫注意情報解除                         | 洪水注意報解除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                                                                 |

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

カ 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

| 区分            | 標 題                                    | 種 類                      | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|----------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水予報<br>芦田川水系 | 芦田川氾濫発生情報<br>高屋川氾濫発生情報                 | 洪水警報（発表）<br>又は<br>洪水警報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
|               | 芦田川氾濫危険情報<br>高屋川氾濫危険情報                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                        |
|               | 芦田川氾濫警戒情報<br>高屋川氾濫警戒情報                 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
|               | 芦田川氾濫注意情報<br>高屋川氾濫注意情報                 | 洪水注意報（発表）<br>又は<br>洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                                                            |
|               | 芦田川氾濫注意情報（警戒情報解除）<br>高屋川氾濫注意情報（警戒情報解除） | 洪水注意報（警報解除）              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                                                             |
|               | 芦田川氾濫注意情報解除<br>高屋川氾濫注意情報解除             | 洪水注意報解除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                                                              |

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

キ 広島県西部建設事務所（呉支所）と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

| 区分            | 標 題               | 種 類                      | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水予報<br>黒瀬川水系 | 黒瀬川氾濫発生情報         | 洪水警報（発表）<br>又は<br>洪水警報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
|               | 黒瀬川氾濫危険情報         |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
|               | 黒瀬川氾濫警戒情報         |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
|               | 黒瀬川氾濫注意情報         | 洪水注意報（発表）<br>又は<br>洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                                                                 |
|               | 黒瀬川氾濫注意情報（警戒情報解除） | 洪水注意報（警報解除）              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                                                                  |
|               | 黒瀬川氾濫注意情報         | 洪水注意報解除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                                                                          |

## ク 広島県東部建設事務所（三原支所）と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

| 区分            | 標 題                   | 種 類                      | 発 表 基 準                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|-----------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水予報<br>沼田川水系 | 沼田川氾濫発生情報             | 洪水警報（発表）<br>又は<br>洪水警報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
|               | 沼田川氾濫危険情報             |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
|               | 沼田川氾濫警戒情報             |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
|               | 沼田川氾濫注意情報             | 洪水注意報（発表）<br>又は<br>洪水注意報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                                                                   |
|               | 沼田川氾濫注意情報<br>（警戒情報解除） | 洪水注意報<br>（警報解除）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                                                                     |
|               | 沼田川氾濫注意情報             | 洪水注意報解除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                                                                              |

## ケ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

| 区分       | 発 表 ・ 解 除 基 準                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害警戒情報 | 発表基準<br>大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市区町ごとに発表。 |
|          | 解除基準<br>降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市区町ごとに解除                                                   |
|          | 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。                          |

## コ 気象庁が発表する緊急地震速報

| 区分             | 発 表 基 準                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急地震速報<br>（警報） | 最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。 |

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

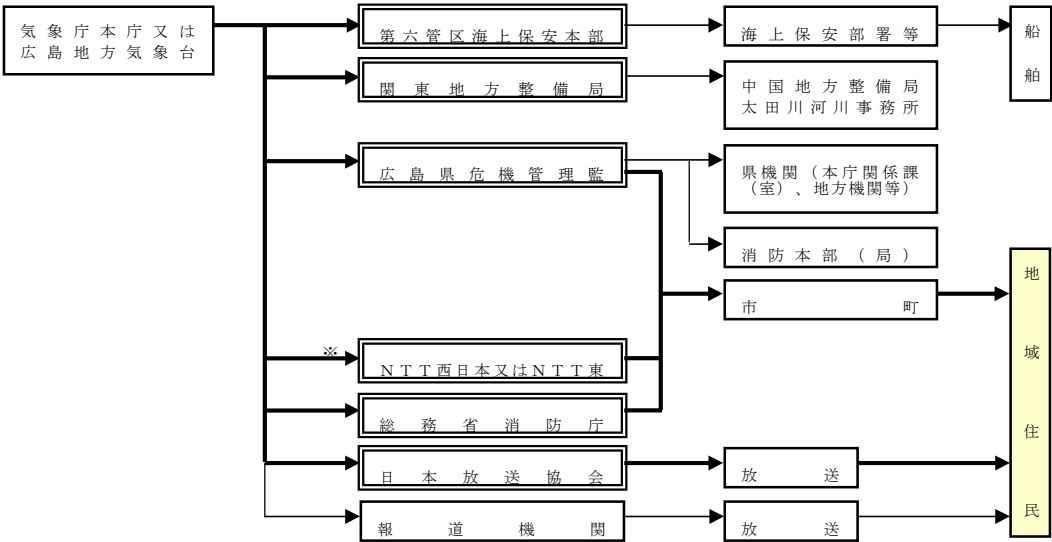
ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の機関に通知する。

(ア) 伝達機関

| 機 関 名                        | 担 当 課 名             | 備 考  |
|------------------------------|---------------------|------|
| 第六管区海上保安本部                   | 警備救難部環境防災課          |      |
| 西日本電信電話株式会社<br>又は東日本電信電話株式会社 |                     | 警報のみ |
| 広島県                          | 危機管理監危機管理課          |      |
| 日本放送協会広島放送局                  | コンテンツセンター（取材）       |      |
| 関東地方整備局                      | 中国地方整備局<br>太田川河川事務所 |      |
| ※ 報道機関                       |                     |      |
| 総務省消防庁                       |                     |      |

※副次的な伝達先

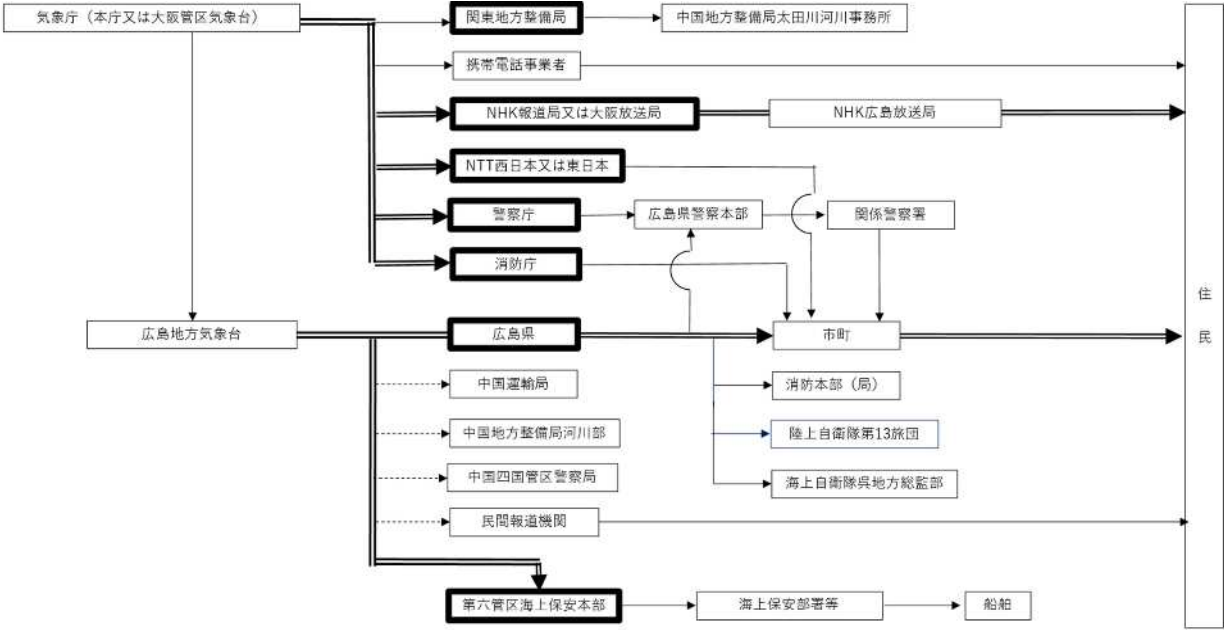
(イ) 伝達経路



- (注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
- 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 ※は、津波警報等（同解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT 西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。



イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



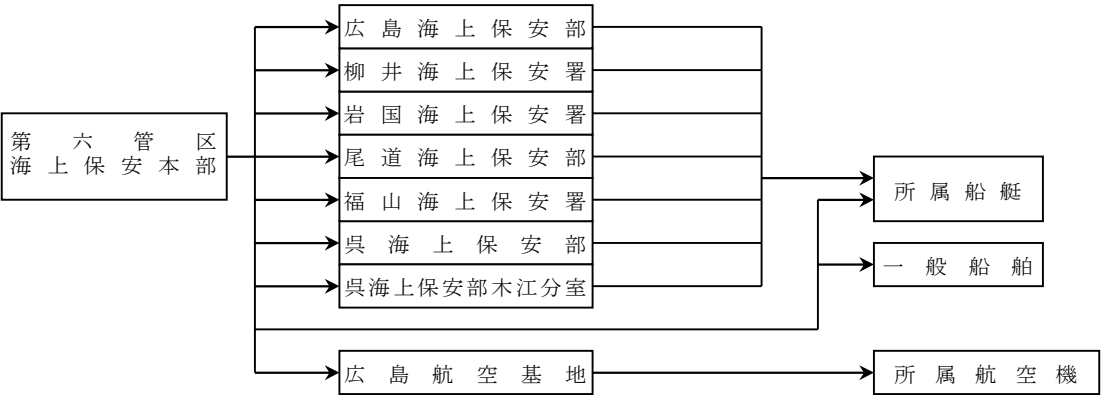
・太枠の機関は気象業務法施行例第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関  
・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路  
・NHK広島放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する  
・NTT西日本又はNTT東日本は、津波注意報の通知は行わない  
※1 あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する  
※2 あらかじめ定められた通信系統の障害によりNHK報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台がNHK大阪放送局に代替手段により通知する  
・広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

ウ 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

(ア) 第六管区海上保安本部

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係機関に伝達する。

a 伝達経路

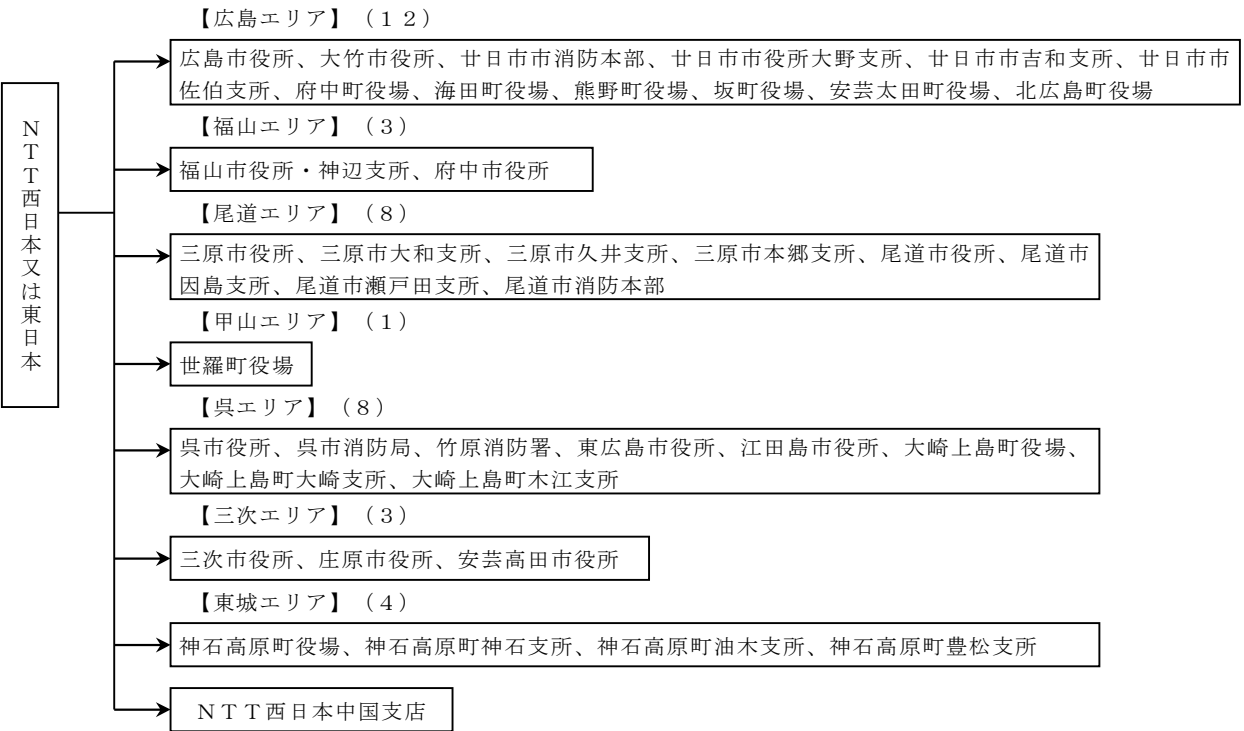


b 伝達方法

- (a) 管内の部署、所属船艇、航空機に対しては、専用通信系により周知させる。
- (b) 一般船舶に対しては、地域航行警報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知する。
- (c) 船舶運航会社、海運組合、漁業協同組合等に対しては、必要に応じ一般加入電話により周知させる。

(イ) 西日本電信電話株式会社

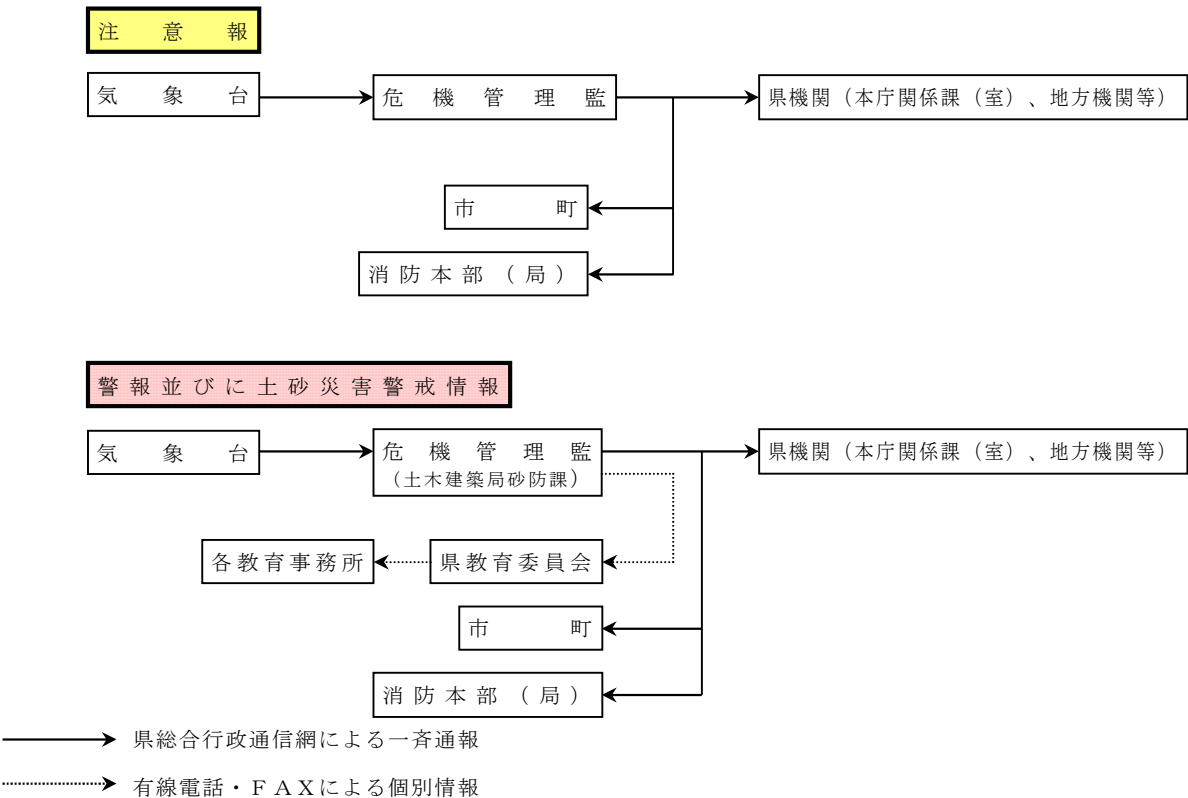
広島地方気象台等から通知を受けた警報は次の経路により市町に伝達する。



※ ファクシミリ網による一斉同報方式

(ウ) 広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係地方機関、市町及び消防本部へ伝達する。



(エ) 県警察本部

気象台から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は、次の経路により伝達する。

- a 津波警報等が気象庁から発表され、広島地方気象台又は中国四国管区警察局を経由して通知された場合、直ちに各警察署を通じて市町に伝達する。
- b 津波警報等以外の気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、必要により各警察署に通知する。通知を受けた警察署は状況により必要な措置をとる。

(オ) 市町

- a 前各号に定めるところにより気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）の利用等の方法により速やかに住民に周知させる。
- b 津波警報等の通知を受けた場合は、防災行政無線の利用等の方法により速やかに住民に周知させる。
- c 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。
- d 河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発令の判断に利用するものとする。

(カ) 放送機関

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は、次により放送し、住民に周知させる。

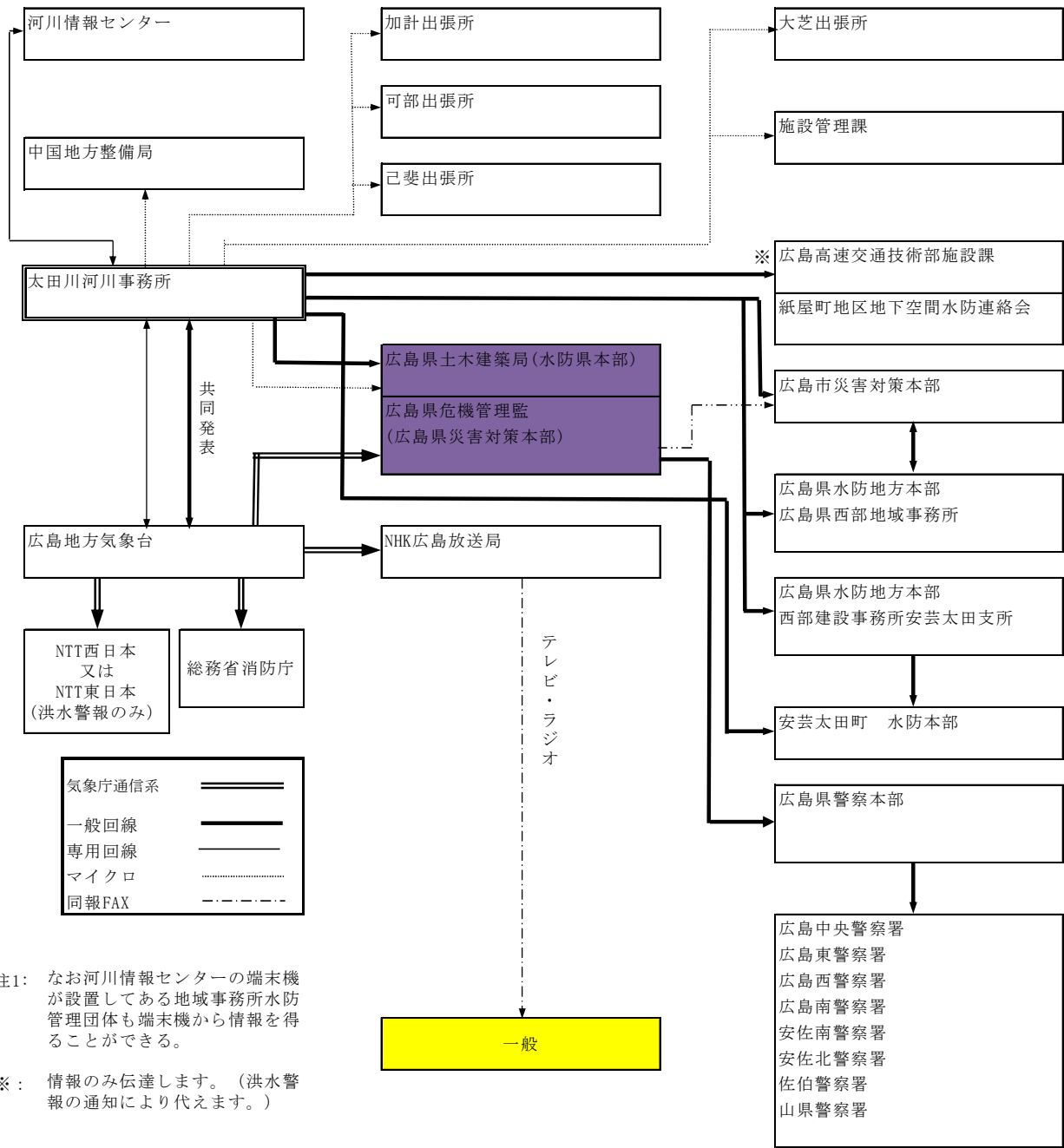
- a 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報及び津波警報等については、即時に放送を行う。
- b 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

(5) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同して発表する太田川水系洪水予報の伝達経路

ア 中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同して発表する太田川水系洪水予報は次の経路により伝達する。

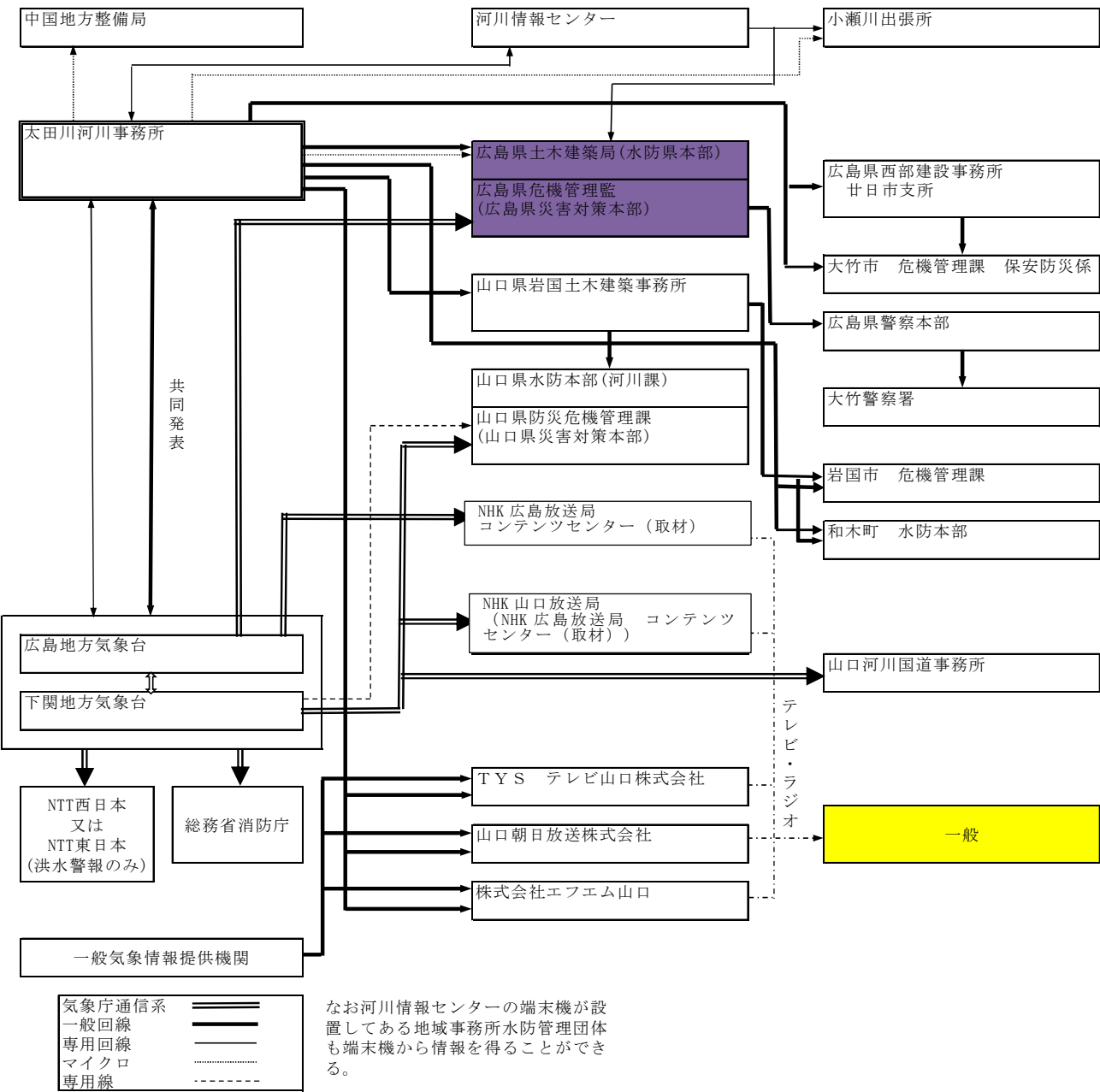
イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、(3)－ウ－(カ)により住民に周知させる。

太田川水系洪水予報伝達系統図



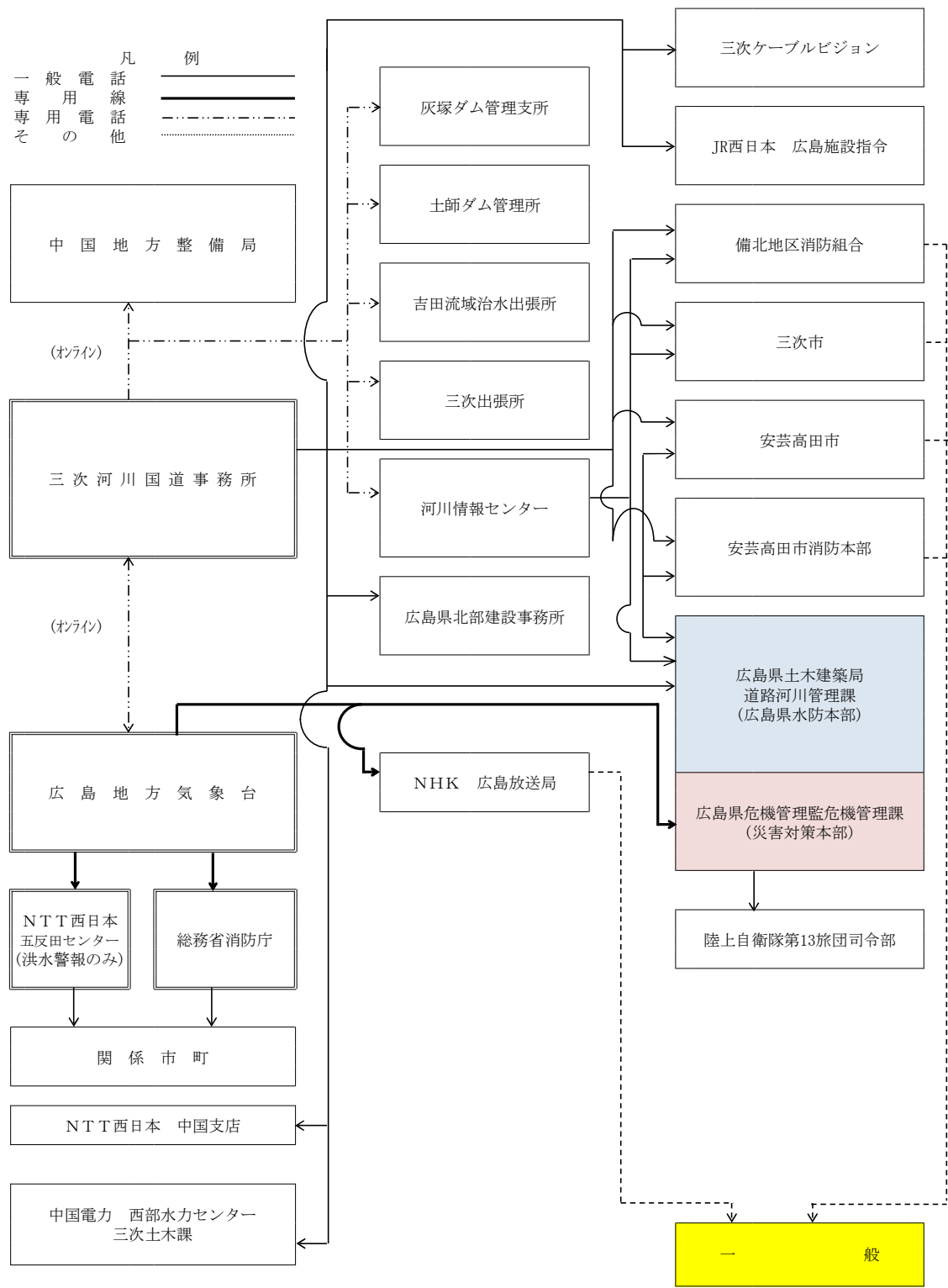
- (6) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台が共同して発表する小瀬川水系洪水予報の伝達経路
- ア 中国地方整備局太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台が共同して発表する小瀬川洪水予報は次の経路により伝達する。
- イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、(3)ーウー(カ)により住民に周知させる。

小瀬川水系洪水予報伝達系統図

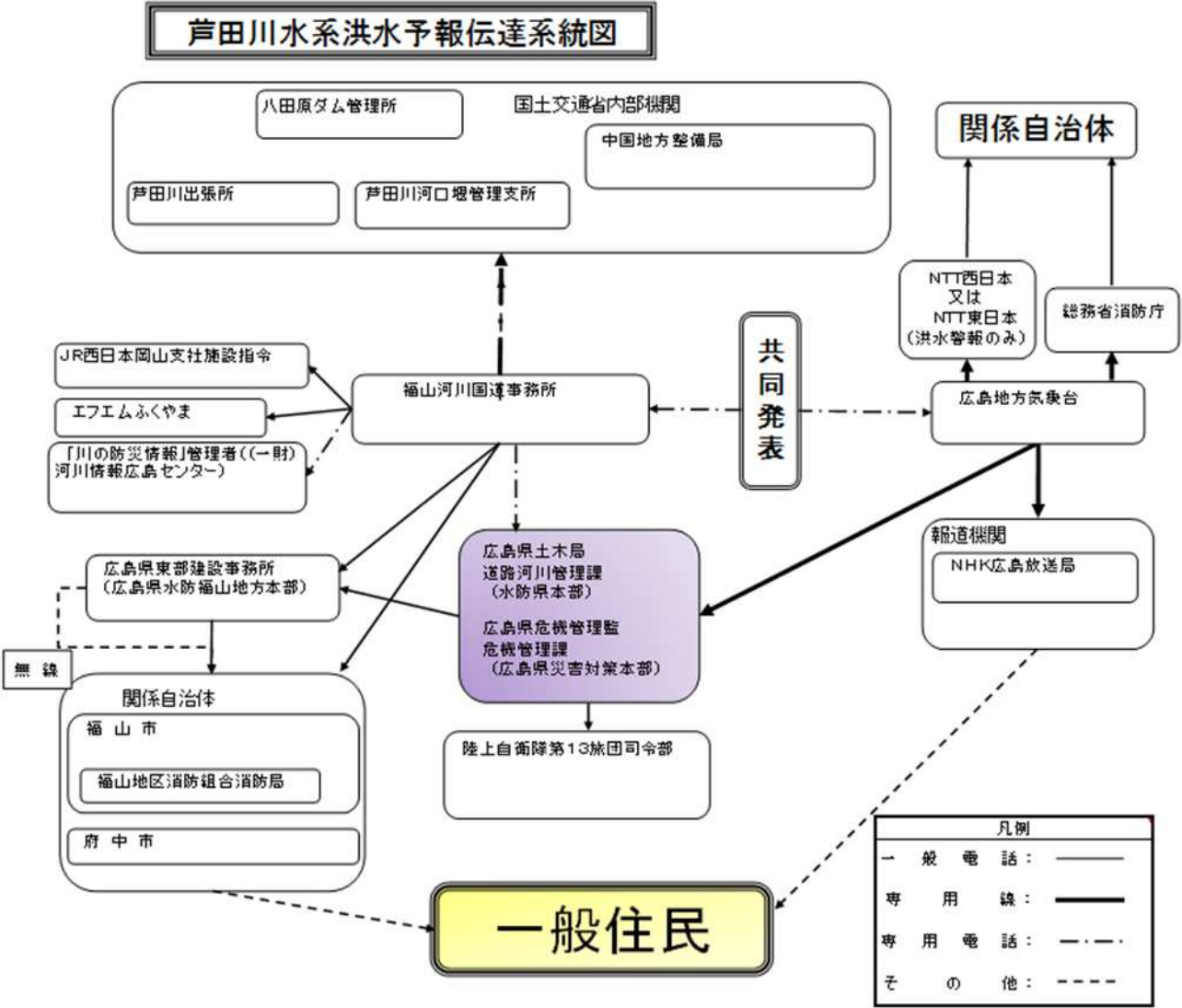


- (7) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局三次河川国道事務所と広島地方気象台が共同して発表する江の川上流水系洪水予報の伝達経路
- ア 中国地方整備局三次河川国道事務所と広島地方気象台が共同して発表する江の川上流水系洪水予報は次の経路により伝達する。
- イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、(3)ーウー(カ)により住民に周知させる。

江の川上流水系洪水予報伝達系統図



- (8) 水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同して発表する芦田川水系洪水予報の伝達経路
- ア 中国地方整備局福山河川国道事務所と広島地方気象台が共同して発表する芦田川水系洪水予報は次の経路により伝達する。
- イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、(3)－ウ－(カ)により住民に周知させる。

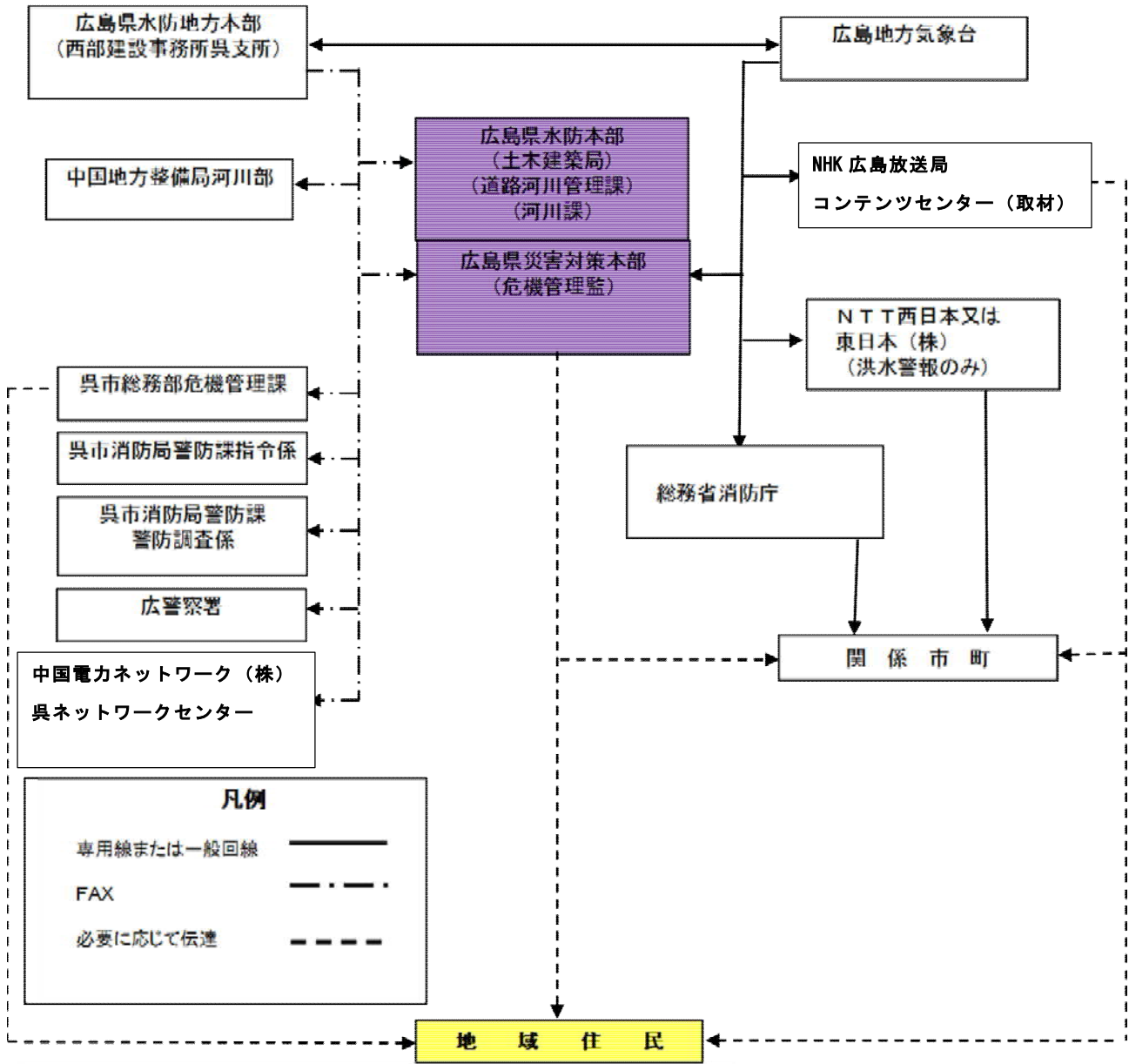


(9) 水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、広島県西部建設事務所（呉支所）と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報の伝達経路

ア 広島県西部建設事務所（呉支所）と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報は次の経路により伝達する。

イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、（3）－ウ－（カ）により住民に周知させる。

黒瀬川水系黒瀬川洪水予報伝達系統図



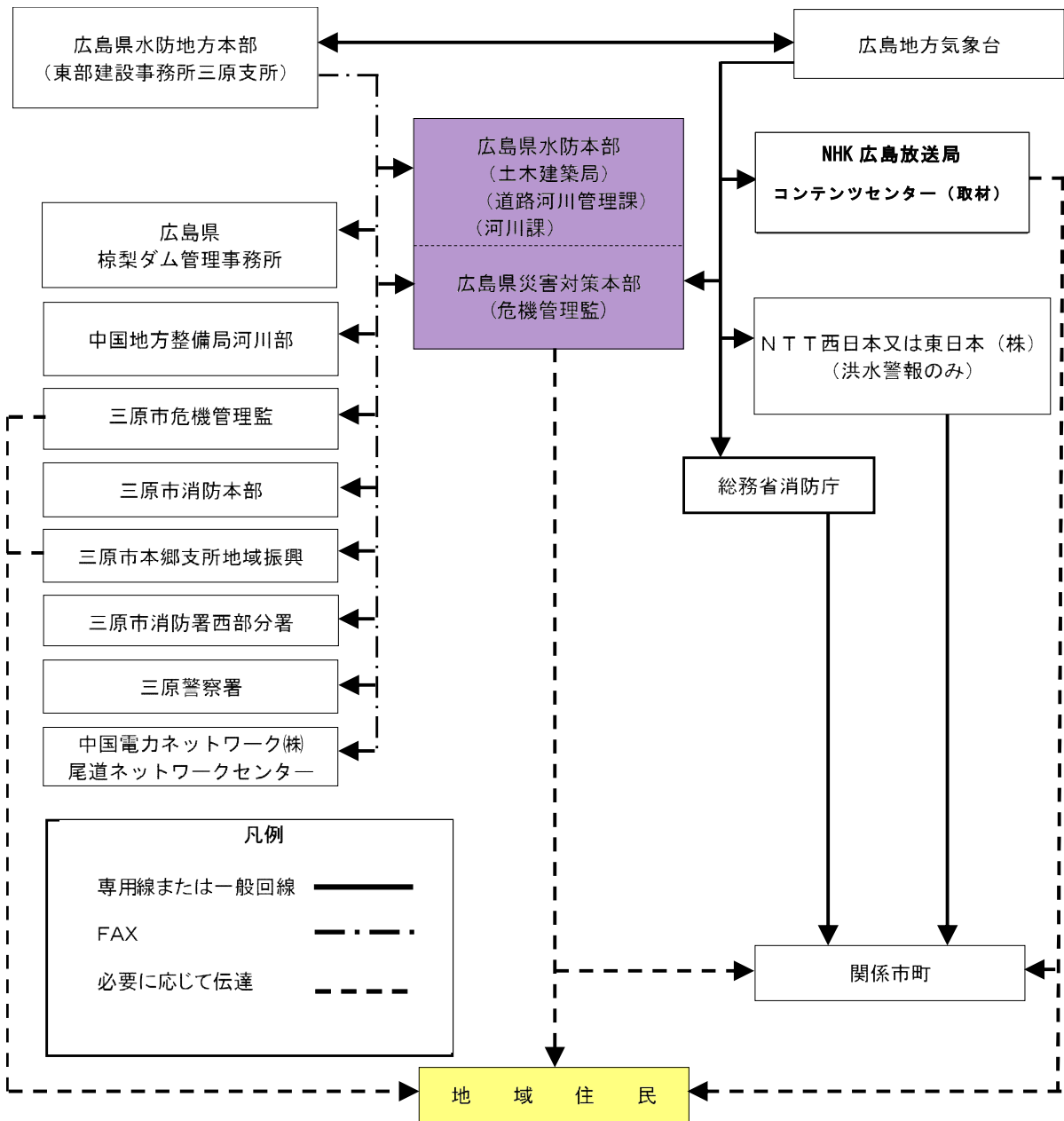
(注) 広島地方気象台からの伝達経路には気象庁本庁からの伝達経路も含む。



(10) 水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、広島県東部建設事務所（三原支所）と広島地方気象台が共同して発表する沼田川水系洪水予報の伝達経路

ア 広島県東部建設事務所（三原支所）と広島地方気象台が共同して発表する沼田川水系洪水予報は次の経路により伝達する。

イ 放送機関は洪水予報を受けた場合、（3）－ウ－（カ）により住民に周知させる。

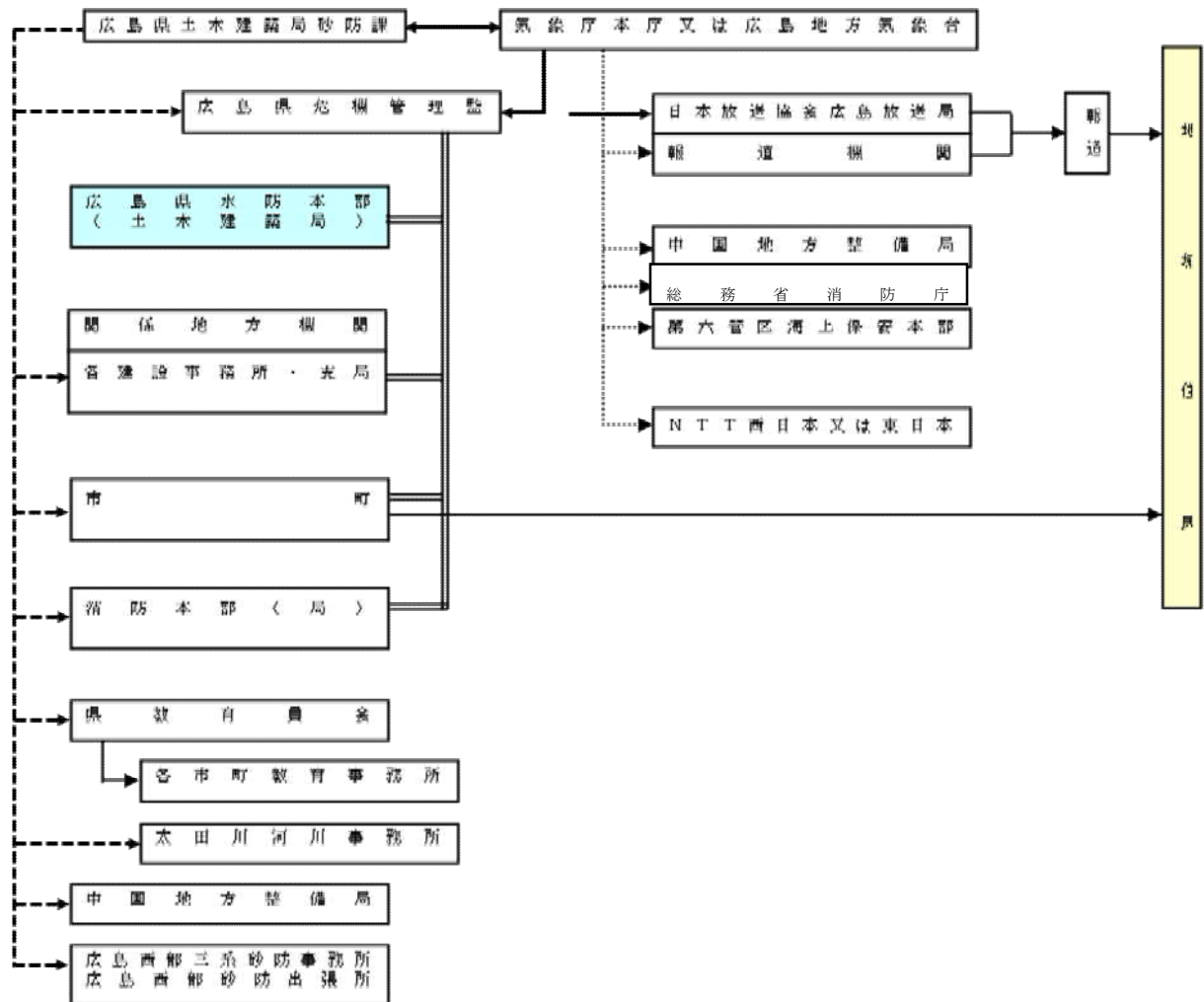


(注) 広島地方気象台からの伝達経路には気象庁本庁からの伝達経路も含む。

(11) 土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路

ア 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は次の経路により伝達する。

イ 放送機関は土砂災害警戒情報を受けた場合、(3)ーウー(カ)により住民に周知させる。



## 3 水防警報の伝達

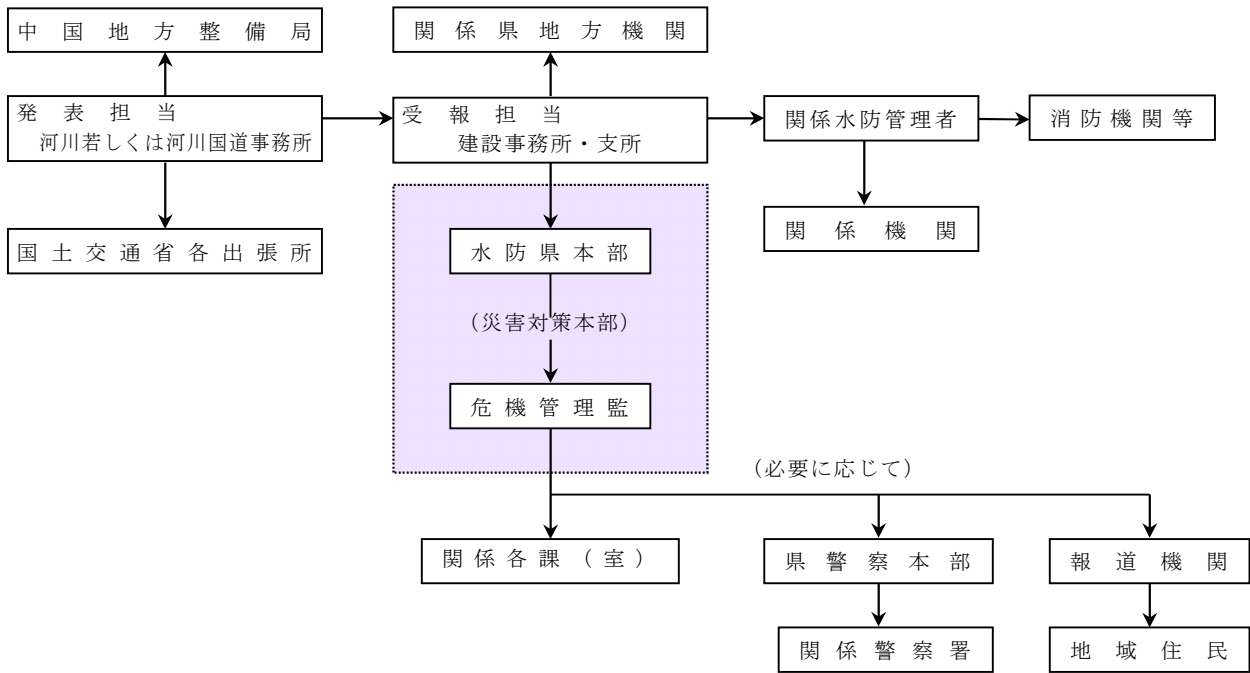
## (1) 発表責任者

| 発表<br>担当者  | 河川名等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 法令名                | 摘<br>要                                                                                                                          |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通<br>大臣 | 国土交通大臣が指定した河川<br>太田川水系<br>太田川（幹川） } の一部<br>三篠川 }<br>根谷川 }<br>古川 }<br>旧太田川 } の全部<br>元安川 }<br>天満川 }<br>滝山川 } の一部<br><br>芦田川水系<br>芦田川（幹川） } の一部<br>高屋川 }<br><br>江の川水系<br>江の川（幹川） } の一部<br>神野瀬川 }<br>馬洗川 }<br>西城川 }<br><br>小瀬川水系<br>小瀬川（幹川） } の一部                                                                                                                                                     | 水防法<br>第16条第1<br>項 | 中国地方整備局<br>災害対策計画によ<br>り太田川水系及び<br>小瀬川水系につい<br>ては太田川河川事<br>務所、芦田川水系<br>については福山河<br>川国道事務所、江<br>の川水系について<br>は三次河川国道事<br>務所が発表する。 |
| 知 事        | 知事が指定した河川<br>太田川水系<br>太田川（幹川） } の一部<br>猿猴川 } の全部<br>京橋川 }<br>根谷川 } の一部<br>安川 }<br>水内川 }<br>三篠川 }<br><br>芦田川水系<br>高屋川 } の一部<br>箱田川 }<br>加茂川 }<br>神谷川 }<br>吉野川 } の全部<br>有地川 } の一部<br>出口川 }<br>芦田川（幹川） }<br><br>江の川水系<br>志路原川 } の一部<br>馬洗川 }<br>美波羅川 }<br>国兼川 }<br>西城川 }<br>上下川 }<br>神野瀬川 }<br>布野川 }<br>板木川 }<br>比和川 }<br><br>高梁川水系<br>成羽川 } の一部<br><br>瀬野川水系<br>瀬野川 } の一部<br><br>黒瀬川水系<br>黒瀬川 } の一部 | 同上                 | 各河川を管理す<br>る建設事務所・支<br>所が発表する。                                                                                                  |

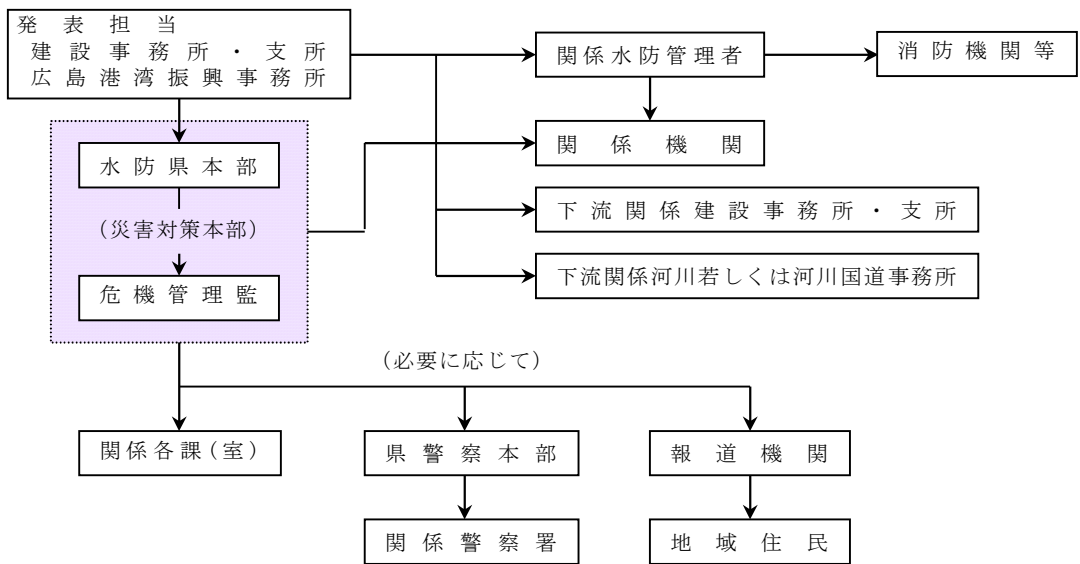
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |                                     |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------|
|  | <p>二河川水系<br/>二河川                      の一部</p> <p>八幡川水系<br/>八幡川                      の一部</p> <p>賀茂川水系<br/>賀茂川                      の一部</p> <p>本郷川水系<br/>本郷川                      の一部</p> <p>沼田川水系<br/>沼田川                      の一部<br/>仏通寺川<br/>梨和川<br/>菅川<br/>天井川</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |                                     |
|  | <p>知事が指定した海岸</p> <p>大竹市海岸    全域</p> <p>廿日市市海岸    広島港港湾区域を除く<br/>                    広島港港湾区域</p> <p>広島市海岸    全域</p> <p>海田町海岸    全域</p> <p>坂町海岸    観音崎より北<br/>                    観音崎より南</p> <p>呉市海岸    旧呉市、旧川尻町、旧蒲刈町、旧下蒲刈町、釣士田港北端～大迫港南端北回り<br/>                    釣士田港北端～大迫港南端南回り<br/>                    旧豊浜町、旧豊町<br/>                    旧安浦町</p> <p>江田市市海岸    屋形石～大柿港南端西回り<br/>                    屋形石～大柿港南端東回り</p> <p>東広島市海岸    全域</p> <p>竹原市海岸    全域</p> <p>大崎上島町海岸    全域</p> <p>三原市海岸    瀬戸田港港湾区域を除く<br/>                    瀬戸田港港湾区域</p> <p>尾道市海岸    中浜港北端～重井港南端<br/>                    旧尾道市、向島町<br/>                    上記以外</p> <p>福山市海岸    尾道糸崎港港湾区域<br/>                    尾道市界～阿伏兎港西端<br/>                    阿伏兎港西端より東</p> | 同上 | 各海岸を管理する建設事務所・支所もしくは広島港湾振興事務所が発表する。 |

(2) 伝達経路

ア 中国地方整備局関係事務所の発表する水防警報の伝達



イ 各建設事務所・支所及び広島港湾振興事務所の発表する水防警報の伝達

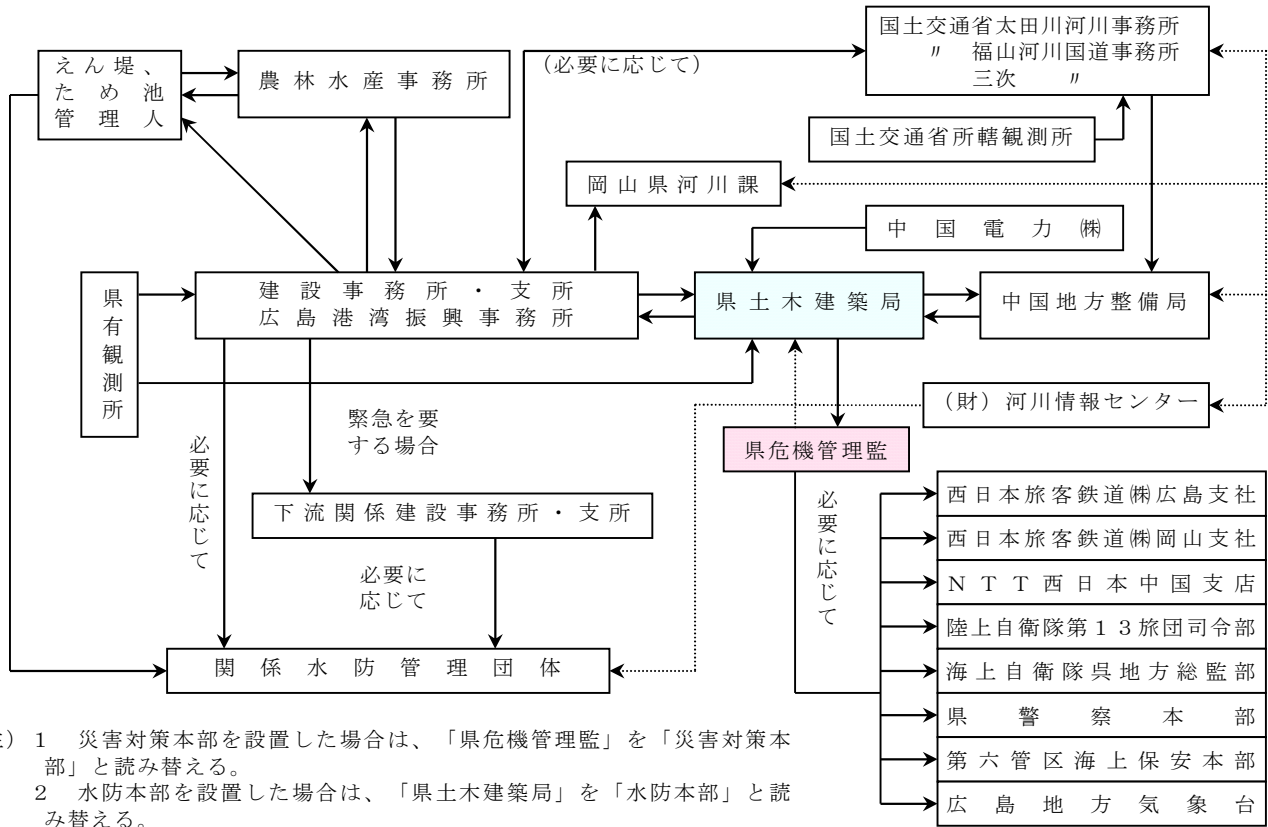


ウ 災害対策本部を設置した場合、(2)において「危機管理監」及び「県地方機関」は、それぞれ「災害対策本部」及び「災害対策支部」と読み替える。

4 水位、潮位等の通報

(1) 県の設置している水位、潮位観測所の通報

水防管理者又は量水標管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超えると、あるいは洪水又は高潮のおそれがあることを知った時は、水防計画に定めるところにより関係者に通報する。



(2) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

5 火災予防上の気象通報

(1) 気象の状況の通報

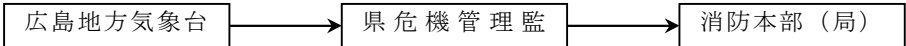
広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを消防本部に通報する。

(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

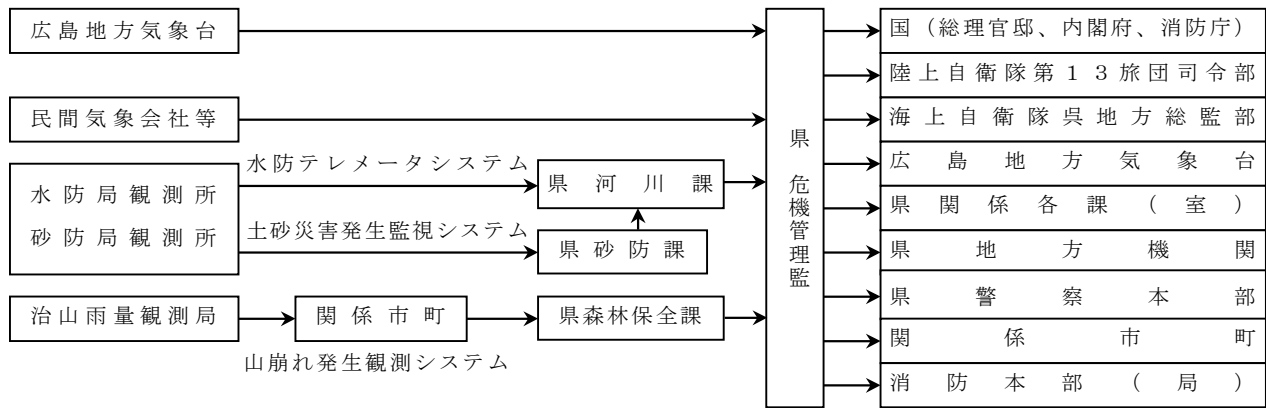
(3) 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。



6 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



## 第3項 住民等の避難誘導に関する計画

## 1 避難の指示等

## (1) 避難等の指示権者

## ア 基本法による場合

| 実施責任者              | 措置する場合                                               | 措置の内容                                                           | 条 項                            |
|--------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 市 町 長              | 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。   | 立退き、立退き先を指示等する。                                                 | 基本法<br>第56条、<br>第60条第1<br>項・3項 |
| 知 事                | 同上の場合<br>災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。     | 同 上                                                             | 基本法<br>第60条第6項                 |
| 警 察 官<br>海 上 保 安 官 | 同上の場合<br>市町長が指示できないとき又は市町長が要求したとき。                   | 同 上                                                             | 基本法<br>第61条                    |
| 市 町 長              | 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。 | 警戒区域を設定し、災害<br>応急対策従事者以外の者の<br>立入り制限、禁止又は<br>当該区域からの退去を命<br>ずる。 | 基本法<br>第63条第1項                 |
| 警 察 官<br>海 上 保 安 官 | 同上の場合<br>市町長又は委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき又は市町長等が要求したとき。     | 同 上                                                             | 基本法<br>第63条第2項                 |
| 自 衛 官              | 同上の場合<br>市町長その他市町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。           | 同 上                                                             | 基本法<br>第63条第3項                 |

## イ その他の法令による場合

| 実施責任者                          | 措置する場合                                                               | 措置の内容                                   | 条 項                  |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|
| 消 防 吏 員<br>消 防 団 員             | 火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。                                                 | 区域から退去を命令。                              | 消防法<br>第28条第1項       |
| 警 察 官                          | 同上の場合<br>消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。                            | 同 上                                     | 消防法<br>第28条第2項       |
| 水防団長、水防<br>団員、消防機関<br>に 属 する 者 | 水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。                                           | 同 上                                     | 水防法<br>第21条第1項       |
| 警 察 官                          | 同上の場合<br>水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。                            | 同 上                                     | 水防法<br>第21条第2項       |
| 知事、その命<br>を受けた県職<br>員、水防管理者    | 洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合。                                             | 必要と認める区域の居住者<br>に立退きを指示。                | 水防法<br>第29条          |
| 知事、その命<br>を受けた県職員              | 地すべりの危険が切迫した場合。                                                      | 必要と認める区域内の居住<br>者に立退きを指示。               | 地すべり等<br>防止法<br>第25条 |
| 警 察 官                          | 人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。                 | 関係者に警告を発する。<br>危害を受けるおそれのある<br>者を避難させる。 | 警察官<br>職務執行法<br>第4条  |
| 自 衛 官                          | 災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。 | 同 上                                     | 自衛隊法<br>第94条         |

## (2) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。



## (3) 避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

## (4) 高齢者等避難の伝達

市町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

## (5) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

## (6) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、こういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市町は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市町と積極的に連携し、支援するものとする。

## (7) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するのための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報

を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 市町は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 市町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 市町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ク 市町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

#### (8) 避難指示等に係る助言

市町長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市町が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

## 2 報告

### (1) 避難指示等を行った場合

市町長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

#### ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

#### イ 報告方法

総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

#### ウ 報告事項

(ア) 避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

### (2) 避難指示等の解除を行った場合

市町長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

## (3) 避難指示等の解除の際の助言

市町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市町が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。

## (4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

## ア 提出先

前項に同じ

## イ 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

## ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

## 3 避難の誘導

## (1) 避難誘導に当たる者

ア 市町職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

## (2) 避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市町長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

## 4 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

### 第3節 災害発生後の応急対策

#### 第1項 災害情報計画

##### 1 目 的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

##### 2 情報の収集伝達手段

県、市町における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

###### (1) 県

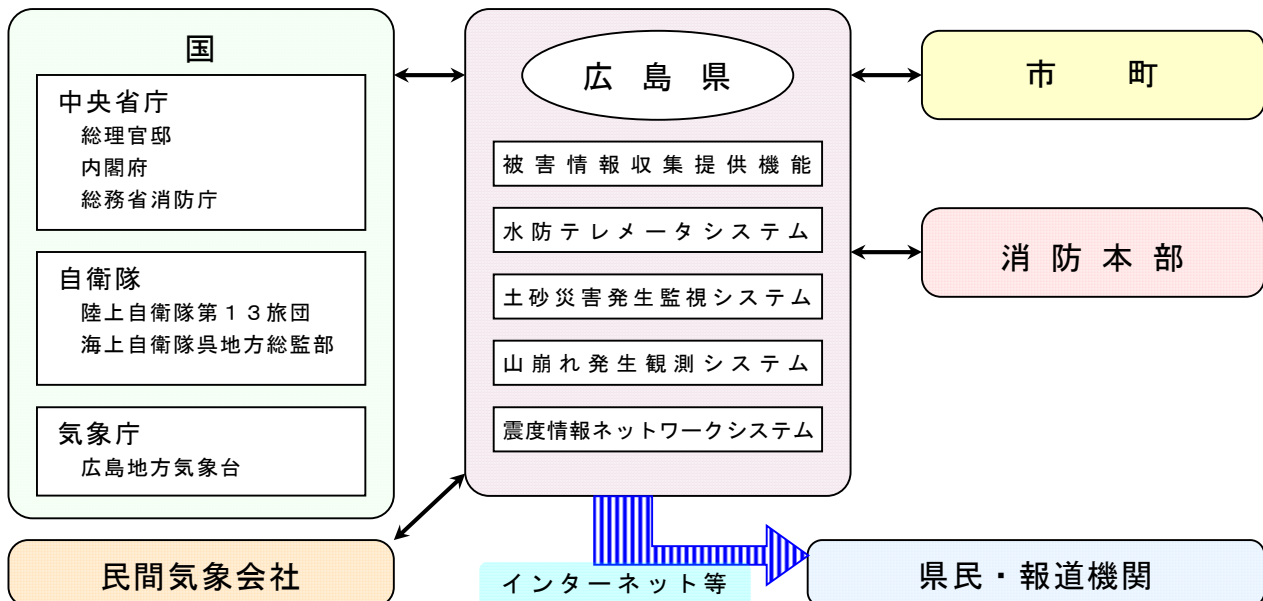
###### ア 情報の収集手段

- (ア) 市町からの電話、Web 会議システム等による報告
- (イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）
- (ウ) 県警察本部からの電話、警察システムとの連携等による報告
- (エ) その他関係機関からの電話等による報告
- (オ) 広島地方気象台からの通報
- (カ) 中国電力のホットラインの活用
- (キ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (サ) 広島県防災情報システムの活用
- (シ) 市町情報収集連絡員からの報告
- (ス) SNS 等の活用

###### イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、Web 会議システム等による伝達
- (イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (ウ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達
- (エ) 中国電力のホットラインの活用
- (オ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）
- (キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (ク) 広島県防災情報システムの活用
- (ケ) SNS 等の活用

## 広島県防災情報システムの概念図



### (2) 市町

#### ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) 市町防災行政無線による収集
- (エ) 地元消防機関、警察署からの電話等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県防災情報システムの活用
- (サ) Web 会議システムの活用
- (シ) SNS 等による情報
- (ス) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

#### イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、口頭による報告
- (イ) 市町地域防災無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) コミュニティ FM、CATV の活用
- (オ) 登録制メール、緊急速報メールの活用
- (カ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (キ) Web 会議システムの活用
- (ク) SNS 等の活用

### (3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

### 3 災害情報の収集伝達

#### (1) 通常の場合の経路

##### ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前項の場合において急施を要するときは、その市町長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(ウ) 前2号の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある災害応急対策責任者及び庁内各課を経て、県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

県は、市町からの報告を入手後速やかに国（消防庁）に対して報告を行うとともに、市町からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

なお、県が国（消防庁）へ報告すべき災害は、次のとおりである。

##### a 一般基準

(a) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(b) 県又は市町が災害対策本部を設置したもの

(c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(d) 気象業務法第13条の2に規定する、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

(e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

##### b 個別基準

##### (a) 地震

① 地震が発生し、県又は市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

② 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (b) 津波

① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

② 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (c) 風水害

① がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (d) 雪害

① 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

##### c 社会的基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

#### イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。県危機管理監は必要と認めた場合は関係のある他の災害応急対策責任者及び関係各課を経て、県地方機関に通知する。

#### ウ 災害に関する民間団体への通知

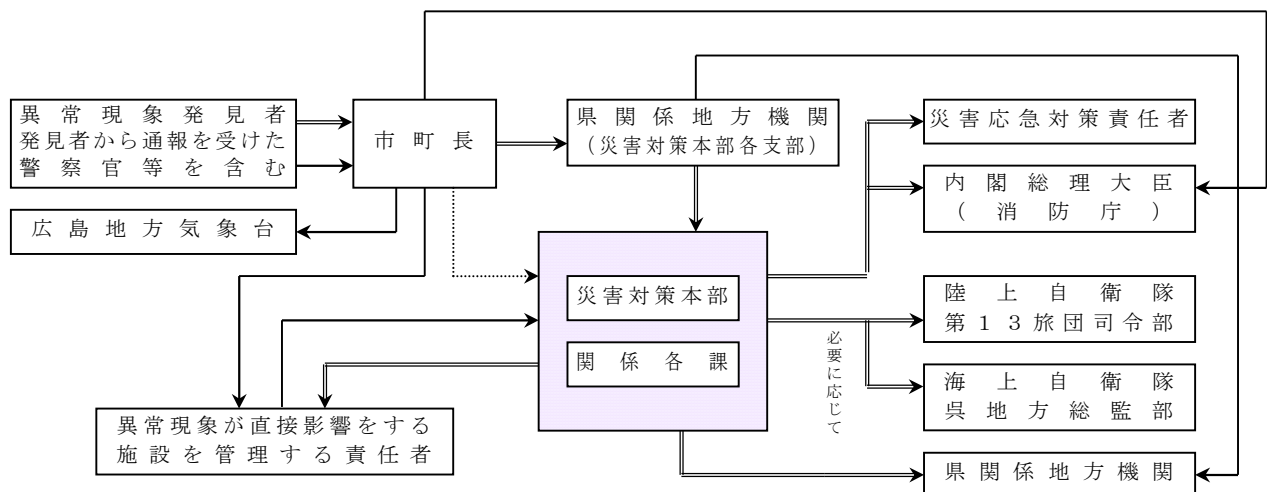
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

#### エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

#### (2) 災害対策本部を設置した場合の経路の特例

前項各号によるすべての情報は、次の経路により災害対策本部へ通報され関係機関に通知する。



- (注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の市町長に通知する。  
 2  $\longrightarrow$  は通常の場合の経路であり、 $\longrightarrow$  は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。  
 また、 $\cdots\longrightarrow$  は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

#### 4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

市町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。また、市町は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町が県への被害報告を行うことが困難と

なった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

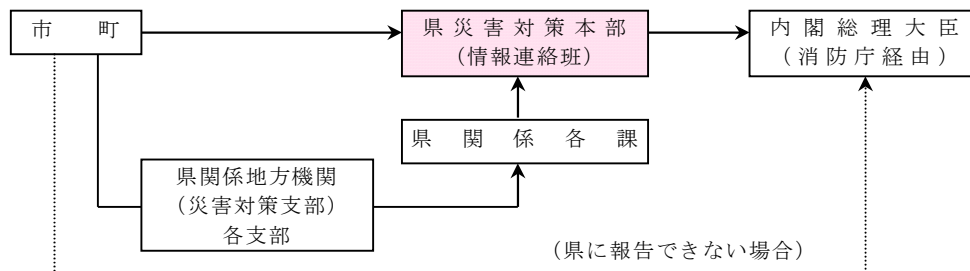
県及び市町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

#### (1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

##### ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）  
総務省消防庁

| 区 分              |       | 平日（9:30～18:15）<br>※応急対策室 | 左 記 以 外<br>※ 宿 直 室        |
|------------------|-------|--------------------------|---------------------------|
| 回線別              | 電 話   | 03-5253-7527             | 03-5253-7777              |
|                  | F A X | 03-5253-7537             | 03-5253-7553              |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7-90-49013               | 7-90-49101～49103          |
|                  | F A X | 7-90-49033               | 7-90-49036                |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | 77-048-500-90-49013      | 77-048-500-90-49101～49103 |
|                  | F A X | 77-048-500-90-49033      | 77-048-500-90-49036       |

##### イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

##### ウ 災害発生報告の処理

災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報告の内容を関係各課に連絡するものとし、連絡を受けた関係各課は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

##### エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町（当該市町が消防の事務を処理する一部事務組合の構成市町である場合は、当該一部事務組合をいう。以下この項において同じ。）は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市町の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

##### オ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

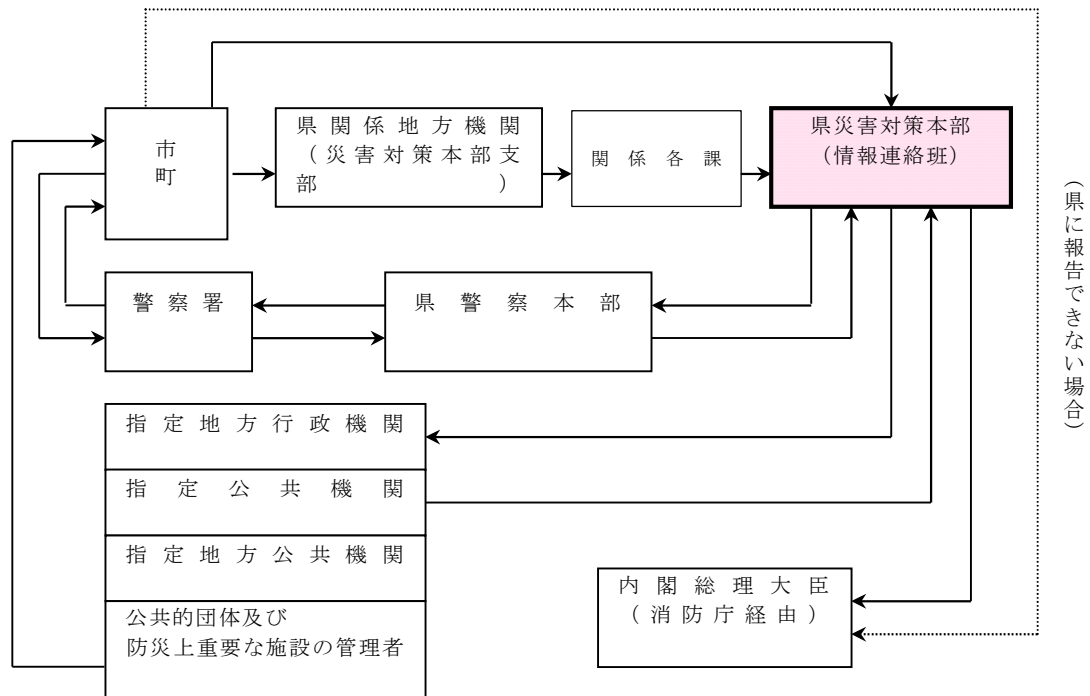
#### (2) 被害状況の報告及び通報



応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

#### ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



#### イ 被害状況の報告等

（ア）市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（イ）災害発生直後については、県災対本部（災害対策本部を設置していない場合は危機管理監）は、市町等から収集した情報及び自ら把握した被害規模に関する概括的な情報を消防庁へ報告する。

（ウ）関係課は、関係法令その他の規定に基づいて、市町、県関係地方機関から報告された被害の状況を取りまとめるとともに、前記（１）－ウの規定に基づき調査した結果を、速やかに県災対本部（災害対策本部を設置していない場合は危機管理監）に報告する。

（エ）指定地方行政機関及び指定公共機関は、被害状況取りまとめのため、知事からその報告を依頼されたときは、これに協力する。

（オ）県災対本部（災害対策本部を設置していない場合は危機管理監）は、災害発生報告及び

被害状況報告に基づき、定期的に被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(カ) 被害状況取りまとめの結果は、災害対策基本法第53条第2項の規定により内閣総理大臣（消防庁経由）に報告するほか、必要に応じて政府及び関係機関の援助を要請するための報告を行う。

(キ) 市町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

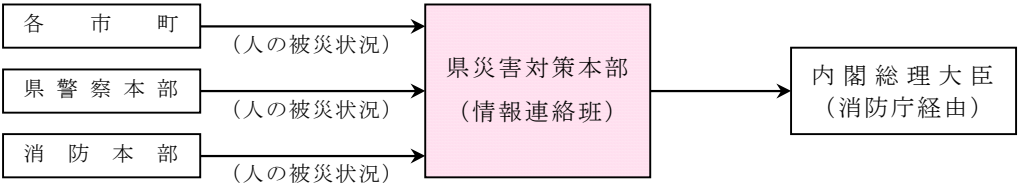
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

各市町、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災対本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



## 用 語 の 定 義

|                       |                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人<br>の<br>被<br>害      | 死 者                                   | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。 |
|                       | 行 方 不 明 者                             | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                                  |
|                       | 重 傷 者                                 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。                                                                                                                                                          |
|                       | 軽 傷 者                                 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。                                                                                                                                                           |
|                       | 安 否 不 明 者                             | 当人と連絡が取れず安否がわからない者                                                                                                                                                                                               |
| 住<br>家<br>被<br>害      | 住 家                                   | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                        |
|                       | 全 壊<br>（全焼・流出）                        | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。     |
|                       | 半 壊（半焼）                               | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。                                                  |
|                       | 一 部 破 損                               | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                                                                                               |
|                       | 床 上 浸 水                               | 住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                                  |
|                       | 床 下 浸 水                               | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                                                          |
|                       | 世 帯                                   | 生計を一つにしている実際の生活単位とする。                                                                                                                                                                                            |
| 非<br>住<br>家<br>被<br>害 | 非 住 家                                 | 住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                                                                                                                |
|                       | 公 共 建 物                               | 官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                                                                                                                            |
|                       | そ の 他                                 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                                                                                                                          |
|                       | ※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。 |                                                                                                                                                                                                                  |

|                                 |                         |                                                                                                                                       |
|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公<br>共<br>土<br>木<br>施<br>設      | 公 共 土 木 施 設             | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。                                                                                |
|                                 | 道 路 被 害                 | 高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。                                                                                     |
|                                 | 橋 梁 被 害                 | 市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。                                                                                      |
|                                 | 河 川 被 害                 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。 |
|                                 | 砂 防 設 備 被 害             | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。              |
|                                 | 地 す べ り 防 止 施 設 被 害     | 地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                             |
|                                 | 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 被 害 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                              |
|                                 | 治 山 施 設 被 害             | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                             |
|                                 | 港 湾 施 設 被 害             | 港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                      |
|                                 | 漁 港 施 設 被 害             | 漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                  |
| 農<br>林<br>水<br>産<br>業<br>施<br>設 | 海 岸 被 害                 | 海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                        |
|                                 | 農 林 水 産 業 施 設           | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。                                                                       |
|                                 | 田 畑 の 流 出 埋 没           | 田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。                                                                                              |
|                                 | 田 畑 の 冠 水               | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                                         |
| そ<br>の<br>他                     | 溜 池 ・ 水 路 被 害           | 溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                          |
|                                 | 農 産 被 害                 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                                                              |
|                                 | 林 産 被 害                 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。                                                                                                    |
|                                 | 水 産 被 害                 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。                                                                                                |

|         |                      |                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その<br>他 | 商 工 被 害              | 建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                                                                                      |
|         | 土 石 流                | 土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。                                                 |
|         | 地 す べ り              | 地すべりが発生したものとする。                                                                                                                                        |
|         | が け 崩 れ              | 急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。                                                |
|         | 鉄 軌 道 被 害            | 電車等の運行が不能となった程度の被害とする。                                                                                                                                 |
|         | 船 舶 被 害              | ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                                                                  |
|         | 清 掃 施 設 被 害          | ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。                                                                                                                                    |
|         | 都 市 施 設 被 害          | 街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）                                                                                     |
|         | 自 然 公 園 等<br>施 設 被 害 | 自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。                                                                            |
|         | 水 道（断水）              | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。                                                                                                             |
|         | 電 話（不通）              | 災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。                                                                                                       |
|         | 電 気（停電）              | 災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                                                                    |
|         | ガ ス（停止）              | 一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                                                                              |
|         | ブ ロ ッ ク 塀 等          | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                                                                  |
|         | そ の 他                | 各項に該当しない被害とする。                                                                                                                                         |
| 罹 災 世 帯 |                      | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹 災 者   |                      | 罹災世帯の構成員とする。                                                                                                                                           |
| 被 害 総 額 |                      | 物的被害の概算額とする。（千円単位）                                                                                                                                     |
| 火 災 発 生 |                      | 火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。                                                                                                                        |

## 第2項 通信運用計画

## 1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

## (1) 加入電話の非常申し込み

## ア 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめ NTT 西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかに NTT 西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

| 申 込 先     | 申込みダイヤル番号 |
|-----------|-----------|
| 1 1 6 センタ | 「1 1 6」   |

## イ 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

| 申 込 先 | 申込みダイヤル番号 |
|-------|-----------|
| 電報センタ | 「1 1 5」   |

## ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

| 要 請 先               | 電 話 番 号                 |
|---------------------|-------------------------|
| NTT 西日本中国支店設備部災害対策室 | 0 8 2 - 5 1 1 - 1 3 7 7 |

## エ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30 日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

| 区分   | 申 込 先                     | 申込みダイヤル番号               |
|------|---------------------------|-------------------------|
| 固定電話 | 1 1 6 センタ                 | 「1 1 6」                 |
| 携帯電話 | 株式会社ドコモCS<br>モバイルレンタルセンター | 0 1 2 0 - 6 8 0 - 1 0 0 |

## (2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第 57 条及び第 79 条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

(3) 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市町の区域内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

(4) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災無線、県と消防庁を結ぶ消防防災無線等を大規模災害時の情報連絡手段として利用する。

2 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

## 第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

### 1 目 的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

### 2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

### 3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

### 4 活動拠点の確保

県及び市町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市町においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

### 5 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全運航体制を確立する。
- (2) 航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。
- (3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化



を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

- （４）災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- （５）ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確立する。

## 6 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

### （１）基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時期等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

ア 可能な限り、常時１機は災害出動できる体制をとる。

イ 年間運航計画については、防災ヘリコプター、消防ヘリコプター各々の運航不能期間等を勘案しながら策定する。

ウ 災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

### （２）県内市町からの支援要請

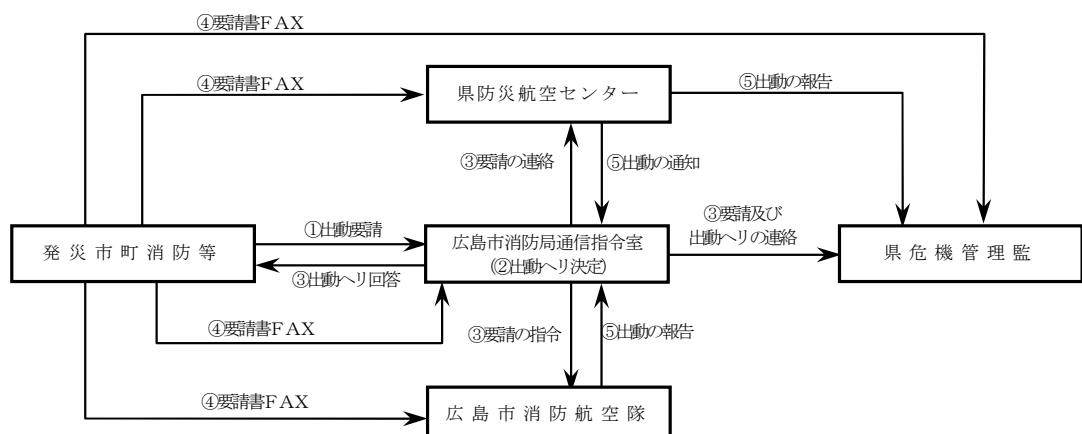
#### ア 支援の原則

市町長（消防・一部事務組合を含む）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

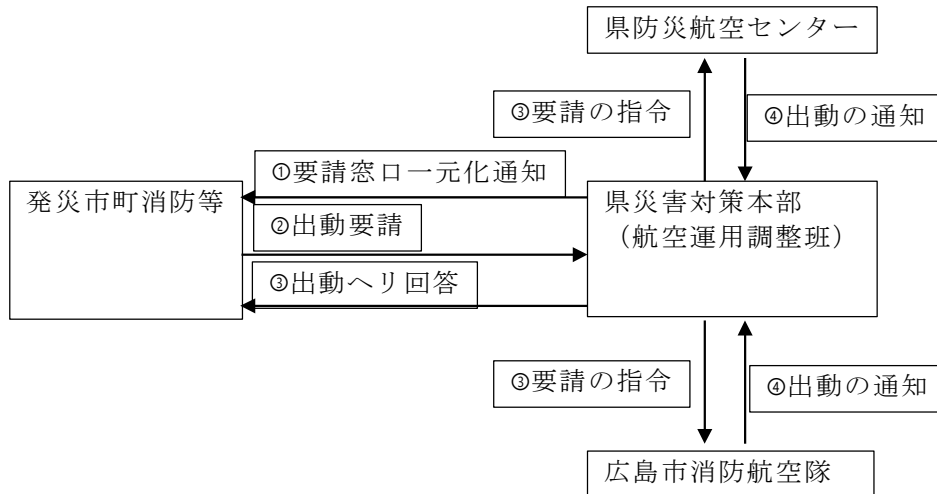
#### イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

#### （ア）通常災害時



## (イ) 大規模災害時



## 7 各機関への対応要請

## (1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

## (2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

## (3) 自衛隊

県は、「第5節 自衛隊災害派遣計画」に基づき要請する。

## (4) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

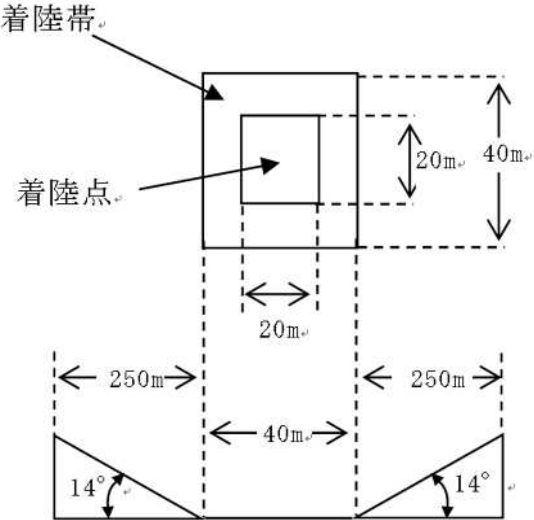
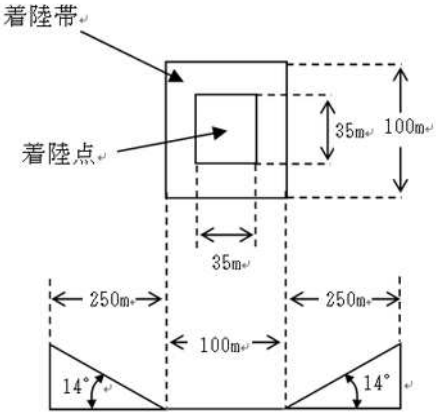
県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（総務省消防庁）」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

8 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

| 区分          | 消防・防災ヘリコプター<br>警察、海上保安庁ヘリコプター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 設定基準（地積）                                                                             |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 小<br>中<br>型 | <br>広島県防災航空隊 アグスタAW139<br><br>広島市消防航空隊 AS365N3<br><br>広島県警察航空隊 AS365N2<br><br>第六管区海上保安本部 広島航空基地<br>アグスタAW139<br><br>陸上自衛隊 UH-1 |   |
| 大<br>型      | <br>陸上自衛隊 CH-47<br><br>海上自衛隊 UH-60<br><br>海上自衛隊 MCH-101                                                                                                                                                                                                                                       |  |

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

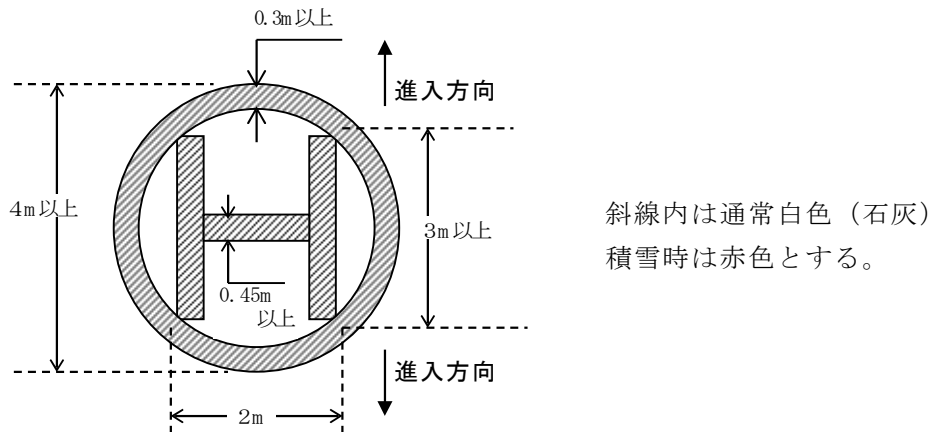
ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

- オ 着陸地点には次図を標準とした  $\textcircled{\text{H}}$  を表示する。



- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

（3）臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

## 第5節 災害派遣・広域的な応援体制

### 第1項 自衛隊災害派遣要請計画

#### 1 目的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

#### 2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

#### 3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

#### 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市町長の職権を行うことができる。

この場合において、当該市町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 当該市町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 当該市町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

#### 5 災害派遣要請の手続

- (1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話

等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線 2410

(夜間・土日・祝日等) 内線 2440 (当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2823、2222 (当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203 (SOC 当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

(直通) 082-511-6720

082-228-2159

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線 3271~3275

(直通) 082-251-5115、5116 (当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア 市町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市町長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

## 7 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

## 8 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市町又は関係機関の長に、派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市町又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市町又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

### ア 派遣部隊到着前

(ア) 市町又は関係機関における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章の1第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

(カ) 船艇が使用できる岸壁の準備

### イ 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

## 9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

(1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食糧費

(4) その他の部隊に直接必要な経費

## 10 災害派遣部隊の撤収要請

(1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

(2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

## 第2項 相互応援協力計画

### 1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

### 2 実施内容

市町、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

#### (1) 市町

##### ア 知事等に対する応援要請

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

##### イ 他の市町長に対する応援要請

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

##### ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市町長は、大規模災害により、自らの市町の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

#### (2) 県

##### ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

##### イ 市町に対する応援

(ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。



(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

総務省消防庁

| 区 分<br>回線別       |       | 平日 (9:30～18:15)<br>※応急対策室 | 左 記 以 外<br>※ 宿 直 室        |
|------------------|-------|---------------------------|---------------------------|
| N T T 回線         | 電 話   | 03-5253-7527              | 03-5253-7777              |
|                  | F A X | 03-5253-7537              | 03-5253-7553              |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7-90-49013                | 7-90-49101～49103          |
|                  | F A X | 7-90-49033                | 7-90-49036                |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | 77-048-500-90-49013       | 77-048-500-90-49101～49103 |
|                  | F A X | 77-048-500-90-49033       | 77-048-500-90-49036       |

(3) 県警察

県公安委員会は、県内警備力を持って災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

(4) 第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(5) 防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市町若しくは他の防災関係機関の応援のあっ旋を依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする機関名（あっ旋を求める場合）

(ウ) 応援を必要とする職種別人員

(エ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

(オ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

(エ) 県は、各機関の間で相互協力のあっ旋をする。

(6) 相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(7) 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員等を導入した場合、知事及び受入れ先の市町長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(8) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施

すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行うものとする。

国は、被災により、市町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市町に代わって行うものとする。

(9) 被災地への職員の派遣

県及び市町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

### 第3項 防災拠点に関する計画

#### 1 方針

この計画は、地震発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 広島県防災拠点施設

##### (1) 施設の機能

##### ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてパールやハンマーなどを備蓄する。

##### イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送する。

##### ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保する。

##### エ 防災航空センター機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施する防災航空センターを整備。

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保する。

##### オ 災害対策本部代替拠点機能

地震・津波災害等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保する。

##### (2) 施設の特徴

ア 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能である。

イ 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能である。

##### (3) 施設の管理運営

| 区 分   | 内 容                                                                      | 管 理 運 営                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 平常時   | ・ 防災に関する広報啓発<br>・ 備蓄資機材等の管理<br>等                                         | 危機管理監、<br>防災航空センター、<br>健康福祉局 |
|       | ・ 防災ヘリコプターの運航                                                            | 防災航空センター                     |
| 災害発生時 | ・ 災害対策本部との連絡調整<br>・ 備蓄物資搬入・搬出作業<br>・ 救援物資の仕分け・一時保管作業<br>・ 応援要員・ボランティア受入等 | 災害対策本部<br>(危機管理監、健康福祉局等)     |
|       | ・ 防災ヘリコプターの運航                                                            | 災害対策本部事務局                    |
|       | 【本部設置時】<br>・ 災害対策本部事務局事務<br>(詳細は災害対策運営要領で定める)                            | 災害対策本部事務局                    |

## (4) 施設の概要

|                       |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                               |
|-----------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 施設名称                  |            | 広島県防災拠点施設                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 場 所                   |            | 〒729-0416 三原市本郷町善入寺 94-22                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 連絡先                   |            | 0848-86-8931 (TEL)<br>0848-86-8932 ( )<br>0848-86-8933 (FAX)                                                                                                                                                                                                                          |                               |
| 敷地面積                  |            | 約 24,918 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |
| 構<br>成<br>施<br>設<br>等 | ※<br>備蓄倉庫棟 | 鉄骨造 1 階建て<br>床面積 4,482 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                 | 物資の備蓄<br>救援物資の集積・搬送           |
|                       | 主な<br>備蓄物資 | 食 料 品：クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、<br>アルファ化米<br>生活必需品：毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、生理用品、簡易トイレ（凝固剤、収納袋）<br>防災資機材：【地域住民用】<br>ビニールシート、一輪車、バール、ハンマー、のこ、金てこ、RCバール、救助ロープ、防塵メガネ、防塵マスク、ケブラー手袋、絶縁ボルトクリッパー、油圧ジャッキ、土のう袋<br>【防災拠点用】<br>量（緊急量）、毛布（真空パック）、ビニールシート、ヘルメット、軍手、雨具、ウォーターコンテナ、カセットコンロ、石油ストーブ、扇風機、救急箱、災害用敷マット |                               |
|                       | ※<br>管 理 棟 | 鉄骨造 2 階建て<br>床面積約 1,883 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                | 防災航空センター事務室、会議室、<br>防災室、多目的室  |
|                       | ヘリ格納庫      |                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 防災ヘリコプター格納庫                   |
|                       | 防災広場       | 約 8,500 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                | 救援物資の仕分け作業スペース<br>救援部隊の集結スペース |
|                       | 駐 車 場      | 約 2,800 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                | 防災活動用の駐車場                     |

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

## 3 救援拠点

## (1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

## ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

## イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

## (2) 配置計画

## ア 救援物資輸送拠点

| 種 類  | 施 設                                                                               | 対象地域  | 箇 所 数  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 陸上対応 | ① 救援物資搬入<br>② 救援物資一次保管用建屋<br>③ 臨時ヘリポート用広場<br>④ その他（会議室、仮眠室等）                      | 西 部   | 3 箇所   |
|      |                                                                                   | 中 央 部 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 東 部   | 2 箇所   |
|      |                                                                                   | 北 部   | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 計     | 7 箇所   |
| 海上対応 | ① 輸送船接岸用バース<br>② 救援物資搬入・搬出用広場<br>③ 救援物資一時保管用建屋<br>④ 臨時ヘリポート用広場<br>⑤ その他（会議室、仮眠室等） | 広 島 港 | 3 箇所   |
|      |                                                                                   | 呉 港   | 3 箇所   |
|      |                                                                                   | 竹 原 港 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 大 西 港 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 尾道糸崎港 | 2 箇所   |
|      |                                                                                   | 福 山 港 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 計     | 1 1 箇所 |
| 合 計  |                                                                                   |       | 1 8 箇所 |

## イ 救援部隊集結拠点

| 種 類   | 施 設                            | 配置場所  | 箇所数                        |
|-------|--------------------------------|-------|----------------------------|
| 警 察   | ① 救援部隊集結用広場<br>② その他（会議室、仮眠室等） | 広島市周辺 | 6 箇所（広島市周辺 2 箇所、その他各 1 箇所） |
| 消 防   |                                | 呉市周辺  | 16 箇所（各 1 ～ 6 箇所）          |
| 自 衛 隊 |                                | 尾道市周辺 |                            |
|       |                                | 福山市周辺 | 6 箇所（広島市周辺 2 箇所、その他各 1 箇所） |
|       |                                | 三次市周辺 |                            |

## (3) 拠点施設の運営

## ア 救援物資輸送拠点

市町、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て県が運営する。

## イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動

## 第1項 救出計画

## 1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 陸上災害救難

## (1) 実施責任者

| 実施責任者                                               | 実施の範囲                               | 法令名                                                        |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 県警察<br>消防機関                                         | 災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出 | 警察法第2条<br>警察官職務執行法第4条<br>消防組織法第1条                          |
| 警察官                                                 | 災害による遺体の調査                          | 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律                                |
| 知事<br>(災害救助法<br>施行令により<br>知事が実施を<br>指示した場合は<br>市町長) | 被災者の救出<br><br>遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去   | 災害救助法第2条、第4条、第13条<br>災害救助法施行細則第1条<br><br>災害救助法第2条、第4条、第13条 |
| 市町長                                                 | 災害時における身元不明、原因不明の遺体の<br>取扱い         | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条                                          |

## (2) 実施方法

## ア 被災者の救出

## (ア) 通常の場合

市町長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、市町長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

## (イ) 災害救助法を適用した場合

知事は、市町長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が市町長に実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり救出を行う。

## イ 遺体の搜索、収容、埋葬等

## (ア) 遺体の搜索

知事は災害救助法を適用した場合、市町長を補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市町長に実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

## (イ) 遺体の収容、埋葬等

## a 知事が行う措置

## (a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない遺体について、市町長を補助者として遺体の措置を行う。

## (b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b 市町長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市町長に実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市町に委任した場合は、市町長がこれを実施する。

### 3 海上救難

#### (1) 実施責任者

| 実施責任者                           | 実施の範囲                                    | 法令名                                                    |
|---------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第六管区海上保安本部                      | 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合の援助 | 海上保安庁法第2条、第5条                                          |
| 県警察<br>消防機関                     | 災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出      | 警察法第2条<br>警察官職務執行法第4条<br>消防組織法第1条                      |
| 知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市町長） | 被災者の救出<br><br>遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去        | 災害救助法第2条、第4条、第13条<br>災害救助法施行細則第1条<br>災害救助法第2条、第4条、第13条 |
| 市町長                             | 市町長の区域の地先海面における海難の救助<br>急救難              | 水難救護法第1条                                               |

#### (2) 実施方法

##### ア 第六管区海上保安本部

第六管区海上保安本部は、自己の防災業務計画により、次の救助対策を実施する。

##### (ア) 災害応急対策

##### a 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (a) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、地域航行警報、安全通報、サイレンの吹鳴等並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知する。
- (b) 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに地域航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知する。
- (c) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、地域航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。



## b 情報の収集

次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

## (a) 海上及び沿岸部における被害状況

- ・ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ・ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ・ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・ 石油コンビナートの被害状況
- ・ 流出油等の状況
- ・ 水路、航路標識の異状の有無
- ・ 港湾等における避難者の状況

(b) 陸上における被害状況（船艇及び航空機による情報収集活動の実施においては、(a)の情報収集の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。）

## (c) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況

## (d) 関係機関等の対応状況

## (e) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

## c 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(a) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその搜索活動を行う。

(b) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

(c) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(d) 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

## d 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効活用するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

## (a) 第1段階・・・避難期

- ・ 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ・ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安

要員等初動の応急対策に必要な要員等

- ・ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(b) 第2段階・・・輸送機能確保期

- ・ 上記(a)の続行
- ・ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(c) 第3段階・・・応急復旧期

- ・ 上記(b)の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

e 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (b) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (c) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

f 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付けし、又は譲与する。

g 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。

- (a) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (b) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

h 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (b) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (c) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

- (d) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (e) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (f) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

i 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要が認められるときは、基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知するものとする。

j 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (a) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (b) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

イ 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

ウ 知事及び市町長

(ア) 知事

知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し同法施行細則に定める救助を行う。

(イ) 市町長

市町長は、自己の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより関係機関の協力を得て対処する。

(3) 遺体の捜索、収容、埋葬等

陸上災害救難に準ずる他、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

## 第2項 医療救護・助産計画

### 1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

### 2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

### 3 災害時における実施責任者及び実施内容

#### 【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

#### (1) 県

ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ EMIS の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に DMAT 県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括 DMAT を受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内 DMAT での対応が困難な場合、統括 DMAT の判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県 DMAT の派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

- キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- ク 県内 DPAT での対応が困難な場合、広島 DPAT 統括者の判断を踏まえ、DPAT 事務局へ他都道府県 DPAT の派遣を要請する。
- ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- コ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び DPAT の派遣を行う。
- サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- シ 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- ス 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

（2）市町

- ア 市町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 市町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市町長が実施責任者となる。
- エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

（7）広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

## (8) 広島県看護協会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

## (9) 災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内 DMAT 及び参集する院外 DMAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入や DMAT の派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DMAT 活動拠点本部となる場合には、統括 DMAT を受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DMAT の支援の下で医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を EMIS への登録などにより提供する。

## (10) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内 DPAT 及び参集する院外 DPAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入や DPAT の派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院が DPAT 活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DPAT の支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報を EMIS への登録などにより提供する。

## 【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

## (1) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、DPAT、広島 JRAT（広島災害リハビリテーション推進協議会）、DWAT の派遣・要請を行う。

- エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。
  - オ 急性期医療（DMAT 等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。
  - カ DWAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DWAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DWAT の指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
  - キ 県内 DWAT での対応が困難な場合、広島 DWAT 統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県 DWAT の派遣を要請する。
  - ク 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。
- （2）市町
- ア 市町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
  - イ 市町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
  - ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により知事が委任した場合は、市町長が実施責任者となる。
  - エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。
- （3）中国四国厚生局
- 県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）
- （4）国立病院機構
- 県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。
- （5）日本赤十字社広島県支部
- 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。
- （6）広島県医師会
- ア 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。
  - イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながら JMAT による支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。
- （7）広島県歯科医師会
- 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。
- （8）広島県薬剤師会
- 県又は市町の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関す



る協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(9) 広島県看護協会

ア 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

イ 他の都道府県等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県からの災害支援ナースの派遣に係る調整を行うとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

(10) 災害拠点病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMAT の派遣や医療救護活動を継続実施する。

ウ 自院が DMAT 活動拠点本部となっている場合には、統括 DMAT の指示のもと、医療救護活動を継続実施する。

エ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT 活動拠点本部を撤収する。

オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

(11) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPAT の派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。

ウ 県 DPAT 調整本部が DPAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT 活動拠点本部を撤収する。

エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

## 4 医療救護等の活動内容

### (1) 医療救護

#### 【基本原則】

ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括 DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括 DMAT 等が参画し、情報収集や DMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

エ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

#### ① DMAT・ドクターヘリ

##### 【第Ⅰステージ】

ア 被災地で活動する DMAT は、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置される DMAT 活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

イ 広域医療搬送の要請を受けた DMAT は、広域医療搬送拠点に参集し、主に SCU での活動、航空機内の医療活動、SCU への患者搬送を行う。

ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

#### 【第Ⅱステージ】

ア 統括 DMAT が被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

イ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動の終了を判断した時は、DMAT 県調整本部を解散する。

ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

### ② 医療救護班

#### 【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。

イ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに 3 T 活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

#### 【第Ⅱステージ】

ア 市町は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。

ウ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

ネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

(2) DPAT の派遣

ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する DPAT を被災地に派遣する。

イ DPAT が不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPAT の編成及び派遣を求める。

ウ DPAT の派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

5 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6 助産

(1) 原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 目 的

この計画は、その施設及び人員を活用して、県民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

消防については、市町がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

3 実施方法

応急対策は、市町が市町消防計画に定めるところにより実施する。

4 相互応援協力体制の整備

市町等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

5 広域災害発生時における県の措置

- （1）知事は、大規模な災害等が広域に及び、市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- （2）知事は、大規模な災害等が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。
- （3）知事は、大規模な災害等が拡大し、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援等について要請する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、応援要請先及び連絡方法は、次のとおりである。

| 総務省消防庁           |       | 区 分 |  | 平日（9:30～18:15）<br>※応急対策室 | 左 記 以 外<br>※ 宿 直 室        |
|------------------|-------|-----|--|--------------------------|---------------------------|
| 回線別              |       |     |  |                          |                           |
| N T T回線          | 電 話   |     |  | 03-5253-7527             | 03-5253-7777              |
|                  | F A X |     |  | 03-5253-7537             | 03-5253-7553              |
| 消防防災無線           | 電 話   |     |  | 7-90-49013               | 7-90-49101～49103          |
|                  | F A X |     |  | 7-90-49033               | 7-90-49036                |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   |     |  | 77-048-500-90-49013      | 77-048-500-90-49101～49103 |
|                  | F A X |     |  | 77-048-500-90-49033      | 77-048-500-90-49036       |

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。  
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

## 第4項 水防計画

### 1 目 的

この計画は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

### 2 実施責任者

水防管理団体、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方気象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

### 3 実施方法

応急対策の実施は、広島県水防計画の定めるところによる。

### 4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

## 第5項 危険物等災害応急対策計画

### 1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

### 2 実施方法

#### （1）危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

##### ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

（イ）県警察及び市町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（ウ）自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（エ）消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

##### イ 市町

（ア）県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

（イ）危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

a 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

c 危険物施設の応急点検

d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

（ウ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（エ）自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。



ウ 県

- (ア) 関係機関から得た情報を総合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (イ) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市町へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
  - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
  - b 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除
  - c 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
  - d 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
  - e 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
  - f 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

- (ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。
- (イ) 所轄消防署又は所在市町長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市町

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県（（ア）及び（イ）については、県から事務を移譲された市町を含む。）

- (ア) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。
- (イ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
- (ウ) 関係機関から得た情報を総合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (エ) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市町へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
  - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
  - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
  - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
  - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
  - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

- (ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。
- (イ) 県警察（又は所轄海上保安部）、消防及び市町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 市町

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬

庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。

- (エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (キ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (ク) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

#### ウ 県

関係機関から得た情報を総合し、市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

#### エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市町へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策

#### オ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
- (イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
  - a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
  - b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
  - c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
  - d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
  - e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

#### カ 中国四国産業保安監督部

製造業者（大臣権限にかかるもの）に対して、製造施設の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

#### (4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

##### ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (イ) 保健所、県警察又は消防機関及び市町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

#### イ 市町

(ア) 県、保健所、警察署及び消防本部へ災害発生について、直ちに報告する。

(イ) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。

(ウ) 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、危害防止のため、作業停止、回収等必要な措置をとるよう指導する。

(エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(オ) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

#### ウ 県

(ア) 関係機関と密接な連絡をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置、流出漏えいした毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(イ) 市町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

(ウ) 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

#### エ 県警察

(ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 毒物劇物を製造、販売、及び業務上取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市町へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他状況により必要と認められる応急対策

#### オ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

(イ) 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

- a 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
- b 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
- c 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- d 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- e 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

## 第1項 災害警備計画

## 1 目 的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法、警察官職務執行法、海上保安庁法及びその他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、その組織配備等必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 県警察の災害警備対策

県警察は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体を保護を第一とした警備活動に努める。

## (1) 災害発生時の警備活動

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じ所要の部隊編成を行い、おおむね次のような警備活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締り
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

## (2) 災害警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

| 区 分           | 基 準                                     | 配備及び任務                                                  |
|---------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 災害警備<br>情報連絡室 | 災害の発生のおそれが低く、警備実施活動に必要な準備を行う時間的余裕のある場合。 | 情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により警戒体制又は非常体制に迅速に移行できる体制とする。        |
| 災害警備<br>対策室   | 相当な被害の発生が予想され、十分な注意と警戒を必要とする場合。         | 情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替える体制とする。 |
| 災害警備<br>対策本部  | 災害により既に相当な被害が発生し、被害の拡大が予想される場合          | 一切の災害警備活動の実施                                            |

## (3) 災害警備対策本部等の設置

県警察は災害が発生し又は発生するおそれのある場合には、警備体制の区分に応じ、警察本部及び警察署に、準備体制においては「災害警備情報連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して、体制を確立する。

(4) 警備部隊の編成及び部隊運用

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、警察本部長の定めるところにより、警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

災害の規模によっては、他の都道府県公安委員会に援助の要求をし、警備体制の強化を図る。

3 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

## 第2項 交通、輸送応急対策計画

### 1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 交通秩序応急対策

#### (1) 陸上交通の確保

##### ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

##### (ア) 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

##### (イ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

##### (ウ) 県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

#### イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

##### (ア) 走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エン

ジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

(ア) 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

(ウ) 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(エ) 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制セ



ンター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

(イ) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

(ウ) 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

(エ) 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAF に対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第32条の2の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

キ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第33条第1項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第2項等に基づき、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

(ア) 対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、

災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(イ) 確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

- a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第33条第1項等）

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

- b 災害発生前における確認（災対法施行令第33条第2項等）

- ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

ク 規制除外車両の事前届出・確認

（ア）規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

（イ）規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、前2（1）キのとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

（ウ）事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（エ）規制除外車両の事前届出手続

- a 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

- b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

（オ）規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

- a 確認の取扱場所

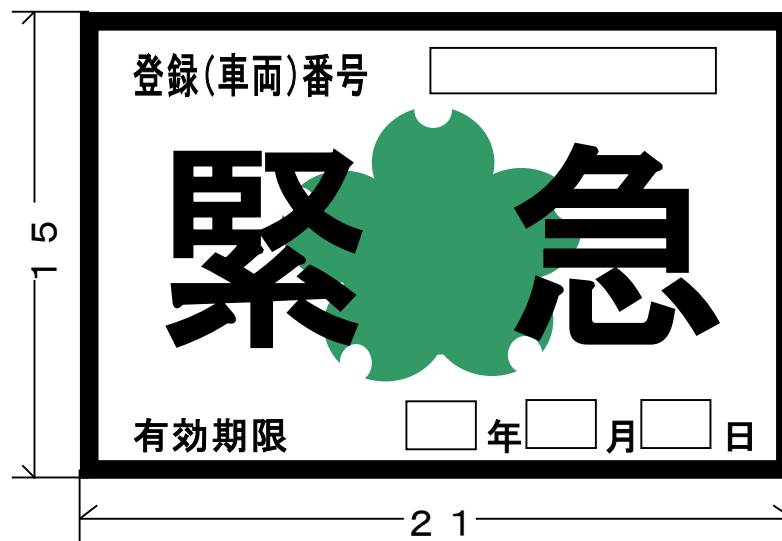
- ・ 警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

- b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについて

ては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

別記



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 緊急交通路指定予定路線一覧

| 路 線 名                | 区 間                        |
|----------------------|----------------------------|
| 山陽自動車道<br>(広島岩国道路含む) | 岡山県境 (福山東IC) ～ 山口県境 (大竹IC) |
| 中国自動車道               | 山口県境 (吉和IC) ～ 岡山県境 (東城IC)  |
| 松江自動車道               | 三次東JCTIC ～ 島根県境 (高野IC)     |
| 尾道自動車道               | 尾道JCT ～ 三次東JCTIC           |
| 浜田自動車道               | 千代田JCT ～ 島根県境 (大朝IC)       |
| 広島呉道路                | 仁保JCT ～ 呉IC                |
| 東広島呉自動車道             | 阿賀IC ～ 高屋JCTIC             |
| 広島自動車道               | 広島北JCT ～ 広島JCT             |
| 尾道福山自動車道             | 福山西IC ～ 西瀬戸尾道IC            |
| 西瀬戸自動車道              | 西瀬戸尾道IC ～ 愛媛県境 (生口島南IC)    |
| 広島高速1号線              | 広島東IC ～ 温品JCT              |
| 広島高速2号線              | 温品JCT ～ 仁保JCT              |
| 広島高速3号線              | 仁保JCT ～ 商工センターIC           |
| 海田大橋<br>(臨港道路 出島海田線) | 海田料金所 ～ 仁保JCT              |

※ 緊急交通路は、災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。

## (2) 海上交通安全の確保

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- イ 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- エ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- オ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- カ 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- キ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## (3) 航空交通安全の確保

国土交通省が作成した「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」によるものとする。主要な安全対策は次のとおりである。

- ア 情報の収集及び整理
 

被災地周辺空域での航空交通状況、航空機の離着陸場の利用状況等の情報を把握、整理し、これらの情報を関係者へ通報する。
- イ 飛行の注意喚起、自粛協力要請等の航空情報（ノータム）の発出を行う。
  - （ア）被災地周辺空域等の一定空域での飛行の注意喚起
  - （イ）救援機の飛行経路の周知等による救援機と一般航空機との飛行経路等の分離のための協力要請
  - （ウ）特に航空機が輻輳して危険又は救援活動に支障があると判断される場合は、一定空域を明示して、一般機について当該空域を一定期間飛行自粛するよう協力要請
- ウ 航空交通情報の提供についての周知
 

救援機等が多数飛来する場合外離着陸場等の周辺空域において、航空交通の輻輳等により救援活動に支障がある場合に、無線電話により地上等からパイロットに対して離着陸の順番や空中待機の方法等の航空交通情報を提供する場合、その情報の具体的内容をノータムで周知するとともに、その聴取を推奨する。
- エ 被災地上空等で救援活動の支障となる飛行を行う運航者に対し、個別に協力要請をしたり、危険な飛行を行う運航者に対し、適切な措置を講じる。
- オ 関係者間の緊急連絡網の確立
- カ 関係者よりなる連絡調整会議を適時適切に開催する。

## 3 交通施設災害応急対策

## (1) 実施責任者

| 交通施設の区分 | 実 施 責 任 者                                           |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 道 路     | 道路管理者（中国地方整備局、県、市町、西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社等） |
| 港 湾     | 港湾管理者（県、市）、中国地方整備局                                  |
| 鉄道・軌道   | 西日本旅客鉄道(株)広島支社、岡山支社、米子支社、新幹線鉄道事業本部、広島電鉄(株)          |

## (2) 実施基準

道路、港湾、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

## ア 陸上交通施設（道路及び鉄道軌道）

（ア）孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

（イ）広域間の幹線交通の確保

（ウ）その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

## イ 海上交通施設（港湾）

（ア）接岸及び係留施設

（イ）外かく施設

（ウ）水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

## (3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市町を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

指定市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

## 4 交通マネジメント

（1）中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

（2）県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

（3）検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

（4）検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。



- ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
- ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

## 5 応急輸送対策

- (1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。
- (2) 災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あっせんの要請をする。知事は次に掲げる機関の協力を得て所要輸送力を確保しあっせんする。

| 輸送区分    | 協 力 機 関                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 自動車輸送   | 中国運輸局、陸上自衛隊第13旅団、その他関係機関                                              |
| 鉄道・軌道輸送 | 中国運輸局、西日本旅客鉄道(株)広島支社、岡山支社、米子支社、新幹線鉄道事業本部、その他関係機関                      |
| 船舶輸送    | 中国運輸局、第六管区海上保安本部、海上自衛隊呉地方隊、その他関係機関                                    |
| 航空機輸送   | 第六管区海上保安本部、陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方隊、航空自衛隊西部航空方面隊、広島空港事務所、広島国際空港株式会社、県警察本部 |

### 第3項 貯木対策計画

#### 1 目 的

この計画は、災害時における貯木による災害が他に類を及ぼすことを防ぐことを目的とする。

#### 2 貯木対策

##### (1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市町長、警察署長及び海上保安部（署）長は、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

##### (2) 実施方法

###### ア 管理責任者の実施事項

###### (ア) 収容能力の把握

木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意する。

###### (イ) 施設の整備

木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備する。

###### (ウ) 流出防止

木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止する。

###### (エ) 移転

高潮又は河川の増水により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行う。

###### (オ) 収容及び通報

木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じ、収容できない流出木材については、海上保安部（署）長等の関係機関に通報する。

###### イ 市町長等の指示

市町長、警察署長及び海上保安部（署）長（ただし、特定港域内の流木については港長）は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

（水面を利用した貯木場一覧は、附属資料に掲載）

## 第8節 避難生活及び情報提供活動

### 第1項 避難対策計画

#### 1 趣 旨

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

#### 2 避難所等の開設等

##### (1) 指定避難所設置義務

市町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

##### (2) 避難所の開設等

市町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市町は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

##### (3) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

#### 3 避難行動要支援者の避難等

市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、当該市町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、当該市町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

#### 4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関

職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 県及び市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (7) 市町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十

分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (8) 市町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 市町は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。  
また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。  
県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護センターに対し、一時預かり先等について相談する。
- (12) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。
- (13) 市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援の係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (14) 市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

## 5 広域的避難

被災市町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、当該市町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市町に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市町等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市町は、県民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

**第2項 災害広報・被災者相談計画****1 目 的**

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

**2 実施方法****(1) 広報活動****ア 広報責任者**

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。その際、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

県は、災害対策本部を設置した場合において、関係機関から得た情報を県民に周知させる必要があると認めた場合は、県政記者クラブを通じて広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

**イ 広報の目的**

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

**ウ 広報機関による広報の内容****(ア) 市町、消防機関**

市町、消防機関は、県警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

**a 広報の内容**

＜災害発生直後の広報＞

- (a) 気象等に関する予警報及び情報
- (b) 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- (c) 医療、救護所の開設に関する情報
- (d) 災害発生状況に関する情報
- (e) 出火防止、初期消火に関する情報
- (f) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (g) その他必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

- (a) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (b) 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (c) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (d) 電話の利用と復旧に関する情報

- (e) ボランティア活動に関する情報
- (f) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (g) 臨時相談所に関する情報
- (h) 住民の安否に関する情報
- (i) 被災宅地危険度判定に関する情報
- (j) その他生活情報等必要な情報

b 広報の方法

- (a) 同時通報用無線放送、有線放送等による広報
- (b) 窓口による広報
- (c) 広報車、ハンドマイク等による広報
- (d) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- (e) ビラ配布等による広報
- (f) 自主防災組織、自治会組織等を通じた連絡
- (g) 県に対する広報の要請
- (h) 報道機関への情報提供、放送要請
- (i) 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- (j) インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- (k) 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- (l) コミュニティ FM、CATV の活用
- (m) 登録制メール、緊急速報メールの活用

(イ) 県警察

県警察は、防災関係機関と緊密な連携の下に、前記（ア）a に掲げる事項のほかに、次の事項について広報活動を実施する。

a 広報の内容

- (a) 交通規制に関する情報
- (b) 犯罪の防止に関する情報

b 広報の方法

- (a) 広報車、無線警ら車、ハンドマイク等による広報
- (b) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- (c) ヘリコプターによる広報
- (d) 警察庁、中国四国管区警察局、各都道府県警察本部を通じた広報
- (e) 報道機関への情報提供
- (f) 日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者等を通じた道路状況広報
- (g) インターネット等を利用した広報

(ウ) 県

県は防災関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を実施する。

また、市町が被災し、住民に対する十分な広報が実施できない場合には、報道機関への情報提供や放送要請、県の広報媒体等により、市町の広報活動を補完する。

a 広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

- (a) 気象等に関する予警報及び情報
- (b) 医療、救護所の開設に関する情報



- (c) 災害発生状況に関する情報
- (d) 応急救助の実施状況に関する情報
- (e) 交通規制に関する情報
- (f) その他必要な情報
- ＜応急復旧時の広報＞
- (a) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (b) 電気、ガス、水道等公益事業施設の被害発生及び応急復旧状況に関する情報
- (c) 電話の利用と復旧に関する情報
- (d) 鉄道、バス等の運行状況及び道路交通に関する情報
- (e) 緊急輸送に関する情報
- (f) 海上交通に関する情報
- (g) 公共土木施設等の被害発生及び応急復旧情報に関する情報
- (h) ボランティアに関する情報
- (i) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (j) 金融非常措置及び金融機関営業状況に関する情報
- (k) 県民の心得等民心の安定及び社会秩序のための必要事項
- (l) 被災地危険度判定に関する情報
- (m) その他生活情報等必要な情報

b 広報の方法

- (a) 災害県民窓口による広報
- (b) 広報車、ハンドマイク等による広報
- (c) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- (d) ビラ配布等による広報
- (e) 報道機関への情報提供、放送要請
- (f) 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- (g) 広島県総合行政通信網を利用した市町等防災関係機関や避難所へのテレビファクシミリによる広報
- (h) 臨時災害FM局によるラジオ放送
- (i) インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- (j) Lアラート（災害情報共有システム）とのデータ連携によるテレビ・携帯電話等からの情報伝達

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、前記の（ア）a、（イ）a及び（ウ）aに掲げた事項の中で、各機関の業務に関連した情報を県民に周知する必要があると認めたときは、他の防災関係機関と緊密な連携の下に各種の広報媒体を利用して広報活動を実施する。

(オ) 報道機関

報道機関は、前記（ア）～（エ）の中に掲げた情報、その他の有効適切な情報を災害関係記事又は番組を編成して報道する。

その際には、関係機関の告知事項や、災害対策のためのキャンペーン番組等を盛り込む。

また、県及びその他防災関係機関から災害広報の実施依頼があった場合は、積極的に協力する。

## (カ) 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市町は、知事を通じて依頼する。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

## a 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

|       |                   |        |       |
|-------|-------------------|--------|-------|
| 協定年月日 | 昭和 53 年 12 月 21 日 |        |       |
| 協定者   | 甲                 | 広島県知事  | 宮 澤 弘 |
|       | 乙                 | 日本放送協会 |       |
|       |                   | 中国本部長  | 大泉利道  |

## b 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

|       |                  |              |       |
|-------|------------------|--------------|-------|
| 協定年月日 | 昭和 56 年 3 月 20 日 |              |       |
| 協定者   | 甲                | 広島県知事        | 宮 澤 弘 |
|       | 乙                | 株式会社中国放送     |       |
|       |                  | 取締役社長        | 山本満夫  |
|       |                  | 広島テレビ放送株式会社  |       |
|       |                  | 取締役社長        | 河村郷四  |
|       |                  | 株式会社広島ホームテレビ |       |
|       |                  | 代表取締役        | 宮田正明  |
|       |                  | 株式会社テレビ新広島   |       |
|       |                  | 取締役社長        | 金光武夫  |
| 協定年月日 | 昭和 58 年 5 月 1 日  |              |       |
| 協定者   | 甲                | 広島県知事        | 竹下虎之助 |
|       | 乙                | 広島エフエム放送株式会社 |       |
|       |                  | 取締役社長        | 松田耕平  |

(注) 協定の内容は、いずれも広島県地域防災計画附属資料（以下「附属資料」という。）に掲載されている。

なお、広島市は、日本放送協会広島放送局及び民間放送機関との間に、この協定と同じ内容の協定を昭和 60 年 3 月 1 日に締結した。

## エ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

## オ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に務め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業

務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

イ 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

県又は市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

### 第3項 住宅応急対策計画

#### 1 趣 旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は当該市町長と協力して、被災者を受入するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

#### 2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

#### 3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について市町長に実施を委任したときは、市町長が実施する。

#### 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

##### (1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

##### (2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

##### (3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、当該市町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、当該市町長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

##### (4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

##### ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、当該市町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

##### イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

#### ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

#### エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

### （5）民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

#### ア 関係団体との協力協定

（ア）知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

（イ）知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

（ウ）知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

（エ）知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

（オ）知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

## 5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市町長に実施を指示し、市町長が実施する。

ただし、特別な事情により市町長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

### （1）住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

#### ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

#### イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

- (イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
- (ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- (オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 建築判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ 知事は、市町からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市町と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

#### (2) 建築判定実施の事前準備

ア 市町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 県及び市町は、地震被害に備え、市町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

#### (3) 応急危険度判定の実施

ア 市町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。

ウ 県及び市町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 県及び市町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、当該市町に代わって、これを調達する。

#### (4) 県と市町間の連絡調整等

ア 市町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

#### (5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

### 9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

### 10 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（１）事前対策

ア 市町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

（イ）宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）宅地判定実施方法の決定等の基準

（エ）初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

（オ）宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は市町からの要請に対する的確な支援を行う。

ウ 県は、市町の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

（２）宅地判定実施の事前準備

ア 市町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 市町長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

（３）宅地判定の実施

ア 市町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達する。

（４）県と市町間の連絡調整

ア 市町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

（５）国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、市町長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。



**第9節 救援物資の調達・供給活動****第1項 食料供給計画****1 趣 旨**

県及び市町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

**2 実施責任者及び実施内容**

- (1) 市町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。
- (3) 知事は、市町長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

**3 実施方法****(1) 市町**

ア 市町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、市町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

ウ 市町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

**(2) 県**

知事は、市町長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結している販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた援助食料は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して市町が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

## 第2項 給水計画

## 1 趣 旨

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、市町、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

## 2 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

| 給水を必要とする場合                                                  | 実施責任者                            | 法 令 名                                        |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 災害により現に飲料水を得ることができない場合                                      | 知事（知事が実施を委任したときは市町長）             | 災害救助法第4条、第13条<br>災害救助法施行令第17条                |
| 知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき | 市町長                              | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条 |
| 災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合            | 水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。） | 水道法（昭和32年法律第177号）第40条                        |

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。

## 3 給水の基準

## (1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

## (2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

## (3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

## 4 飲料水等供給方法

## (1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

ウ 給水用資機材の調達を行う。

エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。

カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

## (2) 市町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 県

- 4 (1) (2) の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。
  - ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。
  - イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。  
 なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。
  - ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

**第3項 生活必需品等供給計画****1 趣 旨**

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

**2 実施責任者**

知事は災害救助法を適用し、市町長を補助者として給与又は貸与を行う。

なお、同法13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が市町長に実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり実施する。

**3 実施基準****(1) 適用範囲**

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

**(2) 適用期間**

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

**4 生活必需品等の範囲****(1) 寝具（毛布等）****(2) 外衣（ジャージ等）****(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）****(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）****(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）****(6) 食器（コップ、皿、箸等）****(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）****(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）****5 実施方法****(1) 調達方法**

知事は、3の実施基準と災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で購入計画をたて、取扱い業者の協力を得て調達する。

県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

**(2) 配分**

知事は市町長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

市町長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

## 第4項 救援物資の調達及び配送計画

### 1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

### 2 物資の調達及び受入体制

#### (1) 市町

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

#### (2) 県

ア 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

### 3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

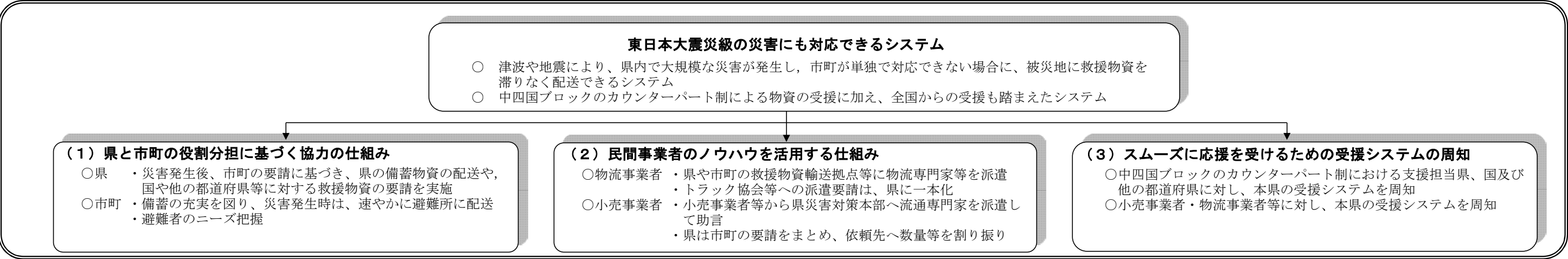
(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

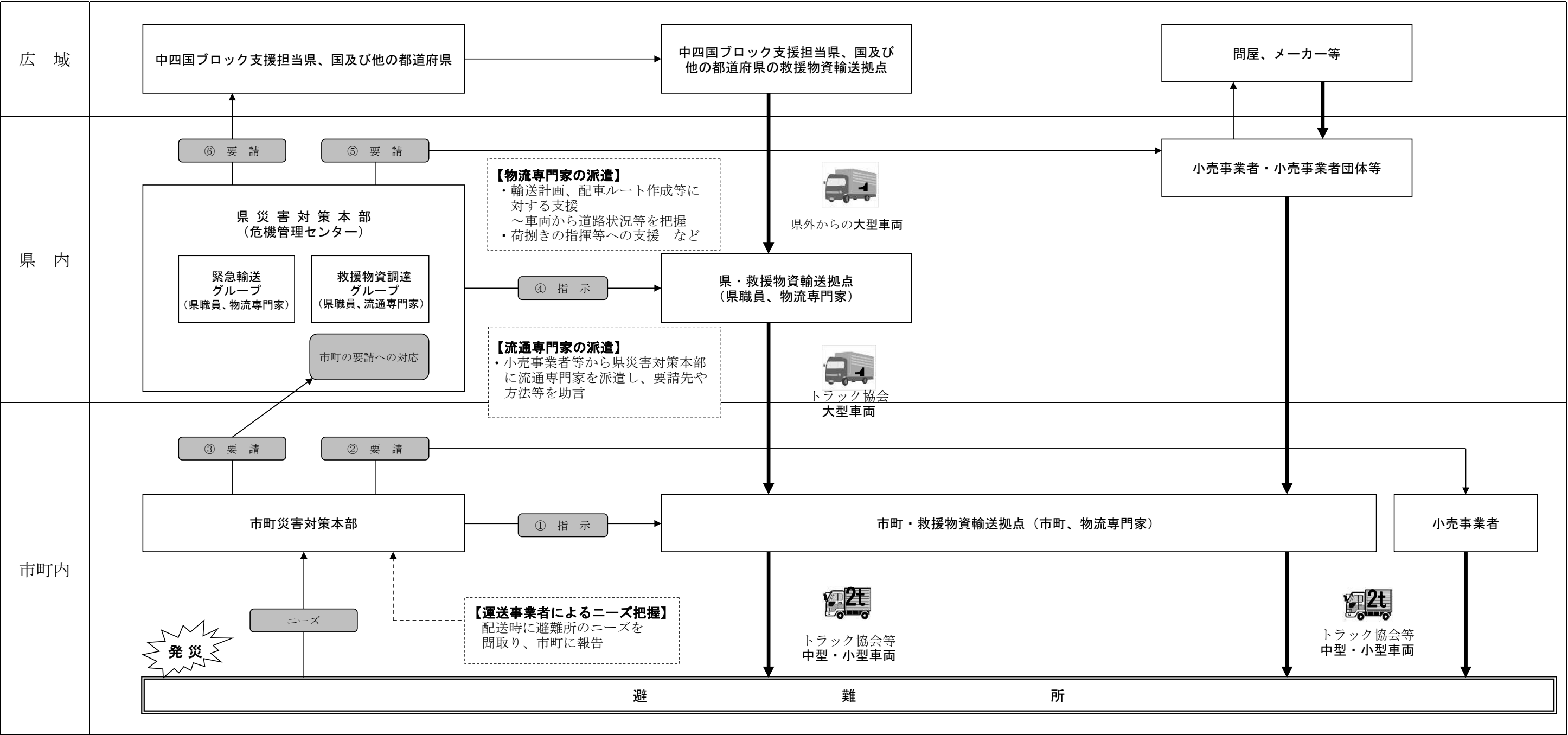
(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

# 広島県における救援物資の搬送対策について

## I 基本的な考え方



## II イメージ図



## 第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

## 第1項 防疫計画

## 1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

## 2 防疫

## (1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、市町に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

| 実施の内容                           | 条 項                                        | 対 象                                                                |
|---------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 病原体に汚染された場所等の消毒                 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条 | 一類感染症<br>二類感染症<br>三類感染症<br>四類感染症<br>新型インフルエンザ等感染症<br>新感染症<br>指定感染症 |
| 病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等 | 法第29条                                      |                                                                    |
| 生活の用に供される水の使用制限等                | 法第31条                                      |                                                                    |
| ねずみ族・昆虫類等の駆除                    | 法第28条                                      | 一類感染症<br>二類感染症<br>三類感染症<br>四類感染症<br>新感染症<br>指定感染症                  |
| 病原体に汚染された建物等への立入制限等             | 法第32条                                      | 一類感染症<br>新型インフルエンザ等感染症<br>新感染症<br>指定感染症                            |
| 病原体に汚染された場所の交通制限等               | 法第33条                                      |                                                                    |

## (2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

## ア 疫学調査及び健康診断

## (ア) 疫学調査の実施

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため県、広島市、呉市及び福山市は疫学調査を行う（保健所設置市を除く市町においては、管轄の県保健所が実施）。



(イ) 健康診断の実施

疫学調査の結果、必要な場合は、法第17条第1項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。

イ 市町の防疫活動

(ア) 防疫活動

市町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(イ) 被害の状況報告

市町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。

(ウ) 防疫計画の作成及び報告

市町長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

**第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画****1 方針**

災害により、死亡者が発生した場合、市町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

**2 遺体の搜索**

知事は、災害救助法を適用した場合、市町長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市町長に実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

**(1) 陸上における搜索**

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

**(2) 海上における搜索**

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

**3 遺体の取扱い**

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部、県警察及び市町は次の措置を行う。

**(1) 第六管区海上保安本部、県警察**

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市町と連携をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

**(2) 県**

市町の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、当該市町を積極的に支援する。

**(3) 市町**

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

（ア）感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

#### 4 遺体の埋火葬

市町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
  - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
  - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
  - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

## 第11節 応急復旧、二次災害防止活動

### 第1項 公共施設等災害応急復旧計画

#### 1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

#### 2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

#### 3 交通施設の応急復旧活動

##### (1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

##### (2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

##### (3) 空港

広島空港及び広島ヘリポートの管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

##### (4) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

#### 4 治水施設等の応急復旧活動

##### (1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

##### (2) 砂防設備等

県及び市町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

#### 5 治山施設等の応急復旧活動

県、市町及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、

土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

## 第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

## 1 目 的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 電力施設災害応急対策

## (1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、県内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

## (2) 実施方法

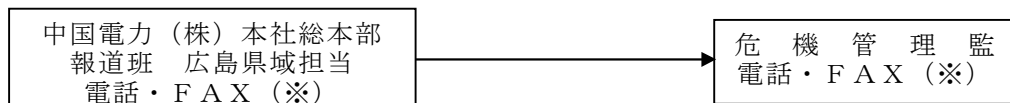
ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社は、発電用ダムから放流する場合には、河川管理者の承認を受けた「ダム操作規程」に基づいて行う。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）総本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって危機管理監に伝達する。

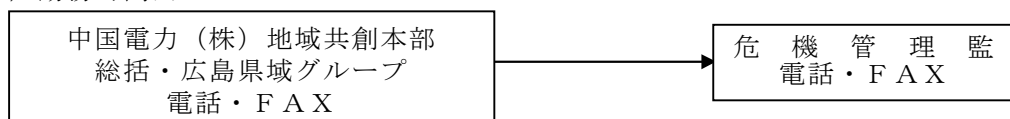
## a 災害対策（準備）総本部を設置したとき



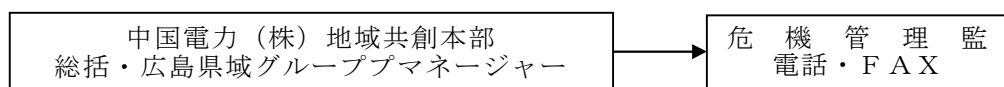
（※）公衆回線が不通の時は専用FAX

## b 災害対策（準備）総本部を設置していないとき

## (a) 勤務時間内



## (b) 勤務時間外



(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(カ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援

に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を超える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。



### 第3項 その他施設災害応急対策計画

#### 1 目 的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 防災重点ため池対策

市町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該市町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

#### 3 空家対策

市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び市町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市町災害廃棄物処理計画

市町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市町が主体となって処理する。県は、市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市町及び県の役割

| 市 町                                                                                                                                                    | 県                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施</li><li>・ 仮置場の設置運営</li><li>・ 廃棄物の運搬・処分等</li><li>・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整</li><li>・ 被災市町への事務支援、人的支援</li><li>・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施</li></ul> |

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、市町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニユ

アル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

（3）仮置場での保管・分別・処理

市町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

| 区 分    | 機 能                           |
|--------|-------------------------------|
| 住民用仮置場 | 被災住民の自己搬入用仮置場                 |
| 一次仮置場  | 二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別          |
| 二次仮置場  | 各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理 |

（4）処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

（5）し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

（6）連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

**第5項 有害物質等による環境汚染防止計画****1 目 的**

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

**2 実施方法**

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

**(1) 有害物質の飛散・流出防止措置****ア 被災状況の把握**

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

**イ 環境汚染事故対応**

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

**ウ 環境影響の把握**

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

**(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置**

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

**3 環境汚染防止の推進等**

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

## 第12節 ボランティアの受入等に関する計画

### 1 方針

県・市町及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 ボランティアの受入れ

#### (1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしま NPO センター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

#### (2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

#### (3) 市町災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、市町被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市町被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

#### (4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

##### ア 市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

##### イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

#### (5) 市町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市町災害対策本部等と連絡・調整し、ボ

ランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

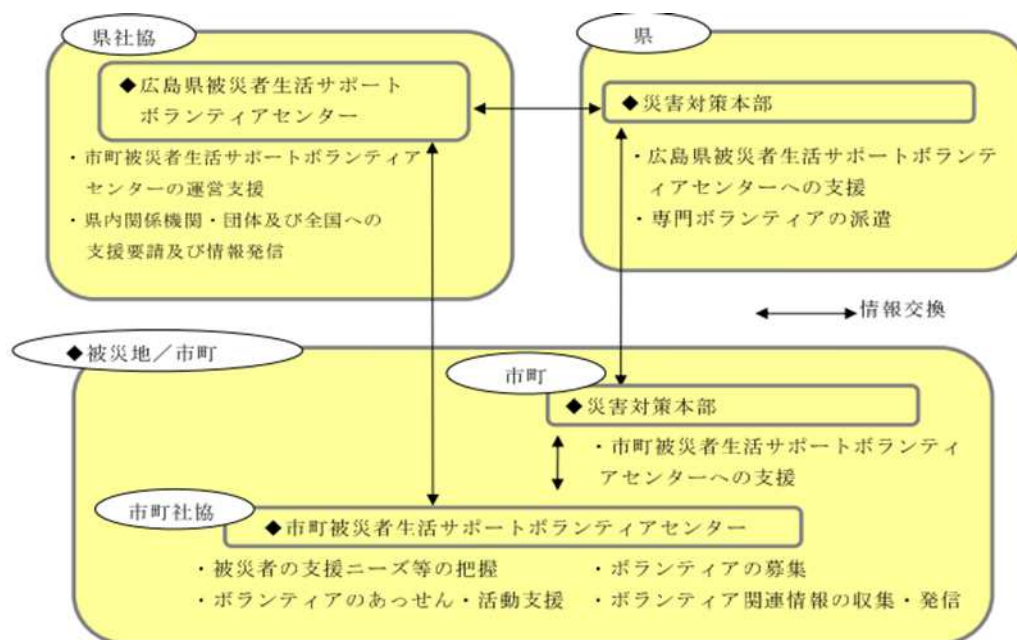
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市町は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

## 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

## 5 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ、市町は市町被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

## 6 ボランティアとの連携・協働

県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

## 7 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

## 8 ボランティア保険制度

県及び市町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

## 第13節 文教計画

### 1 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、県及び市町は災害発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

### 2 避難対策

#### （1）学校の管理者

- ア 市町立学校（学校組合立学校を含む。以下同じ。）  
当該市町教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）
- イ 県立学校  
県立学校長
- ウ 私立学校  
私立学校長
- エ 国公立大学  
国公立大学長

#### （2）休業等の実施

学校の管理者は、市町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

#### （3）避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

### 3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

### 4 応急教育対策

#### （1）応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
  - （ア）市町立学校（幼稚園を除く。）  
当該市町教育委員会
  - （イ）県立学校  
県立学校長
  - （ウ）私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。以下この項において同じ。）  
学校長
- イ 応急教育の実施場所



(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所がその市町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）がその確保のためあつては知事に当たる。

#### ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う時は、県立学校にあつては県教育委員会に、市町立学校にあつては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

また、特別支援学校にあつてはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

### (2) 学用品の調達

#### ア 教科書等の確保

市町教育委員会、国立及び県立学校並びに私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

#### イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市町長に委任した場合は、市町長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

#### (ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

#### (イ) 支給範囲

(a) 教科書及び教材（県又は市町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

(b) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(c) 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

#### (ウ) 支給限度額

(a) 教科書及び教材 給与に要した実費

(b) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

#### (エ) 支給申請の期限

(a) 教科書及び教材 1か月以内

(b) 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。）にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市町教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市町長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

ア 通学バス、通学ボート等により通学を行っている地区においてこれらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

エ 道路等の交通確保等については第3章の1第7節において記述する。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、専修学校及び各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

(7) 授業料等の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立小・中・高等学校、私立専修学校（3年制高等課程に限る。）及び私立各種学校（外国人学校に限る。）の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成するとともに、県立看護専門学校の学生の保護者（学費負担者）が被害を受けた場合は必要に応じ授業料の減免措置を講ずる。さらに、広島県公立大学法人は、学生の学費負担者が被害を受けた場合、必要に応じて授業料等の減免措置を講ずる。

(8) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨

学金を貸し付ける。

(9) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市町と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市町と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市町教育委員会に被災状況を報告する。

(2) 市町教育委員会は、市町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

(3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市町教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

(4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

## 第14節 災害救助法適用計画

## 1 目 的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市町長が、その市町内の住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

## 2 災害救助法適用

## (1) 趣 旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

## (2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 当該市町区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。

(イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。

(ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

## (注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。

(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市町における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

| 救助の種類                 | 対 象                                                                                                                                                               | 期 間                                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の設置                | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者                                                                                                                                           | 災害発生の日から7日以内                                                                                                                      |
| 応急仮設住宅の供与             | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者                                                                                                                  | 災害発生の日から20日以内に着工<br>供与期間<br>完成の日から2年以内                                                                                            |
| 炊き出しその他による食品の給与       | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受けて炊事のできない者<br>3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者                                                                                               | 災害発生の日から7日以内                                                                                                                      |
| 飲料水の供給                | 現に飲料水を得ることができない者                                                                                                                                                  | 災害発生の日から7日以内                                                                                                                      |
| 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者                                                                                                 | 災害発生の日から10日以内                                                                                                                     |
| 医療                    | 医療の途を失った者                                                                                                                                                         | 災害発生の日から14日以内                                                                                                                     |
| 助産                    | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）                                                                                          | 分べんした日から7日以内                                                                                                                      |
| 災害にかかった者の救出           | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者                                                                                                                              | 災害発生の日から3日以内                                                                                                                      |
| 被災した住宅の応急修理           | ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<br>住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者<br><br>・日常生活に必要な最低限度の部分の修理<br>住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 | ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<br>災害発生の日から10日以内に完了<br>・日常生活に必要な最低限度の部分の修理<br>災害発生の日から3か月以内に完了<br>(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了) |
| 学用品の給与                | 住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒                                                                                               | 災害発生の日から<br>(教科書)1か月以内<br>(文房具及び通学用品)15日以内                                                                                        |

|               |                                                                                                                                            |                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 埋葬            | 災害の際死亡した者<br>(実際に埋葬を実施する者に支給)                                                                                                              | 災害発生の日から10日以内      |
| 遺体の捜索         | 行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者                                                                                                      | 災害発生の日から10日以内      |
| 遺体の処理         | 災害の際死亡した者                                                                                                                                  | 災害発生の日から10日以内      |
| 障害物の除去        | 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者                                                      | 災害発生の日から10日以内      |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費<br>1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 遺体の捜索<br>6 遺体の処理<br>7 救助用物資の整備配分                           | 各応急救助の実施が認められる期間以内 |
| 実費弁償          | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者<br>1 医師、歯科医師又は薬剤師<br>2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士<br>3 土木技術者又は建築技術者<br>4 大工、左官又はとび職 | 各応急救助の実施が認められる期間以内 |

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### (5) 市町長への委任

県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、市町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市町に通知することにより行うとともに、市町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

#### 市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

| 実施者 | 担当する救助事務                                                                                                                                                              |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町長 | 1 避難所の設置<br>2 炊き出しその他による食品の給与<br>3 飲料水の供給<br>4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与<br>5 医療・助産（救護所における活動）<br>6 被災者の救出<br>7 被災した住宅の応急修理<br>8 学用品の給与<br>9 埋葬<br>10 死体の捜索・処理<br>11 障害物の除去 |

|    |                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知事 | <div>1 応急仮設住宅の供与</div> <div>【建設型応急住宅】</div> <div>広島県応急仮設住宅</div> <div>建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施</div> <div>【賃貸型応急住宅】</div> <div>被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施</div> <div>2 医療（DMAT の派遣など）</div> |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第15節 航空機事故による災害応急対策計画

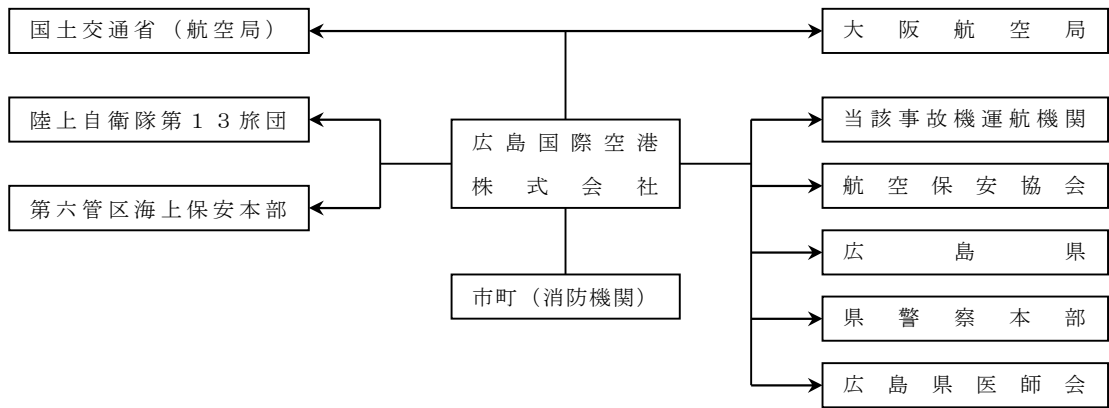
1 目 的

航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

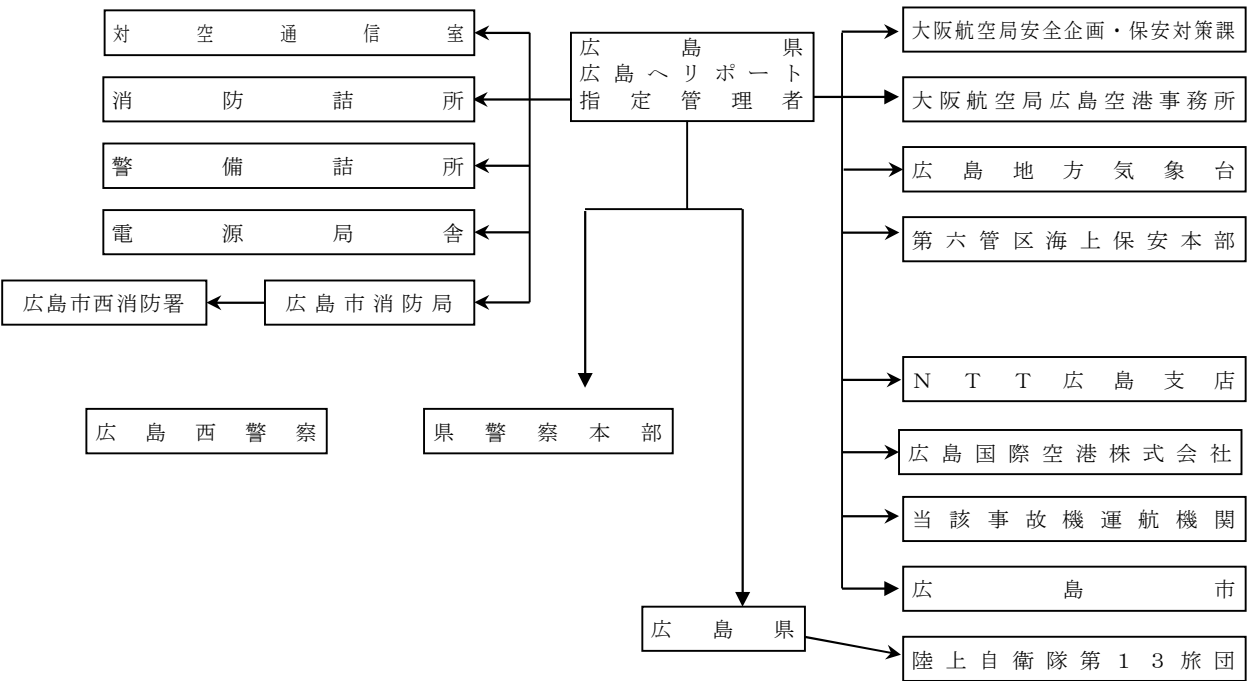
2 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

（1）広島空港又はその周辺で災害が発生した場合



（2）広島ヘリポート又はその周辺で災害が発生した場合

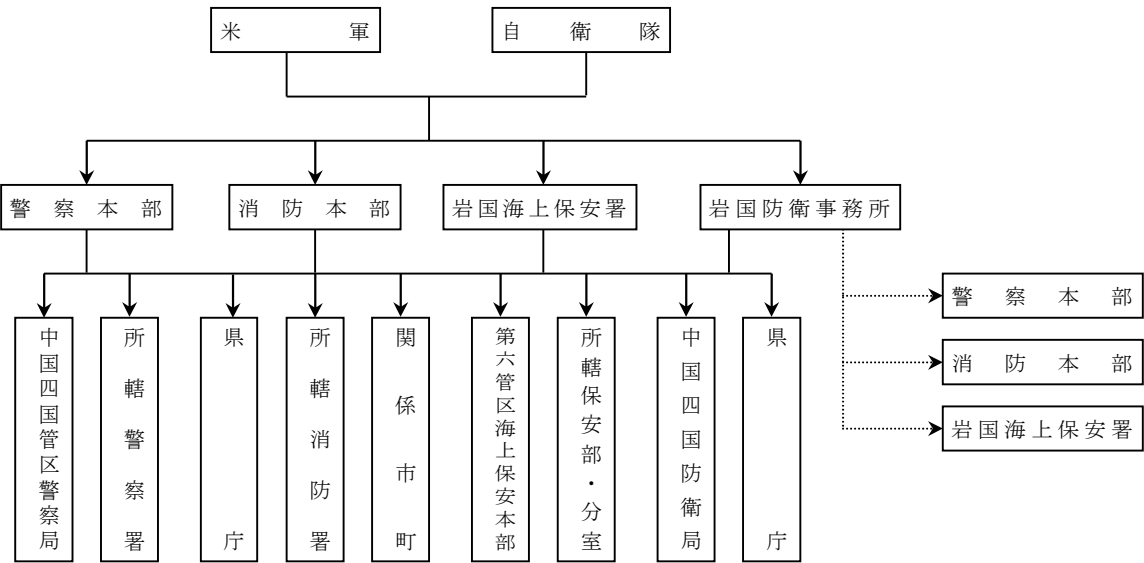




(3) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域において航空機事故による災害が発生した場合

ア 米軍又は自衛隊が事故発生を知った場合

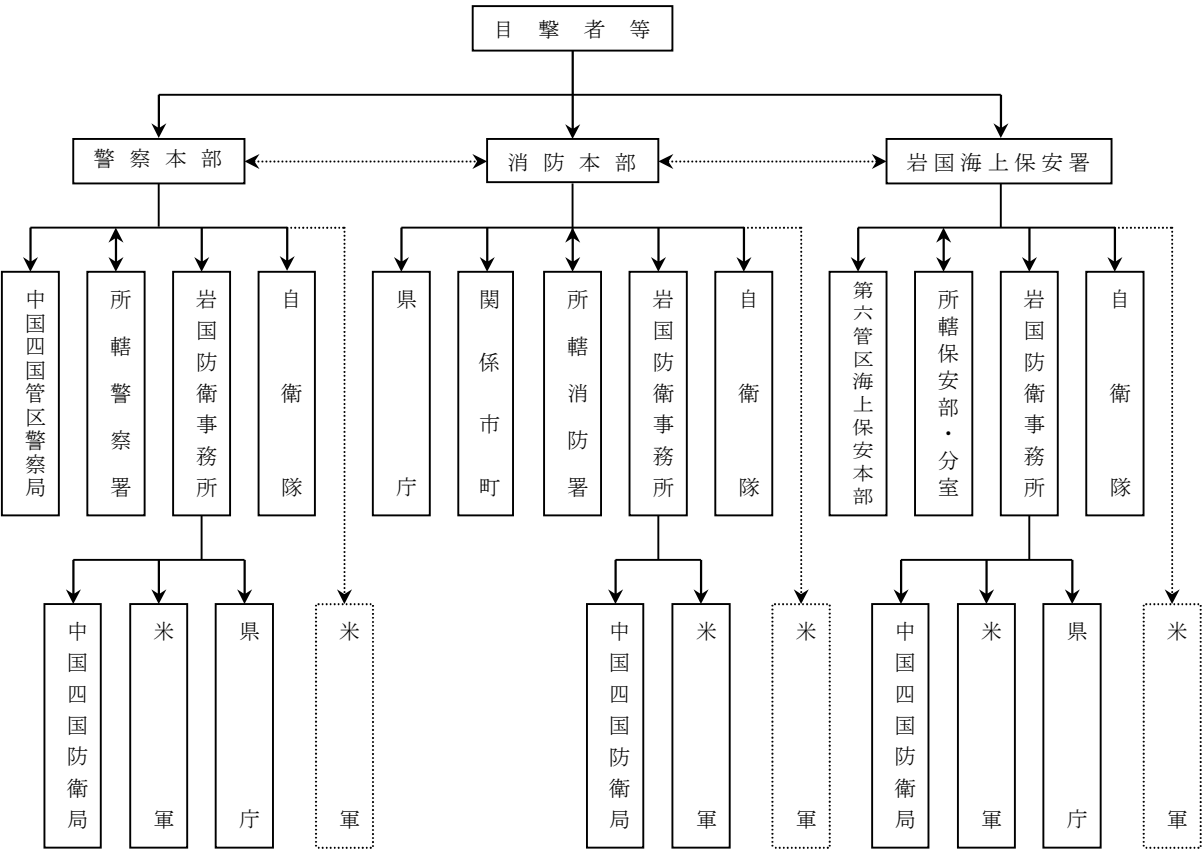
(米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱第4条第1項)



(注) ..... 米軍からの情報伝達を確認するための情報経路

イ 警察本部、消防本部、岩国海上保安署等が事故の発生を知った場合

(米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱第4条第2項)



(注) ..... 必要に応じ通報する経路

## 3 実施責任者及び実施内容

## (1) 広島国際空港株式会社の措置

- ア 航空機災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、広島国際空港株式会社は、広島空港緊急計画に基づき、関係機関の協力を得て、非常体制をとるものとする。
- イ 航空機災害が発生した場合、広島国際空港株式会社は関係防災機関と連携協力して応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるよう努める。
- ウ 広島空港及びその周辺における消火救難活動については、「広島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」の定めるところによる。

## (2) 大阪航空局広島空港事務所の措置

空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

## (3) 広島県広島ヘリポート管理事務所（以下「広島ヘリポート管理事務所」という。）の措置

- ア 航空機災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、広島ヘリポート管理事務所は、広島ヘリポート緊急計画に基づき、関係機関の協力を得て、非常体制をとるものとする。
- イ 航空機災害が発生した場合、広島ヘリポート管理事務所は関係防災機関と連携協力して応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるよう努める。
- ウ 広島ヘリポート及びその周辺における消火救難活動については、「広島ヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定」の定めるところによる。

## (4) 市町の措置

- ア 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。
- イ 災害の規模が大きく、地元市町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。
- ウ 被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

## (5) 県警察の措置

- ア 情報の収集による被害実態の把握及び被災者の救出救護活動等を行う。
- イ 空港事務所、広島国際航空株式会社、県等の関係機関と積極的に協力する。

## (6) 第六管区海上保安本部の措置

海上における捜索救難並びに事故処理に必要な措置をとる。

## (7) 県の措置

- ア 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示する。  
更に、特に必要があると認めるときは、国、他県に対して応援を要請する。
- イ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- ウ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

## 4 応援協力

その他防災関係機関は、地元市町、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第16節 海上災害応急対策計画

1 船舶災害

(1) 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

ア 第六管区海上保安本部

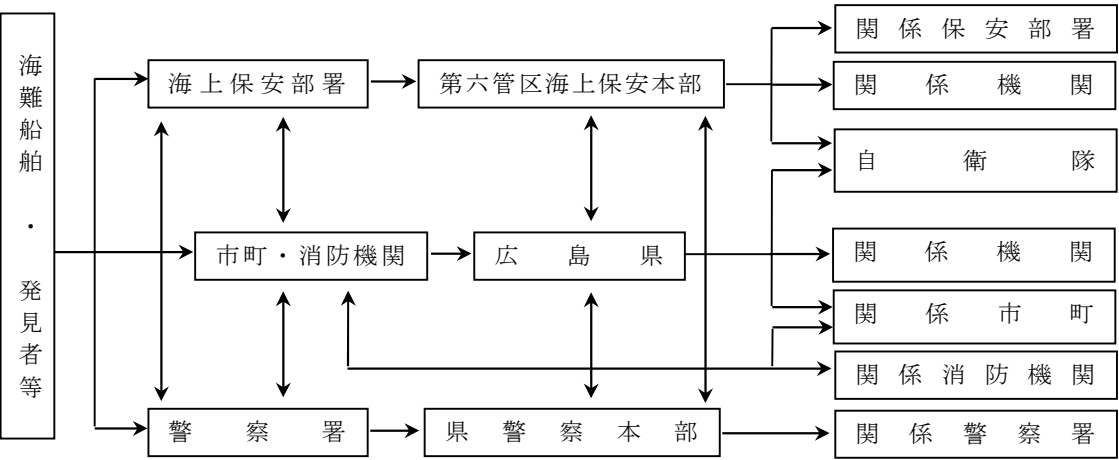
船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

イ 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。

ウ 市町

市町は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 海難船舶、船舶所有者等

- (ア) 事故発生及び被害状況の連絡
- (イ) 避難誘導等の応急対策活動
- (ウ) 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

イ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 捜索活動
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 消火活動

- (カ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (キ) 海上交通安全の確保
- (ク) 合同調整所での調整
- (ケ) その他の災害応急活動

ウ 広島県

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 医療救護活動
- (カ) 合同調整所での調整
- (キ) その他の災害応急対策

エ 市町

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 医療救護活動
- (オ) 一時避難所の設置及び運営
- (カ) 合同調整所等での調整
- (キ) その他の災害応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 海岸沿いにおける捜索活動
- (ウ) 救出救助活動
- (エ) 交通規制
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

カ 消防機関

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 捜索活動
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 消火活動
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

キ 医療機関（日本赤十字社広島県支部、広島県医師会、災害拠点病院等）

- (ア) 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- (イ) その他の災害応急活動

ク 自衛隊

- (ア) 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- (イ) 合同調整所での調整
- (ウ) その他の災害応急活動

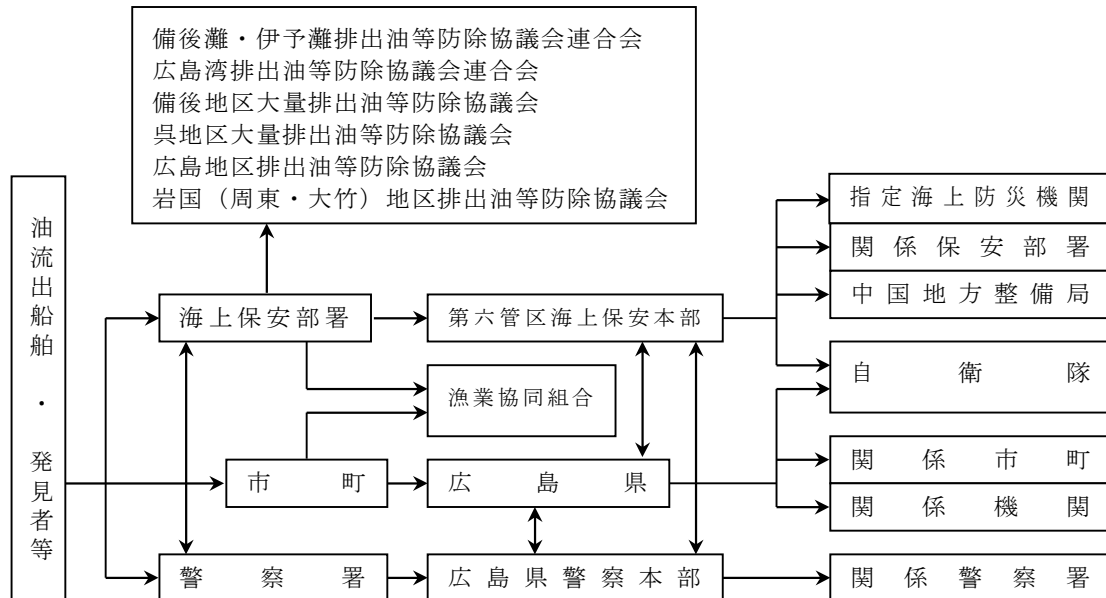
2 大量流出油等災害

(1) 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

## (2) 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



## (3) 実施責任者及び実施事項

### ア 油流出船舶及び施設の管理者等

(ア) 油等の排出の通報

(イ) 防除措置の実施

### イ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

(ウ) 防除措置義務者への指導等

(エ) 活動体制の確立

(オ) 流出油等の防除作業

a 拡散防止措置

b 回収措置

c 化学的処理

(カ) 防災関係機関への協力要請

(キ) 海上交通安全の確保及び危険防止措置

(ク) 指定海上防災機関への指示

(ケ) その他の応急対策

### ウ 広島県

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 各種防災体制への移行

(ウ) 漂着油の除去作業等

(エ) 自衛隊に対する災害派遣要請

- (オ) 回収油等の処理
- (カ) その他の応急対策

エ 市町

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 漂着油の除去作業等
- (エ) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
- (オ) 回収油等の処理
- (カ) その他の応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 避難誘導・広報
- (ウ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策
- (エ) その他流出油等の防除作業などの応急対策

カ 中国地方整備局

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 流出油等の防除作業
- (ウ) その他の応急対策

## 第17節 主な災害の特質及び対策の計画

### 1 雪害対策

#### (1) 災害の特質

ア 極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がまひし又は停止する等の間接被害が多い。

イ 積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

(ア) 注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。

(イ) 指定雪量観測点の2分の1以上のものがほぼ警戒積雪深に達した場合又は警報発表の場合…警戒体制

(ウ) 注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。

##### イ 対策事項

(ア) 道路、公共施設の除雪

(イ) 通信手段の確保

(ウ) なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）

(エ) 救助救難（医療救助、救助物資輸送等）

(オ) 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策

(カ) 生鮮食料品の確保対策

(キ) 農畜産物などの出荷貯蔵対策

(ク) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

(ケ) 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策

(コ) 家畜飼料対策

### 2 長雨対策

#### (1) 災害の特質

ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。

イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。

ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

#### (2) 応急対策

##### ア 体制

被害発生状況によって体制を決める。

##### イ 対策事項

(ア) 病虫害防除及び指導

(イ) 再生産のための手段の確保及び指導

(ウ) 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策

(エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策

(オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

### 3 豪雨、台風による洪水、高潮時の対策

#### (1) 災害の特質

ア 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。

また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすことも

あり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

(太田川の場合、洪水波到着時間は最も上流からでも10時間であり、短時間内の的確な措置が要求される。)

イ 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部、島しょ部に高潮被害を起こす。

## (2) 応急対策

### ア 体制

(ア) 注意報発表等により注意体制(水防準備)

(イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置(被害発生状況により災害対策本部を設置する。)

(ウ) 災害発生(被害報告)により出動体制

### イ 対策事項

(ア) 堤防、護岸の補強及び応急復旧

(イ) 交通、通信手段の確保

(ウ) 避難の指示

(エ) 障害物の除去

(オ) 救難、救助

(カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

(キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

(ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

(ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

(コ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

(サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧

(シ) 治山・治水対策

(ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

## 4 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

### (1) 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

(ア) 注意報(大雨、洪水)の発表等により注意体制に入る。

(イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

#### イ 対策事項

(ア) 避難の指示

(イ) 交通、通信手段の確保

(ウ) 救難、救助

(エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧

(オ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

(カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

(キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

(ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧

(ケ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策



- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山・治水対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

## 5 風害対策

### (1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、沿岸部、島しょ部を中心に農作物等の被害や停電が発生する。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制に入る。
- (イ) 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

#### イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 海岸、堤防の補強及び応急復旧
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去
- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農林水産物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- (シ) 海上交通規制

## 6 林野火災対策

### (1) 災害の特質

本県は、地形、地質、林相、気象状況等から沿岸部、島しょ部は、林野火災発生の危険度が特に高い。

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て混んできた。

一度発生した林野火災は防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

- (ア) 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。
- (イ) 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。（被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは現地災害対策本部を設置する。）

#### イ 対策事項

- (ア) 広域的、総合的消防体制の確立

(イ) 火災の予防

- a 林野火災防止対策協議会の開催
- b 巡視、監視等の強化
- c 広報宣伝の充実
- d 発生原因別対策

(ウ) 火災の警戒及び防御

- a 火災の警戒
- b 情報伝達の徹底
- c 森林の防火管理
- d 消防活動の促進
  - (a) 市町の林野火災用消防資機材整備費補助
  - (b) 林野火災特別地域対策事業の推進
  - (c) 自衛隊への林野火災用資機材の貸与
  - (d) 自衛隊の災害派遣要請と受入体制の確立
  - (e) 消防職員、消防団員の教育訓練の充実

7 突発的災害対策

(1) 災害の特質

列車の転覆、船舶の沈没、大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ 対策事項

- (ア) 救助活動の促進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 国（消防庁等）への報告
- (オ) 自衛隊への災害派遣要請
- (カ) 日本赤十字社広島県支部、県医師会等への緊急医療活動の要請
- (キ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (ク) 二次災害の防止措置の実施
- (ケ) 他県への応援要請

## 第 3 章の 2

### 災害応急対策計画（震災対策編）

**第1節 基本方針**

この計画は、地震・津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

## 第2節 災害発生直前の応急対策

## 第1項 配備動員計画

## 1 方針

この計画は、県内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

## 2 県の配備動員体制

## (1) 配備体制

## ア 体制の概要

県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

| 区 分  | 体 制 移 行 時 期                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 体制の概要及び業務内容                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 注意体制 | <b>【地震】</b><br>a 県内で震度4を観測したとき<br>b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき<br><b>【津波】</b><br>c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき                                                                                                                                                                                                                 | 状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動           |
| 警戒体制 | <b>【地震】</b><br>a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき<br>b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき<br>c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき<br>d 長周期地震動階級3を観測したとき<br><b>【津波】</b><br>e 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき<br>(注) b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき                                                                                                                     | 事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策 |
| 非常体制 | <b>【地震】</b><br>a 県内で震度6弱以上を観測したとき<br>b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時<br>c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき<br>d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき<br>e 長周期地震動階級3を観測したとき<br>f 長周期地震動階級4を観測したとき<br><b>【津波】</b><br>g 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき<br>h 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測される時<br>(注) b、c、d及びeは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき | 災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施    |

(注) 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

## イ 非常体制

## (ア) 災害対策本部の設置

- a 災害対策本部の設置、組織、運営、分掌事務等については、この計画に定めるもののほかは、「広島県災害対策本部条例」及び「広島県災害対策運営要領」に定めると

ころによる。

なお、災害対策本部の組織は、組織図のとおりである。

- b 災害対策本部の本部長（知事）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長（副知事）が指揮をとるものとする。
- c 災害対策本部（危機管理センター）の設置場所は、広島県庁舎北館とし、代替施設は広島県庁舎東館又は広島県防災拠点施設（三原市本郷町）とする。但し、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある。

（イ）現地災害対策本部の設置

- a 災害の種類、規模その他の状況により、特に被災現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- b 現地本部の業務等については、「広島県現地災害対策本部運営要領」に定める。

（ウ）非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、市町の災害対策本部及び国の「非常災害現地対策本部」又は「緊急災害現地対策本部」等が設置された場合は、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図るものとする。

（2）動員体制

ア 注意体制、警戒体制及び非常体制における災害対策要員は、別に定める広島県災害対策運営要領に基づき、それぞれの配備体制により動員する。動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置させることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努める。

イ 大規模な災害が発生し、要員が不足する場合は、人事課（災害対策本部を設置した場合は動員班）が要員の動員及び調整を行う。

（3）職員全員の参集

ア 参集基準

勤務時間外に、次のいずれかに該当する場合、職員は、安全を確認した上で速やかに参集し、配備に就くものとする。

- ① 県内で震度5強以上を観測したとき
- ② 気象庁が、「広島県」に「津波警報」又は「大津波警報」を発表したとき

なお、必要に応じて、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

イ 参集場所及び担当業務

参集場所及び担当業務は、原則として次のとおりとする。

| 参集職員         | 参集場所                  | 担当業務                                                                                         |
|--------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理センター配備要員 | 災害対策本部（危機管理センター）の設置場所 | 『「地域防災計画に基づく応急対応業務・災害復旧業務」及び、対応が遅れると県民の生命・身体・財産に重大な損失・影響を与える「最低限継続すべき通常業務」』（以下、「非常時優先業務」という） |
| 地方機関の初動要員    | 災害対策支部の設置場所           |                                                                                              |
| その他の職員       | 当該職員の勤務場所             |                                                                                              |

※ 地震等により庁舎が被災し、参集した職員が担当業務につくことができない場合は、本庁においては県庁本館正面玄関前外来駐車場に集合し、地方機関においては機関ごとに定める場所に集合する。

## ウ 参集場所に参集困難な場合

勤務場所に参集困難な場合は、臨時の参集先に参集し、非常時優先業務に従事する。臨時の参集先にも参集できない場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部・支部に連絡する。

| 参 集 職 員                         | 参集困難な場合の判断基準           |                                               | 臨時の参集先                                                                                           |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理センター<br>配備要員及び地方<br>機関の初動要員 | 参集途中で<br>被災する<br>おそれ   | 参集途上に大火災が発生し<br>ていたり、参集途中で津波に<br>遭遇するおそれがある場合 | 第1順位<br>所属する局の本庁<br>(防災主管課等)<br><br>第2順位<br>所属する局の地方機関<br><br>第3順位<br>所属する局以外の地方機関<br>で参集可能な地方機関 |
| その他の職員※                         | 交通機関の<br>停止による<br>交通途絶 | 地震発生後の施設点検や、津<br>波到達の予測により、交通機<br>関が停止した場合    |                                                                                                  |
|                                 | 参集途中で<br>被災する<br>おそれ   | 大火災を回避できない場合<br>や、参集途中で津波に遭遇す<br>るおそれがある場合    |                                                                                                  |
|                                 | 参集場所の<br>使用不能          | 庁舎が津波被害を受け、使用<br>できないと予測される場合                 |                                                                                                  |

※ その他の職員のうち、広島市中区、南区、東区、西区に居住し、広島市内に勤務場所がない職員は、所属する局の本庁（防災主管課等）へ参集する。

## 3 県警察の配備動員体制

## (1) 配備体制

| 区 分           | 発令の時期                                   | 配備体制                                                        |
|---------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 災害警備<br>情報連絡室 | 県内に震度4の地震が発生したとき、又は県内に津波注意報が発表されたとき。    | 情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により災害警備対策室又は災害警備対策本部に迅速に移行できる体制とする。     |
| 災害警備<br>対策室   | 県内に震度5弱の地震が発生したとき、又は県内に津波警報が発表されたとき。    | 情報収集、連絡活動、災害の応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害警備対策本部に切り替える体制とする。 |
| 災害警備<br>対策本部  | 県内に震度5強以上の地震が発生したとき、又は県内に大津波警報が発表されたとき。 | 一切の災害警備活動の実施                                                |

## (2) 動員体制

警察職員は、前記(1)の基準に該当する地震が発生し又は津波警報等が発表された場合は、警察本部長が定めるところにより参集し、災害警備活動に従事する。

## (3) 災害警備対策本部等の設置

県警察は、警備体制の区分に応じ、警察本部及び警察署に、準備体制においては「災害警備情報連絡室」を、警戒体制においては「災害警備対策室」を、非常体制においては「災害警備対策本部」を設置して、体制を確立する。

## (4) 警備部隊の編成及び部隊運用

地震・津波による被害が発生した場合は、警察本部長の定めるところにより、警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

災害の規模によっては、他の都道府県公安委員会に援助の要求をし、警備体制の強化を図る。

#### 4 市町の配備動員体制

県内に地震・津波による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、市町は災害対策本部を設置し、職員を動員して対処するものとし、次により組織の整備を図る。

- (1) 市町の災害対策本部の設置及び運営については、それぞれの市町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、地震・津波災害の特性を考慮して市町地域防災計画（震災対策編）等によるものとする。
  - (2) 市町は、災害対策本部の代替施設の確保に努めるものとする。
  - (3) 勤務時間外に地震・津波が発生し、交通機関の途絶等によって、災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。
- また、職員の参集基準を明確化しておくものとする。

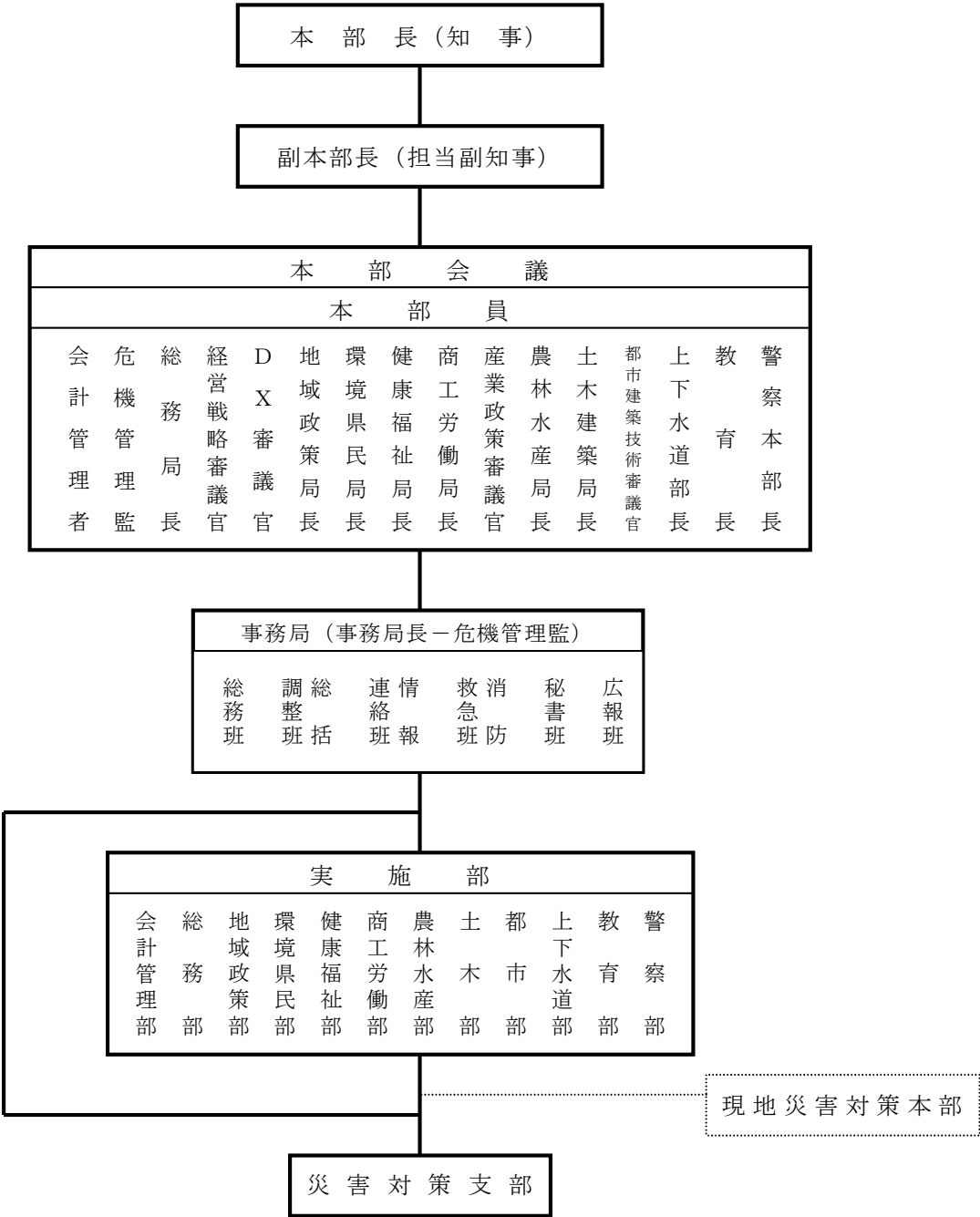
#### 5 指定地方行政機関等の配備動員体制

県内に地震・津波による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの機関等が定めるところにより、災害対策本部等を設置し、職員の配備動員を行い、被害状況の把握を行うとともに、災害応急対策を実施する。





広島県災害対策本部



## 第2項 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

### 1 方針

この計画は、県内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

### 2 地震・津波情報の収集・伝達

#### (1) 県内の地震動等の観測施設

##### ア 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、地震観測装置が庄原市西城町熊野、広島府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市音戸中学校の4箇所に設置され、このうち広島府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、広島三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8箇所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

##### イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

##### ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市二河町、竹原市中央）

#### (2) 津波警報等の種類及び内容

##### ア 種類

a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

## イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

## a 津波警報等

| 種 類   | 発表基準                                                       | 解 説                                                                                    | 発表される津波の高さ                           |           |
|-------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------|
|       |                                                            |                                                                                        | 数値での発表                               | 定性的表現での発表 |
| 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合                             | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。       | 10m 超<br>(10m < 予想される津波の最大波の高さ)      | 巨大        |
|       |                                                            |                                                                                        | 10m<br>(5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)   |           |
|       |                                                            |                                                                                        | 5 m<br>(3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)    |           |
| 津波警報  | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合                       | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 | 3 m<br>(1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)    | 高い        |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。              | 1 m<br>(0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m) | (表記しない)   |

## 注) 津波警報等の留意事項

- 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

## b 津波予報

|      | 発表基準                                            | 内容                                               |
|------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき。<br>(地震情報に含めて発表)                    | 津波の心配なしの旨を発表。                                    |
|      | 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |

|  |                                               |                                                                         |
|--|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|  | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |
|--|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|

## (3) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

## ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

(イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

## イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

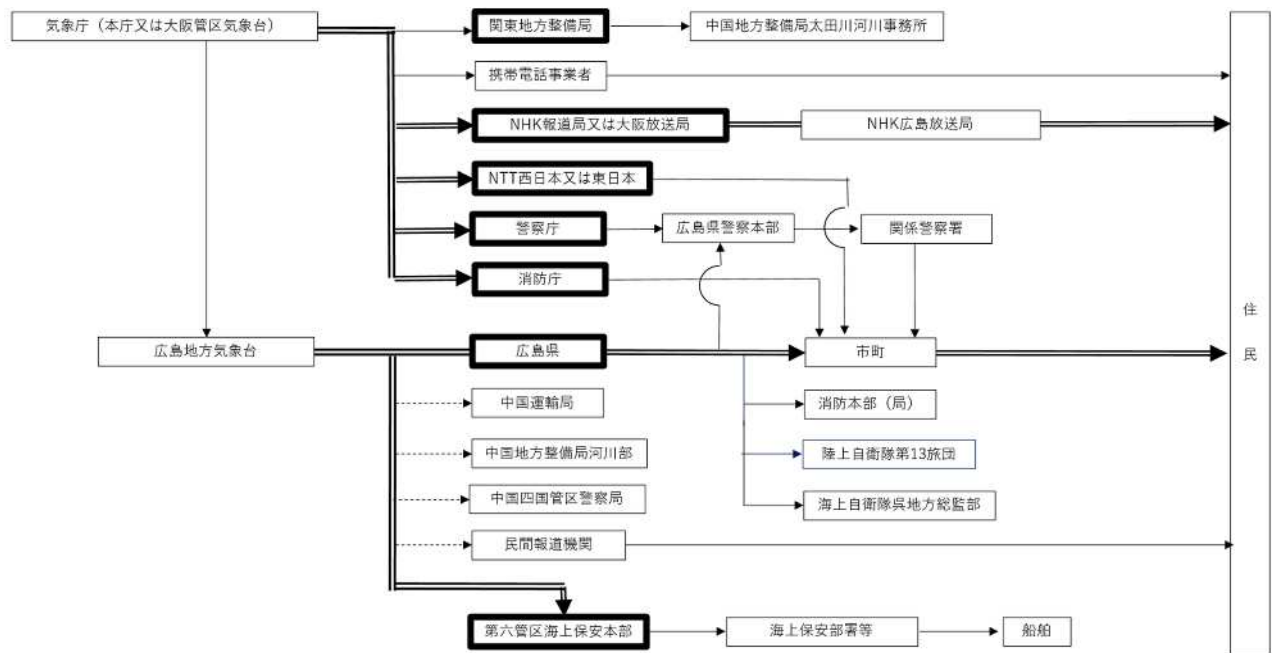
|              | 情報の種類          | 発表基準                                                                     | 発表内容                                                                                      |
|--------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震情報<br>(注1) | 震度速報           | 震度3以上                                                                    | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。                                      |
|              | 震源に関する情報       | 震度3以上                                                                    | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。              |
|              |                | (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)                                                |                                                                                           |
|              | 震源・震度情報        | 震度1以上                                                                    | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。     |
|              |                | 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時                                              | 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。                                          |
|              |                | 緊急地震速報(警報)発表時                                                            | -                                                                                         |
|              | 長周期地震動に関する観測情報 | 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合                                       | 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)        |
|              | 遠地地震に関する情報     | マグニチュード7.0以上                                                             | 国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
|              |                | 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。) |                                                                                           |
|              | その他の情報         | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など                                            | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。                                         |
|              | 推計震度分布図        | 震度5弱以上                                                                   | 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。                                         |

(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

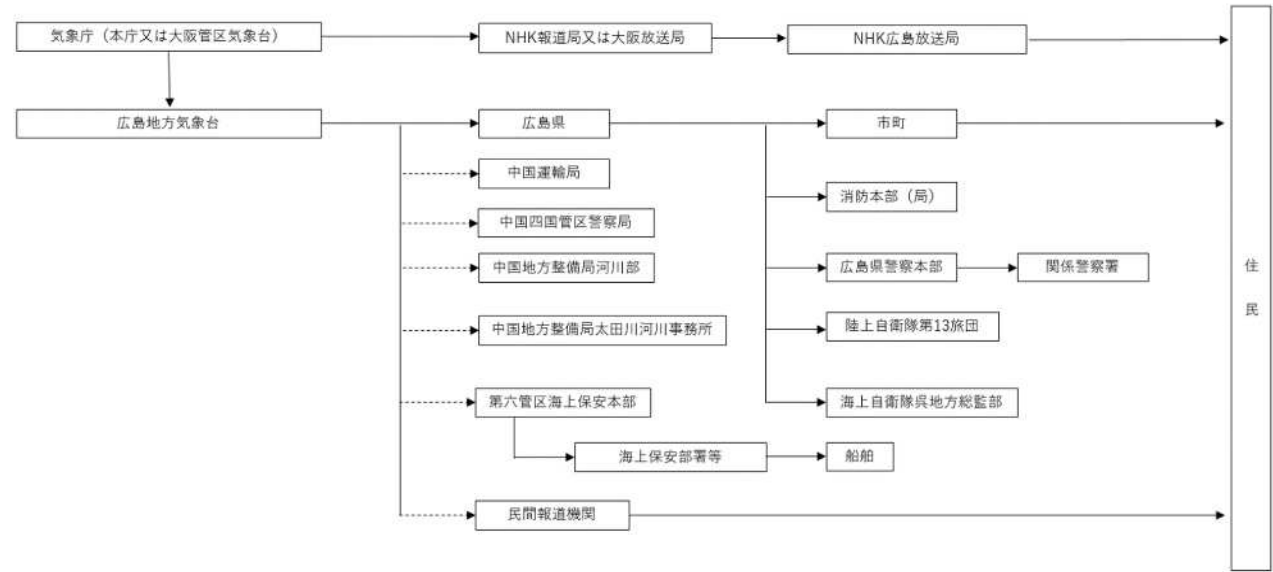
## (4) 津波警報等の伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



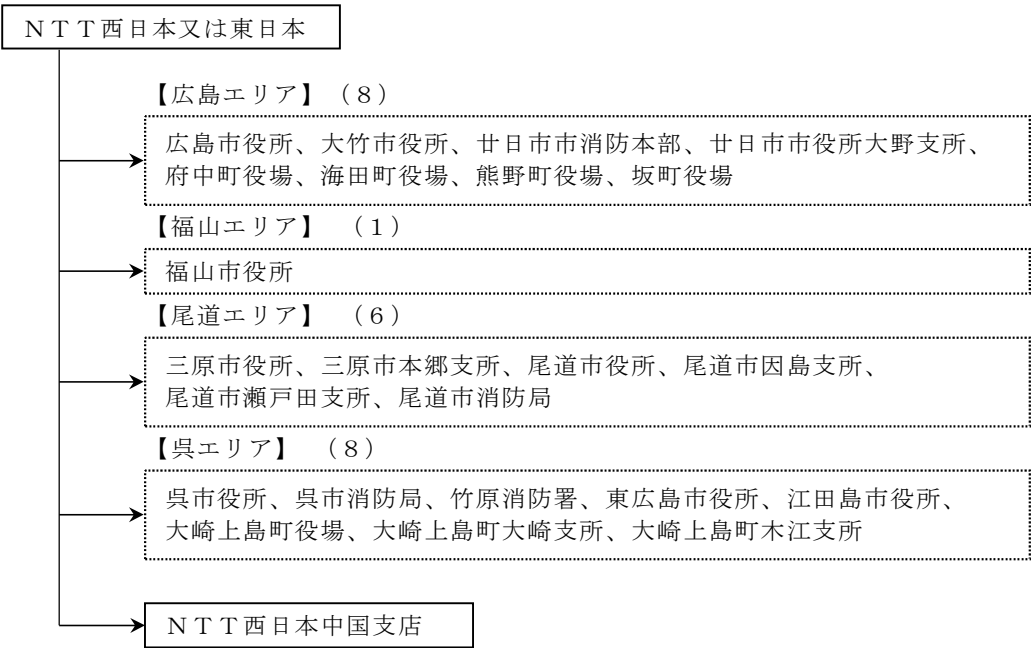
- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別刑法の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- ・NHK 広島放送局は津波警報が発表されたときに、「緊急警報信号」を発信する
- ・NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない
- ※1 あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する。
- ※2 あらかじめ定められた通信系統の障害により NHK 報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台が NHK 大阪放送局に代替手段により通知する。
- ・広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線(気象庁本庁からの伝達経路も含む)、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(
- 2 民間報道機関は、(株)中国放送・(株)中国新聞社である。

ウ NTT西日本は、次の経路により大津波警報・津波警報を関係市町に伝達する。



※ ファクシミリ網による一斉同報方式

(5) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、沿岸地域の市町は、震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。

イ 市町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震

発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。  
 (参考) 気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった地の市町長は、津波警報を発表することができる。

(6) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

(7) 居住者等への情報の伝達

県及び沿岸市町は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達する。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

(8) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達  
 各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(9) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(10) 津波に対する自衛措置

沿岸地域の市町は、地震が発生した場合、市町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

(11) 情報の伝達方法

沿岸市町は、津波警報等及び情報の伝達手段として、防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATV含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図るものとする。この場合において、高齢者や障害者等の災害時要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

**第3項 住民等の避難誘導に関する計画****1 方針**

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

**2 避難の指示等****(1) 指示する者**

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

**ア 市町長の措置**

(ア) 市町長は、火災、がけ崩れ、土石流、津波等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 市町長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合は、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚地により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。

(ウ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

**イ 警察官及び海上保安官の措置**

警察官及び海上保安官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町長が措置を行ういとまがないとき又は市町長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

**ウ 自衛官の措置**

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

**エ 知事又はその命を受けた職員**

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。



(イ) 災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町の市町長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

(2) 避難指示等の内容

市町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示等の発令理由
- ウ 避難先及び避難経路
- エ 避難の方法及び携行品
- オ その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線(同報系)、災害情報共有システム(Lアラート)、広報車、半鐘、サイレン、テレビ(ワンセグを含む。)、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(登録制メール、緊急速報メールを含む。)、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、劇場、百貨店、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市町長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

- ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

### 3 津波避難のための事前の準備

(1) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、沿岸市町は避難地、避難路等を示す津波ハザードマ

ップ作成を行い、住民等に周知するものとする。なお、市町の津波ハザードマップ作成にあたって、県は必要な情報の提供を行うこととする。

## (2) 避難場所・避難路の選定

### ア 基本原則

沿岸市町は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行うものとする。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮するものとする。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、本県で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

### イ 避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

#### (ア) 避難場所

- a 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）
- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。
- f 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

#### (イ) 津波避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してRC（鉄筋コンク

リート)又はSRC(鉄筋鉄骨コンクリート)構造であること(津波の高さや地域の状況によっては2階建ても選定できる)。

- b 海岸に直接面していないこと。
- c 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。
- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地(畑や山林等)を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等(津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段)を整備しておく必要がある。

#### (ウ) 避難路

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策(例えば階段等の設置)が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。(海岸方向にある避難場所へ向かつての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。)
- f 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

#### (3) 津波避難計画の作成

沿岸市町は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

### 4 避難の誘導

#### (1) 避難誘導に当たる者

- ア 市町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

#### (2) 避難誘導の方法

- ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設

置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市町長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

### （3）再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

## 5 避難津波発生時の誘導応急対策

### （1）避難指示の発令

#### ア 発令基準

次の場合において、市町長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

（ア）報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

（イ）強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

（ウ）気象業務法施行令第10条の規定により市町長が自ら津波警報等をした場合

#### イ 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

#### ウ 指示の内容

市町長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

（ア）避難対象地域

（イ）避難指示の発令理由

（ウ）避難先及び避難路

（エ）避難の方法及び携行品

（オ）その他必要な事項

#### エ 解除の基準

次の場合において、市町長は、避難指示を解除する基準を定める。

（ア）報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

(イ) 気象業務法施行令第10条の規定により市町長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

(ア) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市町は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市町と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

(イ) 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、大津波警報・津波警報・津波注意報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。

### 第3節 災害発生後の応急対策

#### 第1項 災害情報計画

##### 1 方針

この計画は、県内に地震が発生し、又は地震による津波等が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震及び津波に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

##### 2 情報の収集伝達手段

県、市町における地震・津波災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

###### (1) 県

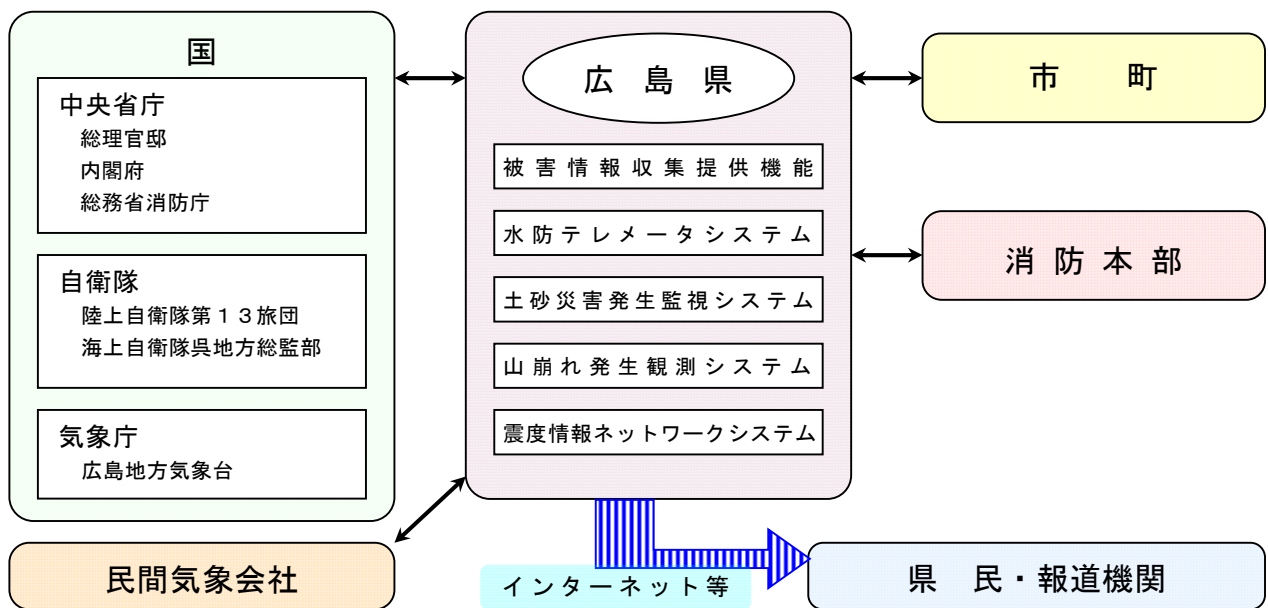
###### ア 情報の収集手段

- (ア) 市町からの電話、Web 会議システム等による報告
- (イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）
- (ウ) 県警察本部からの電話、警察システムとの連携等による報告
- (エ) その他関係機関からの電話等による報告
- (オ) 広島地方気象台からの通報
- (カ) 中国電力のホットラインの活用
- (キ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (サ) 広島県防災情報システムの活用
- (シ) 市町情報収集連絡員からの報告
- (ス) SNS 等の活用

###### イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、Web 会議システム等による伝達
- (イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (ウ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達
- (エ) 中国電力のホットラインの活用
- (オ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）
- (キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (ク) 広島県防災情報システムの活用
- (ケ) SNS 等の活用

## 広島県防災情報システムの概念図



### (2) 市町

#### ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) 市町防災行政無線による収集
- (エ) 地元消防機関、警察署からの電話等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (キ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県防災情報システムの活用
- (サ) Web 会議システムの活用
- (シ) SNS 等による情報
- (ス) 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

#### イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 市町地域防災無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) コミュニティ FM、CATV の活用
- (オ) 登録制メール、緊急速報メールの活用
- (カ) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (キ) Web 会議システムの活用
- (ク) SNS 等の活用

### (3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に

収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

### 3 情報の収集伝達経路

#### (1) 通常の場合（県災対本部を設置していない場合）の経路

##### ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前記(ア)の通報を受けた県危機管理監は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は、関係のある指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）に通報するとともに、関係のある県各局（部）課（室）を経て県地方機関に通知する。

また、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（総務省消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し、初動体制に万全を期する。

県は、市町からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

なお、県が国（総務省消防庁）へ報告すべき災害は、次のとおりである。

##### a 一般基準

(a) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(b) 県又は市町が災害対策本部を設置したもの

(c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(d) 気象業務法第13条の2に規定する津波に係る特別警報が発表されたもの

(e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

##### b 個別基準

##### (a) 地震

① 地震が発生し、県又は市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

② 人的被害又は住家被害が生じたもの

##### (b) 津波

① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

② 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

##### c 社会的影響基準

「a 一般基準」、「b 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

(ウ) 前記(ア)の通報を受けた県地方機関は、速やかに応急対策を実施するとともに、関係のある県各局（部）課に報告し、必要に応じて県各局（部）課は県危機管理監に報告する。

##### イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

県危機管理監は、必要と認めた場合は、関係のある他の災害応急対策責任者に通報するとともに、関係各課を経て県地方機関に通知する。



ウ 災害に関する民間団体への通知

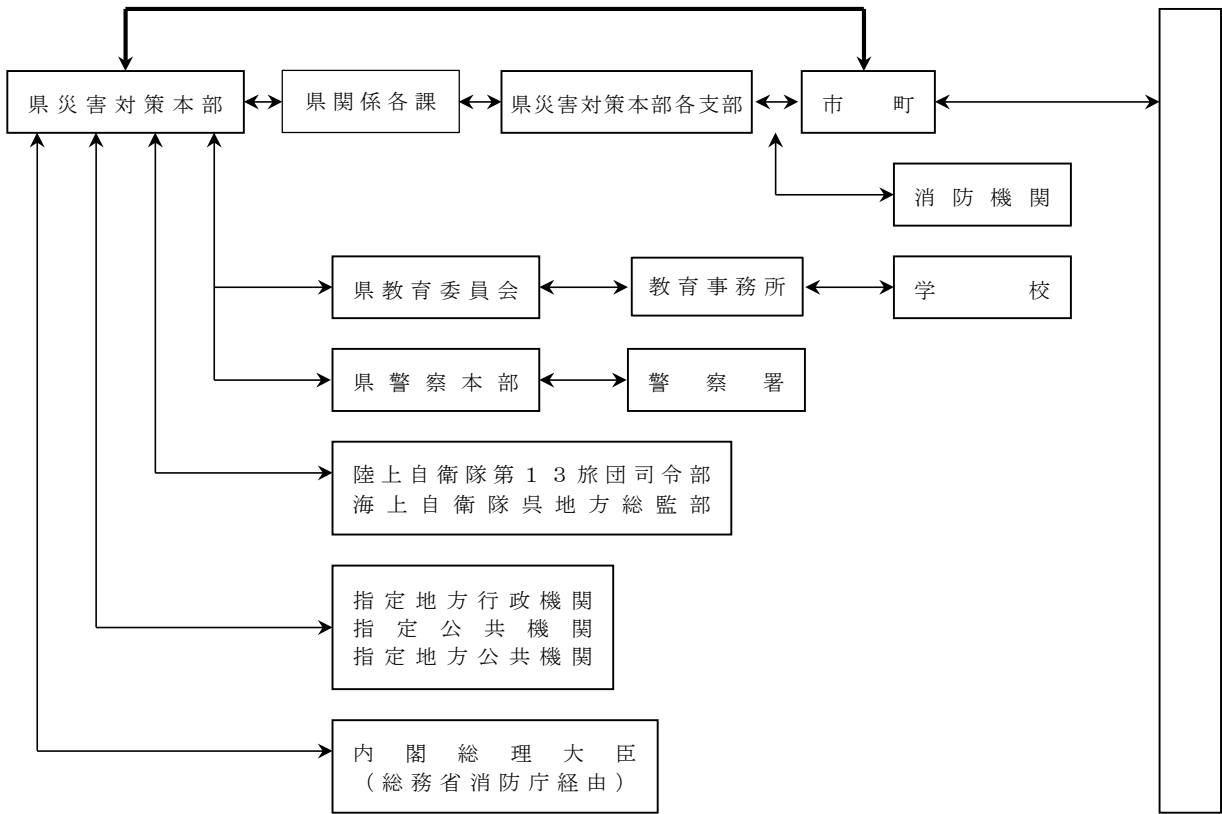
前記ア、イの経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用し行う。

また、市町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものと及び前記b（b）のうち、死者又は行方不明者が生じたものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

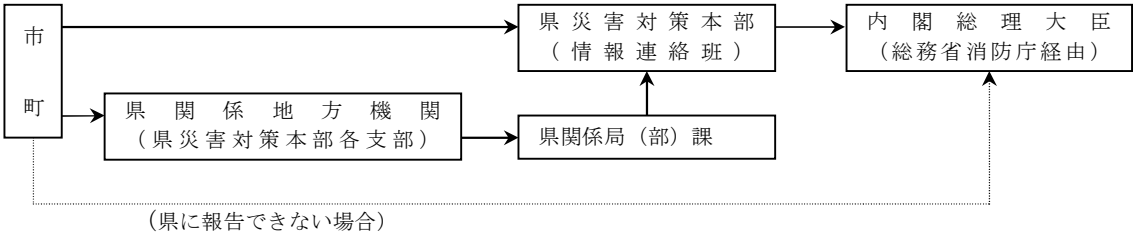
県及び市町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

| 区 分              |       | 平日 (9:30～18:15)<br>※応急対策室 | 左 記 以 外<br>※ 宿 直 室        |
|------------------|-------|---------------------------|---------------------------|
| 回線別              | 電 話   | 03-5253-7527              | 03-5253-7777              |
|                  | F A X | 03-5253-7537              | 03-5253-7553              |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7-90-49013                | 7-90-49101～49103          |
|                  | F A X | 7-90-49033                | 7-90-49036                |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | 77-048-500-90-49013       | 77-048-500-90-49101～49103 |
|                  | F A X | 77-048-500-90-49033       | 77-048-500-90-49036       |

イ 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 地震発生報告の処理

災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）は、報告の内容を関係各課に連絡するものとし、連絡を受けた関係各課は、必要に応じ関係地方機関を通じて所要の調査を行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町（当該市町が消防の事務を処理する一部事務組合の構成市町である場合は、当該一部事務組合をいう。以下この項において同じ。）は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市町の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

オ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

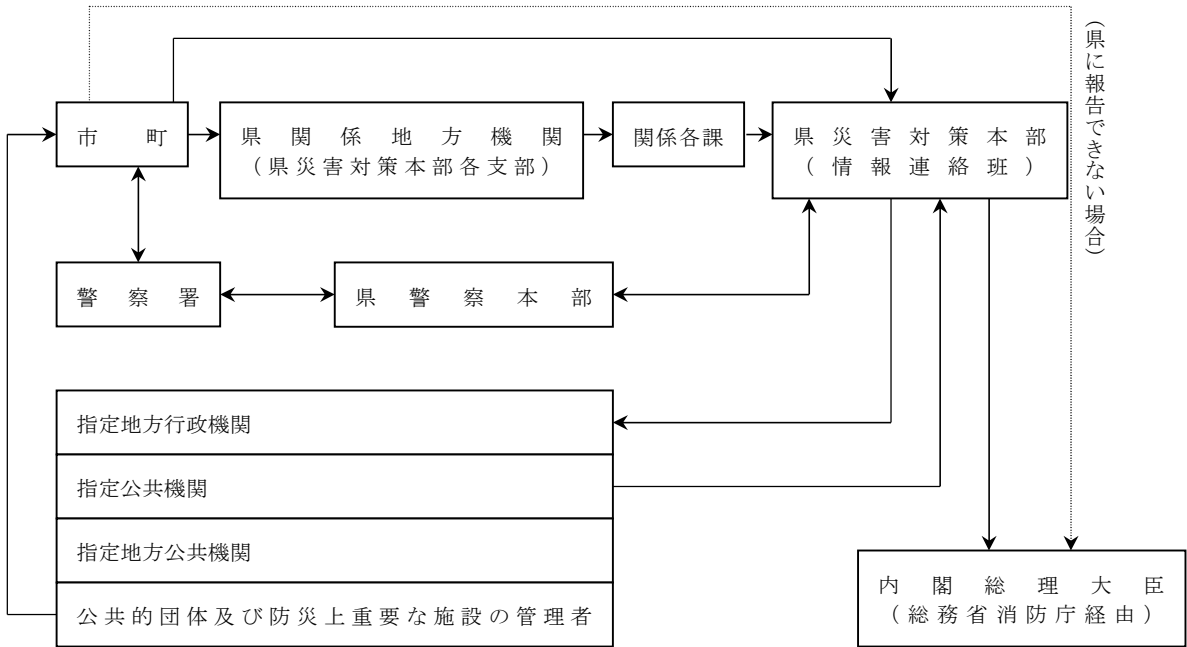
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

(ア) 市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 地震発生直後については、県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、市町等から収集した情報及び自ら把握した被害規模に関する概括的な情報を総務省消防庁へ報告する。

(ウ) 県災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、県危機管理監）は、前記アの災害発生報告及び被害状況報告に基づき、定期的に被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(エ) 被害状況取りまとめの結果は、基本法第53条第2項の規定により、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）に報告するほか、必要に応じて政府及び関係機関の援助を要請するための報告を行う。

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

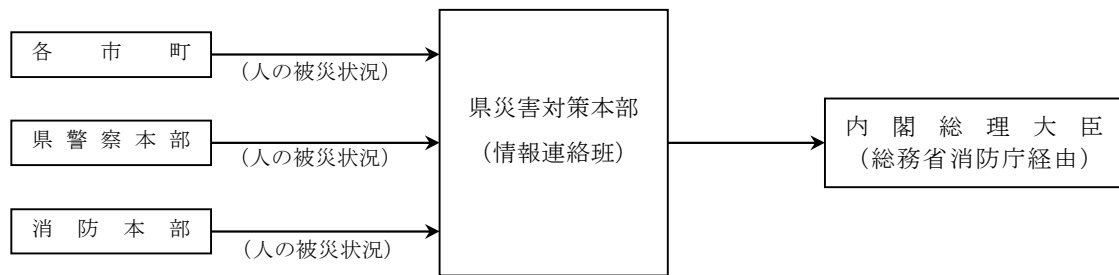
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

#### エ 人の被害についての即報

各市町、県警察本部及び各消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



#### 《参考 広島県震度情報ネットワークシステムの概要》

##### システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部などで表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

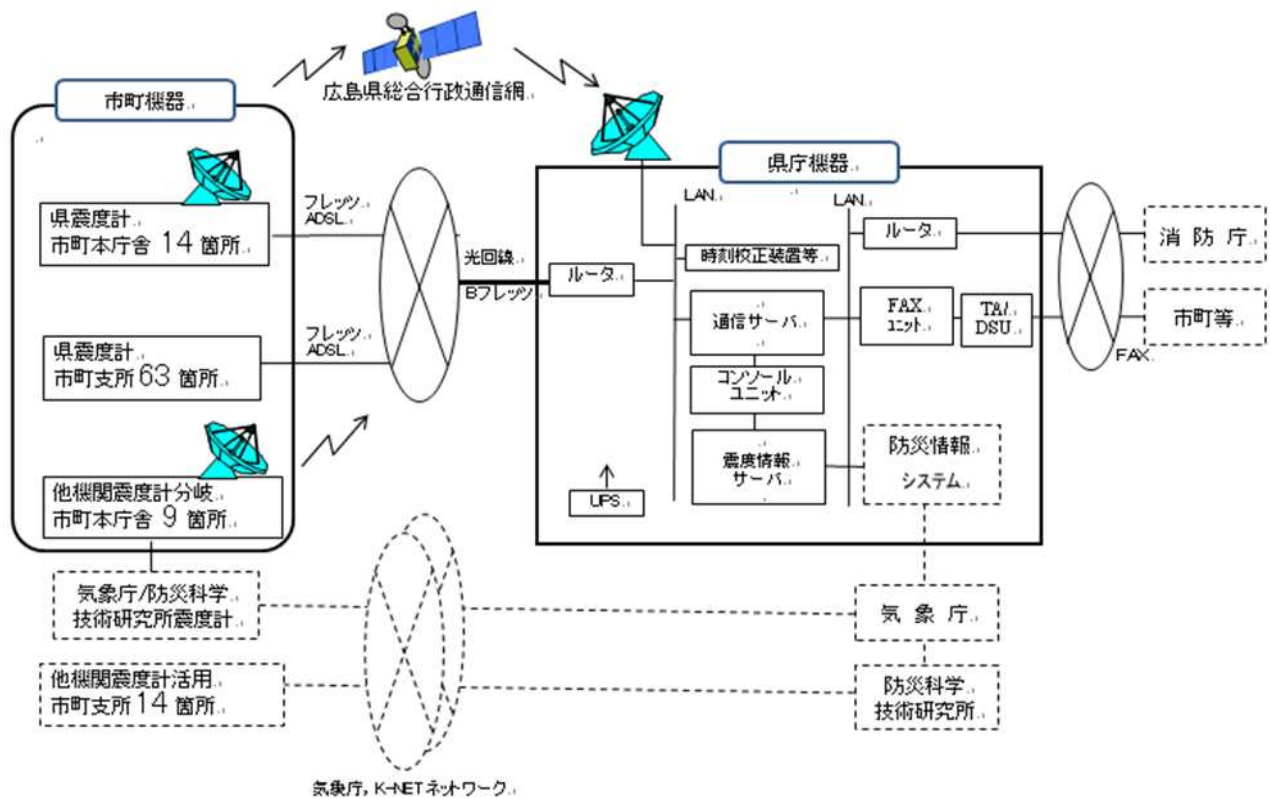
##### 導入効果

- 広域応援体制の確立  
県内全域の震度分布から被害地域を推定し、早期に県内のみならず広域の応援体制をとることができます。
- 調査研究分野への活用  
地震波形及び地震継続時間を蓄積し、地震に対する調査研究に活用できます。

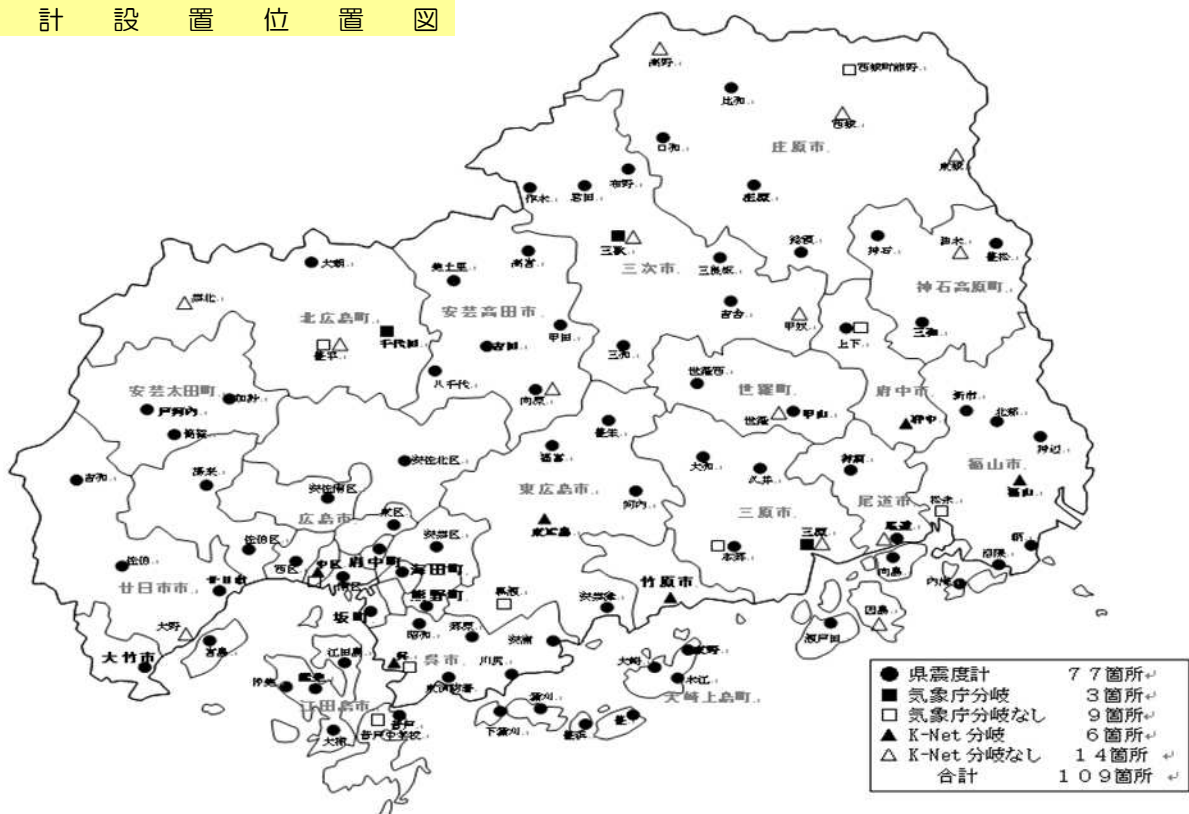
##### システムの特徴

- 県の設置する計測震度計の他、気象庁及び防災科学技術研究所の設置する計測震度計等の活用により、平成の大合併前の市区町村単位で震度情報を把握しています。
- 市町観測点と県庁間の回線を、地上系と衛星系の二重化を図ることにより、データ伝送路の保証を行っています。
- また、地上系回線では、地震発生時の電話回線の輻輳による、震度情報の不達のリスクを低減するため、NTTフレッツVPN網を活用し、常時接続化を図っています。
- すべての観測点で、震度計設置環境基準（平成21年10月、気象庁）に従って計測震度計を設置しており、正確な震度観測を実施しています。

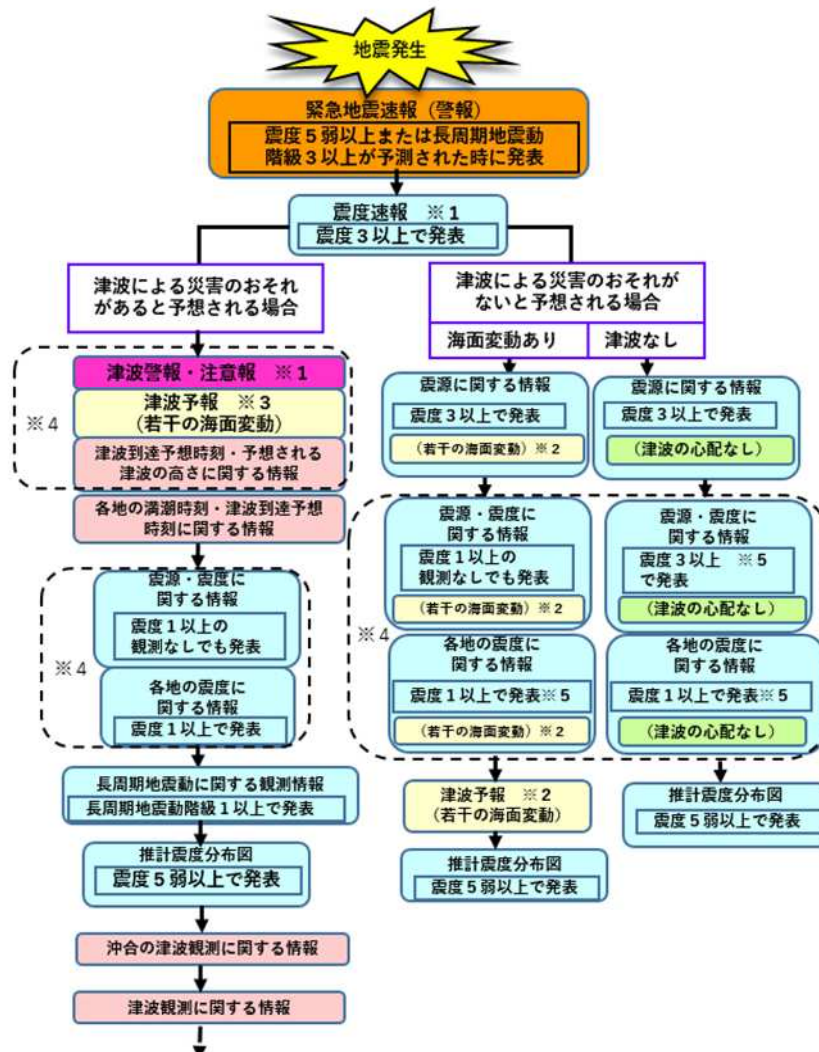
# 広島県震度情報ネットワークシステムの構成



広島県震度情報ネットワークシステム  
震度計設置位置図



## [地震・津波に関する情報発表の概念図]



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。

※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

※4 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発信する。

※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の進度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語                       | 意味                                                                          |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| まれに<br>わずか<br>大半<br>ほとんど | 極めて少ない。めったにない。<br>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。<br>半分以上。ほとんどよりは少ない。<br>全部ではないが、全部に近い。 |
| が（も）ある、<br>が（も）いる        | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。                    |
| 多くなる                     | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。                                               |
| さらに多くなる                  | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。                                 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。



## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度<br>階級 | 人の体感・行動                                                     | 屋内の状況                                                                                      | 屋外の状況                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 0        | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 1        | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。                             | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 2        | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。                | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。                                                                       | —                                                                                     |
| 3        | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。                                                                        | 電線が少し揺れる。                                                                             |
| 4        | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。           | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。                                          | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。                                                      |
| 5 弱      | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                                   | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。                                       |
| 5 強      | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                        | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。                               | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6 弱      | 立っていることが困難になる。                                              | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。                                                  | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。                                                              |
| 6 強      | 立っていることができず、はわないと動くことができない。                                 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。                                                             | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。                                     |
| 7        | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。                              | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。                                                         | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。                                  |

## ● 木造建物（住宅）の状況

| 震度<br>階級 | 木造建物（住宅）                         |                                                                                  |
|----------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|          | 耐震性が高い                           | 耐震性が低い                                                                           |
| 5 弱      | —                                | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                        |
| 5 強      | —                                | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                           |
| 6 弱      | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。<br>瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6 強      | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。           | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。<br>傾くものや、倒れるものが多くなる。                                   |
| 7        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。                                                             |

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度<br>階級 | 鉄筋コンクリート造建物                                                   |                                                                      |
|----------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|          | 耐震性が高い                                                        | 耐震性が低い                                                               |
| 5 強      | —                                                             | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                                     |
| 6 弱      | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                              | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                        |
| 6 強      | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。<br>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7        | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。<br>1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。<br>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。    |

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

### ● 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況                                          | 斜面等の状況                                            |
|------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 5 弱  | 亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。                                |
| 5 強  |                                                |                                                   |
| 6 弱  | 地割れが生じることがある。                                  | がけ崩れや地すべりが発生することがある。                              |
| 6 強  | 大きな地割れが生じることがある。                               | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。 |
| 7    |                                                |                                                   |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

### ● ライフライン・インフラ等への影響

|                |                                                                                                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス供給の停止        | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。<br>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。                                                                               |
| 断水、停電の発生       | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。                                                                                                                                                 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）                                                                                  |
| 電話等通信の障害       | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。<br>そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web 171」などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止      | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。                                                                                                          |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

### ● 大規模構造物への影響

|                       |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ    | 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング          | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。                                                                                              |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。                                                                                        |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 用 語 の 定 義

|                       |                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人<br>の<br>被<br>害      | 死 者                                   | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。 |
|                       | 行 方 不 明 者                             | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                                  |
|                       | 重 傷 者                                 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。                                                                                                                                                          |
|                       | 軽 傷 者                                 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。                                                                                                                                                           |
|                       | 安 否 不 明 者                             | 当人と連絡が取れず安否がわからない者                                                                                                                                                                                               |
| 住<br>家<br>被<br>害      | 住 家                                   | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                        |
|                       | 全 壊<br>（全焼・流出）                        | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。     |
|                       | 半 壊（半焼）                               | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。                                                  |
|                       | 一 部 破 損                               | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                                                                                               |
|                       | 床 上 浸 水                               | 住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                                  |
|                       | 床 下 浸 水                               | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                                                          |
|                       | 世 帯                                   | 生計を一つにしている実際の生活単位とする。                                                                                                                                                                                            |
| 非<br>住<br>家<br>被<br>害 | 非 住 家                                 | 住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                                                                                                                |
|                       | 公 共 建 物                               | 官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                                                                                                                            |
|                       | そ の 他                                 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                                                                                                                          |
|                       | ※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。 |                                                                                                                                                                                                                  |

|                                 |                         |                                                                                                                                       |
|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公<br>共<br>土<br>木<br>施<br>設      | 公 共 土 木 施 設             | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。                                                                                |
|                                 | 道 路 被 害                 | 高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。                                                                                     |
|                                 | 橋 梁 被 害                 | 市町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。                                                                                       |
|                                 | 河 川 被 害                 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。 |
|                                 | 砂 防 設 備 被 害             | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。              |
|                                 | 地 す べ り 防 止 施 設 被 害     | 地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                             |
|                                 | 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 被 害 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                              |
|                                 | 治 山 施 設 被 害             | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                             |
|                                 | 港 湾 施 設 被 害             | 港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                      |
|                                 | 漁 港 施 設 被 害             | 漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                  |
| 農<br>林<br>水<br>産<br>業<br>施<br>設 | 海 岸 被 害                 | 海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                        |
|                                 | 農 林 水 産 業 施 設           | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。                                                                       |
|                                 | 田 畑 の 流 出 埋 没           | 田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。                                                                                             |
|                                 | 田 畑 の 冠 水               | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                                         |
| そ<br>の<br>他                     | 溜 池 ・ 水 路 被 害           | 溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。                                                                                                          |
|                                 | 農 産 被 害                 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                                                              |
|                                 | 林 産 被 害                 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。                                                                                                    |
|                                 | 水 産 被 害                 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。                                                                                                |

|         |                      |                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の    | 商 工 被 害              | 建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                                                                                      |
|         | 土 石 流                | 土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。                                                 |
|         | 地 す べ り              | 地すべりが発生したものとする。                                                                                                                                        |
|         | が け 崩 れ              | 急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。                                                |
|         | 鉄 軌 道 被 害            | 電車等の運行が不能となった程度の被害とする。                                                                                                                                 |
|         | 船 舶 被 害              | ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                                                                  |
|         | 清 掃 施 設 被 害          | ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。                                                                                                                                    |
|         | 都 市 施 設 被 害          | 街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）                                                                                     |
|         | 自 然 公 園 等<br>施 設 被 害 | 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。                                                                        |
|         | 水 道（断水）              | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。                                                                                                             |
|         | 電 話（不通）              | 災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。                                                                                                       |
|         | 電 気（停電）              | 災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                                                                    |
|         | ガ ス（停止）              | 一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                                                                              |
|         | ブ ロ ッ ク 塀 等          | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                                                                  |
|         | そ の 他                | 各項に該当しない被害とする。                                                                                                                                         |
| 罹 災 世 帯 |                      | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹 災 者   |                      | 罹災世帯の構成員とする。                                                                                                                                           |
| 被 害 総 額 |                      | 物的被害の概算額とする。（千円単位）                                                                                                                                     |
| 火 災 発 生 |                      | 火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。                                                                                                                        |

## 第2項 通信運用計画

## 1 方針

県、市町及びその他防災関係機関は、地震・津波発生時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

## 2 広島県総合行政通信網の活用

県及び市町は、広島県総合行政通信網の活用により、地震・津波発生時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

## 3 公衆電気通信設備の優先利用

## (1) 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

| 申 込 先  | 申込みダイヤル番号 |
|--------|-----------|
| 116センタ | 「116」     |

## (2) 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

| 申 込 先 | 申込みダイヤル番号 |
|-------|-----------|
| 電報センタ | 「115」     |

## (3) 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

| 要 請 先              | 電 話 番 号      |
|--------------------|--------------|
| NTT西日本中国支店設備部災害対策室 | 082-511-1377 |

## (4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

| 区分   | 申 込 先                     | 申込みダイヤル番号    |
|------|---------------------------|--------------|
| 固定電話 | 116センタ                    | 「116」        |
| 携帯電話 | 株式会社ドコモCS<br>モバイルレンタルセンター | 0120-680-100 |

## 4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

## (1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

なお、市町においては、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

## (2) 県庁統制局の代替機能の確保

地震・津波による被害により、県総合行政通信網の県庁統制局が使用できなくなった場合に備えて、代替通信機能の確保に努めるものとする。

## (3) 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信無線局を活用する。

## ア 設置状況

中国地方における防災相互通信無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

## イ 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(例) ぼうさいひろしま 117 の場合

チャンネル 1 (通常) をチャンネル 2 に切り替える。

## (4) 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市町は、知事を通じて依頼するものとする。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

## ア 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和 53 年 12 月 21 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮 澤 弘

乙 日本放送協会

中国本部長 大 泉 利 道

## イ 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

(ア) 協定年月日 昭和 56 年 3 月 20 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮 澤 弘

乙 株式会社中国放送

取締役社長 山 本 満 夫



広島テレビ放送株式会社  
 取締役社長 河 村 郷 四  
 株式会社広島ホームテレビ  
 代表取締役 宮 田 正 明  
 株式会社テレビ新広島  
 取締役社長 金 光 武 夫

(イ) 協定年月日 昭和 58 年 5 月 1 日  
 協 定 者 甲 広島県知事 竹 下 虎之助  
 乙 広島エフエム放送株式会社  
 取締役社長 松 田 耕 平

協定の内容は、いずれも広島県地域防災計画附属資料（以下「附属資料」という。）に掲載されている。

なお、広島市は、日本放送協会広島放送局及び民間放送機関との間に、この協定と同じ内容の協定を昭和 60 年 3 月 1 日に締結した。

#### (5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、県及び市町は、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

##### ア 県

県は、広島県アマチュア無線赤十字奉仕団及び社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部に対して、災害時における非常通信の協力を依頼する。

##### イ 市町

市町は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

#### (6) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

#### (7) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

#### (8) 中央防災無線等の利用

県と総理官邸及び内閣府等を結ぶ中央防災行政無線を、県と総務省消防庁等を結ぶ消防防災無線等を、地震・津波災害時の情報連絡手段として利用する。

### 5 通信施設の応急対策

#### (1) 公衆通信

N T T グループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

##### ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

##### イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(2) 専用通信

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(3) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

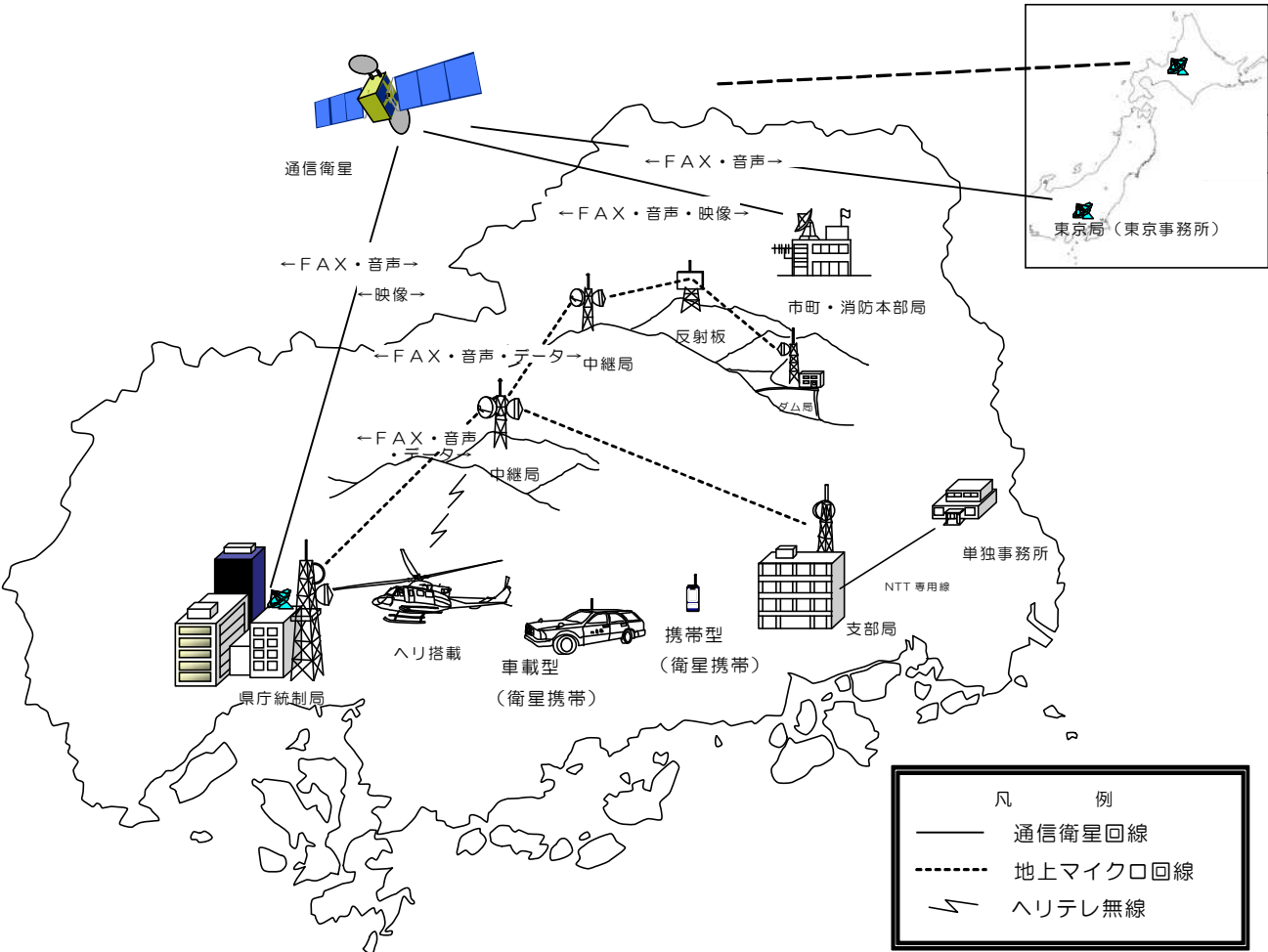
県及び市町は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に

応急貸与を要請する。  
また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

県及び市町は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

広島県総合行政通信網イメージ図



【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

## 第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

### 1 目 的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

### 2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

### 3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

### 4 活動拠点の確保

県及び市町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市町においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

### 5 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全運航体制を確立する。
- (2) 航空運用調整班は、国交省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。

- (3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
- (4) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- (5) ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確立する。

## 6 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

### (1) 基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時期等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

ア 可能な限り、常時1機は災害出動できる体制をとる。

イ 年間運航計画については、防災ヘリコプター、消防ヘリコプター各々の運航不能期間等を勘案しながら策定する。

ウ 災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

### (2) 県内市町からの支援要請

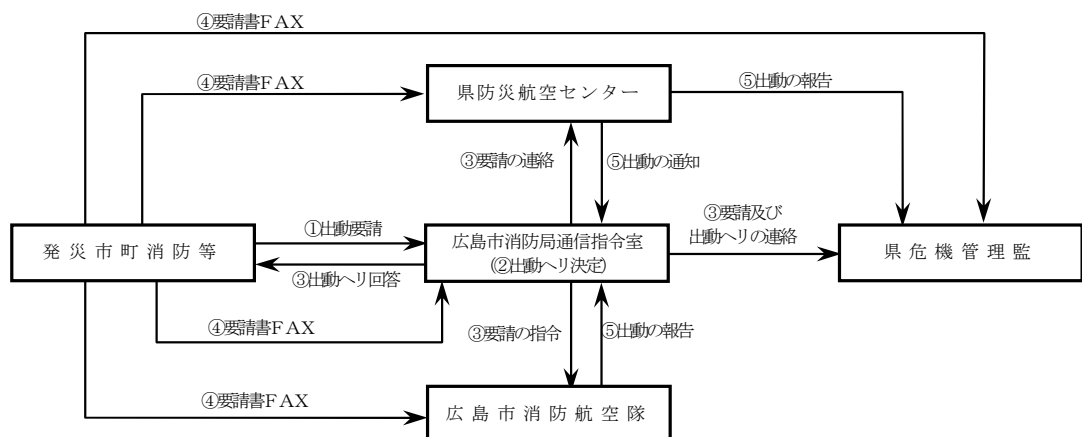
#### ア 支援の原則

市町長（消防・一部事務組合を含む）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

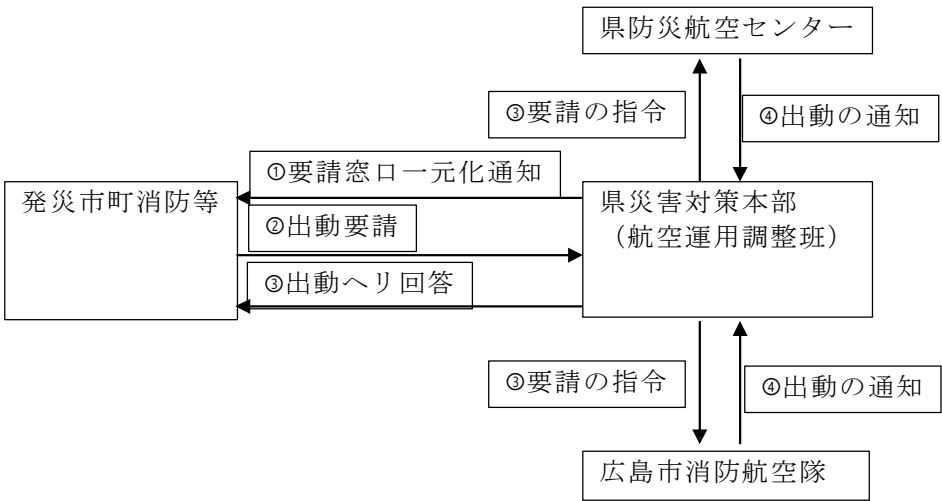
#### イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

#### (ア) 通常災害時



(イ) 大規模災害時



7 各機関への対応要請

(1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察に要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 自衛隊

県は、「第5節 自衛隊災害派遣計画」に基づき要請する。

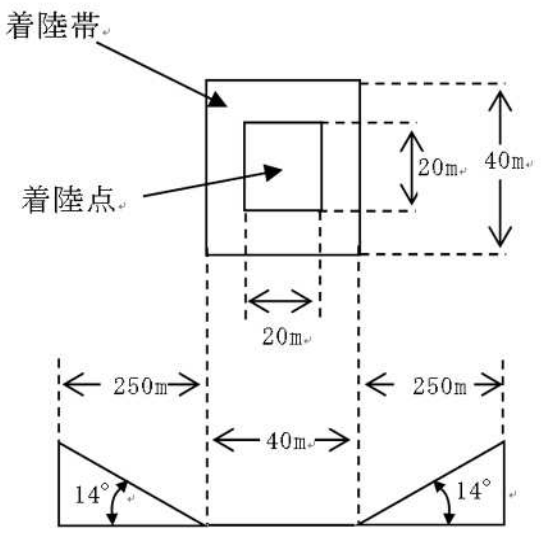
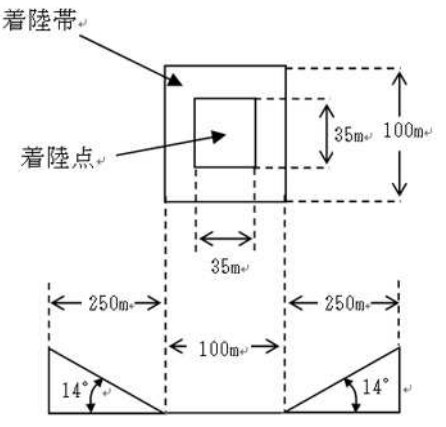
(4) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（総務省消防庁）」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

8 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準  
臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

| 区分          | 消防・防災ヘリコプター<br>警察、海上保安庁ヘリコプター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 設定基準（地積）                                                                             |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 小<br>中<br>型 | <br>広島県防災航空隊 アグスタAW139<br><br>広島市消防航空隊 AS365N3<br><br>広島県警察航空隊 AS365N2<br><br>第六管区海上保安本部 広島航空基地<br>アグスタAW139<br><br>陸上自衛隊 UH-1 |   |
| 大<br>型      | <br>陸上自衛隊 CH-47<br><br>海上自衛隊 UH-60<br><br>海上自衛隊 MCH-101                                                                                                                                                                                                                                       |  |

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

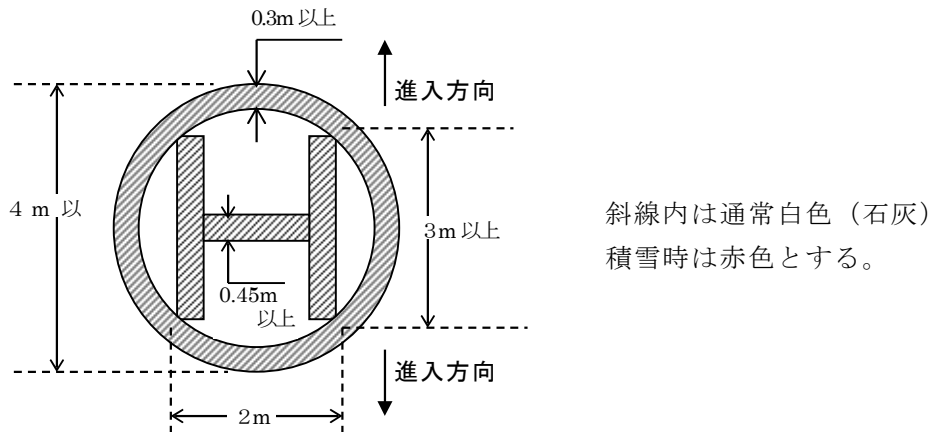
ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

- オ 着陸地点には次図を標準とした  $\textcircled{\text{H}}$  を表示する。



- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

（3）臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。



## 第5節 災害派遣・広域的な応援体制

### 第1項 自衛隊災害派遣計画

#### 1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

#### 2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- （1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- （2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- （3）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- （4）その他災害に際し、前記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

#### 3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

##### （1）被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

##### （2）遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

##### （3）人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

##### （4）炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市町長の職権を行うことができる。この場合において、当該市町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

(2) 当該市町の区域内の他人の土地等の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 当該市町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410

(夜間・土・日・祝祭日等)

内線 2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511

内線 2823、2222（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203 (SOC 当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町 10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

082-228-2159 (直通)

082-511-6720 (直通)

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目 10-17

電話 082-251-5111 内線 3271～3275

082-251-5115、5116 (直通) (当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺 64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

ア 市町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市町長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市町長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市町又は関係機関の長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市町又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市町又は関係機関の長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 市町及び関係機関における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要なかつ適切な施設(場所)の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備(平常時から宿营地候補地の検討を含む。)

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定(第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。)

(カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備(接岸可能な岸壁の検討)

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

## 第2項 相互応援協力計画

### 1 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

### 2 実施内容

市町、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

#### (1) 市町

##### ア 知事等に対する応援要請

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

##### イ 他の市町に対する応援要請

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

##### ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市町長は、大規模災害により、自らの市町の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

#### (2) 県

##### ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

また、災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも、国と協力し、「応急対策職員派遣制度」に基づき、他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施するものとする。

##### イ 市町に対する応援

(ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との

調整を図りながら、必要な支援を行う。

(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

エ 緊急消防援助隊の応援等

知事は、大規模災害により、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

| 総務省消防庁           |       |                           |                           |
|------------------|-------|---------------------------|---------------------------|
| 区 分              |       | 平日 (9:30～18:15)<br>※応急対策室 | 左 記 以 外<br>※ 宿 直 室        |
| 回線別              |       |                           |                           |
| N T T 回線         | 電 話   | 03-5253-7527              | 03-5253-7777              |
|                  | F A X | 03-5253-7537              | 03-5253-7553              |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7-90-49013                | 7-90-49101～49103          |
|                  | F A X | 7-90-49033                | 7-90-49036                |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | 77-048-500-90-49013       | 77-048-500-90-49101～49103 |
|                  | F A X | 77-048-500-90-49033       | 77-048-500-90-49036       |

(3) 県警察

県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

(4) 第六管区海上保安本部

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿

泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮する。

ア 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

イ 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

#### (5) 防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し応援を求め、又は市町若しくは他の防災関係機関の応援のあつせんを依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする場合

(イ) 応援を必要とする機関名（あつせんを求める場合）

(ウ) 応援を必要とする職種別人員

(エ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等

(オ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) その他必要な事項

イ 防災関係機関相互の協力

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

(エ) 県は、各機関の間で相互協力のあつせんをする。

#### (6) 相互応援協定等の締結

各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

#### (7) 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員等を導入した場合、知事及び受け入れ先の市町長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

#### (8) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施

の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行うものとする。

国は、被災により、市町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市町に代わって行うものとする。

(9) 被災地への職員の派遣

県及び市町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、感染症対策のため、応援 職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。



## 第3項 防災拠点に関する計画

## 1 方針

この計画は、地震・津波発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

## 2 広島県防災拠点施設

## (1) 施設の機能

## ア 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてパールやハンマーなどを備蓄する。

## イ 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送する。

## ウ 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休息スペースを確保する。

## エ 防災航空センター機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施する防災航空センターを整備。

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保する。

## オ 災害対策本部代替拠点機能

地震・津波等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保する。

## (2) 施設の特徴

ア 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能である。

イ 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能である。

## (3) 施設の管理運営

| 区 分       | 内 容                                                                          | 管 理 運 営                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 平 常 時     | ・ 防災に関する広報啓発<br>・ 備蓄資機材等の管理<br>等                                             | 危機管理監、防災航空センター<br>健康福祉局  |
|           | ・ 防災ヘリコプターの運航                                                                | 防災航空センター                 |
| 災 害 発 生 時 | ・ 災害対策本部との連絡調整<br>・ 備蓄物資搬入・搬出作業<br>・ 救援物資の仕分け・一次保管作業<br>・ 応援要員・ボランティア受入<br>等 | 災害対策本部<br>(危機管理監、健康福祉局等) |
|           | ・ 防災ヘリコプターの運航                                                                | 災害対策本部事務局                |
|           | 【本部設置時】<br>・ 災害対策本部事務局事務<br>(災害対策運営要領参照)                                     | 災害対策本部事務局                |

## (4) 施設の概要

|       |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                               |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 施設名称  |            | 広島県防災拠点施設                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                               |
| 場所    |            | 〒729-0416 三原市本郷町善入寺 94-22                                                                                                                                                                                                                                                                        |                               |
| 連絡先   |            | 0848-86-8931 (TEL)<br>0848-86-8932 (〃)<br>0848-86-8933 (FAX)                                                                                                                                                                                                                                     |                               |
| 敷地面積  |            | 約 24,918 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                               |
| 構成施設等 | ※<br>備蓄倉庫棟 | 鉄骨造 1 階建て<br>床面積 4,482 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                            | 物資の備蓄<br>救援物資の集積・搬送           |
|       |            | 食料品：クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、アルファ化米<br>生活必需品：毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、<br>生理用品、簡易トイレ（凝固剤、収納袋）<br>防災資機材：【地域住民用】<br>ビニールシート、一輪車、バール、ハンマー、のこ、金てこ、<br>RC バール、救助ロープ、防塵メガネ、防塵マスク、ケブラー<br>手袋、絶縁ボルトクリッパー、油圧ジャッキ、土のう袋<br>【防災拠点用】<br>畳（緊急畳）、毛布（真空パック）、ビニールシート、ヘルメット、軍手、雨具、ウォーターコンテナ、カセットコンロ、<br>石油ストーブ、扇風機、救急箱、災害用敷マット |                               |
|       | ※<br>管理棟   | 鉄骨造 2 階建て<br>床面積約 1,883 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                           | 防災航空センター事務室、会議室、<br>防災室、多目的室  |
|       | ヘリ格納庫      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 防災ヘリコプター格納庫                   |
|       | 防災広場       | 約 8,500 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                           | 救援物資の仕分け作業スペース<br>救援部隊の集結スペース |
|       | 駐車場        | 約 2,800 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                           | 防災活動用の駐車場                     |
|       |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                               |
|       |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                               |

※ 免震構造（特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造）

## 3 救援拠点

## (1) 拠点の指定及び開設

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

## ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

## イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

## (2) 配置計画

## ア 救援物資輸送拠点

| 種 類  | 施 設                                                                               | 対象地域  | 箇 所 数  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 陸上対応 | ① 救援物資搬入<br>② 救援物資一次保管用建屋<br>③ 臨時ヘリポート用広場<br>④ その他（会議室、仮眠室等）                      | 西 部   | 3 箇所   |
|      |                                                                                   | 中 央 部 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 東 部   | 2 箇所   |
|      |                                                                                   | 北 部   | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 計     | 7 箇所   |
| 海上対応 | ① 輸送船接岸用バース<br>② 救援物資搬入・搬出用広場<br>③ 救援物資一時保管用建屋<br>④ 臨時ヘリポート用広場<br>⑤ その他（会議室、仮眠室等） | 広 島 港 | 3 箇所   |
|      |                                                                                   | 呉 港   | 3 箇所   |
|      |                                                                                   | 竹 原 港 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 大 西 港 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 尾道糸崎港 | 2 箇所   |
|      |                                                                                   | 福 山 港 | 1 箇所   |
|      |                                                                                   | 計     | 1 1 箇所 |
| 合 計  |                                                                                   |       | 1 8 箇所 |

## イ 救援部隊集結拠点

| 種 類   | 施 設                            | 配置場所                                     | 箇 所 数                 |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------|-----------------------|
| 警 察   | ① 救援部隊集結用広場<br>② その他（会議室、仮眠室等） | 広島市周辺<br>呉市周辺<br>尾道市周辺<br>福山市周辺<br>三次市周辺 | 6箇所（広島市周辺2箇所、その他各1箇所） |
| 消 防   |                                |                                          | 16箇所（各1～6箇所）          |
| 自 衛 隊 |                                |                                          | 6箇所（広島市周辺2箇所、その他各1箇所） |

## (3) 拠点施設の運営

## ア 救援物資輸送拠点

市町、ボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て、県が運営する。

## イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動

## 第1項 救出計画

## 1 方針

地震・津波による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市町、県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市町（消防機関を含む。）の長が、救出活動の指揮をとるものとする。

## 2 陸上における救出

## (1) 市町

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市町による救出が困難なときは、速やかに警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣計画」参照

エ 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

## (2) 県

ア 知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

（ア）他の市町長に対し応援を指示する。

（イ）自衛隊に対し派遣を要請する。

（ウ）救出活動の総合調整を行う。

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「災害救助法適用計画」による。

## (3) 県警察

地震・津波災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は市町及び県から要請があった場合には、市町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救援機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

## (4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市町等は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業者内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、市町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

## (5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

## 3 海上における救出

## (1) 市町長及び市町の消防長

市町長及び市町の消防長は、関係防災機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

## (2) 第六管区海上保安本部

海難救助等を行うに当たっては、地震・津波災害の規模等に応じて合理的な計画をたて、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて、民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等により、その搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により、その消火を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて、火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

## (3) 県警察

海上における被災者に対して、県警察は第六管区海上保安本部、市町及びその他防災関係機関と連携協力し、次の措置を講ずる。

ア ヘリコプター等による被災者の発見、救出・救助

イ 行方不明者がある場合は、沿岸の関係警察等への発見を求める手配

## (4) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣計画」による。

## 4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

## 第2項 医療、救護計画

### 1 方針

地震・津波のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

### 2 医療救護体制等の整備（平常時）

- （1）県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- （2）県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- （3）災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

### 3 災害時における実施責任者及び実施内容

#### 【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

#### （1）県

ア 地震・津波災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ EMIS の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に DMAT 県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括 DMAT を受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内 DMAT での対応が困難な場合、統括 DMAT の判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県 DMAT の派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

- キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精神保健医療福祉に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- ク 県内 DPAT での対応が困難な場合、広島 DPAT 統括者の判断を踏まえ、DPAT 事務局へ他都道府県 DPAT の派遣を要請する。
- ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- コ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及び DPAT の派遣を行う。
- サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- シ 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- ス 避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

## （2）市町

- ア 市町長は、地震・津波災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 市町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市町長が実施責任者となる。
- エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

## （3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

## （4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

## （5）日本赤十字社広島県支部

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

## （6）広島県医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

## （7）広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

## （8）広島県看護協会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆



衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(9) 災害拠点病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
- イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内 DMAT 及び参集する院外 DMAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入や DMAT の派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
- エ 自院が DMAT 活動拠点本部となる場合には、統括 DMAT を受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DMAT の支援の下で医療救護活動を実施する。
- オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を EMIS への登録などにより提供する。

(10) 災害拠点精神科病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。
- イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内 DPAT 及び参集する院外 DPAT と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
- ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入や DPAT の派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。
- エ 自院が DPAT 活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外 DPAT の支援の下で精神科医療救護活動を実施する。
- オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報を EMIS への登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

(1) 県

- ア 大規模災害発生時には、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。  
また、その調整に当たっては、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- イ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、広島 JRAT（広島災害リハビリテーション推進協議会）、DPAT 及び DWAT の派遣・要請を行う。
- エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の

輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMAT 等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

カ DWAT の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWATの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

キ 県内DWATでの対応が困難な場合、広島DWAT統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県DWATの派遣を要請する。

ク 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）、広島県感染症医療支援チーム等の派遣を迅速に要請するものとする。

（2）市町

ア 市町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

（3）中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

（4）国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

（5）日本赤十字社広島県支部

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

（6）広島県医師会

ア 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

（7）広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

（8）広島県薬剤師会

県又は市町の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

## (9) 広島県看護協会

- ア 県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。
- イ 他の都道府県等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、他の都道府県からの災害支援ナースの派遣に係る調整を行うとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

## (10) 災害拠点病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMAT の派遣や医療救護活動を継続実施する。
- ウ 自院が DMAT 活動拠点本部となっている場合には、統括 DMAT の指示のもと、医療救護活動を継続実施する。
- エ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT 活動拠点本部を撤収する。
- オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

## (11) 災害拠点精神科病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPAT の派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。
- ウ 県 DPAT 調整本部が DPAT 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT 活動拠点本部を撤収する。
- エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

## 4 医療救護等の活動内容

## (1) 医療救護

## 【基本原則】

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括 DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括 DMAT 等が参画し、情報収集や DMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- エ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

## ① DMAT・ドクターヘリ

## 【第Ⅰステージ】

- ア 被災地で活動する DMAT は、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置される DMAT 活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。
- イ 広域医療搬送の要請を受けた DMAT は、広域医療搬送拠点に参集し、主に SCU での活動、航空機内の医療活動、SCU への患者搬送を行う。
- ウ 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後

方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

## 【第Ⅱステージ】

ア 統括 DMAT が被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

イ 県 DMAT 調整本部が DMAT 活動の終了を判断した時は、DMAT 県調整本部を解散する。

ウ ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

## ② 医療救護班

### 【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。

イ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに 3 T 活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

### 【第Ⅱステージ】

ア 市町は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMIS に入力する。

ウ 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMAT メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市町において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あつせん確保に努める。

## (2) DPAT の派遣

- ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する DPAT を被災地に派遣する。
- イ DPAT が不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPAT の編成及び派遣を求める。
- ウ DPAT の派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

## (3) 公衆衛生活動

## ① 災害時公衆衛生チーム

- ア 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

## ② こども支援チーム

- ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。
- イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

## ③ 保健師

- ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- イ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

## 5 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

## (1) 地震・津波発生後初期段階への対応

市町及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医療資機材等については、特に災害拠点病院・協力病院への備蓄を推進するものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

## (2) 地震・津波発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、県は、前記（1）の場合も含め、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合又は医療機関及び市町等からの要請があった場合は、関係業者等から速やかに調達できるよう努めるものとする。

## (3) 救援医薬品等の集積

県は、被災地外からの救援医薬品等について、専用の集積場所を指定するものとする。

6 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

7 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

### 第3項 消防計画

#### 1 方針

市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）は、地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。県は、これら市町等の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 消防活動体制の整備

（１）市町等は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じて住民・事業所等に周知しておくこととする。

##### ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

##### イ 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

（２）市町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

#### 3 消防活動

（１）火災発生状況等の把握

消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

（２）消防活動の留意事項

消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

#### 4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

##### （1）火災予防措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

##### （2）火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

##### （3）災害拡大防止措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

#### 5 相互応援協力体制の整備

市町等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

#### 6 広域災害発生時における県の措置

（1）知事は、地震・津波災害が広域に及び、市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。

（2）知事は、地震・津波災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。

（3）知事は、地震・津波による災害が拡大し、県内の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援等について要請する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

なお、応援要請先及び連絡方法は、次のとおりである。



## 総務省消防庁

| 回線別              | 区 分   | 平日 (9:30～18:15)<br>※応急対策室 | 左 記 以 外<br>※ 宿 直 室        |
|------------------|-------|---------------------------|---------------------------|
|                  |       |                           |                           |
| N T T 回 線        | 電 話   | 03-5253-7527              | 03-5253-7777              |
|                  | F A X | 03-5253-7537              | 03-5253-7553              |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7-90-49013                | 7-90-49101～49103          |
|                  | F A X | 7-90-49033                | 7-90-49036                |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | 77-048-500-90-49013       | 77-048-500-90-49101～49103 |
|                  | F A X | 77-048-500-90-49033       | 77-048-500-90-49036       |

## 7 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

## 第4項 水防計画

### 1 方針

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は地震・津波発生時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

### 2 応急対策

#### (1) 河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

ア 地震・津波の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による津波や洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 河川、海岸、ダム、ため池、水門、樋門及び防潮扉等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

#### (2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震・津波発生後直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、こう門及び防潮扉（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

### 3 津波、高潮対策

防潮扉等の管理者、水防管理団体、県は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

#### (1) 防潮扉等の管理者等

ア 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

#### (2) 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

イ 水防に必要な資機材の点検整備

ウ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

エ 水防管理団体相互の協力及び応援

#### (3) 県水防本部

ア 水防非常配備のための招集体制の確立

イ 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的援助

### 4 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

## 第5項 危険物等災害応急対策計画

### 1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物資（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震・津波の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画による。

### 2 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

#### （1）市町

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

（ア）危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

（イ）危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

（ウ）危険物施設の応急点検

（エ）異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

#### （2）県

関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

#### （3）県警察

危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

#### （4）第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

（ア）危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

（イ）油の防除作業に係る指導及び巡視船艇等による応急防除

（ウ）付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

- (エ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
- (オ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
- (カ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

### 3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

#### (1) 市町

施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

#### (2) 県（県から事務を移譲された市町を含む）、中国四国産業保安監督部

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止又は火薬類の運搬停止等の緊急措置を講ずる。

#### (3) 県警察

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

#### (4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ウ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

### 4 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

#### (1) 市町

県、保健所、警察署及び消防本部と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。

ア 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

イ 保健所を設置する市は、管轄の毒物劇物取扱施設の管理者に対して、次の措置をとるよう指導する。

(ア) 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置

(イ) 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(2) 県

関係機関と密接な連携をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は、その事業所に対し、当該毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合、又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限又は禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 第六管区海上保安本部

ア 情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ 災害が海上に及ぶ場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(イ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ウ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1項 警備、交通規制、交通確保計画

#### 1 方針

地震・津波発生時における、住民の生命、安全及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察及び第六管区海上保安本部は、それぞれの所管にかかわる警備活動を実施する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

さらに、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

#### 2 警備対策

##### (1) 県警察の警備対策

県警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡、連携を図り、迅速、的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地及びその周辺における住民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、治安に万全を期するものとする。

##### ア 警備活動

県警察は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める活動を行うため、次の警備体制等をとるものとする。

##### (ア) 警備要員の参集

警察職員は、地震・津波の発生を知ったときは、警察本部長の定めるところにより参集し、災害警備活動に従事する。

##### (イ) 災害警備対策本部等の設置

県警察は、地震・津波が発生した場合には、警察本部に警察本部長を長とする災害警備対策本部を、また、各警察署に署長を長とする署災害警備対策本部等を設置し、警備体制を確立する。

##### イ 警備部隊の編成及び部隊運用

地震・津波が発生し又は発生するおそれがあるときは、警察本部長の定めるところにより警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

##### (2) 第六管区海上保安本部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により、次に掲げる措置を講ずる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

#### 3 交通規制・交通確保計画

##### (1) 陸上交通の確保

##### ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、地震・津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和37年政令第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105

号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

(ア) 被災地及び周辺における優先通行

地震・津波発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

(イ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(ウ) 県内への車両の流入制限

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号、国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路の各インターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(ア) 走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震・津波情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

(ア) 県公安委員会は、基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の



物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

(ウ) 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(エ) 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対して、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で、相互に緊密な連携を保ち適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

(イ) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。

(ウ) 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずる。

(エ) 通行妨害車両等の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、JAF に対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第32条の2の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

キ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第33条第1項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第2項等に基づき、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

(ア) 対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

## b 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

## c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

## (イ) 確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

## a 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第33条第1項等）

- ・ 県警察本部（交通部交通規制課）
- ・ 県下各警察署
- ・ 交通検問所

## b 災害発生前における確認（災対法施行令第33条第2項等）

- ・ 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

## ク 規制除外車両の事前届出・確認

## (ア) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等

が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

なお、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定のみに基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことから、取り扱わないものとする。

(イ) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、キ「緊急通行車両等の確認」のとおり標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 規制除外車両の事前届出手続

a 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

b 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

(オ) 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

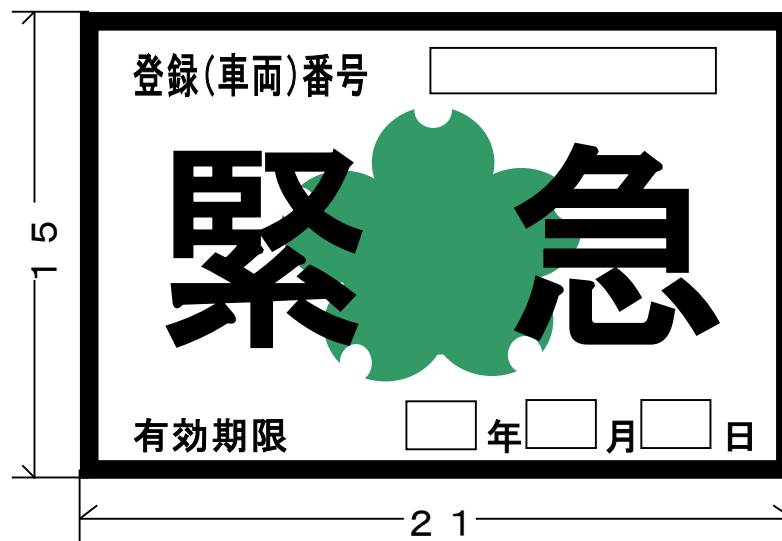
a 確認の取扱場所

- ・警察本部（交通部交通規制課）
- ・県下各警察署
- ・交通検問所

b 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

別記



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 緊急交通路指定予定路線一覧

| 路 線 名                | 区 間                        |
|----------------------|----------------------------|
| 山陽自動車道<br>(広島岩国道路含む) | 岡山県境 (福山東IC) ～ 山口県境 (大竹IC) |
| 中国自動車道               | 山口県境 (吉和IC) ～ 岡山県境 (東城IC)  |
| 松江自動車道               | 三次東JCTIC ～ 島根県境 (高野IC)     |
| 尾道自動車道               | 尾道JCT ～ 三次東JCTIC           |
| 浜田自動車道               | 千代田JCT ～ 島根県境 (大朝IC)       |
| 広島呉道路                | 仁保JCT ～ 呉IC                |
| 東広島呉自動車道             | 阿賀IC ～ 高屋JCTIC             |
| 広島自動車道               | 広島北JCT ～ 広島JCT             |
| 尾道福山自動車道             | 福山西IC ～ 西瀬戸尾道IC            |
| 西瀬戸自動車道              | 西瀬戸尾道IC ～ 愛媛県境 (生口島南IC)    |
| 広島高速1号線              | 広島東IC ～ 温品JCT              |
| 広島高速2号線              | 温品JCT ～ 仁保JCT              |
| 広島高速3号線              | 仁保JCT ～ 商工センターIC           |
| 海田大橋<br>(臨港道路 出島海田線) | 海田料金所 ～ 仁保JCT              |

※ 緊急交通路は、災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。

## (2) 海上交通

## ア 交通規制等

第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の所定の規制を行う。
- (イ) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (ウ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (エ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (オ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (カ) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (キ) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## イ 航路の障害物除去等

- (ア) 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。
- (イ) 港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物資等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、地震・津波発生時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

## (3) 航空交通

国土交通省が作成した「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」によるものとする。主要な安全対策は次のとおりである。

## ア 情報の収集及び整理

被災地周辺空域での航空交通状況、航空機の離着陸場の利用状況等の情報を把握、整理し、これらの情報を関係者へ通報する。

## イ 飛行の注意喚起、自粛協力要請等の航空情報（ノータム）の発出を行う。

- (ア) 被災地周辺空域等の一定空域での飛行の注意喚起
- (イ) 救援機の飛行経路の周知等による救援機と一般航空機との飛行経路等の分離のための協力要請
- (ウ) 特に航空機がふくそうして危険又は救援活動に支障があると判断される場合は、一定空域を明示して、一般機について当該空域を一定期間飛行自粛するよう協力要請

ウ 航空交通情報の提供についての周知

救援機等が多数飛来する場外離着陸場等の周辺空域において、航空交通のふくそう等により救援活動に支障がある場合に、無線電話により地上等からパイロットに対して離着陸の順番や空中待機の方法等の航空交通情報を提供する場合、その情報の具体的内容をノータムで周知するとともに、その聴取を推奨する。

エ 被災地上空等で救援活動の支障となる飛行を行う運航者に対し、個別に協力要請をしたり、危険な飛行を行う運航者に対し、適切な措置を講じる。

オ 関係者間の緊急連絡網の確立

カ 関係者よりなる連絡調整会議を適時適切に開催する。

(4) 交通マネジメント

ア 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組



## 第2項 輸送計画

### 1 方針

地震・津波が発生した場合には、県、市町及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

### 2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

### 3 輸送車両等の確保

#### (1) 市町の措置

ア 市町は、あらかじめ定める地震・津波時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

イ 市町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあつせんを要請する。

- (ア) 輸送区域及び借り上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両、船舶等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

#### (2) 県の措置

ア 県の各局（部）は、それぞれの配車計画及び運用計画により配備体制を敷き、所管の車両、船舶、航空機等を運用する。ただし、必要に応じて災害対策本部長が集中管理して運用する。

イ 市町から輸送手段の確保について、県に要請があつた場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認められる場合、中国運輸局長と協議して、基本法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

#### (3) 中国運輸局の措置

中国運輸局は、緊急輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両、船舶等のあつせんを行う。

#### (4) 西日本旅客鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社は、県の要請又は必要により臨時列車の運転、迂回運転等を行い、

人員の緊急輸送に努める。

なお、西日本旅客鉄道株式会社は、日本貨物鉄道株式会社から、物資輸送のための要請を受けた場合には、臨時列車の運転の設定を検討する。

(5) 日本貨物鉄道株式会社の措置

日本貨物鉄道株式会社は、県の要請又は必要により救援物資の輸送に努める。

(6) 第六管区海上保安本部の措置

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

ア 第1段階・・・避難期

(ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

(ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等

(エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階・・・輸送機能確保期

(ア) 前記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階・・・応急復旧期

(ア) 前記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

**第3項 貯木対策計画**

## 1 方針

津波によって生ずる水面貯木場からの木材の流出を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、貯木場施設及び係留施設の整備等を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図る。

## 2 貯木対策

## (1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市町長、警察署長及び海上保安部（署）長は、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

## (2) 実施方法

## ア 実施責任者の実施事項

（ア）木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。

（イ）木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備すること。

（ウ）木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。

（エ）津波により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。

（オ）木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じる。

収容できない木材については、海上保安部（署）長等の関係機関に通報すること。

## イ 市町長等の指示

市町長、警察署長及び海上保安部（署）長（ただし、特定港湾内の流木については港長）は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

## 第8節 避難の受入れ及び情報提供活動

### 第1項 避難対策計画

#### 1 方針

地震・津波により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、市町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

#### 2 指定避難所の開設

##### (1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の

衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び市町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 市町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 市町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 市町は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

シ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。

ス 市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

セ 市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

## (2) 広域的避難

被災市町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、当該市町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市町に代わり必要な手続きを行うものとする。

被災県及び市町等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

## (3) 市町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入れ人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

## (4) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市町を支援するものとする。

## 3 避難行動要支援者の避難等

市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、当該市町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、当該市町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

## 4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場

合、県及び市町は、県民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

## 第2項 広報・被災者相談計画

### 1 方針

地震・津波発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努める。

### 2 広報活動

#### (1) 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。その際、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

なお、県災害対策本部を設置した場合において、県が関係機関から得た情報を県民に周知させる必要があると認めた場合は、県政記者クラブを通じて広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して、広報事項を示して、放送の要請を行う。

#### (2) 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

#### (3) 広報機関による広報の内容

##### ア 市町、消防機関

市町、消防機関は、県警察、その他の関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を行う。

##### (ア) 広報の内容

##### <災害発生直後の広報>

- a 津波に関する予警報及び情報
- b 地震・津波に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- c 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- d 医療、救護所の開設に関する情報
- e 災害発生状況に関する情報
- f 出火防止、初期消火に関する情報
- g 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）
- h その他安心情報等必要な情報



< 応急復旧時の広報 >

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 被災建物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- i その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a 同時通報用無線放送、有線放送等による広報
- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l コミュニティ FM、CATV の活用
- m 登録制メール、緊急速報メールの活用

イ 県警察

県警察は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、前記ア（ア）に掲げる事項のほかに、次の事項について広報活動を実施する。

(ア) 広報の内容

< 災害発生直後の広報 >

- a 津波が予想される場合の避難等警察措置に関する情報
- b 交通規制に関する情報
- c 犯罪の防止に関する情報

< 応急復旧時の広報 >

- a 交通規制に関する情報
- b 犯罪の防止に関する情報

(イ) 広報の方法

- a 広報車、無線警ら車、ハンドマイク等による広報
- b 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- c ヘリコプターによる広報
- d 警察庁、中国四国管区警察局、各都道府県警察本部を通じた広報
- e 報道機関への情報提供
- f 日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者等を通じた道路状況の広報

g インターネット等を利用した広報

## ウ 県

県は防災関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について広報活動を実施する。

また、市町が被災し、住民に対する十分な広報が実施できない場合には、報道機関への情報提供や放送要請、県の広報媒体等により、市町の広報活動を補完する。

### (ア) 広報の内容

#### <災害発生直後の広報>

- a 津波に関する予警報及び情報
- b 地震・津波に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d 医療、救護所の開設に関する情報
- e 災害発生状況に関する情報
- f 応急救助の実施状況に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h その他安心情報等必要な情報

#### <応急復旧時の広報>

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道等公益事業施設の被害発生及び応急復旧状況に関する情報
- c 電話の利用と復旧に関する情報
- d 鉄道、バス等の運行状況及び道路交通に関する情報
- e 緊急輸送に関する情報
- f 海上交通に関する情報
- g 公共土木施設等の被害発生及び応急復旧情報に関する情報
- h ボランティアに関する情報
- i 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- j 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- k 金融非常措置及び金融機関営業状況に関する情報
- l 県民の心得等民心の安定及び社会秩序のための必要事項
- m その他生活情報等必要な情報

### (イ) 広報の方法

- a 災害県民窓口による広報
- b 広報車、ハンドマイク等による広報
- c 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- d ビラ配布等による広報
- e 報道機関への情報提供、放送要請
- f 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- g 広島県総合行政通信網を利用した市町等防災関係機関や避難所へのテレビ、ファクシミリによる広報
- h 臨時災害FM局によるラジオ放送
- i インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- j Lアラート（災害情報共有システム）とのデータ連携によるテレビ・携帯電話等からの情報伝達

エ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、前記のア（ア）、イ（ア）及びウ（ア）に掲げた事項の中で、各機関の業務に関連した情報を県民に周知する必要があると認めたときは、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに各種の広報媒体を利用して広報活動を実施する。

#### オ 報道機関

報道機関は、前記ア～エの中に掲げた情報、その他の有効適切な情報を、災害関係記事又は番組を編成して報道する。

その際には、関係機関の告知事項や、地震・津波対策のためのキャンペーン番組等を盛り込む。

また、県及びその他防災関係機関から災害広報の実施依頼があった場合は、積極的に協力する。

### 3 被災者相談活動

#### （１）被災者相談機関

各防災関係機関は、地震・津波災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

#### （２）相談方法

各防災関係機関は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

### 4 安否情報の提供

県又は市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

### 第3項 住宅応急対策計画

#### 1 方針

地震・津波が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は当該市町長と協力して、被災者を受け入れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

#### 2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

#### 3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。

なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時受入れするための施設の提供を要請する。

- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市町長に委任したときは、市町長が実施する。
- (4) 市町長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

知事は、市町長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

#### 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

- (2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

- (3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、当該市町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、当該市町長の協力を得て、知事自ら実施するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

- (4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

#### ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、当該市町長の意見を聞き、知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

#### イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

#### ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

#### エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

### （５）民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

#### ア 関係団体との協力協定

（ア）知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

（イ）知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

（ウ）知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

（エ）知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

（オ）知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

### ５ 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市町長に実施を指示し市町長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により市町長が実施することが困難な場合は市町長の協力を得て知事自

ら実施するものとする。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行うこととする。

オ 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

## 7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

## 8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

## (1) 事前対策

ア 市町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 知事は、市町からの要請に対する的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市町と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

## (2) 建築判定実施の事前準備

ア 市町長は、あらかじめ想定される地震・津波の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 県及び市町は、地震・津波被害に備え、市町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

## (3) 応急危険度判定の実施

ア 市町長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。

ウ 県及び市町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 県及び市町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、当該市町に代わって、これを調達する。

(4) 県と市町間の連絡調整等

- ア 市町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、地震・津波被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請する。

9 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

10 被災宅地危険度判定

地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

- ア 市町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。
  - (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
  - (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
  - (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
  - (エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保
  - (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
  - (カ) 判定資機材の調達、備蓄
  - (キ) その他必要な事項
- イ 知事は市町からの要請に対する的確な支援を行う。
- ウ 県は、市町の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。
- エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

- ア 市町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。
- イ 市町長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

- ア 市町長は、地震・津波の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- イ 知事は、市町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。



ウ 被災の規模等により市町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達する。

(4) 県と市町間の連絡調整

ア 市町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び他都道府県に対する支援の要請

知事は、市町長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

## 第9節 救援物資の調達・供給活動

### 第1項 食料供給計画

#### 1 方針

県及び市町は、地震・津波災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

#### 2 実施責任者及び実施内容

(1) 市町長は、地震・津波時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 市町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

(3) 知事は、市町長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

#### 3 実施方法

##### (1) 市町

ア 市町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、市町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

ウ 市町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

##### (2) 県

知事は、市町長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結した販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらから供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。

なお、他県等から受けた食料援助は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。

カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して市町が栄養管理に配慮して

食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

## 第2項 給水計画

## 1 方針

地震・津波災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、市町、水道事業者及び水道用水供給事業者は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

## 2 実施責任者

地震・津波災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

| 給水を必要とする場合                                                  | 実施責任者                            | 法令名                                                  |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------|
| 災害により現に飲料水を得ることができない場合                                      | 知事（知事が実施を委任した場合は市町長）             | 災害救助法第4条・第13条<br>災害救助法施行令第17条                        |
| 知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき | 市町長                              | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<br>（平成10年法律第114号）<br>第31条 |
| 災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合            | 水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。） | 水道法（昭和32年法律第177号）<br>第40条                            |

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、その水道事業者又は水道用水供給事業者が供給の責務を有する。

## 3 実施方法

## (1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、次の措置を講ずる。

- ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。
- ウ 給水用資機材の調達を行う。
- エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

## (2) 市町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。

- カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 県

- 4 (1) (2) の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。
  - ア 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。
  - イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。  
なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。
  - ウ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

### 第3項 生活必需品等供給計画

#### 1 方針

県及び市町は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

県及び市町は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

#### 2 実施責任者

知事は、災害救助法を適用し、市町長を補助者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が市町長に生活必需品等の給与及び貸与の実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり実施する。

#### 3 実施基準

##### （1）生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震・津波により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）の被害を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

##### （2）適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

##### （3）生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

#### 4 実施方法

##### （1）市町

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

##### （2）県

ア 市町から生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で、購入計画をたてる。

イ 前号の購入計画に基づき、県の備蓄物資及び卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町に緊急輸送する。

ウ 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

(3) 中国経済産業局

県からの生活必需品等の調達の要請を受けたとき又は局が必要と判断したときは、その所管に係る生活必需品等を取り扱う業者及びその団体から、生活必需品等が調達できるよう必要な措置を講ずる。

## 第4項 救援物資の調達及び配送計画

### 1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

### 2 物資の調達及び受入体制

#### (1) 市町

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震・津波災害等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

#### (2) 県

ア 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震・津波災害等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

### 3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。



## 第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

## 第1項 防疫計画

## 1 方針

県及び市町は、地震・津波災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

## 2 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認められるときは、市町に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

| 実施の内容                           | 条 項                                        | 対 象                                               |
|---------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 病原体に汚染された場所等の消毒                 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条 | 一類感染症<br>二類感染症<br>三類感染症<br>四類感染症                  |
| 病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等 | 法第29条                                      | 新型インフルエンザ等感染症<br>新感染症                             |
| 生活の用に供される水の使用制限等                | 法第31条                                      | 指定感染症                                             |
| ねずみ族・昆虫類等の駆除                    | 法第28条                                      | 一類感染症<br>二類感染症<br>三類感染症<br>四類感染症<br>新感染症<br>指定感染症 |
| 病原体に汚染された建物等への立入制限等             | 法第32条                                      | 一類感染症<br>新型インフルエンザ等感染症<br>新感染症                    |
| 病原体に汚染された場所の交通制限等               | 法第33条                                      | 指定感染症                                             |

## 3 県の防疫活動

## (1) 防疫指導

被災市町に対し、関係法令等に基づき、被害状況に即応した防疫指導を行う。

## (2) 市町に対する防疫指示等

当該市町における災害の規模、態様に応じ、次の事項について、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律第27条)

イ ねずみ族、昆虫類の駆除の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条）

ウ 物件に係る措置の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条）

エ 生活の用に供される水の供給の指示（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条）

オ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条）

（3）応援体制

保健所は、管轄の被災市町が防疫活動に必要な人的能力に不足を生じたときは、その内容を災害対策本部に報告し、必要な職員の派遣を要請する。

知事は、状況に応じて被災市町長と協議のうえ、自衛隊へ応援を要請する。

（4）健康診断又は入院の勧告

一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者に健康診断の勧告を行うことができる。

また、一類感染症及び二類感染症のまん延を防止する必要があると認めるときは、患者等を第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。

（5）各種感染症に関する知識・情報の提供

結核・感染症発生動向調査情報等に基づき、市町及び住民に対し、流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知、徹底を図る。

4 市町の防疫活動

（1）県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。

（2）避難所における防疫を実施する。

## 第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

### 1 方針

地震・津波時において死亡者が発生した場合、市町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

### 2 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市町長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市町長に実施を委任したときは、市町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

#### (1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

#### (2) 海上における搜索

知事は、第六管区海上保安本部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

### 3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、第六管区海上保安本部、県警察及び市町は次の措置を行う。

#### (1) 第六管区海上保安本部、県警察

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市町と連携をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市町と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

#### (2) 県

市町の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため、当該市町を積極的に支援する。

#### (3) 市町

ア 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

（ア）感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

（イ）遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

## 4 遺体の埋火葬

市町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明かつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
  - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
  - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
  - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

## 第11節 応急復旧、二次災害防止活動

### 第1項 公共施設等災害応急復旧計画

#### 1 方針

地震・津波によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意十分留意するとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

#### 2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

#### 3 交通施設の応急復旧活動

##### (1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、地震・津波により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

##### (2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保に向けて最大限の努力をする。

##### (3) 空港

広島空港及び広島ヘリポートの管理者は、地震・津波により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

##### (4) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が地震・津波により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

#### 4 治水施設等の応急復旧活動

##### (1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、地震・津波により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

##### (2) 砂防設備等

県及び市町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

#### 5 治山施設等の応急復旧活動

県、市町及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

## 第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

### 1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

### 2 電力施設の応急対策

#### (1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

#### (2) 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### (3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

#### (4) 要員及び資機材等の確保

##### ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

##### イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

#### (5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

### 3 ガス施設の応急対策

#### (1) 一般ガス導管事業

##### ア 実施責任者

一般ガス導管事業者

##### イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

##### ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導

管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舍と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、資材メーカーに融通を依頼する。

オ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス小売事業

ア 実施責任者

ガス小売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。



5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を超える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

### 第3項 その他施設災害応急対策計画

#### 1 目 的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 防災重点ため池対策

市町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該市町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

#### 3 空家対策

市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び市町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市町災害廃棄物処理計画

市町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市町が主体となって処理する。県は、市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市町及び県の役割

| 市 町                                                                                                                                                    | 県                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施</li><li>・ 仮置場の設置運営</li><li>・ 廃棄物の運搬・処分等</li><li>・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整</li><li>・ 被災市町への事務支援、人的支援</li><li>・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施</li></ul> |

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、市町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

（3）仮置場での保管・分別・処理

市町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

| 区 分    | 機 能                           |
|--------|-------------------------------|
| 住民用仮置場 | 被災住民の自己搬入用仮置場                 |
| 一次仮置場  | 二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別          |
| 二次仮置場  | 各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理 |

（4）処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

（5）し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

（6）連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

**第5項 有害物質等による環境汚染防止計画****1 目的**

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

**2 実施方法**

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

**(1) 有害物質の飛散・流出防止措置****ア 被災状況の把握**

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

**イ 環境汚染事故対応**

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

**ウ 環境影響の把握**

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

**(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置**

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

**3 環境汚染防止の推進等**

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

## 第12節 ボランティアの受入等に関する計画

### 1 方針

県・市町及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2 ボランティアの受入れ

#### (1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしま NPO センター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

#### (2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

#### (3) 市町災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、市町被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市町被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

#### (4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

##### ア 市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

##### イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

#### (5) 市町被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市町災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

#### ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

#### イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

#### ウ ボランティアのあっせん・活動支援

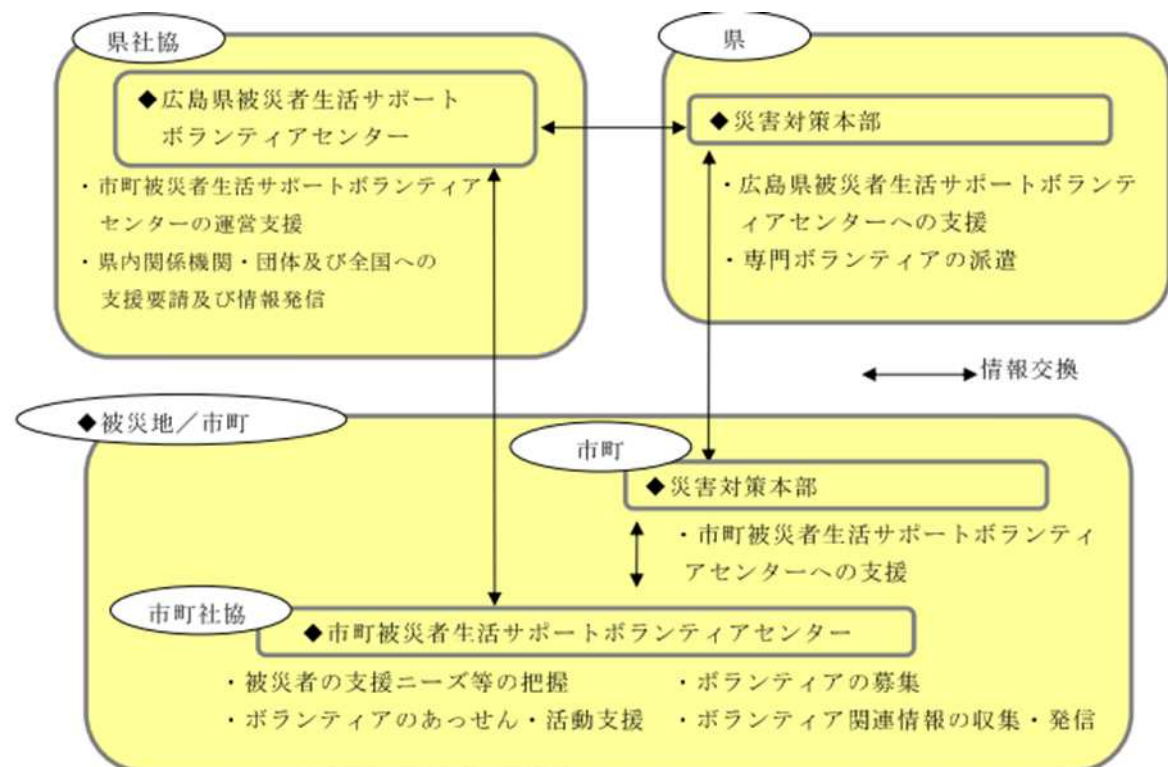
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

#### エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



#### (6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

### 3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市町は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

### 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

### 5 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ、市町は市町被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

### 6 ボランティアとの連携・協働

県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

### 7 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

### 8 ボランティア保険制度

県及び市町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

### 9 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受け入れ計画に基づき、県が受け入れるものとする。

その際には、ボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保するなどの活動支援を行うものとする。



## 第13節 文教計画

## 1 方針

県及び市町は、地震・津波発生時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、地震・津波発生後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、地震・津波発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

## 2 避難対策

## (1) 学校の管理者

- ア 市町立学校（学校組合立学校を含む。以下同じ。）  
当該市町教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）
- イ 県立学校  
県立学校長
- ウ 私立学校  
私立学校長
- エ 国公立大学  
国公立大学長

## (2) 避難の実施

学校の管理者は、地震・津波が発生した場合又は市町長が避難の指示を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

## 3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

## 4 応急教育対策

## (1) 応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
  - (ア) 市町立学校（幼稚園を除く。）  
当該市町教育委員会
  - (イ) 県立学校  
県立学校長
  - (ウ) 私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。以下この項において同じ。）  
学校長
- イ 応急教育の実施場所
  - (ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議の上、実施場所を選定する。
  - (イ) 応急教育実施場所がその市町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育

委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）がその確保のためあつせんに当たる。

#### ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

（ア）児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

（イ）教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市町又は地域住民等の協力を求める。

（ウ）学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

（エ）児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

また、特別支援学校にあつてはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

（オ）応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

（カ）児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

#### （2）学用品の調達

##### ア 教科書等の確保

市町教育委員会、国立及び県立学校並びに私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

##### イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市町長に委任した時は、市町長が実施責任者となり実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

##### （ア）支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

##### （イ）支給範囲

（a）教科書及び教材（県又は市町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

（b）文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

（c）通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

##### （ウ）支給限度額

（a）教科書及び教材給与に要した実費

（b）文房具及び通学用品災害救助法施行規則の定めるところによる。

##### （エ）支給の期限

（a）教科書及び教材 1 か月以内

## (b) 文房具及び通学用品 15 日以内

ただし、やむを得ない特別な事業がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

## (3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。）にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

## (4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市町教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

## (5) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

大学、専修学校及び各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

## (6) 授業料等の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立小・中・高等学校、私立専修学校（3年制高等課程に限る。）及び私立各種学校（外国人学校に限る。）の園児、児童及び生徒が被害を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成するとともに、県立看護専門学校の学生の保護者（学費負担者）が被害を受けた場合は、必要に応じ授業料の減免措置を講ずる。さらに、広島県公立大学法人は、学生の学費負担者が被害を受けた場合、必要に応じて授業料等の減免措置を講ずる。

## (7) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

## (8) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

## 5 学校が地域の避難所となる場合の対策

## (1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、市町と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市町と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市町教育委員会に被災状況を報告する。

- (2) 市町教育委員会は、市町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

- (3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市町教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

- (4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

## 第14節 災害救助法適用計画

## 1 目 的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市町長が、その市町内の住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

## 2 災害救助法適用

## (1) 趣 旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

## (2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 当該市町区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。

(イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」（附属資料に掲載）以上であること。

(ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

## (注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。

(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

### (3) 災害救助法の適用手続き

ア 市町における災害が前記（2）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

### (4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

| 救助の種類                 | 対 象                                                                                                                                                                                                                     | 期 間                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の設置                | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者                                                                                                                                                                                                 | 災害発生の日から7日以内                                                                                                                                                                                 |
| 応急仮設住宅の供与             | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者                                                                                                                                                                        | 災害発生の日から20日以内に着工<br>供与期間<br>完成の日から2年以内                                                                                                                                                       |
| 炊き出しその他による食品の給与       | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受けて炊事のできない者<br>3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者                                                                                                                                                     | 災害発生の日から7日以内                                                                                                                                                                                 |
| 飲料水の供給                | 現に飲料水を得ることができない者                                                                                                                                                                                                        | 災害発生の日から7日以内                                                                                                                                                                                 |
| 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者                                                                                                                                                       | 災害発生の日から10日以内                                                                                                                                                                                |
| 医療                    | 医療の途を失った者                                                                                                                                                                                                               | 災害発生の日から14日以内                                                                                                                                                                                |
| 助産                    | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）                                                                                                                                                | 分べんした日から7日以内                                                                                                                                                                                 |
| 災害にかかった者の救出           | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者                                                                                                                                                                                    | 災害発生の日から3日以内                                                                                                                                                                                 |
| 被災した住宅の応急修理           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<br/>住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者</li> <li>・日常生活に必要な最低限度の部分の修理<br/>住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理<br/>災害発生の日から10日以内に完了</li> <li>・日常生活に必要な最低限度の部分の修理<br/>災害発生の日から3か月以内に完了<br/>（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）</li> </ul> |

|               |                                                                                                                                            |                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 学用品の給与        | 住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒                                                                        | 災害発生の日から（教科書）1か月以内<br>（文房具及び通学用品）15日以内 |
| 埋葬            | 災害の際死亡した者<br>（実際に埋葬を実施する者に支給）                                                                                                              | 災害発生の日から10日以内                          |
| 遺体の搜索         | 行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者                                                                                                      | 災害発生の日から10日以内                          |
| 遺体の処理         | 災害の際死亡した者                                                                                                                                  | 災害発生の日から10日以内                          |
| 障害物の除去        | 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者                                                      | 災害発生の日から10日以内                          |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費<br>1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 遺体の搜索<br>6 遺体の処理<br>7 救助用物資の整備配分                           | 各応急救助の実施が認められる期間以内                     |
| 実費弁償          | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者<br>1 医師、歯科医師又は薬剤師<br>2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士<br>3 土木技術者又は建築技術者<br>4 大工、左官又はとび職 | 各応急救助の実施が認められる期間以内                     |

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### （５）市町長への委任

県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、市町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市町に通知することにより行うとともに、市町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

## 市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

| 実施者 | 担当する救助事務                                                                                                                                                              |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町長 | 1 避難所の設置<br>2 炊き出しその他による食品の給与<br>3 飲料水の供給<br>4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与<br>5 医療・助産（救護所における活動）<br>6 被災者の救出<br>7 被災した住宅の応急修理<br>8 学用品の給与<br>9 埋葬<br>10 死体の捜索・処理<br>11 障害物の除去 |
| 知事  | 1 応急仮設住宅の供与<br>【建設型応急住宅】<br>広島県応急仮設住宅<br>建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施<br>【賃貸型応急住宅】<br>被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施<br>2 医療（DMAT の派遣など）                                 |



## 第 4 章 災害復旧計画

## 第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

**第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画****1 方針**

県及び市町は、被災者の生活再建及び生業回復のため、県民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市町及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市町においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市町は、災害により、市町が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

**2 各種調査の住民への周知**

市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町の活動の支援に努めるものとする。

**3 罹災証明書の交付**

市町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

**4 被災者台帳の整備**

市町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

**5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）**

県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

**（1）支援制度及び救済制度**

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり（詳細は附属資料に掲載）である。

| 関係法令等                           | 貸付金の種類                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本政策金融公庫法                       | 農業基盤整備資金<br>農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金<br>農林漁業施設資金（主務大臣指定）<br>農林漁業施設資金<br>農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）<br>林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金）<br>農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設） |
| 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱           | 農業災害等特別対策資金<br>漁業災害特別対策資金                                                                                                                               |
| 生活福祉資金貸付制度要綱                    | 生活福祉資金                                                                                                                                                  |
| 緊急生活安定資金貸付制度要綱                  | 緊急生活安定資金                                                                                                                                                |
| 災害弔慰金の支給等に関する法律                 | 災害援護資金                                                                                                                                                  |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法                  | 母子・父子・寡婦福祉資金<br>（住宅資金、転宅資金）                                                                                                                             |
| 母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱               | 母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）                                                                                                                                     |
| 独立行政法人福祉医療機構法                   | 新築資金<br>増改築資金（甲種、乙種）<br>機械購入資金<br>長期運転資金                                                                                                                |
| 商工組合中央金庫法                       | 災害復旧貸付                                                                                                                                                  |
| 日本政策金融公庫法                       | 災害復旧貸付                                                                                                                                                  |
| 広島県県費預託融資制度要綱                   | 緊急対応融資（セーフティネット資金）                                                                                                                                      |
| 独立行政法人住宅金融支援機構法                 | 災害復興住宅融資                                                                                                                                                |
| 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 | 経営資金<br>事業資金                                                                                                                                            |

6 市町内諸団体の資金の充実

市町内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

### 第3節 被災者の生活確保に関する計画

#### 1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

#### 2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

##### (1) 市町

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

##### (2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

##### (3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

#### 3 被災者等に対する生活相談

県及び市町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。  
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

#### 4 雇用の安定支援

##### (1) 雇用の確保

- ア 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

##### (2) 雇用対策等

- ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、市町等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- イ 県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった市町、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

**第4節 施設災害復旧計画****1 基本方針**

- (1) 県、市町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

**2 復旧計画**

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森林法（昭和26年法律第249号）

海岸法（昭和31年法律第101号）

港湾法（昭和25年法律第218号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

海上交通安全法（昭和47年法律第115号）

## 第5節 激甚災害の指定に関する計画

### 1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

### 2 激甚災害に関する調査

#### （1）県

県は、市町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

#### （2）市町

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

### 1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

### 2 義援金の受入れ及び配分

#### (1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕 県、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、  
日本放送協会広島放送局等

#### (2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

### 3 救援物資の受入れ及び配分

#### (1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

#### (2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、県及び被災市町等は受付窓口を設置する。

イ 被災市町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

#### (3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

#### (4) 救援物資の配分

県及び被災市町は、相互の連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

#### (5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、（3）ア～エを広報し、物資の確保に努める。



## 第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

### 1 方針

- （１）県及び市町は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- （２）災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

### 2 被災地における市街地の復興

県及び市町は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

### 3 学校施設の復興

県及び市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

# 卷 末 資 料

## 1 広島県防災会議条例

〔 昭和 37 年 10 月 1 日  
条 例 第 38 号 〕

沿革 令和 4 年 3 月 22 日 条例第 4 号 最終改正

広島県防災会議条例をここに公布する。

広島県防災会議条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 15 条第 8 項の規定に基づき広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 法第 15 条第 5 項第 5 号から第 8 号までに規定する委員の定数の総数は、60 人以内とする。

2 法第 15 条第 5 項第 6 号から第 8 号までに規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該部門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第 3 条 防災会議に幹事 80 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(庶 務)

第 5 条 防災会議の庶務は、知事の定める機関において処理する。

(雑 則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 防災会議の委員等の任命等に関する訓令

(附属機関の委員等の任命等に関する訓令抜粋)

昭和57年3月31日  
広島県訓令第4号  
本 地 方 機 関

(広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命)

第1条の2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第5号の規定により、危機管理監の事務を担当する副知事及び次に掲げる職にある者を広島県防災会議委員として指名する。

- 1 会計管理者
- 2 危機管理監
- 3 総務局長
- 4 地域政策局長
- 5 環境県民局長
- 6 健康福祉局長
- 7 商工労働局長
- 8 農林水産局長
- 9 土木建築局長
- 10 都市建築技術審議官
- 11 上下水道部長

2 広島県防災会議条例（昭和37年広島県条例第38号）第3条第2項の規定により、次に掲げる職にある者を幹事として任命する。

- 1 危機管理監
- 2 会計管理部会計総務課長
- 3 危機管理監危機管理課長
- 4 総務局総務課長
- 5 地域政策局地域政策総務課長
- 6 環境県民局環境県民総務課長
- 7 健康福祉局健康危機管理課長
- 8 商工労働局商工労働総務課長
- 9 農林水産局農林水産総務課長
- 10 土木建築局土木建築総務課長
- 11 土木建築局道路河川管理課長
- 12 土木建築局都市計画課長
- 13 上下水道部上下水道総務課長

### 3 広島県防災会議運営規程

(昭和38年2月28日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、広島県防災会議条例（昭和37年広島県条例第38号）第6条の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、随時開くものとする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議の招集は、開催日時及び場所並びに付議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(定 足 数)

第3条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表 決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員の代理者)

第5条 委員は、やむをえない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、会議の議事の参与については、委員とみなす。

(専決処分)

第6条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

附 則

この規定は、昭和38年2月28日から施行する。

## 4 広島県防災会議委員

会 長 広島県知事 湯 崎 英 彦

委員71名(60機関)

| 法定区分 | 所 属 機 関 名    | 職 名                    | 所 属 機 関 の 所 在 地                  | 電 話 番 号      | F A X 番 号     |
|------|--------------|------------------------|----------------------------------|--------------|---------------|
| 第1号  | 中国四国管区警察局    | 局 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-228-6411 | 082-228-3920  |
|      | 中国四国防衛局      | 局 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-223-7142 | 082-223-0336  |
|      | 中国総合通信局      | 局 長                    | 730-8795 広島市中区東白島町19-36          | 082-222-3398 | 082-221-0075  |
|      | 中国財務局        | 局 長                    | 730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-221-9221 | 082-502-3688  |
|      | 中国四国厚生局      | 局 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-223-8181 | 082-223-8155  |
|      | 広島労働局        | 局 長                    | 730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-221-9243 | 082-221-9252  |
|      | 中国四国農政局      | 局 長                    | 700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎  | 086-224-4511 | 086-235-8115  |
|      | 近畿中国森林管理局    | 局 長                    | 530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75          | 06-6881-3407 | 06-6881-3415  |
|      | 中国経済産業局      | 局 長                    | 730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-224-5615 | 082-224-5640  |
|      | 中国四国産業保安監督部  | 部 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-224-5753 | 082-224-5650  |
|      | 中国地方整備局      | 局 長                    | 730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-221-9231 | 082-227-2651  |
|      | 中国運輸局        | 局 長                    | 730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-228-3434 | 082-227-9797  |
|      | 大阪航空局広島空港事務所 | 所 長                    | 729-0416 三原市本郷町善入寺64-34          | 0848-86-8650 | 0848-86-8656  |
|      | 広島地方気象台      | 台 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-223-3953 | 082-223-3968  |
|      | 第六管区海上保安本部   | 本 部 長                  | 734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17        | 082-251-5111 | 082-251-5185  |
|      | 中国四国地方環境事務所  | 所 長                    | 700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎  | 086-223-1577 | 086-224-2081  |
|      | 中国地方測量部      | 部 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎      | 082-221-9743 | 082-221-4950  |
| 第2号  | 陸上自衛隊第13旅団   | 旅 団 長                  | 736-0053 安芸郡海田町寿町2-1             | 082-822-3101 | 082-822-3101  |
| 第3号  | 広島県教育委員会     | 教 育 長                  | 730-8514 広島市中区基町9-42             | 082-513-4911 | 082-223-6341  |
| 第4号  | 広島県警察本部      | 本 部 長                  | 730-8507 広島市中区基町9-42             | 082-228-0110 | 082-228-0009  |
| 第5号  | 広島県          | 副 知 事                  | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-228-2695 | 050-3156-3487 |
|      |              | 会 計 管 理 者              | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-2113 | 082-228-3302  |
|      |              | 危 機 管 理 監              | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-2786 | 082-227-2122  |
|      |              | 総 務 局 長                | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-2211 | 050-3156-3479 |
|      |              | 地 域 政 策 局 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-2511 | 082-224-1977  |
|      |              | 環 境 県 民 局 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-2711 | 082-227-2549  |
|      |              | 健 康 福 祉 局 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-3030 | 082-511-6715  |
|      |              | 商 工 労 働 局 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-3311 | 082-223-6314  |
|      |              | 農 林 水 産 局 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-3511 | 082-223-3566  |
|      |              | 土 木 建 築 局 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-3811 | 082-223-3593  |
|      |              | 土 木 建 築 局<br>都市建築技術審議官 | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-4111 | 082-223-2397  |
|      |              | 上 下 水 道 部 長            | 730-8511 広島市中区基町10-52            | 082-513-4311 | 082-228-5670  |
| 第6号  | 広島県市長会       | 広島県市長会長                | 730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階 | 082-223-6545 | 082-211-1882  |
|      | 広島県町村会       | 広島県町村会長                | 730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階 | 082-221-3465 | 082-211-1882  |
|      | 広島市消防局       | 広島市消防局長                | 730-0051 広島市中区大手町5-20-12         | 082-546-3411 | 082-247-1645  |
|      | 福山市消防団       | 福山市消防団長                | 720-0825 福山市沖野上町5-13-8           | 084-928-1193 | 084-928-1220  |

| 法定区分 | 所 属 機 関 名                  | 職 名                                  | 所 属 機 関 の 所 在 地                           | 電 話 番 号      | F A X 番 号    |
|------|----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第7号  | 独立行政法人国立病院機構<br>中国四国グループ   | 総 括 長                                | 739-0041 広島市西条町寺家513                      | 082-493-6606 | 082-493-6616 |
|      | 日 本 銀 行 広 島 支 店            | 支 店 長                                | 730-0011 広島市中区基町8-17                      | 082-227-4100 | 082-502-0165 |
|      | 日本赤十字社広島県支部                | 事 務 局 長                              | 730-0052 広島市中区千田町2-5-64                   | 082-545-5111 | 082-240-2741 |
|      | 日 本 放 送 協 会<br>広 島 放 送 局   | 局 長                                  | 730-0051 広島市中区大手町2-11-10                  | 082-504-5282 | 082-504-5286 |
|      | 西日本高速道路㈱中国支社               | 支 社 長                                | 731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1                  | 082-831-4453 | 082-831-4576 |
|      | 西日本旅客鉄道株式会社<br>中 国 統 括 本 部 | 執 行 役 員<br>中 国 統 括 本 部 長             | 732-0056 広島市東区上大須賀町15-20                  | 082-261-8873 | 082-264-3548 |
|      | 西日本電信電話㈱中国支店               | 支 店 長                                | 730-8502 広島市中区基町6-77                      | 082-511-1377 | —            |
|      | 日本郵便株式会社中国支社               | 経 営 管 理 本 部 長<br>経 営 管 理 部 長         | 730-8797 広島市中区東白島町19-8                    | 082-224-5112 | 082-228-1434 |
|      | 日 本 通 運 ㈱ 広 島 支 店          | 執行役員広島支店長                            | 732-0804 広島市南区西蟹屋3-2-1                    | 082-261-1187 | 082-263-6081 |
|      | 中 国 電 力 ㈱                  | 地 域 共 創 本 部 長<br>地 域 統 括 部 長         | 730-8701 広島市中区小町4-33                      | 082-544-2764 | 082-544-2847 |
|      | ㈱NTTドコモ中国支社                | ネ ッ ト ワ ー ク 部 長<br>ネ ッ ト ワ ー ク 部 長   | 730-8566 広島市中区大手町4-1-8                    | 082-544-1910 | 082-544-2366 |
|      | 広 島 ガ ス ㈱                  | 常 務 執 行 役 員<br>導 管 事 業 部 供 給 設 備 部 長 | 734-8555 広島市南区皆実町2-7-1                    | 082-251-6289 | 082-253-2066 |
|      | 広 島 電 鉄 ㈱                  | 常 務 取 締 役                            | 730-8610 広島市中区東千田町2-9-29                  | 082-242-3521 | 082-242-3592 |
|      | 福 山 通 運 ㈱                  | 代 表 取 締 役 社 長                        | 721-0974 福山市東深津町4-20-1                    | 084-924-2000 | 084-931-4865 |
|      | 瀬 戸 内 海 汽 船 ㈱              | 常 務 取 締 役                            | 734-8515 広島市南区宇品海岸1-13-13                 | 082-255-3342 | 082-505-0134 |
|      | ㈱ 中 国 放 送                  | 執 行 役 員<br>報 道 制 作 局 長               | 730-0011 広島市中区基町21-3                      | 082-222-1114 | 082-222-1186 |
|      | 広島県厚生農業協同組合<br>連 合 会       | 常 務 理 事                              | 730-0051 広島市中区大手町3-13-18                  | 082-241-0695 | 082-245-0487 |
|      | 一般社団法人広島県医師会               | 常 任 理 事                              | 732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3                   | 082-568-1511 | 082-568-2112 |
| 第8号  | 広 島 県 議 会                  | 議 員                                  | 730-8509 広島市中区基町10-52                     | 082-513-4721 | 082-223-6320 |
|      | 広 島 県 議 会                  | 議 員                                  | 730-8509 広島市中区基町10-52                     | 082-513-4721 | 082-223-6320 |
|      | 広島市自主防災会連合会                | 会 長                                  | 730-0051 広島市中区大手町5-20-12                  | 082-546-3476 | 082-249-1160 |
|      | 広島県女性防火クラブ<br>連 絡 協 議 会    | 会 長                                  | 731-0113 広島市中区基町10-52                     | 082-513-2790 | 082-227-2122 |
|      | 広島県社会福祉協議会                 | 総 務 部 長                              | 732-0816 広島市南区比治山本町12-2                   | 082-254-3411 | 082-252-2133 |
|      | 広島市防災士ネットワーク               |                                      | 739-1732 広島市安佐北区落合南3-6-1                  | —            | 082-843-5444 |
|      | 広島県地域女性団体<br>連 絡 協 議 会     | 会 長                                  | 730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階         | 082-245-7725 | 082-245-0064 |
|      | 広島県の男女共同参画を<br>すすめる会       | 会 長                                  | 734-0036 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階 エゾール広島内 | —            | —            |
|      | 公益財団法人<br>広島県男女共同参画財団      | 理 事 長                                | 730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階         | 082-242-5262 | 082-240-5441 |
|      | 広島県地域包括・在宅介護<br>支援センター協議会  | 副 会 長                                | 732-0816 広島市南区比治山本町12-2                   | 082-254-3416 | 082-256-2228 |
|      | 一般社団法人<br>広島県保育連盟連合会       | 副 会 長                                | 730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局安心保育推進課内    | 082-221-1563 | —            |
|      | 公益財団法人<br>広島県私立幼稚園連盟       | 副 理 事 長                              | 732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス4階       | 082-259-3567 | 082-259-3570 |
|      | 広島県PTA連合会                  | 副 会 長                                | 732-0052 広島市東区光町2-9-14                    | 082-262-1600 | 082-262-1602 |
|      | 公益社団法人<br>広島県看護協会          | 会 長                                  | 730-0803 広島市中区広瀬北町9-2                     | 082-293-3362 | 082-295-5361 |
|      | 広島県女性薬剤師会                  | 会 長                                  | 732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館内         | —            | —            |
|      | 広 島 大 学                    | 教 授                                  | 739-8521 広島県東広島市鏡山1-7-1                   | —            | —            |
|      | 県 立 広 島 大 学                | 教 授                                  | 723-0053 広島県三原市学園町1-1                     | —            | —            |

## 5 広島県防災会議幹事

幹事68名(56機関)

| 所 属 機 関 名                | 職 名                        | 所 属 機 関 の 所 在 地                        | 電 話 番 号      | FAX番号         |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------------------|--------------|---------------|
| 中国四国管区警察局                | 災 害 対 策 官                  | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-228-6411 | 082-228-3920  |
| 中国四国防衛局                  | 地 方 調 整 課 長                | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-223-7142 | 082-223-0336  |
| 中国総合通信局                  | 防 災 対 策 推 進 室 長            | 730-8795 広島市中区東白島町19-36                | 082-222-3398 | 082-221-0075  |
| 中国財務局                    | 総 務 課 長                    | 730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-221-9221 | 082-502-3688  |
| 中国四国厚生局                  | 企 画 調 整 課 長                | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-223-8181 | 082-223-8155  |
| 広島労働局                    | 健 康 安 全 課 長                | 730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-221-9243 | 082-221-9252  |
| 中国四国農政局                  | 地方参事官(広島県担当)               | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-228-5840 | 082-228-5817  |
| 近畿中国森林管理局                | 広島森林管理署長                   | 730-0822 広島市中区吉島東3-2-51                | 082-247-2201 | 082-247-5822  |
| 中国経済産業局                  | 参 事 ( 広 報 ・ 防 災 担 当 )      | 730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-224-5615 | 082-224-5640  |
| 中国四国産業保安監督部              | 管 理 課 長                    | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-224-5753 | 082-224-5650  |
| 中国地方整備局                  | 防 災 室 長                    | 730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-221-9231 | 082-227-2651  |
|                          | 港湾空港防災・危機管理課長              | 730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTビル 白島ビル413F | 082-511-3909 | 082-511-3910  |
| 中国運輸局                    | 安全防災・危機管理課長                | 730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-228-3434 | 082-227-9797  |
| 大阪航空局広島空港務所              | 総 務 課 長                    | 729-0416 三原市本郷町善入寺64-34                | 0848-86-8650 | 0848-86-8656  |
| 広島地方気象台                  | 防 災 管 理 官                  | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-223-3953 | 082-223-3968  |
| 第六管区海上保安本部               | 警備救難部環境防災課長                | 734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17              | 082-251-5111 | 082-251-5185  |
| 中国四国地方環境事務所              | 総 務 課 長                    | 700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎        | 086-223-1577 | 086-224-2081  |
| 中国地方測量部                  | 防災・地理空間情報管理官               | 730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎            | 082-221-9743 | 082-221-4950  |
| 陸上自衛隊第13旅団               | 司令部第3部長                    | 736-0053 安芸郡海田町寿町2-1                   | 082-822-3101 | 082-822-3101  |
| 広島県教育委員会                 | 総 務 課 長                    | 730-8514 広島市中区基町9-42                   | 082-513-4911 | 082-223-6341  |
| 広島県警察本部                  | 警備部危機管理課長                  | 730-8507 広島市中区基町9-42                   | 082-228-0110 | 082-228-0009  |
| 広島県                      |                            | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-228-2695 | 050-3156-3487 |
|                          | 会計管理部会計総務課長                | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-2113 | 082-228-3302  |
|                          | 危機管理監危機管理課長                | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-2786 | 082-227-2122  |
|                          | 総務局総務課長                    | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-2211 | 050-3156-3479 |
|                          | 地域政策局地域政策総務課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-2511 | 082-224-1977  |
|                          | 環境県民局環境県民総務課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-2711 | 082-227-2549  |
|                          | 健康福祉局健康危機管理課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-3030 | 082-511-6715  |
|                          | 商工労働局商工労働総務課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-3311 | 082-223-6314  |
|                          | 農林水産局農林水産総務課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-3511 | 082-223-3566  |
|                          | 土木建築局土木建築総務課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-3811 | 082-223-3593  |
|                          | 土木建築局道路河川管理課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-3923 | 082-227-2206  |
|                          | 土木建築局都市計画課長                | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-4111 | 082-223-2397  |
|                          | 上下水道部上下水道総務課長              | 730-8511 広島市中区基町10-52                  | 082-513-4311 | 082-228-5670  |
| 広島県市長会                   | 事 務 局 長                    | 730-0017 広島市中区鉄砲町4-1<br>広島県土地改良会館5階    | 082-223-6545 | 082-211-1882  |
| 広島県町村会                   |                            |                                        | 082-221-3465 |               |
| 広島市消防局                   | 総 務 課 長                    | 730-0051 広島市中区大手町5-20-12               | 082-546-3411 | 082-247-1645  |
| 福山市消防団                   | 副 団 長                      | 720-0825 福山市沖野上町5-13-8                 | 084-928-1193 | 084-928-1220  |
| 独立行政法人国立病院機構<br>中国四国グループ | 参 事 ( 人 事 担 当 )            | 739-0041 東広島市西条町寺家513                  | 082-493-6606 | 082-493-6616  |
| 日本銀行広島支店                 | 次 長                        | 730-0011 広島市中区基町8-17                   | 082-227-4100 | 082-502-0165  |
| 日本赤十字社広島県支部              | 事業推進課長(兼)<br>国際事業係長        | 730-0052 広島市中区千田町2-5-64                | 082-545-5111 | 082-240-2741  |
| 日本放送協会広島放送局              | コンテンツセンター長                 | 730-0051 広島市中区大手町2-11-10               | 082-504-5210 | 082-504-5320  |
| 西日本高速道路㈱中国支社             | 広島高速道路事務所長                 | 731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1               | 082-831-4453 | 082-831-4576  |
| 西日本旅客鉄道株式会社<br>中国統括本部    | 経営企画部課長                    | 732-0056 広島市東区上大須賀町15-20               | 082-261-8873 | 082-264-3548  |
| 西日本電信電話㈱広島支店             | 災害対策室室長                    | 734-0004 広島市南区宇品神田3-12-11              | 082-505-4757 | 082-250-7466  |
| 日本郵便株式会社中国支社             | 経営管理本部<br>経営管理部担当部長        | 730-8797 広島市中区東白島町19-8                 | 082-224-5112 | 082-228-1434  |
| 日本通運㈱広島支店                | 業 務 部 長                    | 732-0804 広島市南区西蟹屋3-2-1                 | 082-261-1187 | 082-263-6081  |
| 中国電力㈱                    | 地域共創本部<br>防災グループマネージャー     | 730-8701 広島市中区小町4-33                   | 082-544-2764 | 082-544-2847  |
| ㈱NTTドコモ中国支社              | ネットワーク部災害対策担当課長            | 730-8566 広島市中区大手町4-1-8                 | 082-544-1910 | 082-544-2366  |
| 広島ガス㈱                    | 導 管 事 業 部<br>供給設備部防災推進グループ | 734-8555 広島市南区皆実町2-7-1                 | 082-252-4078 | 082-252-3152  |
| 広島電鉄㈱                    | 総 務 部 長                    | 730-8610 広島市中区東千田町2-9-29               | 082-242-3521 | 082-242-3592  |
| 福山通運㈱                    | 総 務 課 長                    | 721-0974 福山市東深津町4-20-1                 | 084-924-2000 | 084-931-4865  |
| 瀬戸内海汽船㈱                  | 航 路 業 務 部 長                | 734-8515 広島市南区宇品海岸1-13-13              | 082-255-3342 | 082-505-0134  |
| ㈱中国放送                    | 報道制作局報道制作センター<br>ニュース担当部長  | 730-0011 広島市中区基町21-3                   | 082-222-1171 | 082-228-7699  |
| 広島県厚生農業協同組合連合会           | 総 務 課 長                    | 730-0051 広島市中区大手町3-13-18               | 082-241-0695 | 082-245-0487  |
| 一般社団法人広島県医師会             | 事 務 局 長                    | 732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3                | 082-568-1511 | 082-568-2112  |



| 所 属 機 関 名                 | 職 名         | 所 属 機 関 の 所 在 地                           | 電 話 番 号      | F A X 番 号    |
|---------------------------|-------------|-------------------------------------------|--------------|--------------|
| 広島市自主防災会連合会               | 会 長         | 730-0051 広島市中区大手町5-20-12                  | 082-546-3476 | 082-249-1160 |
| 広島県女性防火クラブ<br>連絡協議会       | 会 長         | 731-0113 広島市中区基町10-52                     | 082-513-2790 | 082-227-2122 |
| 広島県社会福祉協議会                | 総 務 企 画 課 長 | 732-0816 広島市南区比治山本町12-2                   | 082-254-3411 | 082-252-2133 |
| 広島市防災士ネットワーク              | 代 表 世 話 人   | 734-0036 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階 エゾール広島内 | -            | -            |
| 広島県地域女性団体<br>連絡協議会        | 事 務 局 長     | 730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階         | 082-242-5262 | 082-240-5441 |
| 広島県の男女共同参画<br>推進会議        | 書 記         | 732-0816 広島市南区比治山本町12-2                   | 082-254-3416 | 082-256-2228 |
| 公益財団法人<br>広島県男女共同参画財団     | 事 務 局 長     | 730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局安心障害推進課内    | 082-221-1563 | -            |
| 広島県地域包括・在宅介護<br>支援センター協議会 |             | 732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス4階       | 082-259-3567 | 082-259-3570 |
| 一般社団法人<br>広島県保育連盟連合会      | 事 務 局 長     | 732-0052 広島市東区光町2-9-14                    | 082-262-1600 | 082-262-1602 |
| 公益財団法人<br>広島県私立幼稚園連盟      | 事 務 局 長     | 730-0803 広島市中区広瀬北町9-2                     | 082-293-3362 | 082-295-5361 |
| 広島県PTA連合会                 | 事 務 局 長     | 732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館内         | -            | -            |
| 公益社団法人<br>広島県看護協会         | 事 務 局 長     | 739-8521 広島県東広島市鏡山1-7-1                   | -            | -            |
| 広島県女性薬剤師会                 | 副 会 長       | 723-0053 広島県三原市学園町1-1                     | -            | -            |

# 6 広島県指定地方公共機関一覧

昭和37年12月11日 県告示第887号  
 昭和50年 2月25日 県告示第 58号  
 昭和56年 3月17日 県告示第253号  
 昭和58年 4月28日 県告示第483号  
 昭和63年 1月25日 県告示第 61号  
 平成19年 3月 1日 県告示第193号  
 平成19年 3月 1日 県告示第194号  
 平成25年10月 3日 県告示第746号  
 平成25年12月 2日 県告示第880号

| 番号 | 機 関 名                     | 郵便番号     | 機 関 所 在 地        | 電話番号         |
|----|---------------------------|----------|------------------|--------------|
| 1  | 広島ガス(株)                   | 734-8555 | 広島市南区皆実町2-7-1    | 082-251-2151 |
| 2  | 福山瓦斯(株)                   | 721-8601 | 福山市南手城町2-26-1    | 084-931-3111 |
| 3  | 広島電鉄(株)                   | 730-8610 | 広島市中区東千田町2-9-29  | 082-242-3521 |
| 4  | 備北交通(株)                   | 727-0011 | 庄原市東本町3-11-16    | 0824-72-2122 |
| 5  | (株)中国バス                   | 720-0824 | 福山市多治米町6-12-31   | 084-953-5391 |
| 6  | 芸陽バス(株)                   | 739-0043 | 東広島市西条西本町21-39   | 082-424-4721 |
| 7  | 西鉄運輸(株)                   | 731-5107 | 広島市佐伯区石内1-16-1   | 082-941-2114 |
| 8  | 山陽トラック(株)                 | 723-0046 | 三原市明神5-2-1       | 0848-64-7238 |
| 9  | 双葉運輸(株)                   | 733-0854 | 広島市西区山田町539番地    | 082-507-0581 |
| 10 | たをの海運(株)                  | 734-0011 | 広島市南区宇品海岸2-15-17 | 082-251-5331 |
| 11 | 瀬戸内海汽船(株)                 | 734-8515 | 広島市南区宇品海岸1-13-13 | 082-255-3342 |
| 12 | マツダロジスティクス(株)             | 734-0032 | 広島市南区楠那町3-19     | 082-251-3251 |
| 13 | (株)中国放送                   | 730-0011 | 広島市中区基町21-3      | 082-222-1141 |
| 14 | 広島テレビ放送(株)                | 732-8575 | 広島市東区二葉の里3-5-4   | 082-207-0424 |
| 15 | 広島県厚生農業協同組合連合会            | 730-0051 | 広島市中区大手町3-13-18  | 082-241-0695 |
| 16 | 社会福祉法人恩賜財団<br>済生会支部広島県済生会 | 731-4311 | 安芸郡坂町北新地2-3-10   | 082-884-2566 |
| 17 | 一般社団法人広島県医師会              | 732-0057 | 広島市東区二葉の里3-2-3   | 082-568-1511 |
| 18 | (株)広島ホームテレビ               | 730-8552 | 広島市中区白島北町19-2    | 082-221-7111 |
| 19 | (株)テレビ新広島                 | 734-8585 | 広島市南区出汐2-3-19    | 082-256-2200 |
| 20 | 広島エフエム(株)                 | 734-0007 | 広島市南区皆実町1-8-2    | 082-251-2200 |

## 7 防災関係機関の防災事務担当部署

### (1) 広島県防災会議構成機関、指定地方公共機関及び公共金融機関

| 所 属 機 関 名        | 防災担当部課名等            | 係 名 等   | 電 話 番 号                   | F A X 番 号                 |
|------------------|---------------------|---------|---------------------------|---------------------------|
| 中国四国管区警察局        | 総務監察・広域調整部<br>災害対策官 | 災害対策係   | 082-228-6411              | 082-228-3920              |
| 中国四国防衛局          | 企画部地方調整課            | —       | 082-223-7142              | 082-223-0336              |
| 中国総合通信局          | 防災対策推進室             | —       | 082-222-3398              | 082-221-0075              |
| 中国財務局            | 総務部総務課              | —       | 082-221-9221              | 082-502-3688              |
| 中国四国厚生局          | 総務課                 | —       | 082-223-8181              | 082-223-8155              |
| 広島労働局            | 労働基準部健康安全課          | —       | 082-221-9243              | 082-221-9252              |
| 中国四国農政局<br>広島県拠点 | 地方参事官室              | —       | 082-228-9676              | 082-228-5817              |
| 近畿中国森林管理局        |                     |         |                           |                           |
| 広島森林管理署          | 総務グループ              | —       | 082-247-2201              | 082-247-5822              |
| 広島北部森林管理署        | 総務グループ              | —       | 0824-62-2155              | 0824-62-2156              |
| 中国経済産業局          | 総務企画部総務課            | —       | 082-224-5615              | 082-224-5640              |
| 中国四国産業保安監督部      | 管理課                 | —       | 082-224-5753              | 082-224-5650              |
| 中国地方整備局          |                     |         |                           |                           |
| 企 画 部            | 防災室                 | —       | 082-221-9231              | 082-227-2651              |
| 広島港湾・空港整備事務所     | 総務課                 | —       | 082-254-6411              | 082-505-0107              |
| 中国運輸局            | 総務部安全防災・危機<br>管理課   | —       | 082-228-3439              | 082-227-9797              |
| 大阪航空局<br>広島空港事務所 | 総務課                 | —       | 0848-86-8650              | 0848-86-8656              |
| 広島地方气象台          | —                   | —       | 082-223-3953              | 082-223-3968              |
| 第六管区海上保安本部       | 警備救難部環境防災課          | 第一災害対策係 | 082-251-5111<br>(内線 3315) | 082-251-5185              |
| 中国四国地方環境事務所      | 総務課                 | —       | 086-223-1577              | 086-224-2081              |
| 陸上自衛隊第13旅団       | 司令部第3部              | 防衛班     | 082-822-3101<br>(内線 2412) | 082-822-3101<br>(内線 2457) |
| 海上自衛隊呉地方総監部      | 防衛部第3幕僚室            | 防災主任    | 0823-22-5511<br>(内線 2823) | 0823-22-5692              |

| 所 属 機 関 名       | 防災担当部課名等         | 係 名 等              | 電 話 番 号                   | F A X 番号      |
|-----------------|------------------|--------------------|---------------------------|---------------|
| 広 島 県 教 育 委 員 会 | 管理部総務課           | 総務係                | 082-513-4911              | 082-223-6341  |
| 広 島 県 警 察 本 部   | 警備部危機管理課         | —                  | 082-228-0110<br>(内線 5781) | 082-228-0009  |
| 広 島 県           | 会計管理部<br>会計総務課   | 総務グループ             | 082-513-2113              | 082-228-3302  |
|                 | 危機管理監<br>危機管理課   | 危機対策グループ           | 082-513-2786              | 082-227-2122  |
|                 | 総務局<br>総務課       | 総務グループ             | 082-513-2211              | 050-3156-3479 |
|                 | 地域政策局<br>地域政策総務課 | 総務グループ             | 082-513-2511              | 082-224-1977  |
|                 | 環境県民局<br>環境県民総務課 | 総務グループ             | 082-513-2711              | 082-227-2549  |
|                 | 健康福祉局<br>健康危機管理課 | 健康危機管理<br>体制整備グループ | 082-513-3030              | 082-511-6715  |
|                 | 商工労働局<br>商工労働総務課 | 総務グループ             | 082-513-3311              | 082-223-6314  |
|                 | 農林水産局<br>農林水産総務課 | 総務グループ             | 082-513-3511              | 082-223-3566  |
|                 | 土木建築局<br>土木建築総務課 | 総務グループ             | 082-513-3811              | 082-223-3593  |
|                 | 土木建築局<br>道路河川管理課 | 河川砂防管理グループ         | 082-513-3923              | 082-227-2206  |
|                 | 土木建築局<br>河川課     | 河川企画グループ           | 082-513-3929              | 082-227-2206  |
|                 | 土木建築局<br>砂防課     | 砂防企画グループ           | 082-513-3942              | 082-223-2443  |
|                 | 土木建築局<br>都市計画課   | 都市総務グループ           | 082-513-4111              | 082-223-2397  |
|                 | 上下水道部<br>上下水道総務課 | 総務グループ             | 082-513-4311              | 082-228-5670  |

| 所 属 機 関 名                  |           | 防災担当部課名等                       | 係 名 等     | 電 話 番 号                      | F A X 番号                     |
|----------------------------|-----------|--------------------------------|-----------|------------------------------|------------------------------|
| 広 島 県 市 長 会                |           | 事務局                            | —         | 082-223-6545                 | 082-211-1882                 |
| 広 島 県 町 村 会                |           | 事務局                            | —         | 082-221-3465                 | 082-211-1882                 |
| 日 本 銀 行 広 島 支 店            |           | 文書課                            | —         | 082-227-4100                 | 082-502-0165                 |
| 日本赤十字社広島県支部                |           | 事業課                            | —         | 082-545-5111                 | 082-240-2741                 |
| 日 本 放 送 協 会 会<br>広 島 放 送 局 |           | コンテンツセンター<br>（取材）              | —         | 082-504-5210                 | 082-504-5320                 |
| 西日本高速道路(株)<br>中 国 支 社      |           | 保全サービス事業部                      | 保全サービス統括課 | 082-831-4453                 | 082-831-4576                 |
| 西日本旅客<br>鉄道(株)             | 広 島 支 社   | 総務課                            | —         | 082-261-8873                 | 082-264-3548                 |
|                            | 岡 山 支 社   | 岡山土木技術センター                     | —         | 086-223-0180                 | 086-223-2078                 |
|                            | 米 子 支 社   | 施設課                            | 土木防災      | 0859-32-8105                 | 0859-32-5830                 |
|                            | 新幹線鉄道事業本部 | 広島新幹線土木技術センター<br>岡山新幹線土木技術センター | —         | 082-263-3115<br>086-225-7012 | 082-263-3116<br>086-223-4995 |
| 西日本電信電話(株)<br>中 国 支 店      |           | 災害対策室                          | —         | 082-511-1377                 | 082-250-7466                 |
| 日 本 郵 便(株)中国支社             |           | 経営管理本部<br>総務・人事部               | 企画担当      | 082-224-5112                 | 082-228-1434                 |
| 日 本 通 運(株)広島支店             |           | 業務                             | —         | 082-261-1187                 | 082-263-6081                 |
| 中 国 電 力 (株)                |           | 地域共創本部                         | 防災グループ    | 082-544-2764                 | 082-544-2847                 |
| (株) N T T ド コ モ<br>中 国 支 社 |           | 災害対策室                          | —         | 082-544-1910                 | 082-544-2366                 |
| 広 島 ガ ス (株)                |           | 総務部                            | 総務グループ    | 082-252-3001                 | 082-253-3117                 |
|                            |           | 供給設備部                          | 防災推進グループ  | 082-252-3122                 | 082-252-3152                 |
| 福 山 ガ ス (株)                |           | 供給部                            | —         | 084-931-3111                 | 084-923-1171                 |
| 広 島 電 鉄 (株)                |           | 総務部 総務課                        | —         | 082-242-3521                 | 082-242-3592                 |
| 備 北 交 通 (株)                |           | 総務課                            | —         | 0824-72-2122                 | 0824-72-5607                 |
| (株) 中 国 バ ス                |           | 総務課                            | —         | 084-953-5391                 | 084-953-5390                 |
| 芸 陽 バ ス (株)                |           | 総務課                            | —         | 082-424-4721                 | 082-424-4724                 |
| 西鉄運輸(株)広島支店                |           | 総務課                            | —         | 082-941-2114                 | 082-941-5524                 |
| 山 陽 ト ラ ッ ク (株)            |           | 総務課                            | —         | 0848-64-7238                 | 0848-64-0408                 |
| 福 山 通 運 (株)                |           | 総務課                            | —         | 084-924-2000                 | 084-931-4865                 |

| 所 属 機 関 名                                         |         | 防災担当部課名等 | 係 名 等 | 電 話 番 号      | F A X 番 号    |
|---------------------------------------------------|---------|----------|-------|--------------|--------------|
| 双 葉 運 輸 (株) 本 社                                   |         | —        | —     | 082-507-0555 | 082-507-0558 |
| た を の 海 運 (株)                                     |         | 総務部      | —     | 082-251-5331 | 082-252-2500 |
| 瀬 戸 内 海 汽 船 (株)                                   |         | 運航管理     | —     | 082-255-3342 | 082-505-0134 |
| マツダロジスティクス(株)                                     |         | 総務部      | —     | 082-251-3251 | 082-255-1623 |
| (株) 中 国 放 送                                       |         | 総務局総務部   | —     | 082-222-1112 | 082-222-1131 |
| 広 島 テ レ ビ 放 送 (株)                                 |         | 総務人事部    | —     | 082-207-0424 | 082-567-8618 |
| 広 島 県 厚 生 農 業<br>協 同 組 合 連 合 会                    |         | 総務部総務課   | —     | 082-241-0695 | 082-245-0487 |
| 社会福祉法人恩賜財団<br>済生会支部広島県済生会                         |         | 事務部総務課   | —     | 082-884-2566 | 082-820-1746 |
| 一 般 社 団 法 人<br>広 島 県 医 師 会                        |         | 事務局      | —     | 082-568-1511 | 082-568-2112 |
| 独立行政法人国立病院機構<br>中 国 四 国 グ ル ー プ                   |         | 人事担当部門   | 総務係   | 082-493-6606 | 082-493-6616 |
| (株) 広 島 ホ ー ム テ レ ビ                               |         | 総務部      | —     | 082-221-4963 | 082-221-4905 |
| (株) テ レ ビ 新 広 島                                   |         | 企画総務局総務部 | —     | 082-256-2200 | 082-253-1203 |
| 広 島 エ フ エ ム 放 送 (株)                               |         | 管理部      | —     | 082-251-2200 | 082-255-6633 |
| (株) (一) 日 本 政 策 金 融 公 庫<br>生 活 事 業 庫              | 広 島 支 店 | 総括室      | —     | 082-244-2231 | 082-242-1546 |
|                                                   | 呉 支 店   | 総務課      | —     | 0823-24-2600 | 0823-21-5462 |
|                                                   | 尾 道 支 店 | 総務課      | —     | 0848-22-6111 | 0848-22-7004 |
|                                                   | 福 山 支 店 | 総務課      | —     | 084-922-6550 | 084-932-2083 |
| 独 立 行 政 法 人<br>住 宅 金 融 支 援 機 構<br>中 国 支 店         |         | 営業推進グループ | —     | 082-221-8654 | 082-227-4196 |
|                                                   |         | 総務課      | —     | 082-221-8694 | 082-223-1621 |
| (株) 日 本 政 策 金 融 公 庫<br>広 島 支 店<br>( 中 小 企 業 事 業 ) |         | 融資総括     | —     | 082-247-9151 | 082-241-1805 |

(2) 市町・消防本部(局)

令和7年4月1日現在

| No. | 市 町 名   | 衛星通信番号          | NTT 電話番号<br>(代表電話)           | NTT ファクシミリ                   | No. | 市 町 名  | 衛星通信番号       | NTT 電話番号<br>(代表電話)           | NTT ファクシミリ                   |
|-----|---------|-----------------|------------------------------|------------------------------|-----|--------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| 1   | 広島市     | 7-7-201-81-5727 | 082-504-2356                 | 082-504-2802                 | 13  | 安芸高田市  | 7-7-381-423  | 0826-42-5625<br>0826-42-2111 | 0826-42-4376                 |
| 2   | 呉市      | 7-7-202-112     | 0823-25-3326                 | 0823-25-0315                 | 14  | 江田島市   | 7-7-328-4311 | 0823-43-1633                 | 0823-57-4435                 |
| 3   | 竹原市     | 7-7-203-598     | 0846-22-2283<br>0846-22-2270 | 0846-22-8579                 | 15  | 府中市    | 7-7-302-402  | 082-286-3242<br>082-286-3111 | 082-286-3126                 |
| 4   | 三原市     | 7-7-204-2000    | 0848-67-6066<br>0848-64-2111 | 0848-67-6164                 | 16  | 海田町    | 7-7-304-3231 | 082-823-9208<br>082-822-2121 | 082-823-7927                 |
| 5   | 尾道市     | 7-7-205-290     | 0848-38-9216                 | 0848-37-2740                 | 17  | 熊野町    | 7-7-307-363  | 082-820-5631                 | 082-854-8009                 |
| 6   | 福山市     | 7-7-207-2089    | 084-928-1228<br>084-921-2111 | 084-926-0845                 | 18  | 坂町     | 7-7-309-281  | 082-820-1540<br>082-820-1500 | 082-820-1522                 |
| 7   | 府中市     | 7-7-208-225     | 0847-44-9119<br>0847-44-9099 | 0847-46-3450                 | 19  | 安芸太田町  | 7-7-363-106  | 0826-28-2111                 | 0826-28-1622                 |
| 8   | 三次市     | 7-7-209-596     | 0824-62-6116<br>0824-62-6111 | 0824-62-2951                 | 20  | 北広島町   | 7-7-366-2121 | 0826-72-7355<br>0826-72-2111 | 0826-72-5242                 |
| 9   | 庄原市     | 7-7-210-2020    | 0824-73-1206<br>0824-73-1111 | 0824-72-3322                 | 21  | 大崎上島町  | 7-7-428-122  | 0846-65-3111                 | 0846-65-3198                 |
| 10  | 大竹市     | 7-7-211-355     | 0827-59-2119<br>0827-59-2111 | 0827-57-7130                 | 22  | 世羅町    | 7-7-461-216  | 0847-22-1111                 | 0847-22-2768                 |
| 11  | 東広島市    | 7-7-212-198     | 082-420-0400<br>082-422-2111 | 082-422-4021                 | 23  | 神石高原町  | 7-7-544-123  | 0847-89-3330                 | 0847-85-3394                 |
| 12  | 廿日市市    | 7-7-213-1341    | 0829-30-9102<br>0829-20-0001 | 0829-32-1075                 |     |        |              |                              |                              |
| ①   | 広島市消防   | 7-7-701-71391   | 082-546-3456                 | 082-249-1160                 | ⑨   | 府中町消防  | 7-7-606-722  | 082-286-3119                 | 082-288-6337                 |
| ②   | 呉市消防    | 7-7-623-384     | 0823-26-0119                 | 0823-26-0309                 | ⑩   | 北広島町消防 | 7-7-619-17   | 0826-72-0119                 | 0826-72-7172                 |
| ③   | 三原市消防   | 7-7-610-2931    | 0848-62-2101                 | 0848-62-5119                 | ⑪   | 備北地区消防 | 7-7-609-143  | 0824-63-1191                 | 0824-63-3446                 |
| ④   | 大竹市消防   | 7-7-616-201     | 0827-54-0119                 | 0827-53-2928                 | ⑫   | 尾道市消防  | 7-7-611-511  | 0848-55-9211                 | 0848-55-9130                 |
| ⑤   | 東広島市消防  | 7-7-621-88391   | 082-422-0119                 | 082-423-8243                 | ⑬   | 福山地区消防 | 7-7-614-1506 | 084-928-1190<br>084-928-1194 | 084-921-9357<br>084-928-1220 |
| ⑥   | 廿日市市消防  | 7-7-617-911     | 0829-32-8111                 | 0829-31-2739<br>0829-32-4119 |     |        |              |                              |                              |
| ⑦   | 安芸高田市消防 | 7-7-608-713     | 0826-42-0931                 | 0826-42-0877                 |     |        |              |                              |                              |
| ⑧   | 江田島市消防  | 7-7-622-233     | 0823-40-0119                 | 0823-42-1965                 |     |        |              |                              |                              |

(注) 1 衛星通信局の内線番号(7-7-〇〇〇-内線番号)は、防災担当(概ね総務課)のみ記載している。

その他の内線番号及びFAX番号については、電話番号簿を参照すること。

2 広島市は、総務課の番号、広島市消防は代表番号及び警防課指令係の番号である。

## 8 広島県災害対策本部条例

（昭和 37 年 10 月 1 日  
条 例 第 39 号）

広島県災害対策本部条例をここに公布する。

広島県災害対策本部条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき同条第 1 項の規定により設置する広島県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長等の職務）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（災害対策本部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 5 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 10 日条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。



## 9 広島県防災対策基本条例

平成 21 年 3 月 24 日  
条 例 第 1 号

広島県防災対策基本条例をここに公布する。

広島県防災対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 災害予防対策

第一節 県民の役割（第十一条—第十五条）

第二節 事業者の役割（第十六条）

第三節 自主防災組織の役割（第十七条—第二十一条）

第四節 県及び市町等の役割（第二十二条—第三十八条）

第三章 災害応急対策

第一節 県民の役割（第三十九条・第四十条）

第二節 事業者の役割（第四十一条・第四十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十三条）

第四節 災害ボランティアの役割（第四十四条）

第五節 県及び市町等の役割（第四十五条—第四十九条）

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民の役割（第五十条）

第二節 事業者の役割（第五十一条・第五十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第五十三条）

第四節 災害ボランティアの役割（第五十四条）

第五節 県及び市町の役割（第五十五条）

附則

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害警戒区域等を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市

町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 四 自主防災組織 地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。
- 五 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。
- 六 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- 七 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。
- 八 避難情報 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

### (基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、要配慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第六条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(災害ボランティアの役割)

第七条 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

(市町の役割)

第八条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

(県の責務)

第九条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(ひろしま防災の日及びひろしま防災月間)

第十条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。

2 ひろしま防災の日は、六月二十九日とし、ひろしま防災月間は、六月とする。

第二章 災害予防対策

## 第一節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第十一条 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時等にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下この章において「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十二条 県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第十三条 避難行動要支援者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第十四条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第十五条 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

## 第二節 事業者の役割

第十六条 事業者は、災害発生時における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めるものとする。

### 第三節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるものとする。

(地域災害関連情報の確認等)

第十八条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援等)

第十九条 自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

- 3 自主防災組織は、避難行動要支援者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

(避難情報への対応の準備)

第二十条 自主防災組織は、避難情報が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第二十一条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

### 第四節 県及び市町等の役割

(防災意識の啓発等)

第二十二条 県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(学校等における防災に関する教育の実施)

第二十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（第三十八条第一項及び第四十七条において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第四十七条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（第四十七条において「保育所」という。）の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。

（防災訓練等の実施）

第二十四条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

（災害に関する情報の提供等）

第二十五条 市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図（第三十九条第一項において「ハザードマップ」という。）の作成及び住民への周知に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

3 県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。

（自主防災組織への支援）

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めるものとする。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（避難行動要支援者の支援体制の整備）

第二十七条 市町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他の関係機関と連携し、避難行動要支援者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（要配慮者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（災害ボランティアの活動環境の整備等）

第二十八条 県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。

(避難計画の作成等)

第二十九条 市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。

2 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めるものとする。

3 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第一項の避難計画を住民に周知するよう努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第三十条 市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制整備)

第三十一条 県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。

(輸送体制の整備)

第三十二条 県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第三十三条 市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第三十四条 市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第三十五条 市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めるものとする。

2 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(第四十二条及び第四十五条においてこれらの者を「帰宅困難者」

という。)に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。

- 3 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報（以下この項及び次項において「災害情報等」という。）の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくものとする。
- 4 県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めるものとする。

（防災及び危機管理体制の整備）

第三十六条 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

（物資等の備蓄等）

第三十七条 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第三十八条 県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

### 第三章 災害応急対策

#### 第一節 県民の役割

（避難の実施）

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難情報の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。

- 2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難情報が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

（車両使用の自粛等）

第四十条 県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

#### 第二節 事業者の役割



(来所者等の安全の確保)

第四十一条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策への協力)

第四十二条 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業員への帰宅の一時見合せの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めるものとする。

2 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

### 第三節 自主防災組織の役割

第四十三条 自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

### 第四節 災害ボランティアの役割

第四十四条 災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

### 第五節 県及び市町等の役割

(情報の収集及び提供)

第四十五条 県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

(自主防災組織等の活動支援)

第四十六条 市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第四十七条 学校、幼保連携型認定こども園及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立等)

第四十八条 県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及び当該対策の的確な実施に努めるものとする。

(市町への応援)

第四十九条 県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

## 第四章 復旧及び復興対策

### 第一節 県民の役割

第五十条 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

## 第二節 事業者の役割

(雇用の場の確保等)

第五十一条 事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第五十二条 水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

## 第三節 自主防災組織の役割

第五十三条 自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第四節 災害ボランティアの役割

第五十四条 災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

## 第五節 県及び市町の役割

第五十五条 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、前項の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一六日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 10 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

〔 令和27年3月16日  
条 例 第 1 号 〕

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例をここに公布する。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

(目的)

第一条 この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もって災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 広島県防災対策基本条例（平成二十一年広島県条例第一号）第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 防災 広島県防災対策基本条例第二条第二号に規定する防災をいう。
- 三 減災 災害時の被害をできる限り軽減することをいう。
- 四 自主防災組織等 広島県防災対策基本条例第二条第四号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。
- 五 避難情報 広島県防災対策基本条例第二条第八号に規定する避難情報をいう。

(基本方針)

第三条 県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和

三十六年法律第二百二十三号)、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

一 次に掲げる災害から命を守るための行動目標

イ 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。

ロ 災害発生の危険性を察知すること。

ハ 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

二 次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ 災害及び防災について学ぶこと。

ロ 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本方針にのっとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第五条 自主防災組織等は、基本方針にのっとり、第三条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(市町の役割)

第七条 市町は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。

2 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。

(地域において想定される災害の危険性等を知る取組)

第九条 第三条第一号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。

一 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報

二 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

- 2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることができるようにするとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。

（災害発生の危険性を察知する取組）

第十条 第三条第一号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。

一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報

二 避難情報等の情報

- 2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。

（自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組）

第十一条 第三条第一号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第九条第一項及び前条第一項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。

- 2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。

（災害及び防災について学ぶ取組）

第十二条 第三条第二号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。

- 2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。

（災害に備える取組）

第十三条 第三条第二号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。

一 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施

二 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

- 2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

(行動計画)

第十四条 県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第十五条 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

- 2 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 1 1 過去の主な災害の概況

| 発生年月日          | 種 別 | 気象値（広島） |         |       | 人的被害  |       |      | 家 屋 被 害 |       |       |       | 家屋被害   |        |             |               | 土木被害  |               |      |       | 農地被害      |           |           |           | その他の被害     |           | 備 考 |
|----------------|-----|---------|---------|-------|-------|-------|------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|-------------|---------------|-------|---------------|------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----|
|                |     | 最大風速    | 最低気圧    | 雨量    | 死者    | 負傷者   | 行方不明 | 全壊      | 半壊    | 流失    | 一部損壊  | 床<br>浸 | 上<br>水 | 床<br>下<br>水 | 非住家           | 橋梁流失  | 道路損壊          | 堤防決壊 | がけ崩れ  | 流失        |           | 冠水        |           | 鉄道<br>（ヶ所） | 船<br>（隻）  |     |
|                |     | (m/s)   | (hPa)   | (mm)  | (人)   | (人)   | (人)  | (戸)     | (戸)   | (戸)   | (戸)   | (戸)    | (戸)    | (戸)         | (戸)           | (ヶ所)  | (ヶ所)          | (ヶ所) | (ヶ所)  | 田<br>(ha) | 畑<br>(ha) | 田<br>(ha) | 畑<br>(ha) |            |           |     |
| 明治 17. 8. 25   | 台風  |         | 970.6   | 74.6  | 181   | 60    |      | 1,201   | 1,554 |       | 8     |        |        |             | 286           |       | 1,716         |      |       |           |           |           |           | 412        | 被害詳細不明    |     |
| 17. 9. 7       | 〃   |         | 991.0   | 102.7 |       |       |      | 47      | 33    |       | 282   |        |        |             |               |       | 86            |      |       |           |           |           |           | 〃          |           |     |
| 24. 9. 14      | 〃   | 23.6    | 980.3   | 55.2  |       |       |      | 117     |       |       |       |        |        |             | 5             |       |               |      |       |           |           |           |           | 〃          |           |     |
| 26. 10. 14     | 〃   | 23.5    | 990.5   | 146.0 | 128   |       |      | 20,281  |       |       |       |        |        |             | (破損)<br>1,808 |       | (破損)<br>8,783 |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 28. 7. 24      | 〃   | 27.1    | 990.6   | 43.1  | 5     | 2     | 12   | 98      |       | 228   |       |        |        |             | 2             |       | 43            |      |       |           |           |           |           | 112        |           |     |
| 29. 8. 18      | 〃   | 14      | 969.1   | 36.9  | 1     | 8     | 1    | 312     | 161   |       | 2,584 |        |        |             | 42            |       | 56            |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 33. 8. 19      | 〃   | 32.8    | 976.2   | 108.1 | 3     | 16    | 1    | 84      | 65    | 103   | 1,406 | 123    |        |             | 40            | 400   | 105           |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 35. 8. 10～11   | 〃   | 12.4    | 985.3   | 63.6  | 90    | 43    | 4    | 189     | 222   | 134   | 917   | 2,042  | 3,927  |             | 399           | 2,309 | 615           |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 35. 9. 7～ 8    | 〃   | 14.5    | 983.0   | 14.1  |       |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            | 被害不明      |     |
| 37. 4. 24～26   | 低気圧 | 8.7     | 1,007.9 | 183.9 |       |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            | 〃         |     |
| 38. 6. 2       | 地震  |         |         |       | 11    | 160   |      | 56      | 187   |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            | 安芸灘 M 7.6 |     |
| 38. 8. 9       | 台風  | 15.8    | 996.7   | 140.2 | 不明    |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 39. 10. 24     | 〃   | 8.7     | 994.9   | 51.1  | 〃     |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 41. 6. 22～23   | 〃   | 3.7     | 997.4   | 72.0  | 〃     |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 43. 9. 6       | 〃   | 18.1    | 999.7   | 252.3 | 〃     |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 大正 3. 6. 3     | 〃   | 25.3    | 988.3   | 68.3  | 6     | 4     |      | 34      |       |       | 44    | 23     |        |             |               | 15    | 7             | 2    |       |           | 212       |           |           | 13         |           |     |
| 3. 8. 25～26    | 〃   | 19.4    | 990.2   | 45.3  | 3     | 1     |      | 9       |       | 1     | 10    | 110    |        |             |               | 63    | 133           |      |       | 64        |           |           | 2         | 33         |           |     |
| 3. 9. 14       | 〃   | 11.7    | 990.7   | 44.0  |       | 2     | 3    | 70      |       |       | 17    | 10     |        |             | 7             | 3     | 8             | 5    |       |           |           |           |           |            | 4         |     |
| 4. 9. 8～ 9     | 〃   | 16      | 973.0   | 33.8  | 2     | 3     |      | 62      | 197   | 31    |       | 1      | 5      |             |               | 149   | 62            | 1    |       |           |           |           |           |            | 198       |     |
| 4. 10. 7～ 8    | 〃   | 11.3    | 985.5   | 35.1  |       |       |      | 1       |       |       |       |        | 7      | 2           | 3             | 9     | 6             | 4    |       |           |           |           |           |            | 4         |     |
| 6. 9. 14～15    | 〃   | 5       | 1,006.0 | 47.0  | 不明    |       |      |         |       |       |       |        | 111    |             | 8             | 22    | 14            |      |       |           | 245       | 81        |           |            |           |     |
| 7. 7. 12       | 〃   | 14.9    | 963.4   | 183.2 | 3     | 3     |      | 30      |       |       | 66    | 559    |        | 71          | 34            |       | 3             |      |       | 2,061     | 650       |           | 2         | 19         |           |     |
| 8. 7. 1～ 4     | 梅雨  | 2.1     | 1,008.2 | 278.1 | 3     | 7     |      | 15      | 14    |       |       |        | 270    |             | 7             |       | (25) 258      |      |       |           | 871       |           |           |            |           |     |
| 9. 8. 14～17    | 台風  | 5.1     | 1,001.6 | 94.7  | 26    | 15    |      | 60      | 69    |       |       | 531    | 2,789  |             | 57            | 280   | 98            | 188  | 42    |           | 192       |           |           |            |           |     |
| 9. 8. 21       | 〃   | 6.1     | 991.1   | 56.7  | 1     | 3     |      | 12      | 2     |       |       |        | 82     |             | 1             | 7     | 6             |      | 1     |           | 210       |           |           |            |           |     |
| 10. 6. 14～18   | 低気圧 | 4.8     | 1,000.7 | 203.2 | 8     | 7     |      | 15      | 14    |       |       |        | 270    |             | 7             | 74    | 258           |      | 2     |           | 871       |           |           |            |           |     |
| 10. 7. 13      | 台風  | 6.9     | 1,001.0 | 31.2  | 2     | 7     |      | 24      | 5     | 2     | 273   | 273    | 755    |             | 85            | 225   | 64            |      | 11    |           | 134       |           |           |            |           |     |
| 12. 6. 20～22   | 〃   | 4.6     | 988.3   | 439.2 |       |       |      |         |       |       |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            | 被害不明      |     |
| 15. 7. 5～ 7    | 前線  | 2.7     | 1,002.0 | 167.6 | 10    |       |      |         |       |       |       | 1,000  |        |             |               |       | 35            |      |       |           | 1,500     |           |           |            |           |     |
| 15. 9. 10～11   | 〃   | 2.5     | 1,012.4 | 355.7 | 49    | 32    | 52   |         |       | 242   |       |        |        |             |               |       |               |      |       |           |           |           |           |            | 被害詳細不明    |     |
| 昭和 3. 6. 23～11 | 低気圧 | 7.4     | 1,000.7 | 156.7 | 8     | 3     |      | 19      | 60    | 61    |       |        | 4,401  |             | 280           | 1,004 |               | 41   | 295   |           | 3,088     |           |           |            | 1         |     |
| 3. 8. 30       | 台風  | 7.6     | 986.2   | 56.1  | 8     | 2     | 2    | 49      | 33    | 7     |       | 101    | 1,975  |             | 2             | 154   | 54            | 2    |       |           |           | 38        |           |            | 18        |     |
| 5. 8. 12       | 〃   | 7.8     | 994.9   | 228.4 | 2     |       | 1    | 9       |       |       |       |        | 3,630  |             | 24            | 52    | 26            |      | 589   |           |           |           |           |            | 65        |     |
| 8. 10. 20      | 〃   | 5.8     | 985.8   | 98.5  |       | 1     |      | 10      | 4     | 1     |       | 53     | 1,651  |             |               | 61    | 16            |      |       |           |           |           |           |            | 3 屋島丸台風   |     |
| 9. 9. 21       | 台風  | 12.6    | 983.7   | 91.6  | 12    | 12    | 2    | 425     | 265   | 14    |       | 378    |        |             | 50            | 108   | 29            |      |       |           |           |           |           |            | 234 室戸台風  |     |
| 10. 6. 27～30   | 梅雨  | 16.4    | 1,000.0 | 294.9 | 7     | 4     | 1    | 26      | 74    | 12    |       | 148    | 3,703  |             | 95            | 154   | 157           | 61   |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 10. 8. 28      | 台風  | 12.3    | 984.4   | 25.9  |       | 5     |      | 13      | 4     |       |       | 11     | 44     |             |               | 1     | 3             |      |       |           |           |           |           |            | 2         |     |
| 11. 7. 23      | 〃   | 27.5    | 997.6   | 46.8  | 2     |       | 4    | 1       | 1     |       |       |        | 1      | 3           |               | 7     | 7             | 8    |       |           |           |           |           |            | 29        |     |
| 12. 9. 11      | 〃   | 19.1    | 997.4   | 43.2  |       |       |      | 4       |       |       |       |        |        |             | 2             | 1     | 28            |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 12. 6. 25～29   | 梅雨  | 15.8    | 1,003.5 | 411.0 | 11    | 6     | 1    | 39      | 46    |       |       | 173    | 1,962  |             | 25            | 181   | 71            | 132  |       |           |           |           |           | 13         | 3         |     |
| 16. 7. 8～10    | 〃   | 8       | 1,003.3 | 138.2 | 1     |       | 1    | 6       |       | 1     |       | 44     | 908    |             | 31            | 36    | 7             | 7    | 2,511 |           |           |           |           | 5          |           |     |
| 16. 7. 25～26   | 台風  | 16.7    | 996.1   | 73.7  |       |       |      |         |       |       |       | 23     | 357    |             |               |       | 22            | 5    |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 16. 8. 5       | 〃   | 18      | 979.6   | 2.9   | 1     |       |      | 3       |       |       |       |        |        |             |               |       | 1             |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 16. 8. 22      | 〃   | 12.7    | 999.6   | 21.8  |       | 2     |      |         |       | 1     |       | 400    | 1,660  |             | 3             | 1     | 1             |      |       |           | 353       |           |           |            |           |     |
| 16. 10. 1      | 〃   | 17.2    | 980.4   | 85.9  |       |       |      |         |       | 16    | 2     | 23     | 698    |             | 11            | 34    | 14            | 7    |       |           | 126       |           |           |            | 27        |     |
| 17. 8. 27      | 〃   | 28.2    | 984.7   | 39.6  | 24    | 91    | 155  | 2,159   | 218   |       |       | 43,020 |        |             | 16            | 380   | 259           | 5    | 40    |           | 2,286     |           |           |            | 473       |     |
| 17. 9. 21      | 〃   | 15.3    | 991.6   | 155.5 | 2     | 1     |      | 57      | 3     |       |       | 3      | 78     |             |               |       | 1             |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 18. 7. 24      | 〃   | 8.3     | 997.7   | 477.8 | 46    | 52    |      | 157     | 175   | 15    |       | 1,846  |        |             | 126           | 577   | 286           |      | 185   |           | 619       |           |           |            |           |     |
| 18. 9. 20      | 〃   | 25.8    | 986.2   | 280.0 | 39    | 22    | 8    | 471     | 574   | 459   |       | 16,128 |        |             | 267           | 347   | 397           |      |       |           | 32,811    |           |           |            |           |     |
| 19. 9. 17      | 〃   | 29.5    | 978.8   | 74.4  | 2     | 23    |      | 58      | 163   |       |       | 25     |        |             | 7             | 88    | 51            |      |       |           | 180       |           |           |            |           |     |
| 20. 9. 17      | 〃   | 30.2    | 961.7   | 218.7 | 1,229 | 1,054 | 783  | 2,127   | 3,375 | 1,330 |       | 24,168 | 23,359 |             | 1,096         | 1,135 | 1,251         |      | 3,857 |           | 10,651    |           |           |            | 枕崎台風      |     |
| 20. 10. 10     | 〃   | 15      | 989.5   | 258.6 | 11    | 6     | 1    | 32      | 34    | 4     |       | 2,270  | 2,840  |             | 21            | 273   | 36            |      | 7,363 |           | 22,255    |           |           |            | 阿久根台風     |     |
| 21. 7. 29      | 〃   | 13.3    | 984.1   | 54.8  | 1     | 3     |      | 30      | 378   |       |       |        | 418    |             |               | 16    |               |      |       |           |           |           |           |            |           |     |
| 23. 8. 26～27   | 〃   | 17.5    | 1,005.2 | 124.3 |       | 10    |      | 2       | 10    | 7     |       | 245    | 2,052  |             | 52            | 10    | 12            |      | 306   |           | 253       |           |           |            |           |     |
| 24. 6. 21      | 〃   | 18.1    | 987.4   | 35.0  | 4     | 7     | 2    | 27      | 11    |       |       |        | 13     |             |               | 52    |               | 3    |       |           | 73        |           |           | 55         | デラ台風      |     |

| 発生年月日          | 種 別 | 気象値（広島） |           |        | 人的被害 |     |      | 家 屋 被 害 |        |     |         | 家屋被害   |         |        |      | 土木被害   |        |        |                                             | 農地被害                      |           |           |      | その他の被害 |        | 備 考                         |            |
|----------------|-----|---------|-----------|--------|------|-----|------|---------|--------|-----|---------|--------|---------|--------|------|--------|--------|--------|---------------------------------------------|---------------------------|-----------|-----------|------|--------|--------|-----------------------------|------------|
|                |     | 最大風速    | 最低気圧      | 雨量     | 死者   | 負傷者 | 行方不明 | 全壊      | 半壊     | 流失  | 一部損壊    | 床浸上水   | 床浸下水    | 非住家    | 橋梁流失 | 道路損壊   | 堤防決壊   | がけ崩れ   | 流失                                          |                           | 冠水        |           | 鉄道   | 船      |        |                             |            |
|                |     | (m/s)   | (hPa)     | (mm)   | (人)  | (人) | (人)  | (戸)     | (戸)    | (戸) | (戸)     | (戸)    | (戸)     | (戸)    | (ヶ所) | (ヶ所)   | (ヶ所)   | (ヶ所)   | 田<br>(ha)                                   | 畑<br>(ha)                 | 田<br>(ha) | 畑<br>(ha) | (ヶ所) | (隻)    |        |                             |            |
| 25. 9. 14      | 〃   | 28. 1   | 990. 3    | 144. 4 | 1    | 1   |      | 66      | 403    | 3   |         | 1, 592 | 23, 505 | 15     | 29   | 141    | 174    |        | 17                                          | 17                        |           | 3, 595    | 1    | 23     | キジヤ台風  |                             |            |
| 26. 7. 1～ 2    | 〃   | 14. 2   | 995. 6    | 16. 0  |      |     |      | 5       | 1      |     |         | 10     |         |        |      |        | 6      | 1      |                                             |                           | 1         | 46        |      | 19     | ケイト台風  |                             |            |
| 26. 7. 7～15    | 梅雨  | 14. 5   | 998. 7    | 482. 6 | 10   | 10  | 8    | 17      | 48     | 3   | 23      | 209    | 4, 511  | 23     | 31   | 366    | 97     | 317    | 20                                          | 8                         | 4, 183    | 299       | 4    | 3      |        |                             |            |
| 26. 10. 15     | 台風  | 33. 9   | 996. 0    | 189. 8 | 132  | 361 | 34   | 716     | 1, 267 | 350 | 1, 679  | 5, 726 | 17, 863 | 2, 291 | 554  | 3, 039 | 697    | 487    | 3, 470                                      |                           | 1, 568    |           | 15   | 1, 371 | ルース台風  |                             |            |
| 27. 7. 1～ 2    | 梅雨  | 13      | 994. 1    | 148. 9 | 1    | 1   |      | 4       | 13     | 1   | 1       | 272    | 2, 220  | 10     | 74   | 428    | 114    | 210    | 5, 439                                      | 49                        | 5, 626    | 278       |      | 2      |        |                             |            |
| 27. 7. 8～11    | 〃   | 5       | 1, 004. 4 | 167. 3 | 13   | 16  |      |         | 35     | 6   | 18      | 231    | 2, 805  | 8      | 65   | 341    | 43     | 361    | 144                                         | 62                        | 3, 344    | 31        | 2    | 1      |        |                             |            |
| 27. 7. 29～30   | 前線  | 7. 6    | 1, 006. 2 | 17. 5  | 11   | 20  |      | 4       | 6      | 5   | 53      | 138    | 198     | 12     | 114  | 163    | 40     | 37     | 26                                          | 5                         | 513       | 16        |      |        |        |                             |            |
| 28. 6. 4～ 7    | 台風  | 13. 2   | 996. 4    | 239. 7 | 2    |     |      | 13      | 13     | 1   | 13      | 58     | 909     | 10     | 42   | 171    | 117    | 134    | 27                                          | 1                         | 1, 662    | 145       |      | 9      |        |                             |            |
| 28. 6. 25～28   | 低気圧 | 7. 4    | 1, 000. 1 | 234. 0 | 1    | 2   | 3    | 4       | 7      |     | 14      | 503    | 1, 563  | 8      | 28   | 39     | 39     | 149    | 441                                         | 397                       | 33, 547   | 4, 755    | 6    |        |        |                             |            |
| 28. 7. 16～22   | 梅雨  | 9. 4    | 1, 003. 3 | 181. 8 |      | 1   |      | 3       | 3      | 1   | 2       | 70     | 410     | 44     | 119  | 253    | 253    | 972    | 208                                         | 249                       | 1, 572    | 3, 462    | 14   |        |        |                             |            |
| 28. 9. 22～25   | 台風  | 18. 4   | 990. 5    | 99. 4  |      |     |      |         | 1      |     |         | 77     | 3, 172  |        | 1    | 6      | 6      | 4      |                                             |                           | 46        | 132       |      |        | 1      | 台風 1 3 号                    |            |
| 29. 9. 13～14   | 〃   | 26. 2   | 970. 5    | 33. 1  | 2    | 5   |      | 46      | 214    | 8   | 447     | 8, 359 | 27, 487 | 205    | 6    | 139    | 139    | 5      | 52                                          | 761                       | 1, 712    | 3, 150    |      | 33     | ジェーン台風 |                             |            |
| 29. 9. 26      | 〃   | 15. 5   | 970. 0    | 100. 1 | 7    | 28  |      | 139     | 140    | 10  | 2, 203  | 1, 248 | 8, 473  | 283    | 25   |        |        | 7      | 4                                           | 152                       | 231       |           |      | 118    | 洞爺丸台風  |                             |            |
| 30. 7. 5～ 7    | 梅雨  | 7. 1    | 1, 004. 9 | 114. 1 | 1    |     |      | 1       |        |     |         | 2      | 123     | 2      | 7    | 6      | 6      | 14     | 6                                           |                           | 731       |           |      |        |        |                             |            |
| 30. 9. 29～30   | 台風  | 29. 2   | 985. 4    | 41. 0  | 1    | 9   |      | 7       | 33     | 3   | 51      | 1, 648 | 9, 128  | 58     | 1    | 87     | 46     | 3      |                                             |                           | 139       | 126       | 3    | 8      | ルイス台風  |                             |            |
| 30. 10. 3～ 4   | 〃   | 14. 2   | 1, 003. 1 | 84. 2  |      |     |      |         |        |     | 2       | 407    | 1, 209  |        |      | 3      | 1      |        |                                             |                           | 55        | 27        |      |        |        |                             |            |
| 31. 6. 29～7. 4 | 梅雨  | 8. 2    | 1, 005. 7 | 282. 2 |      | 1   |      | 1       | 1      |     | 2       | 15     | 77      |        |      | 8      | 3      | 37     |                                             |                           | 266       | 20        |      |        |        |                             |            |
| 31. 8. 17      | 台風  | 28. 6   | 989. 4    | 36. 2  | 1    | 7   |      | 14      | 13     |     | 13      | 53     |         |        | 1    | 16     | 1      | 1      |                                             |                           | 8         | 17        | 1    | 5      | パプス台風  |                             |            |
| 31. 9. 10      | 〃   | 30. 2   | 990. 1    | 1. 6   |      | 1   |      |         | 1      |     | 13      |        |         | 8      |      | 8      | 14     |        |                                             |                           |           |           |      | 2      |        |                             |            |
| 32. 6. 24～27   | 前線  | 8. 4    | 997. 5    | 164. 0 | 4    | 2   |      | 1       | 6      |     |         | 16     | 1, 073  |        | 7    | 11     | 9      | 32     | 1                                           |                           | 223       | 41        |      |        |        |                             |            |
| 32. 7. 1～ 5    | 梅雨  | 9. 4    | 1, 001. 7 | 251. 7 | 1    | 3   |      | 6       | 7      |     |         | 51     | 2, 396  |        |      |        |        |        | 3                                           |                           | 1, 035    |           |      |        |        |                             |            |
| 33. 7. 1～ 3    | 〃   | 8. 4    |           | 91. 3  | 6    | 6   |      | 6       | 9      |     | 1       | 96     | 2, 473  | 7      | 317  | 87     | 57     | 78     | 112                                         |                           | 983       | 507       | 1    |        |        |                             |            |
| 33. 8. 1～13    | 前線  | 8. 7    |           | 94. 9  |      | 2   |      | 1       |        | 1   | 4       |        | 23      | 1      |      | 5      |        | 4      | 9                                           |                           |           |           |      |        |        | 38. 1 豪雪                    |            |
| 34. 7. 13～14   | 大雨  | 16. 9   | 995. 2    | 101. 6 | 2    |     |      |         |        | 1   | 7       | 13     | 216     | 5      | 4    | 33     | 8      | 26     | 26                                          |                           | 336       | 108       | 1    |        |        |                             |            |
| 34. 9. 26      | 台風  | 26. 1   | 985. 2    | 44. 5  | 2    | 2   |      | 7       | 4      |     | 9       | 2      | 45      | 11     | 3    | 23     | 6      | 1      |                                             |                           | 3         |           |      |        |        | 伊勢湾台風                       |            |
| 35. 6. 21～24   | 梅雨  | 19. 6   | 995. 2    | 169. 4 | 1    | 1   |      |         |        |     | 2       |        | 3       |        | 1    | 15     |        | 30     |                                             |                           | 102       |           | 1    |        |        |                             |            |
| 35. 7. 7～ 8    | 〃   | 8. 9    | 999. 2    | 144. 2 | 18   | 27  |      | 39      | 48     | 3   | 88      | 763    | 8, 081  | 25     | 164  | 645    | 267    | 495    | 729                                         |                           | 9, 428    | 1, 734    | 16   |        |        |                             |            |
| 36. 9. 16      | 台風  | 21. 8   | 975. 3    | 43. 0  | 1    | 5   |      | 2       |        |     | 1       |        |         | 3      |      | 8      | 2      | 7      |                                             |                           |           | 3         |      |        |        | 第 2 室戸台風                    |            |
| 37. 6. 9       | 〃   | 4. 8    |           | 37. 2  | 1    | 5   |      | 2       | 1      |     |         |        | 2       |        |      | 3      |        | 25     |                                             |                           | 21        |           | 1    |        |        |                             |            |
| 37. 7. 1～ 6    | 梅雨  | 9. 5    | 1, 003. 5 | 377. 9 | 13   | 6   |      | 10      | 16     |     | 45      | 62     | 4, 888  | 20     | 23   | 157    | 36     | 356    |                                             |                           | 4, 389    | 291       | 9    |        |        |                             |            |
| 38. 1 ～ 3      | 大雪  | -       |           | -      | 7    | 22  |      | 64      | 73     |     |         |        |         | 66     |      | 150    | 14     |        |                                             |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 38. 5. 8～11    | 前線  | 7. 3    |           | 191. 1 |      | 1   |      | 1       | 3      |     | 1       |        | 23      | 2      | 1    | 71     | 14     |        | 69                                          |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 38. 7. 10～11   | 梅雨  | 8. 1    |           | 106. 5 | 2    | 3   |      | 4       | 7      |     | 5       | 164    | 922     | 6      | 37   | 426    | 410    |        | 599                                         |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 38. 7. 27～28   | 前線  | -       |           | -      |      |     |      | 2       | 2      |     |         | 73     | 548     |        | 25   | 142    | 191    |        | 177                                         |                           |           |           |      |        |        |                             | 安佐郡に局地豪雨あり |
| 38. 8. 9～11    | 台風  | 17. 9   | 990. 2    | 292. 2 |      | 3   |      | 8       | 3      |     | 5       | 13     | 188     | 8      | 6    | 209    | 105    |        |                                             |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 39. 6. 24～27   | 梅雨  | 9. 7    |           | 254. 4 | 7    | 20  |      | 5       | 13     |     |         | 47     | 4, 264  | 7      | 230  |        | 328    |        | 332                                         |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 39. 9. 24～25   | 台風  | 20. 3   | 982. 6    | 38. 4  | 2    |     |      | 1       |        |     |         |        | 38      | 4      |      | 28     |        | 8      | 10                                          |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 40. 5. 26～27   | 前線  | 7       | 992. 8    | 141. 0 |      | 1   |      |         |        |     | 3       |        |         |        |      | 14     | 16     |        |                                             |                           |           |           |      |        |        |                             |            |
| 40. 6. 18～21   | 梅雨  | 5. 7    | 1, 002. 1 | 290. 3 | 17   | 28  |      | 33      | 82     |     | 53      | 4, 353 | 34, 741 |        | 85   | 397    | 1, 077 |        | 154                                         |                           |           |           | 39   |        |        | 気象値は19～20日のものである            |            |
| 40. 7. 22～23   | 梅雨  | 6. 7    | 998. 8    | 118. 2 | 14   | 12  |      | 35      | 74     |     | 35      | 144    | 2, 160  |        | 81   | 710    | 1, 080 |        | 58                                          |                           |           |           | 27   |        |        |                             |            |
| 40. 9. 15～17   | 台風  | 15      | 992. 4    | 151. 6 | 1    | 1   |      | 1       | 1      |     | 3       |        |         |        |      | 38     | 38     |        |                                             |                           |           |           | 1    |        |        |                             |            |
| 42. 7. 7～ 9    | 梅雨  | 6       | 1, 001. 9 | 198. 5 | 159  | 231 |      | 532     | 701    |     | 643     | 4, 898 | 32, 910 | 157    | 112  | 2, 383 |        |        | 74                                          | 19                        |           |           | 110  | 25     |        | 昭和42年7月豪雨（呉市、沿岸部）           |            |
| 44. 6. 28～7. 8 | 〃   |         | 999. 6    | 491. 0 | 7    | 21  |      | 23      | 37     |     | 133     | 595    | 10, 037 | 18     | 14   | 2, 100 | 1, 459 | 317    | 44                                          |                           |           |           | 8    |        |        | 梅雨前線豪雨                      |            |
| 45. 8. 15      | 台風  | 28. 3   | 986. 0    | 50. 0  | 3    | 9   |      | 11      | 31     |     | 186     | 882    | 562     | 93     |      |        |        |        |                                             |                           |           |           |      |        |        | 台風 9 号                      |            |
| 45. 8. 18      | 前線  | 9. 3    |           | 18. 5  | 6    | 3   |      | 5       | 8      |     | 3       | 4      | 52      | 2      | 39   | 1, 512 | 527    | 39     | 3, 908 ha                                   |                           |           |           | 6    | 438    |        | 東城町集中豪雨                     |            |
| 45. 8. 21      | 台風  | 21. 3   | 976. 2    | 43. 5  | 4    | 54  |      | 173     | 823    |     | 14, 001 | 629    | 10, 075 | 108    |      |        |        |        |                                             |                           |           |           |      |        |        | 台風 1 0 号                    |            |
| 46. 4. 27～28   | 大火  | 6. 5    |           |        | 18   |     |      |         |        |     |         |        |         |        |      |        |        |        |                                             |                           |           |           |      |        |        | 呉市林野火災                      |            |
| 46. 7. 1       | 梅雨  |         | 1, 000. 4 | 8. 5   | 1    |     |      | 1       | 3      |     | 1       | 11     | 512     |        | 17   | 606    |        | 12     |                                             |                           |           |           | 5    |        |        | 梅雨前線豪雨                      |            |
| 46. 7. 16～26   | 大雨  |         | 1, 001. 0 | 177. 0 | 5    | 11  |      | 12      | 22     |     | 18      | 385    | 4, 534  |        | 12   | 855    |        | 87     | 796ha                                       | 361ha                     |           |           | 6    |        |        | 庄原 334 ミリ                   |            |
| 47. 7. 9～14    | 梅雨  | 6. 5    | 1, 002. 0 | 244. 5 | 35   | 105 | 4    | 349     | 2, 170 |     | 486     | 5, 169 | 11, 031 |        |      |        |        |        | 6, 242 力所                                   |                           | 1, 073 力所 |           | 189  | 147    |        | 7. 7豪雨 県北部三次 564 ミリ         |            |
| 47. 8. 20～21   | 低気圧 | 9. 5    | 1, 005. 7 | 206. 0 | 2    | 9   |      | 16      | 19     |     | 60      | 512    | 4, 950  |        | 332  | 5, 696 | 8, 703 | 1, 220 | 260 〃                                       |                           | 354 〃     |           | 18   |        |        | 低気圧による大雨 竹原 330 ミリ          |            |
| 47. 9. 8～ 9    | 熱低  | 8. 5    | 1, 006. 4 | 75. 0  | 2    | 12  |      | 40      | 46     |     | 69      | 324    | 8, 278  |        |      |        |        |        | 68 〃                                        |                           | 71 〃      |           | 12   |        |        | 熱低による大雨 因島 164 ミリ           |            |
| 48. 7. 2       | 不安定 | 9       |           | 36. 5  |      | 1   |      | 11      | 14     |     |         | 25     | 1, 675  |        | 9    | 172    | 117    |        | 38 〃                                        |                           | 65 〃      |           |      |        |        | 豪雨による大雨福山 108 ミリ            |            |
| 48. 7 ～ 8      | 干ばつ |         |           |        |      |     |      |         |        |     |         |        |         |        |      |        |        |        | 農作物被害面積 21, 875ha<br>ため池 7力所<br>農地農業用施設 7力所 |                           |           |           |      |        |        | 沿岸部 4町<br>給水支援              |            |
| 49. 9. 1～ 2    | 台風  | 15      | 980. 8    | 36. 0  |      |     |      |         | 3      |     | 15      | 80     | 2, 478  |        |      | 503    |        |        |                                             |                           |           |           | 9    |        |        | 台風 1 6 号                    |            |
| 49. 9. 7～ 9    | 〃   | 9. 8    | 1, 006. 1 | 175. 5 |      |     |      |         | 1      |     |         | 6      | 295     |        |      | 582    |        |        |                                             | 田 45. 30 ha<br>畑 0. 15 ha |           |           | 3    |        |        | 台風 18号 吉和488 <sup>a</sup> 、 |            |
| 50. 8. 16～18   | 〃   | 12. 5   | 991. 0    | 97. 5  |      |     |      |         | 5      |     | 8       | 82     | 2, 156  |        |      | 877    |        |        |                                             |                           |           |           |      |        |        |                             |            |



| 発生年月日            | 種 別       | 気象値（広島）       |               |            | 人的被害      |            |             | 家 屋 被 害   |           |           |             | 家屋被害              |                   |            |              | 土木被害         |              |              |           | 農地被害      |            |           |            | その他の被害   |                  | 備 考                 |
|------------------|-----------|---------------|---------------|------------|-----------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|-------------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|----------|------------------|---------------------|
|                  |           | 最大風速<br>(m/s) | 最低気圧<br>(hPa) | 雨量<br>(mm) | 死者<br>(人) | 負傷者<br>(人) | 行方不明<br>(人) | 全壊<br>(戸) | 半壊<br>(戸) | 流失<br>(戸) | 一部損壊<br>(戸) | 床 上<br>浸 水<br>(戸) | 床 下<br>浸 水<br>(戸) | 非住家<br>(戸) | 橋梁流失<br>(ヶ所) | 道路損壊<br>(ヶ所) | 堤防決壊<br>(ヶ所) | がけ崩れ<br>(ヶ所) | 流失        |           | 冠水         |           | 鉄道<br>(ヶ所) | 船<br>(隻) |                  |                     |
|                  |           |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              | 田<br>(ha) | 畑<br>(ha) | 田<br>(ha)  | 畑<br>(ha) |            |          |                  |                     |
| 51. 9. 8～13      | 台風・前線     | 21.5          | 998.8         | 224.5      | 16        | 29         |             | 29        | 35        |           | 123         | 321               | 6,353             |            |              | 3,201        |              |              |           |           | 田68.72ha   | 畑12.84 ha |            | 40       |                  | 台風17号と前線による大雨       |
| 53. 6. 1～ 3      | 大規模林野火災   |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          |                  | 江田島町焼失面積 1,004.59ha |
| 53. 9.15         | 台風        | 19.4          | 991.4         | 10.5       | 4         |            |             |           | 25        |           | 115         | 303               | 3,730             |            |              | 564          |              |              |           |           | 田 11.2 ha  | 畑 0.02 ha |            | 1        |                  | 台風第1 8号             |
| 54. 6.26～7.2     | 梅雨        |               |               | 379.0      | 1         | 5          |             | 5         | 7         |           | 93          | 152               | 3,201             |            | 18           | 1,591        |              | 494          |           |           |            |           | 31         |          |                  |                     |
| 55. 7 ～ 9        | 異常低温・日照不足 |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           | 農作物被害     |            | 54,003ha  |            |          |                  |                     |
| 56. 1 ～ 3        | 豪雪        |               |               |            | 1         | 1          |             |           | 1         |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           | 農作物被害     |            | 4,360ha   |            |          |                  | 5 6 豪雪              |
| 56. 6.25～7.4     | 梅雨        |               |               | 505.0      | 4         | 11         |             | 2         | 5         |           | 55          | 22                | 902               |            | 4            | 1,597        |              | 62           |           |           |            |           | 50         |          | 江田島町、呉市で山、がけ崩れ   |                     |
| 57. 7.13～17      | 〃         |               |               | 300.0      | 6         | 1          |             | 5         | 3         |           | 14          | 166               | 1,580             |            | 3            | 197          | 348          | 78           |           |           |            |           | 15         |          |                  |                     |
| 57. 8.23         | 雷雨        |               |               | 252.0      | 2         | 2          |             | 2         | 4         |           | 2           | 175               | 1,816             |            | 4            | 87           | 141          | 162          |           |           |            |           |            |          | 広島西部における雷雨       |                     |
| 58. 7.20～23      | 梅雨        |               |               | 38.0       |           | 2          |             | 5         | 3         |           | 14          | 73                | 538               |            | 19           | 1,290        |              | 66           | 農作物被害     |           | 1,989ha    |           | 8          |          | 昭和58年7月豪雨        |                     |
| 58. 9.26～28      | 台風・前線     | 10.6          | 993.6         | 272.0      |           | 1          |             | 1         |           |           | 16          | 12                | 438               |            | 1            | 262          |              | 72           | 〃         |           | 755ha      |           | 4          |          | 台風第1 0号          |                     |
| 59. 3.11～14      | 林野大火      |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 宮島町厳島浦焼失面積 252ha |                     |
| 60. 6.21～7.6     | 梅雨        |               |               | 767.0      | 2         | 3          |             | 6         | 20        |           | 56          | 441               | 3,119             |            | 12           | 2,731        |              | 1,830        | 農作物被害     |           | 4,273ha    |           | 75         |          | 梅雨前線による大雨        |                     |
| 61. 5. 7         | 落雷        |               |               |            | 1         | 1          |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 福山市              |                     |
| 61. 6.15～7.20    | 梅雨        |               |               | 605.0      |           |            |             |           |           |           | 1           | 10                | 226               |            | 2            | 566          |              |              | 農作物被害     |           | 139ha      |           | 9          |          |                  |                     |
| 61. 6.24         | 竜巻        | 50～70：推定      |               |            |           | 1          |             | 1         | 5         |           | 5           |                   |                   |            |              |              |              |              | 農作物被害     |           | 0.67ha     |           |            |          | 双三郡三和町           |                     |
| 62. 6.8～7.26     | 梅雨        |               |               | 619.0      |           |            |             |           |           |           | 3           | 16                | 153               |            | 2            | 195          |              |              |           |           |            |           | 2          |          | 落雷による停電78,000戸   |                     |
| 62. 8.30～31      | 台風        | SSE 22.3      | 991.9         | 0.0        |           | 7          |             |           |           |           | 26          |                   |                   |            |              |              |              |              | 農作物被害     |           | 3,152ha    |           |            |          | 台風第1 2号          |                     |
| 62. 10.16～17     | 台風        | N 16.1        | 986.9         | 59.0       |           |            |             |           |           |           | 3           |                   |                   |            |              | 11           |              |              | 〃         |           | 3,407.6ha  |           |            |          | 台風第1 9号          |                     |
| 63. 7.20～21      | 梅雨        |               |               |            | 14        | 11         |             | 38        | 20        |           | 15          | 72                | 459               |            |              | 219          |              |              | 〃         |           | 29.39ha    |           | 21         | 33       | 加計町、戸河内町、簡賀村     |                     |
| 平成 1. 7.12～ 7.13 | 〃         |               |               | 97.5       |           |            |             |           |           |           |             | 1                 | 158               |            | 2            | 243          |              |              |           |           |            |           | 2          |          |                  |                     |
| 1. 8.26～ 8.27    | 台風        | NNE 16.1      | 990.5         | 49.5       | 1         |            |             |           |           |           |             |                   | 66                |            | 2            | 355          |              |              | 農作物被害     |           | 106.4ha    |           | 1          |          | 台風第1 7号          |                     |
| 2. 8.22          | 〃         | SSW 20.3      | 980.7         | 90.5       | 1         | 6          |             |           | 1         |           | 29          | 2                 | 177               |            |              | 103          |              |              | 〃         |           | 2,193.3ha  |           | 3          |          | 台風第1 4号          |                     |
| 2. 9.12～10.24    | 長雨        |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              | 〃         |           | 13,909.1ha |           |            |          | 東広島市、三次市、広島市、向島町 |                     |
| 3. 7. 4～ 7. 5    | 梅雨        |               |               | 179.0      |           | 4          |             | 1         |           |           | 25          | 2                 | 40                |            | 1            | 640          |              | 226          | 〃         |           | 0.8ha      |           | 3          |          | 三原市、尾道市、福山市      |                     |
| 3. 9.27～ 9.28    | 台風        | S 36.0        | 970.2         | 7.0        | 6         | 49         |             | 50        | 442       |           | 22,661      | 3,005             | 9,162             |            | 2            | 169          |              | 49           | 〃         |           | 23,408.1ha |           | 88         | 688      | 台風第1 9号          |                     |
| 4. 8. 8          | 〃         | 24.7          |               | 110.0      |           | 1          |             |           |           |           |             | 29                | 476               |            | 2            | 303          |              | 36           | 〃         |           | 4,470.0ha  |           | 2          |          | 台風第1 0号          |                     |
| 5. 4.17～ 21      | 大規模林野火災   |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 吉田町焼失面積250ha     |                     |
| 5. 6.28～ 7. 5    | 梅雨        |               |               | 142.0      | 4         | 1          |             | 1         | 1         |           | 14          | 5                 | 285               |            | 3            | 619          |              | 237          | 農作物被害     |           | 36.0ha     |           | 4          |          | 福山市、東広島市         |                     |
| 5. 7.26～ 7.27    | 台風        |               | 990.0         | 276.0      |           | 3          |             | 11        | 8         |           | 33          | 54                | 713               |            | 9            | 1,180        |              | 520          | 〃         |           | 594.1ha    |           | 12         |          | 台風第5号            |                     |
| 6. 8.11～ 20      | 大規模林野火災   |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 竹原市焼失面積352ha     |                     |
| 7. 7. 2～ 7. 5    | 梅雨        |               |               | 310.0      | 1         |            |             |           |           |           | 6           | 33                | 972               |            | 4            | 434          |              | 66           | 〃         |           | 48.47ha    |           |            |          | 竹原市、福山市          |                     |
| 10. 10.17～ 18    | 台風        | 20.4          | 981.0         | 192.0      | 3         | 2          |             | 3         |           |           | 16          | 105               | 911               |            | 9            | 648          |              | 401          | 165.31ha  |           | 8.58ha     |           | 7          | 2        | 台風第1 0号          |                     |
| 11. 6.23～ 7. 3   | 梅雨        |               |               | 446.0      | 32        | 59         |             | 101       | 68        |           | 300         | 1,284             | 2,763             |            | 29           | 1,274        |              | 665          | 367.30ha  |           |            |           | 62         | 3        | 6.29広島土砂災害       |                     |
| 11. 9.23～ 24     | 台風        | SSE 32.1      | 960.0         | 145.0      | 5         | 60         |             | 2         | 7         |           | 1,296       | 141               | 1,033             |            | 2            | 175          |              | 82           | 15.70ha   |           |            |           | 66         | 196      | 台風第1 8号          |                     |
| 12. 10. 6        | 地震        |               |               |            |           | 3          |             |           |           |           | 17          |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           | 1          |          | 平成12年鳥取県西部地震     |                     |
| 13. 3.24         | 地震        |               |               |            | 1         | 193        |             | 65        | 688       |           | 36,545      |                   |                   | 71         |              | 284          |              | 23           | 33.82ha   |           |            |           | 7          |          | 平成13年芸予地震        |                     |
| 14. 8.10～ 8.11   | 大雨        |               |               | 102.0      | 3         | 1          |             | 1         |           |           | 3           | 13                | 110               |            |              |              |              |              | 1.17ha    |           |            |           |            |          | 広島市、呉市           |                     |
| 16. 2.14～2.23    | 大規模林野火災   |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 瀬戸田町焼失面積 391ha   |                     |
| 16. 8.30～31      | 台風        | 15.7m/s       | 970.0         | 164.0      |           | 9          |             | 1         | 4         |           | 88          | 1,379             | 5,799             |            |              | 55           |              | 18           | 10.62     | 0.86      |            |           |            | 20       | 台風1 6号           |                     |
| 16. 9. 7         | 台風        | 33.3m/s       | 965.0         | 154.0      | 5         | 147        |             | 27        | 204       |           | 16,582      | 860               | 3,128             |            |              | 125          |              | 69           | 6.44      | 0.16      |            |           |            | 584      | 台風1 8号           |                     |
| 16. 9.29         | 台風        | 21.3m/s       | 980.0         | 91.0       |           | 6          |             |           |           |           | 224         |                   |                   | 2          |              | 5            |              | 1            |           |           |            |           |            | 19       | 台風2 1号           |                     |
| 16. 10.19～21     | 台風        | 25.1m/s       | 955.0         | 221.0      |           | 30         |             |           | 7         |           | 408         |                   | 10                |            | 1            | 152          |              | 22           | 11.02     | 0.30      |            |           | 3          | 65       | 台風2 3号           |                     |
| 17. 7. 1～ 4      | 大雨        |               |               | 189.0      |           | 2          |             |           |           |           | 3           | 21                | 758               | 94         |              | 94           |              |              | 23.77     | 1.24      |            |           |            |          | 梅雨前線による大雨        |                     |
| 17. 9. 5～11      | 台風        | 32.1m/s       | 970.0         | 358.0      |           | 13         |             | 7         | 75        |           | 135         | 240               | 1,741             | 120        | 6            | 278          |              |              | 54.41     | 0.95      |            |           |            | 65       | 台風1 4号           |                     |
| 17. 12.16～31     | 大雪        |               |               |            | 3         | 24         |             | 1         |           |           | 236         |                   |                   | 232        |              |              |              |              |           |           |            |           | 1          |          |                  |                     |
| 18. 1. 1～ 5.10   | 大雪        |               |               |            | 1         | 15         |             | 2         | 1         |           | 818         |                   |                   | 732        |              |              |              |              | 0.20      |           |            |           | 1          |          | 強い冬型の気圧配置による大雪   |                     |
| 18. 6.12         | 地震        |               |               |            |           | 4          |             |           |           |           | 2           |                   |                   | 14         |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 大分県西部地震          |                     |
| 18. 9.16～20      | 台風        | 34.9m/s       | 965.0         | 313.0      | 1         | 7          | 1           | 4         | 8         |           | 37          | 76                | 419               | 42         | 9            | 214          |              | 82           | 84.54     | 3.71      |            |           |            | 14       | 台風1 3号           |                     |
| 19. 7.14         | 台風        | 14.8          | 965.0         | 144.0      |           | 1          |             |           |           |           |             |                   |                   |            |              |              |              |              |           |           |            |           |            |          | 台風4号             |                     |
| 19. 8. 2～ 3      | 台風        | 16.0          | 975.0         | 158.0      |           | 1          |             |           |           |           |             | 1                 | 113               | 11         |              | 2            |              |              | 農作物被害     |           | 0.15ha     |           |            | 4        | 台風5号             |                     |
| 20. 8.29～30      | 大雨        |               |               | 135.0      |           |            |             |           |           |           | 1           | 81                | 702               |            |              | 23           |              | 35           | 6.6       |           |            |           |            |          | 河内、福山            |                     |

| 発生年月日          | 種 別   | 気象値（広島）       |               |            | 人的被害      |            |             | 家 屋 被 害   |           |           |             | 家屋被害           |                          |            |              | 土木被害         |              |              |                 | 農地被害      |                 |           |            | その他の被害   |   | 備 考              |
|----------------|-------|---------------|---------------|------------|-----------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|----------------|--------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|------------|----------|---|------------------|
|                |       | 最大風速<br>(m/s) | 最低気圧<br>(hPa) | 雨量<br>(mm) | 死者<br>(人) | 負傷者<br>(人) | 行方不明<br>(人) | 全壊<br>(戸) | 半壊<br>(戸) | 流失<br>(戸) | 一部損壊<br>(戸) | 床上<br>浸<br>(戸) | 床上<br>下<br>水<br>浸<br>(戸) | 非住家<br>(戸) | 橋梁流失<br>(ヶ所) | 道路損壊<br>(ヶ所) | 堤防決壊<br>(ヶ所) | がけ崩れ<br>(ヶ所) | 流失<br>田<br>(ha) | 畑<br>(ha) | 冠水<br>田<br>(ha) | 畑<br>(ha) | 鉄道<br>(ヶ所) | 船<br>(隻) |   |                  |
| 21. 7. 19～27   | 大雨    |               |               | 349.0      | 1         | 4          |             | 3         |           |           |             | 17             | 29                       | 271        | 18           | 1            | 167          |              | 435             | 11.66     | 1.5             |           |            | 11       |   | 平成21年7月中国・九州北部豪雨 |
| 22. 7. 11～15   | 大雨    |               |               | 430.0      | 4         | 5          |             | 7         | 23        |           |             | 65             | 253                      | 1,376      |              | 5            | 1,390        |              | 1,138           | 79.18ha   | 3.69ha          |           |            | 39       |   | 梅雨前線による大雨        |
| 22. 7. 16      | 大雨    |               |               | 174.0      | 1         | 1          |             | 12        | 12        |           |             | 7              | 1                        | 31         |              | 3            | 43           |              | 300             |           |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 23. 8. 26～28   | 大雨    |               |               |            |           |            |             |           |           |           |             |                |                          | 6          | 1            |              | 27           |              | 1               | 0.36ha    |                 |           |            |          |   | 安芸高田市、神石高原町      |
| 23. 9. 2～4     | 台風    | 16.5          |               |            | 1         | 1          |             |           |           |           |             | 4              |                          |            |              |              | 110          |              | 1               | 7.27ha    | 0.41ha          |           |            |          |   | 台風12号            |
| 24. 7. 6～7     | 大雨    |               |               |            |           | 1          |             |           |           |           |             |                |                          | 29         |              |              | 137          |              | 1               | 12.16ha   | 0.80ha          |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 25. 6. 19～21   | 大雨    |               |               | 346.5      |           |            |             |           |           |           |             | 2              |                          | 5          | 1            |              | 25           | 52           | 10              |           |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 25. 6. 25～26   | 大雨    |               |               |            | 1         |            |             | 1         | 1         |           |             |                |                          |            |              |              |              |              | 2               |           |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 25. 12. 20     | 大雪    |               |               |            | 1         |            |             |           |           |           |             |                |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 強い冬型の気圧配置による大雪   |
| 26. 2. 8       | 大雪    |               |               |            |           | 2          |             |           |           |           |             | 3              |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   |                  |
| 26. 3. 14      | 地震    |               |               |            |           | 1          |             |           |           |           |             | 32             |                          |            | 6            |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 伊予灘地震            |
| 26. 8. 2～6     | 大雨    |               |               | 361.0      | 1         |            |             |           |           |           |             | 1              | 3                        | 58         | 1            | 1            | 205          |              | 46              | 60.84ha   | 1.88ha          |           |            |          |   | 大気不安定による雨        |
| 26. 8. 7～11    | 台風    | 18.2          | 955.0         | 135.0      |           | 3          |             | 1         | 2         |           |             | 18             | 25                       | 127        | 15           |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 台風11号            |
| 26. 8. 20～22   | 大雨    |               |               | 287.0      | 77        | 68         |             | 179       | 217       |           |             | 190            | 1086                     | 3097       | 468          | 2            | 137          |              | 80              | 14.03ha   | 1.91ha          |           |            |          |   | 平成26年8月豪雨        |
| 27. 7. 16～17   | 台風    | 14.9          | 970.0         | 86.0       |           | 1          |             |           |           |           |             | 3              |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 台風11号            |
| 27. 8. 25      | 台風    | 16.0          | 965.0         | 236.0      |           | 8          |             |           |           |           |             | 11             |                          |            |              |              | 4            |              | 1.60ha          |           |                 |           |            |          |   | 台風15号            |
| 28. 6. 21～25   | 大雨    |               |               | 355.0      |           | 2          |             | 6         | 24        |           |             | 83             | 103                      | 291        | 12           | 2            | 711          |              | 27.21ha         | 8.94ha    |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 29. 6. 30～7. 5 | 大雨    |               |               | 406.0      | 2         |            |             |           |           |           |             | 1              | 8                        | 46         | 4            |              | 170          | 290          | 18.49ha         | 0.57ha    |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 29. 9. 17      | 台風    | 15.7          | 975.0         | 206.0      |           | 2          |             |           |           |           |             | 15             |                          | 1          |              |              | 7            | 29           | 2.24ha          | 0.11ha    |                 |           |            |          |   | 台風18号            |
| 30. 7. 5～8     | 大雨    |               |               | 498.5      | 133       | 147        | 5           | 1157      | 3619      |           |             | 2158           | 3164                     | 5555       | 2466         | 158          | 6266         | 2821         | 1970            | 1227ha    | 179ha           |           |            | 362      | 7 | 平成30年7月豪雨        |
| 30. 8. 23      | 台風    | 12.9          |               |            |           | 2          |             |           |           |           |             |                |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 台風20号            |
| 30. 9. 29～30   | 台風    | 17.0          | 950.0         | 275.0      |           | 4          |             |           |           |           |             | 3              |                          |            |              |              | 3            | 2            | 1               | 2ha       |                 |           |            |          |   | 台風24号            |
| 令和 1. 8. 14～16 | 台風    | 15.5          |               |            | 1         | 1          |             |           |           |           |             | 8              |                          |            | 2            |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 台風10号            |
| 1. 10. 12      | 台風    |               |               |            |           | 2          |             |           |           |           |             | 2              |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 令和元年東日本台風        |
| 2. 7. 5～11     | 大雨    |               |               | 500.0      |           | 1          |             |           |           |           |             | 2              |                          | 4          |              |              | 66           |              | 19              | 4         | 4               |           |            |          |   | 令和2年7月豪雨         |
| 2. 7. 13～16    | 大雨    |               |               | 235.0      | 2         | 2          |             | 1         | 11        |           |             | 13             | 4                        | 95         |              |              | 299          |              | 13              | 182       | 18              |           |            |          |   | 令和2年7月豪雨         |
| 2. 9. 4～7      | 台風    | 40            | 955.0         | 82.0       |           | 2          |             |           |           |           |             | 3              |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 台風10号            |
| 3. 7. 7～8      | 大雨    |               |               | 409.0      |           |            |             |           | 78        |           |             | 155            | 88                       | 440        | 93           | 3            | 297          | 392          | 7               | 375       | 46              |           |            | 2        |   | 梅雨前線による大雨        |
| 3. 8. 8～9      | 台風    | 18.2          | 990.0         | 323.0      |           | 2          |             |           |           |           |             | 2              | 1                        | 5          | 1            |              | 3            |              |                 |           |                 |           |            |          | 3 | 台風9号             |
| 3. 8. 11～25    | 大雨    |               |               | 793.0      | 3         | 1          |             | 11        | 78        |           |             | 37             | 120                      | 343        | 20           | 3            | 615          | 647          | 74              | 1,028     | 82              |           |            | 2        |   | 停滞前線による大雨        |
| 4. 8. 29～9. 7  | 台風・前線 | 13.5          | 920.0         | 87.0       |           | 4          |             |           |           |           |             | 3              |                          |            |              |              | 4            |              |                 |           |                 |           |            |          |   | 台風11号及び前線に伴う大雨   |
| 4. 9. 18～20    | 台風    | 18            | 910.0         | 388.0      | 1         | 1          |             |           |           |           |             | 15             |                          | 8          | 1            | 1            | 65           |              | 4               | 7         |                 |           |            |          | 1 | 台風14号            |
| 4. 12. 17～24   | 大雪    |               |               |            | 1         | 2          |             |           |           |           |             |                |                          |            |              |              |              |              |                 |           |                 |           |            |          |   |                  |
| 5. 6. 29～7. 1  | 大雨    |               |               | 274.0      |           |            |             |           | 1         |           |             | 2              |                          | 2          |              |              | 18           |              |                 | 1.24      |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 5. 7. 8～10     | 大雨    |               |               | 352.0      |           |            |             |           |           |           |             | 4              |                          | 4          |              |              | 84           |              |                 | 5.47      |                 |           |            |          |   | 梅雨前線による大雨        |
| 6. 11. 1～2     | 大雨    |               |               | 299.0      |           |            | 1           |           |           |           |             |                |                          | 9          |              |              | 33           | 71           |                 | 5.03      | 0.20            |           |            |          |   | 停滞前線による大雨        |

## 12 広島県の自然的条件

### ○地勢

地帯構造の上からいえば、中国地方は西日本内帯に属し、山地は一般に低く、起伏も緩やかである。また、地形構造はわりあい単純であり、中央よりやや北に偏して東西に走る脊梁山地と、その両側に広がる高原状の低山地からなり、海岸には極めて小規模の平野が見られるにすぎない。

中国地方の中央部にあってその南斜面を占める広島県は、上述の中国地方の一般的特性を典型的に示し、県内のほとんどは低い山地によって占められ、江の川の本・支流と太田川、芦田川の下流に見られる平野部もいたって狭い。

広島県の南部が面する瀬戸内海は、日本の典型的な沈水海岸の景観を示しており、大小多数の島々が浮かび、海岸線は屈曲に富んでいる。

### ○地形特性

#### (1) 地形の規則的な配列

主たる地形の配列は脊梁山地方向であるが、これと斜行又は平行する北東－南西方向の直線的な谷・山列が特に広島県西部において発達する。また、西北西－東南東方向の直線谷もよく発達し、北東－南西方向の構造と組み合って菱形模様の地形単位をつくっている。

これらの規則的な地形配列は、古い地質時代の断層構造線が侵食されて形成されたものであるが、こうした断層構造線のうち、活断層であることがほぼ確実であって、比較的活動度が高いとみられるものとして、本県西部の小方－小瀬断層(大竹断層)及び己斐断層が知られている。

#### (2) 四段の階段状山地

中国地方には侵食小起伏面(平地であった所が侵食から取り残された地形で、高原や山頂平坦面として分布する。)がよく発達し、本県では、脊梁山地面(海拔 1,000m 以上)、吉備高原面(同 600～700m)、世羅台地面(同 350～450m)及び瀬戸内面(同 250m 以下)の四段が認められる。

#### (3) 花崗岩地形の発達

県内には花崗岩類が広く分布する。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化・侵食されやすく、侵食小起伏面や山麓緩斜面など特徴ある地形を生じている。岩がごつごつと露出する急斜面と、その下方になだらかに広がる斜面との対照的な景観は、瀬戸内海の島々の特徴であるが、前者が古生層・流紋岩であるのに対し、後者は粗粒の花崗岩であることが多い。

### ○広島県の自然史

日本列島の帯状構造は二畳紀後半から三畳紀に造られたものといわれ、中国地方の骨格もこの頃生成された。中生代白亜紀の大規模な火成活動(花崗岩、流紋岩等の貫入・噴出)の後、長期にわたって陸上侵食を受け、平坦化が進んだが、新生代第三紀中頃の日本海の生成以降、南からのフィリピン海プレートによる南北圧縮、東からの太平洋プレートによる東西圧縮の影響により、中国地方は波状に変形しながら隆起し、脊梁山地の上昇と三次・庄原盆地及び瀬戸内海の相対的沈降が生じた。

第四紀(約 200 万年前)以降は、氷河性海水準変動による影響がこの曲隆運動に加わり、現在の広島県の地形が形成されていった。

第四紀更新世ヴェルム氷期(約 1 万～7 万年前)には、海面は現在よりも最大で約 140m 低下

し、陸化した瀬戸内海はナウマン象やニホンジカの群棲する原野であった。

約1万年前からの完新世には、気候の温暖化により急激に海面が上昇して瀬戸内海が誕生した。本県の主要な都市部が位置する瀬戸内海沿岸のデルタ地帯は、この海面上昇の後に形成された沖積平野であって、未固結の砂泥が厚く堆積したものである。

#### ○気候

本県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面している。このため気候はおおむね温暖といえるが、気温・降水量とも南部と北部ではかなりの差異がある。

気温の年平均値は南部では15度前後、北部では約12度前後となっている。

1月の平均気温は低いところで氷点下1度、高いところでは6度であり、8月の平均気温は22度から28度となっている。1月・8月とも地域による差が大きい。

年間の降水量は、北西部の中国山地沿いで最も多く2,300～2,400ミリであるが、南東部に向かって次第に少なくなり、東部では1,100ミリ前後となっている。

### 13 既往地震の概要

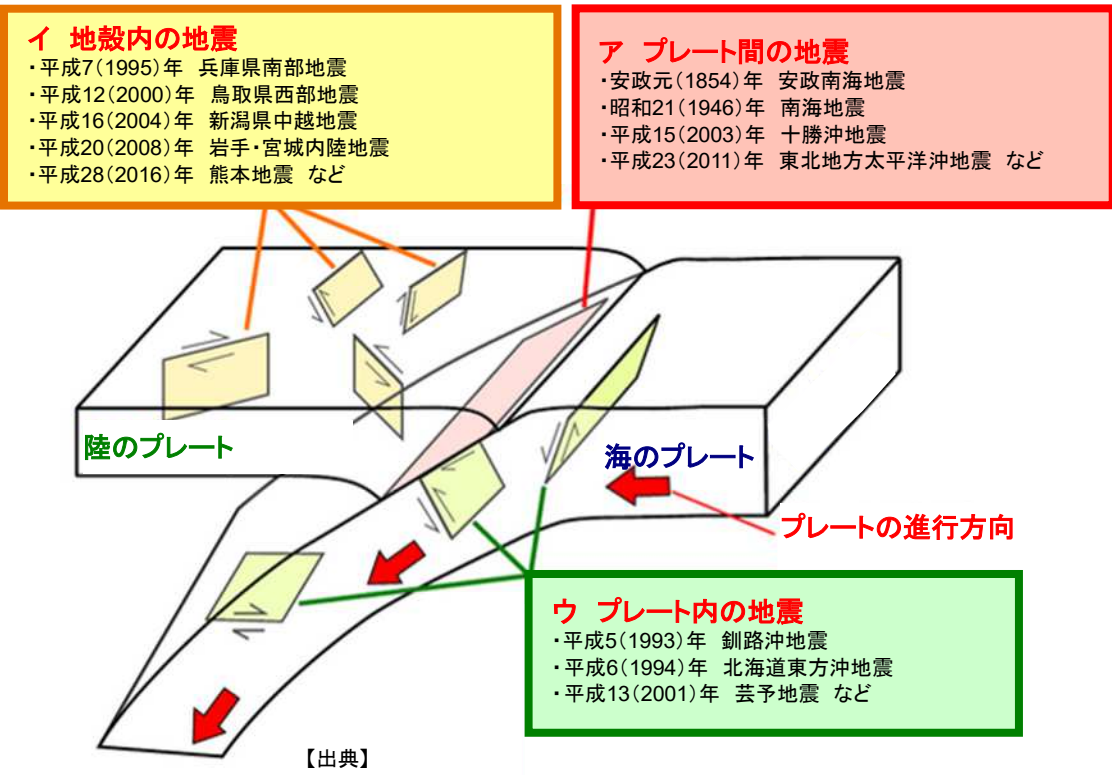
#### ○ 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図－1 のとおりである。

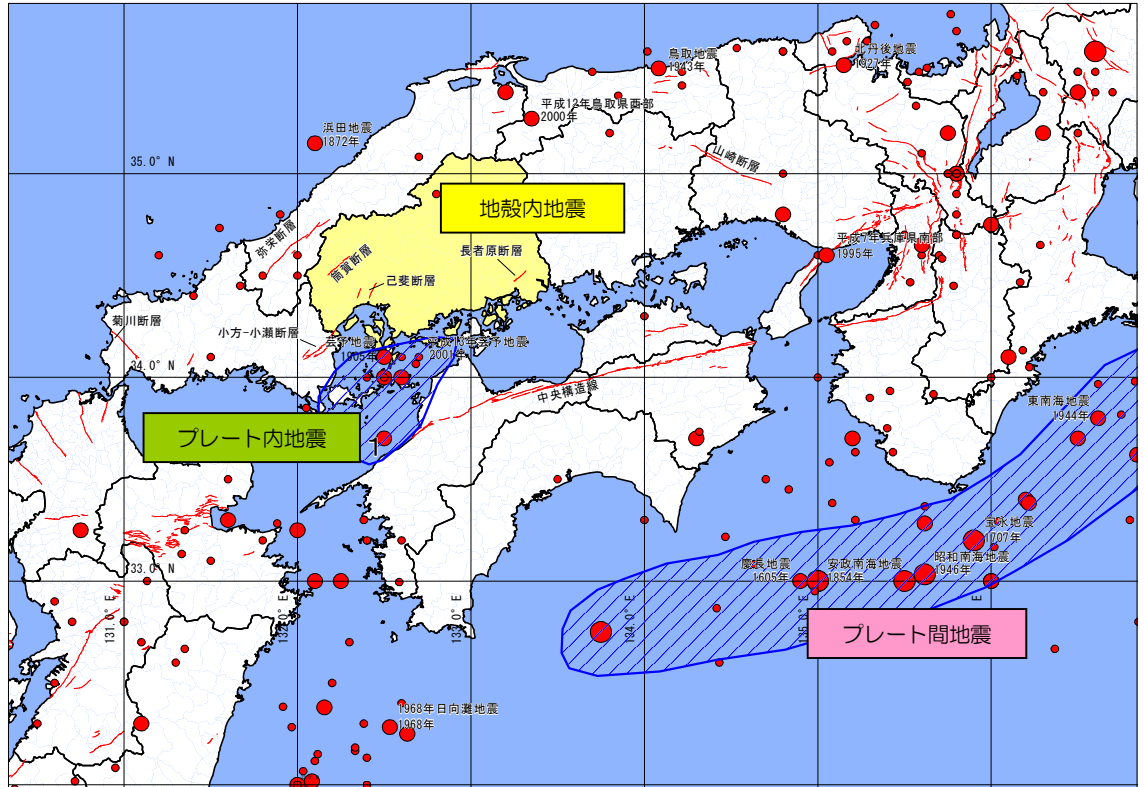
地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図－2 に示す。

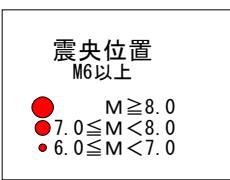
図－１ 地震の発生メカニズム



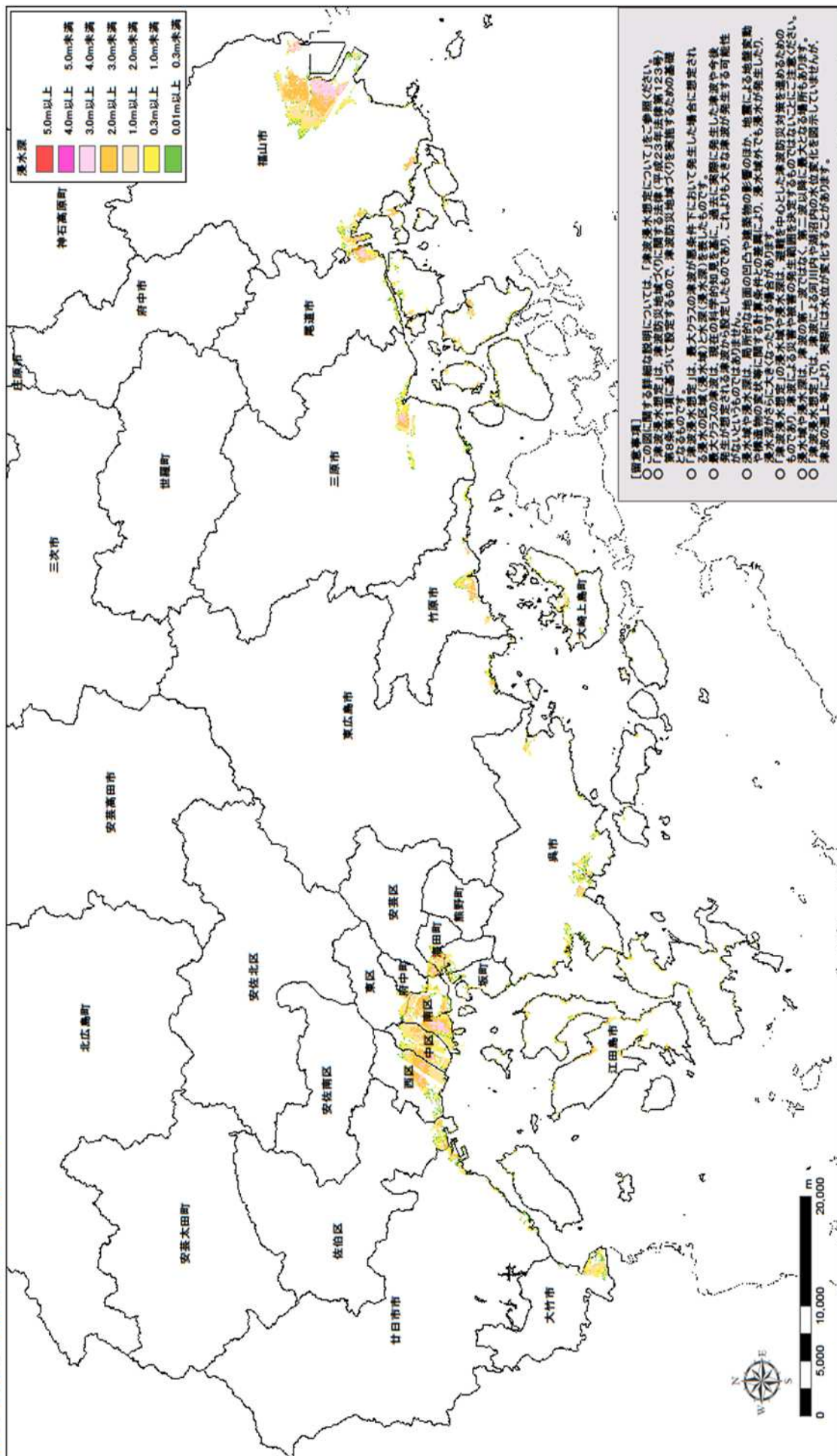
図－２ 被害地震の震央位置と活断層位置



出典  
1) 気象庁：「改訂 日本付近の主要地震の表(1926～1960)」  
地震月報別冊No. 6, 1982  
2) 地震学会：「地震」  
3) 防災科学研究所：K-net  
4) 宇佐美龍夫：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会  
5) 中田高・今泉俊文 編, 2002, 「活断層詳細デジタルマップ」  
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。  
(製品シリアル番号：DAFM1101)  
6) 活断層研究会 (1991)：新編日本の活断層、東京大学出版会



広島県津波浸水想定図



○ 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表 1 に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表 2 のとおりである。

表 1 ー広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

| 発生年                                                                    | 地震名    | マグニ<br>チュード  | 被害の概要                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 慶安 2 年<br>(1649 年)<br>3 月 17 日                                         | 芸予地震   | 7.4±<br>0.25 | 広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。                                                                                                                                                            |
| 貞享 2 年<br>(1686 年)<br>1 月 4 日                                          | 芸予地震   | 7.0～<br>7.4  | 広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199 ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4、734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。 |
| 宝永 4 年<br>(1707 年)<br>10 月 28 日                                        | 宝永地震   | 8.4          | 全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋 78、半潰 68）。                                                                                                           |
| 嘉永 7 年<br>安政元年※<br>(1854 年)<br>12 月 24 日                               | 安政南海地震 | 8.4          | 前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6～1.7 尺（0.5m）であった。                                                                                                                       |
| 嘉永 7 年<br>安政元年※<br>(1854 年)<br>12 月 26 日<br>※嘉永 7 年 11 月 27<br>日 安政に改元 | 伊予西部   | 7.3～<br>7.5  | 安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。                                                                                                            |
| 安政 4 年<br>(1857 年)<br>10 月 12 日                                        | 芸予地震   | 7.25±<br>0.5 | 三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。                                                                                                                        |
| 明治 5 年<br>(1872 年)<br>3 月 14 日                                         | 浜田地震   | 7.1±<br>0.2  | 中野村（北広島町）で亀裂（延長 500m）を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。                                                                                                             |
| 明治 38 年<br>(1905 年)<br>6 月 2 日                                         | 芸予地震   | 6.7          | 沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒潰し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建                                  |



|                                  |             |     | 物の被害があった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
|----------------------------------|-------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------|----|----|----|----------|-----|---|----|----|----|----|----|----|---|----|-----------|------------|----------|--|-----|---|---|---|---|--|--|-----|--|---|---|--|----|---|-----|--|--|---|---|--|--|-----|--|---|---|--|---|--|---|----|-----|----|----|----|----|
|                                  |             |     | <div>被害総括</div> <table> <tr> <th>郡市</th> <th>死</th> <th>傷</th> <th>全潰</th> <th>半潰</th> <th>破損</th> <th>煙突<br/>損壊</th> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>4</td> <td>70</td> <td>36</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>6</td> <td>86</td> <td>5<br/>(51)</td> <td>25<br/>(57)</td> <td>(5, 957)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸郡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賀茂郡</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>佐伯郡</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安佐郡</td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>160</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>40</td> <td>26</td> </tr> </table> <div> 出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53<br/> （ ）内は、中央気象台の記録 </div> | 郡市         | 死        | 傷        | 全潰 | 半潰 | 破損 | 煙突<br>損壊 | 広島市 | 4 | 70 | 36 | 20 | 25 | 25 | 呉市 | 6 | 86 | 5<br>(51) | 25<br>(57) | (5, 957) |  | 安芸郡 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  | 賀茂郡 |  | 2 | 5 |  | 14 | 1 | 佐伯郡 |  |  | 2 | 1 |  |  | 安佐郡 |  | 1 | 7 |  | 1 |  | 計 | 11 | 160 | 56 | 47 | 40 | 26 |
| 郡市                               | 死           | 傷   | 全潰                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 半潰         | 破損       | 煙突<br>損壊 |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 広島市                              | 4           | 70  | 36                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 20         | 25       | 25       |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 呉市                               | 6           | 86  | 5<br>(51)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 25<br>(57) | (5, 957) |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 安芸郡                              | 1           | 1   | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1          |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 賀茂郡                              |             | 2   | 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            | 14       | 1        |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 佐伯郡                              |             |     | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1          |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 安佐郡                              |             | 1   | 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            | 1        |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 計                                | 11          | 160 | 56                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 47         | 40       | 26       |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 昭和 21 年<br>(1946 年)<br>12 月 21 日 | 南海地震        | 8.0 | 全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 昭和 24 年<br>(1949 年)<br>7 月 12 日  | 安芸灘         | 6.2 | 呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 平成 11 年<br>(1999 年)<br>7 月 6 日   | 広島県<br>南東部  | 4.5 | 負傷者 1 (震度 4)<br>物的被害なし [広島県調べ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 平成 12 年<br>(2000 年)<br>10 月 6 日  | 鳥取県<br>西部地震 | 7.3 | 震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府 (2003)]。<br>広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。[広島県調べ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 平成 13 年<br>(2001 年)<br>3 月 24 日  | 芸予地震        | 6.7 | 広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。[広島県調べ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |
| 平成 18 年<br>(2006 年)<br>6 月 12 日  | 伊予灘         | 4.7 | 負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3,)、住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |          |          |    |    |    |          |     |   |    |    |    |    |    |    |   |    |           |            |          |  |     |   |   |   |   |  |  |     |  |   |   |  |    |   |     |  |  |   |   |  |  |     |  |   |   |  |   |  |   |    |     |    |    |    |    |

|                                  |           |     |                                    |
|----------------------------------|-----------|-----|------------------------------------|
| 平成 23 年<br>(2011 年)<br>11 月 21 日 | 広島県<br>北部 | 5.4 | 負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]             |
| 平成 26 年<br>(2014 年)<br>3 月 14 日  | 伊予灘       | 6.2 | 負傷者 1 (震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟、非住家 6 棟 |

## 【出 典】

※広島県調べ、内閣府（2003）以外は、宇佐美龍夫（1987）から抜粋  
（内閣府（2003）：平成 12 年（2000）鳥取県西部地震について）  
なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

表 2－発生メカニズムによる地震の分類

| 地震のタイプ                                            | 本県に被害を及ぼした主な地震                                                                                                                                                                                                              | 地震の発生周期          |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ＜プレート内（スラブ内）地震＞<br>沈み込むフィリピン海プレート内の地震<br>（やや深い地震） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年(2001 年)芸予地震</li> <li>・昭和 24 年(1949 年)安芸灘</li> <li>・明治 38 年(1905 年)芸予地震</li> <li>・慶安 2 年(1649 年) 芸予地震</li> <li>・貞享 2 年(1686 年) 芸予地震</li> <li>・安政 4 年(1857 年) 芸予地震</li> </ul> | 約 50～100 年間隔で発生  |
| ＜プレート間（海溝型）地震＞<br>フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 21 年(1946 年)南海地震</li> <li>・安政 1 年(1854 年)安政南海地震</li> <li>・宝永 4 年(1707 年)宝永地震</li> </ul>                                                                                          | 約 100～150 年間隔で発生 |
| ＜地殻内（活断層型）地震＞<br>陸域の浅い地震<br>（深さ約 20km 以浅）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震</li> <li>・平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震</li> <li>・明治 5 年(1872 年)浜田地震</li> </ul>                                                                                      | 千年～数万年間隔で発生      |

## ○ 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年（平成 22 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1 m、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で 0.2 m・呉で 0.3 m の津波高さを観測している。

## 1.4 被害想定

### ○ 地震被害想定調査

東日本大震災（H23.3）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

### ○ 調査内容

#### （1）想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

ア 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1 及び図－2 参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11 ケース選定した。

- ① 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ② 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

イ どこでも起こりうる直下の地震（図－3 参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参 考】

■ 選定した想定地震

| 想定地震              |                                     | 選定基準※ |   |   | 想定対象 |    | 参考                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------|-------|---|---|------|----|----------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                                     | ①     | ② | ③ | 地震   | 津波 | 広島県に被害を及ぼした主な地震                                                                        |
| <b>1 プレート間の地震</b> |                                     |       |   |   |      |    | 昭和 21 年（1946 年）南海地震<br>安政元年（1854 年）安政南海地震<br>宝永 4 年（1707 年）宝永地震                        |
| 南海トラフ巨大地震         |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 1) 南海トラフ巨大地震                        | ○     | ○ | ○ | ○    | ○  |                                                                                        |
| <b>2 プレート内の地震</b> |                                     |       |   |   |      |    | 平成 13 年（2001 年）芸予地震<br>昭和 24 年（1949 年）安芸灘<br>明治 38 年（1905 年）芸予地震<br>安政 4 年（1857 年）芸予地震 |
| 日向灘及び南西諸島海溝周辺     |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道                     | ○     | ○ | ○ | ○    | ○  |                                                                                        |
| <b>3 地殻内の地震</b>   |                                     |       |   |   |      |    | 平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震<br>明治 5 年（1872 年）浜田地震                                           |
| 中央構造線断層帯          |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部                  |       | ○ | ○ | ○    | ○  |                                                                                        |
|                   | 4) 石鎚山脈北縁                           |       | ○ | ○ | ○    | －  |                                                                                        |
|                   | 5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘                     |       | ○ | ○ | ○    | ○  |                                                                                        |
| 五日市断層帯            |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 6) 五日市断層                            |       | ○ | ○ | ○    |    |                                                                                        |
|                   | 7) 己斐－広島西縁断層帯                       |       | ○ | ○ | ○    |    |                                                                                        |
| 岩国断層帯             |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 8) 岩国断層帯                            |       | ○ | ○ | ○    | －  |                                                                                        |
| 安芸灘断層群            |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 9) 主部                               |       | ○ | ○ | ○    | ○  |                                                                                        |
|                   | 10) 広島湾－岩国沖断層帯                      |       | ○ | ○ | ○    | ○  |                                                                                        |
| 長者ヶ原断層帯           |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | 11) 長者ヶ原断層－芳井断層                     | －     | － | ○ | ○    | －  |                                                                                        |
| どこでも起こりうる直下の地震    |                                     |       |   |   |      |    |                                                                                        |
|                   | どこでも起こりうる直下の地震<br>(23 市町役場直下に震源を配置) | －     | － | ○ | ○    | －  |                                                                                        |

※選定基準

- ①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

# ■想定地震の諸元

| 地震名                 | 地震タイプ | 端部の位置<br>緯度，経度         | 一般走向   | 傾斜                   | 長さ     | 幅       | 上端深さ | マグニチュード※1                                     | 今後30年以内<br>の発生確率 |
|---------------------|-------|------------------------|--------|----------------------|--------|---------|------|-----------------------------------------------|------------------|
| 南海トラフ巨大地震           | プレート間 | — — ， —                | —      | —                    | —      | —       | —    | 9.0                                           | —                |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道        | プレート内 | — — ， —                | —      | —                    | —      | —       | —    | 6.7～7.4                                       | 40%              |
| 讃岐山脈南縁ー石鎚山脈北縁東部     | 地殻内   | 東端 34° 10′ ， 134° 39′  | N70° E | 北傾斜<br>30～40°        | 約130km | 20～30km | 0km  | 8.0程度もしくはそれ以上                                 | ほぼ0～0.3%         |
| 石鎚山脈北縁 ※2           | 地殻内   | 東端 33° 58′ ， 133° 25′  | N70° E | 高角度                  | 約30km  | 不明      | 0km  | 7.3～8.0程度                                     | ほぼ0～0.3%         |
| 石鎚山脈北縁西部ー伊予灘        | 地殻内   | 東端 33° 56′ ， 133° 14′  | N70° E | 高角度<br>北傾斜           | 約130km | 不明      | 0km  | 8.0程度もしくはそれ以上                                 | ほぼ0～0.3%         |
| 五日市断層               | 地殻内   | 北端 34° 29′ ， 132° 23′  | N20° E | 高角<br>(西傾斜)          | 約20km  | 約25km   | 0km  | 7.0程度                                         | 不明               |
| 己斐ー広島西縁断層帯(M6.5) ※3 | 地殻内   | 北端 34° 27′ ， 132° 27′  | N20° E | ほぼ垂直                 | 約10km  | 不明      | 0km  | 6.5程度                                         | 不明               |
| 岩国断層帯               | 地殻内   | 北東端 34° 15′ ， 132° 13′ | N60° E | 高角<br>北西傾斜           | 約44km  | 20km程度  | 0km  | 7.6程度                                         | 0.03～2%          |
| 安芸灘断層群(主部)          | 地殻内   | 北東端 34° 07′ ， 132° 25′ | N50° E | 不明                   | 約21km  | 不明      | 0km  | 7.0程度                                         | 0.1～10%          |
| 安芸灘断層群(広島湾ー岩国冲断層帯)  | 地殻内   | 北東端 34° 19′ ， 132° 24′ | N30° E | 不明                   | 約37km  | 不明      | 0km  | 7.4程度                                         | 不明               |
| 長者ヶ原断層ー芳井断層 ※4      | 地殻内   | 東端 34° 40′ ， 133° 29′  | N43° E | 北傾斜<br>80°<br>(断層露頭) | 約37km  | —       | —    | 7.4<br>(松田(1975)の式<br>(log L=-2.9+0.6M)により計算) | —                |
| どこでも起こりうる直下の地震 ※5   | 地殻内   | 市町役場位置に断層中心            | N45° E | —                    | —      | —       | —    | 6.9                                           | —                |

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。  
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1:気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2:端部の位置、長さは岡村断層部分

※3:己斐ー広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4:長者ヶ原断層ー芳井断層は、本調査による結果を表示

※5:どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元(傾斜、長さ、幅、上端深さ等)は省略

## 【出典】

内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部(2009):全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2010):全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2011):中央構造線断層帯(金剛山地東縁ー伊予灘)の長期評価(一部改訂)について

地震調査研究推進本部(2004):五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004):日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004):岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2009):安芸灘断層群の長期評価について

## (2)地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

## (3)津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府(2012a)【内閣府(2012a):南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース 1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース 1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース 5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース 4」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の 5 地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- ・安芸灘断層群（主部）
- ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

|       | 地 震       |           |           |           |           |           | 津 波      |          |          |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
|       | 基本<br>ケース | 東側<br>ケース | 西側<br>ケース | 陸側<br>ケース | 経験的<br>手法 | 重ね<br>合わせ | ケース<br>1 | ケース<br>4 | ケース<br>5 |
| 広島県   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 広島市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 呉市    | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 竹原市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 三原市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | —        | —        | ○        |
| 尾道市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | —        | —        | ○        |
| 福山市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | —        | ○        | —        |
| 府中市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 三次市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 庄原市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 大竹市   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 東広島市  | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 廿日市市  | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 安芸高田市 | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 江田島市  | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 府中町   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 海田町   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 熊野町   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 坂町    | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 安芸太田町 | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 北広島町  | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 大崎上島町 | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 世羅町   | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |
| 神石高原町 | —         | —         | —         | ○         | —         | —         | ○        | —        | —        |

地震ケース

- 基本：基本となるケース  
 東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定  
 西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定  
 陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定  
 経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定  
 重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

- 1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定  
 4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定  
 5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

#### (4) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 $\sigma$ を加えたもの（ $2\sigma$ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

| 想定シーン                                | 想定される被害の特徴                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 冬 深夜<br>（平均：風速 8m/s<br>最大：風速 11m/s）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。</li> </ul>                                               |
| 夏 12時<br>（平均：風速 7m/s<br>最大：風速 11m/s） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> <li>・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>  |
| 冬 18時<br>（平均：風速 8m/s<br>最大：風速 11m/s） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul> |

(5) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）(1/2)

|       | 想定項目                        | 想定する値・被害量                                | 想定単位                   |
|-------|-----------------------------|------------------------------------------|------------------------|
| 自然現象  | 地震動                         | 震度、最大速度、最大加速度、SI 値                       | 250m メッシュごと            |
|       | 液状化                         | PL 値、沈下量                                 | 250m メッシュごと            |
|       | 土砂災害                        | 危険度ランク                                   | 危険箇所ごと                 |
|       | 津波                          | 最高津波水位、最大波到達時間、津波影響開始時間、浸水深別面積、浸水開始時間、流速 | 10m メッシュごと             |
| 建物被害等 | 揺れ                          | 全壊・半壊棟数                                  | 250m メッシュごと            |
|       | 液状化                         | 全壊・半壊棟数                                  | 250m メッシュごと            |
|       | 土砂災害                        | 全壊・半壊棟数                                  | 250m メッシュごと            |
|       | 津波(破堤に伴う浸水を含む)              | 全壊・半壊棟数                                  | 10m メッシュごと             |
|       | 地震火災 *                      | 焼失棟数                                     | 250m メッシュごと            |
|       | 屋外転倒物・屋外落下物                 | 飛散物、非飛散物                                 | 250m メッシュごと            |
| 人的被害  | 建物倒壊 *                      | 死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数                       | 市町ごと                   |
|       | 土砂災害 *                      | 死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数                       | 市町ごと                   |
|       | 津波 *                        | 死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数                       | 市町ごと（10m メッシュごとの結果を集計） |
|       | 地震火災 *                      | 死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数                       | 市町ごと                   |
|       | ブロック塀等・自動販売機の転倒、屋外落下物 *     | 死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数                       | 市町ごと                   |
|       | 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 *          | 死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数                       | 市町ごと                   |
|       | 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） * | 自力脱出困難者数                                 | 市町ごと                   |
|       | 津波被害に伴う要救助者・要搜索者 *          | 要救助者数、要搜索者数                              | 市町ごと                   |



被害想定項目（定量評価）（2/2）

| 想定項目   |                          | 想定する被害量                        | 想定単位                         |
|--------|--------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ライフライン | 上水道                      | 被害箇所数、断水人口                     | 10m メッシュ(津波)、<br>250m メッシュごと |
|        | 下水道                      | 管渠被害延長、機能支障人口                  | 10m メッシュ(津波)、<br>250m メッシュごと |
|        | 電力 *                     | 電柱被害本数、停電軒数                    | 10m メッシュ(津波)、<br>250m メッシュごと |
|        | 通信 *                     | 電柱被害本数、固定電話の不通回線数、携帯電話の不通ランク   | 10m メッシュ(津波)、<br>250m メッシュごと |
|        | ガス                       | 供給停止戸数                         | 250m メッシュごと                  |
| 交通施設   | 道路                       | 被害箇所数                          | 直轄国道、直轄国道以外                  |
|        | 鉄道                       | 被害箇所数                          | 新幹線、在来線                      |
|        | 港湾                       | 港湾岸壁施設等の被害箇所数                  | 港湾施設ごと                       |
| 生活への影響 | 避難者 *                    | 避難者数（避難所、避難所外）                 | 市町ごと                         |
|        | 帰宅困難者 *                  | 帰宅困難者数、滞留者数                    | 市区町ごと                        |
|        | 物資不足量（食料、飲料水、毛布、仮設トイレ） * | 食料、飲料水、毛布、仮設トイレの不足量            | 市町ごと                         |
|        | 医療機能支障 *                 | 要転院患者数、医療需要過不足数                | 二次医療圏ごと                      |
| 災害廃棄物等 | 災害廃棄物、津波堆積物 *            | 災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量              | 市町ごと                         |
| その他の被害 | エレベータ内閉じ込め               | エレベータ停止台数・閉込め者数                | 市町ごと                         |
|        | 道路閉塞                     | 幅員 13m 以下道路リンク閉塞率              | 250m メッシュごと                  |
|        | 災害時要援護者                  | 災害時要援護者数（避難所）                  | 市町ごと                         |
|        | 危険物施設・コンビナート施設           | 被害箇所数                          | 市町ごと                         |
|        | 文化財 *                    | 被害件数                           | 文化財ごと                        |
|        | 孤立集落                     | 孤立集落数                          | 孤立集落ごと                       |
|        | ため池の決壊                   | 危険度ランク                         | ため池ごと                        |
|        | 漁船・水産関連施設                | 漁船被害数、かき筏被害数                   | 漁業施設ごと                       |
|        | 重要施設 *                   | 災害対策拠点施設、避難拠点施設、医療拠点施設の機能支障の程度 | 重要施設ごと                       |
| 経済被害   | 直接被害 *                   | 被害額                            | 市町ごと                         |
|        | 間接被害 *                   | 被害額                            | 県域                           |

\*：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定性評価）

| 想定項目   |                  | 想定単位 |
|--------|------------------|------|
| 建物被害   | 津波火災             | 県域   |
| 交通施設被害 | 空港の使用可能性         | 空港単位 |
| 生活への影響 | 物資不足(生活必需品)、燃料不足 | 県域   |
|        | 医療機関の機能及び医療活動    |      |
|        | 保健衛生、防疫、遺体処理等    |      |
| その他の被害 | 長周期地震動           |      |
|        | 道路上の自動車への落石・崩土   |      |
|        | 交通人的被害（道路）       |      |
|        | 交通人的被害（鉄道）       |      |
|        | 震災関連死            |      |
|        | 宅地造成地            |      |
|        | 大規模集客施設等         |      |
|        | 地下街・ターミナル駅       |      |
|        | 災害応急対策等          |      |
|        | 地盤沈下による長期湛水      |      |
|        | 複合災害             |      |
|        | 時間差での地震発生        |      |
|        | 治安               |      |

○ 想定結果

（１）地震動等の予測

ア 地震動（図－４（１）～（５）参照）

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250m メッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における県全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の４つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した２ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合 (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

| 想定地震                   |         | マグニ<br>チュード | 震度 面積割合 (%) |      |      |      |     |     |
|------------------------|---------|-------------|-------------|------|------|------|-----|-----|
|                        |         |             | 4以下         | 5弱   | 5強   | 6弱   | 6強  | 7   |
| 南海トラフ巨大地震              | 基本ケース   | 9.0         | 75.6        | 18.8 | 5.5  | 0.0  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 陸側ケース   |             | 5.9         | 46.0 | 38.3 | 9.0  | 0.8 | 0.0 |
|                        | 東側ケース   |             | 63.8        | 29.6 | 6.4  | 0.2  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 西側ケース   |             | 64.7        | 27.7 | 7.4  | 0.2  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 経験的手法※1 |             | 16.5        | 51.4 | 24.7 | 7.4  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 重ね合わせ※2 |             | 5.9         | 44.8 | 38.9 | 9.5  | 0.8 | 0.0 |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道           | 南から破壊   | 7.4         | 31.8        | 39.2 | 20.6 | 8.0  | 0.4 | 0.0 |
|                        | 北から破壊   |             | 19.8        | 44.6 | 24.3 | 10.6 | 0.7 | 0.0 |
| 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部        | 東から破壊   | 8.0         | 94.1        | 3.7  | 1.8  | 0.4  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 西から破壊   |             | 82.9        | 10.3 | 4.5  | 2.1  | 0.2 | 0.0 |
| 石鎚山脈北縁                 | 東から破壊   | 8.0         | 92.0        | 6.0  | 2.0  | 0.0  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 西から破壊   |             | 92.9        | 5.8  | 1.3  | 0.0  | 0.0 | 0.0 |
| 石鎚山脈北縁西部－伊予灘           | 東から破壊   | 8.0         | 83.9        | 12.0 | 4.1  | 0.1  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 西から破壊   |             | 94.1        | 5.6  | 0.4  | 0.0  | 0.0 | 0.0 |
| 五日市断層                  | 南から破壊   | 7.0         | 77.4        | 14.3 | 6.6  | 1.7  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 北から破壊   |             | 76.3        | 15.2 | 6.4  | 2.0  | 0.1 | 0.0 |
| 己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)      | 南から破壊   | 6.5         | 84.9        | 9.8  | 3.6  | 1.6  | 0.1 | 0.0 |
|                        | 北から破壊   |             | 84.9        | 10.0 | 3.5  | 1.5  | 0.1 | 0.0 |
| 岩国断層帯                  | 東から破壊   | 7.6         | 85.6        | 10.2 | 3.4  | 0.8  | 0.1 | 0.0 |
|                        | 西から破壊   |             | 90.4        | 7.4  | 2.0  | 0.2  | 0.0 | 0.0 |
| 安芸灘断層群 (主部)            | 南から破壊   | 7.0         | 93.1        | 4.6  | 2.1  | 0.1  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 北から破壊   |             | 92.3        | 5.3  | 2.2  | 0.2  | 0.0 | 0.0 |
| 安芸灘断層群 (広島湾－岩国沖断層帯)    | 南から破壊   | 7.4         | 79.8        | 12.6 | 6.0  | 1.5  | 0.0 | 0.0 |
|                        | 北から破壊   |             | 75.4        | 14.1 | 7.4  | 2.9  | 0.2 | 0.0 |
| 長者ヶ原断層－芳井断層            | 東から破壊   | 7.4         | 71.8        | 13.2 | 8.7  | 3.8  | 2.4 | 0.0 |
|                        | 西から破壊   |             | 69.2        | 14.2 | 9.0  | 4.9  | 2.7 | 0.0 |
| (参考) 己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) | 南から破壊   | 6.9         | 76.3        | 14.7 | 6.2  | 2.5  | 0.3 | 0.0 |
|                        | 北から破壊   |             | 75.6        | 15.4 | 6.3  | 2.4  | 0.3 | 0.0 |

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

| 想定地震    | 震度 面積割合 (%) |      |     |     |     |     |
|---------|-------------|------|-----|-----|-----|-----|
|         | 4 以下        | 5 弱  | 5 強 | 6 弱 | 6 強 | 7   |
| 広島市直下   | 76.6        | 14.1 | 6.6 | 2.2 | 0.5 | 0.0 |
| 呉市直下    | 82.0        | 8.6  | 6.4 | 2.7 | 0.3 | 0.0 |
| 竹原市直下   | 77.8        | 11.9 | 7.0 | 2.7 | 0.6 | 0.0 |
| 三原市直下   | 78.2        | 11.2 | 7.4 | 2.7 | 0.5 | 0.0 |
| 尾道市直下   | 81.3        | 9.1  | 5.7 | 2.9 | 0.9 | 0.0 |
| 福山市直下   | 85.7        | 7.0  | 3.4 | 2.6 | 1.2 | 0.1 |
| 府中市直下   | 77.4        | 10.8 | 8.0 | 3.6 | 0.3 | 0.0 |
| 三次市直下   | 74.6        | 16.8 | 6.9 | 1.6 | 0.1 | 0.0 |
| 庄原市直下   | 74.8        | 15.5 | 7.3 | 2.2 | 0.2 | 0.0 |
| 大竹市直下   | 88.6        | 7.4  | 3.2 | 0.7 | 0.1 | 0.0 |
| 東広島市直下  | 72.2        | 15.6 | 8.7 | 2.9 | 0.5 | 0.0 |
| 廿日市市直下  | 79.6        | 12.8 | 5.9 | 1.5 | 0.2 | 0.0 |
| 安芸高田市直下 | 72.0        | 18.6 | 7.8 | 1.3 | 0.2 | 0.0 |
| 江田島市直下  | 84.8        | 8.2  | 5.3 | 1.7 | 0.1 | 0.0 |
| 府中町直下   | 75.6        | 13.9 | 7.5 | 2.6 | 0.4 | 0.0 |
| 海田町直下   | 76.6        | 12.5 | 7.7 | 2.8 | 0.3 | 0.0 |
| 熊野町直下   | 77.5        | 11.2 | 7.3 | 3.8 | 0.2 | 0.0 |
| 坂町直下    | 77.6        | 12.0 | 7.3 | 2.8 | 0.2 | 0.0 |
| 安芸太田町直下 | 80.9        | 10.6 | 6.7 | 1.7 | 0.1 | 0.0 |
| 北広島町直下  | 76.4        | 14.3 | 7.4 | 1.7 | 0.2 | 0.0 |
| 大崎上島町直下 | 82.1        | 10.0 | 5.6 | 1.9 | 0.3 | 0.0 |
| 世羅町直下   | 70.5        | 17.5 | 9.8 | 2.1 | 0.1 | 0.0 |
| 神石高原町直下 | 76.7        | 12.2 | 9.1 | 2.0 | 0.0 | 0.0 |

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

## イ 液状化（図－5 参照）

震度分布と土質状況をもとに、250m メッシュごとの液状化の危険度を示す PL 値分布を想定した。

各想定地震における県全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度 5 弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の 4 つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の PL 値分布の想定を行い、これらの中から最も PL 値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した 2 ケースの地震動の PL 値分布の想定を行い、このうち PL 値が大きくなるケースについて記した。

PL 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

| 液状化危険度                  | PL 値              |
|-------------------------|-------------------|
| 液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」） | $30 < PL$         |
| 液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」） | $15 < PL \leq 30$ |
| 液状化危険度が高い（以下「高い」）       | $5 < PL \leq 15$  |
| 液状化危険度が低い（以下「低い」）       | $0 < PL \leq 5$   |
| 液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」） | $PL = 0$          |

液状化危険度別の面積割合（PL 値）（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

| 想定地震                 |         | マグニ<br>チュード | 液状化危険度 面積割合（％） |       |        |         |          |       |
|----------------------|---------|-------------|----------------|-------|--------|---------|----------|-------|
|                      |         |             | 対象外            | かなり低い | 低い     | 高い      | かなり高い    | 極めて高い |
|                      |         |             |                | PL=0  | 0<PL≤5 | 5<PL≤15 | 15<PL≤30 | 30<PL |
| 南海トラフ巨大地震            | 基本ケース   | 9.0         | 75.6           | 4.9   | 13.9   | 4.4     | 1.1      | 0.1   |
|                      | 陸側ケース   |             | 5.9            | 60.6  | 21.8   | 6.7     | 3.4      | 1.6   |
|                      | 東側ケース   |             | 63.8           | 12.3  | 18.0   | 4.5     | 1.2      | 0.2   |
|                      | 西側ケース   |             | 64.7           | 12.8  | 15.8   | 4.5     | 2.0      | 0.2   |
|                      | 経験的手法※1 |             | 16.5           | 50.3  | 23.9   | 4.5     | 4.0      | 0.8   |
|                      | 重ね合わせ※2 |             | 5.9            | 60.6  | 21.8   | 6.6     | 3.5      | 1.6   |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道         | 南から破壊   | 7.4         | 31.8           | 38.4  | 10.4   | 13.4    | 3.5      | 2.5   |
|                      | 北から破壊   |             | 19.8           | 48.1  | 11.5   | 14.5    | 3.6      | 2.5   |
| 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部      | 東から破壊   | 8.0         | 94.1           | 1.2   | 2.2    | 2.0     | 0.5      | 0.0   |
|                      | 西から破壊   |             | 82.9           | 5.5   | 7.1    | 3.1     | 1.4      | 0.1   |
| 石鎚山脈北縁               | 東から破壊   | 8.0         | 92.0           | 2.1   | 3.5    | 2.3     | 0.1      | 0.0   |
|                      | 西から破壊   |             | 92.9           | 1.5   | 3.6    | 1.9     | 0.1      | 0.0   |
| 石鎚山脈北縁西部～伊予灘         | 東から破壊   | 8.0         | 83.9           | 6.0   | 6.7    | 3.1     | 0.4      | 0.0   |
|                      | 西から破壊   |             | 94.1           | 0.9   | 4.1    | 0.9     | 0.1      | 0.0   |
| 五日市断層                | 南から破壊   | 7.0         | 77.4           | 11.6  | 5.6    | 3.7     | 0.7      | 1.0   |
|                      | 北から破壊   |             | 76.3           | 12.4  | 5.7    | 3.8     | 0.7      | 1.0   |
| 己斐～広島西縁断層帯（M6.5）     | 南から破壊   | 6.5         | 84.9           | 6.0   | 4.4    | 3.3     | 0.3      | 1.1   |
|                      | 北から破壊   |             | 84.9           | 5.8   | 4.8    | 3.1     | 0.3      | 1.1   |
| 岩国断層帯                | 東から破壊   | 7.6         | 85.6           | 7.7   | 3.7    | 1.9     | 1.0      | 0.2   |
|                      | 西から破壊   |             | 90.4           | 4.3   | 2.6    | 2.0     | 0.6      | 0.1   |
| 安芸灘断層群（主部）           | 南から破壊   | 7.0         | 93.1           | 2.2   | 1.6    | 1.8     | 1.2      | 0.0   |
|                      | 北から破壊   |             | 92.3           | 2.6   | 1.9    | 2.0     | 1.0      | 0.1   |
| 安芸灘断層群（広島湾～岩国冲断層帯）   | 南から破壊   | 7.4         | 79.8           | 9.8   | 5.7    | 2.1     | 1.6      | 1.0   |
|                      | 北から破壊   |             | 75.4           | 13.1  | 6.4    | 2.4     | 1.5      | 1.2   |
| 長者ヶ原断層～芳井断層          | 東から破壊   | 7.4         | 71.8           | 13.6  | 8.0    | 4.7     | 1.8      | 0.2   |
|                      | 西から破壊   |             | 69.2           | 15.0  | 8.6    | 5.2     | 1.7      | 0.3   |
| （参考）己斐～広島西縁断層帯（M6.9） | 南から破壊   | 6.9         | 76.3           | 11.3  | 6.3    | 4.4     | 0.5      | 1.2   |
|                      | 北から破壊   |             | 75.6           | 11.9  | 6.5    | 4.2     | 0.6      | 1.2   |

注：震度5弱以上の地域を危険度判定の対象としている

※1：震源からの距離に従い、地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定する手法で震度を表示したケース

※2：基本、陸側、東側、西側、経験的手法の5ケースを重ね合わせて最大となる震度を表示したケース

液状化危険度の面積割合（PL 値）（どこでも起こりうる直下の地震）

| 想定地震    | 液状化危険度 面積割合（%） |       |        |         |          |       |
|---------|----------------|-------|--------|---------|----------|-------|
|         | 対象外            | かなり低い | 低い     | 高い      | かなり高い    | 極めて高い |
|         |                | PL=0  | 0<PL≤5 | 5<PL≤15 | 15<PL≤30 | 30<PL |
| 広島市直下   | 76.6           | 10.9  | 6.1    | 4.3     | 0.9      | 1.2   |
| 呉市直下    | 82.0           | 7.3   | 4.5    | 3.3     | 1.9      | 0.9   |
| 竹原市直下   | 77.8           | 8.1   | 7.2    | 5.3     | 1.1      | 0.4   |
| 三原市直下   | 78.2           | 8.5   | 6.2    | 5.5     | 1.1      | 0.5   |
| 尾道市直下   | 81.3           | 7.4   | 5.7    | 3.6     | 1.5      | 0.4   |
| 福山市直下   | 85.7           | 5.8   | 3.6    | 3.4     | 1.5      | 0.2   |
| 府中市直下   | 77.4           | 10.3  | 5.9    | 4.9     | 1.5      | 0.1   |
| 三次市直下   | 74.6           | 12.1  | 9.5    | 3.8     | 0.0      | 0.0   |
| 庄原市直下   | 74.8           | 13.2  | 7.6    | 4.3     | 0.0      | 0.0   |
| 大竹市直下   | 88.6           | 5.3   | 2.7    | 2.0     | 1.0      | 0.3   |
| 東広島市直下  | 72.2           | 11.4  | 7.6    | 6.7     | 1.8      | 0.3   |
| 廿日市市直下  | 79.6           | 10.4  | 4.8    | 3.2     | 0.8      | 1.1   |
| 安芸高田市直下 | 72.0           | 12.6  | 10.3   | 4.9     | 0.2      | 0.0   |
| 江田島市直下  | 84.8           | 6.1   | 4.5    | 1.9     | 1.7      | 1.0   |
| 府中町直下   | 75.6           | 11.1  | 6.3    | 5.1     | 0.7      | 1.2   |
| 海田町直下   | 76.6           | 10.3  | 5.7    | 5.2     | 0.9      | 1.3   |
| 熊野町直下   | 77.5           | 9.6   | 5.4    | 5.0     | 1.4      | 1.1   |
| 坂町直下    | 77.6           | 9.8   | 5.6    | 4.5     | 1.2      | 1.3   |
| 安芸太田町直下 | 80.9           | 12.7  | 3.5    | 2.3     | 0.5      | 0.1   |
| 北広島町直下  | 76.4           | 12.5  | 6.5    | 4.3     | 0.3      | 0.0   |
| 大崎上島町直下 | 82.1           | 6.3   | 5.9    | 4.2     | 1.2      | 0.4   |
| 世羅町直下   | 70.5           | 12.2  | 9.3    | 7.1     | 0.8      | 0.1   |
| 神石高原町直下 | 76.7           | 10.8  | 6.5    | 5.3     | 0.6      | 0.0   |

※：震度5弱以上を対象としている。

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

ウ 津波（図－6 参照）

想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル 11 ケースのうち、広島県にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深 30cm 以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデルケース 1 の場合を示す。

浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

| 想定地震                | 浸水面積（ha）       |                |              |              |              |
|---------------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
|                     | 浸水深<br>1 cm 以上 | 浸水深<br>30cm 以上 | 浸水深<br>1m 以上 | 浸水深<br>2m 以上 | 浸水深<br>5m 以上 |
| 南海トラフ巨大地震（津波：ケース 1） | 12,474         | 10,679         | 6,618        | 3,343        | 8            |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道        | 7,921          | 6,749          | 4,515        | 1,903        | 0            |
| 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部     | 6,520          | 5,537          | 3,680        | 1,479        | 0            |
| 石鎚山脈北縁西部－伊予灘        | 6,032          | 5,262          | 3,536        | 1,311        | 0            |
| 安芸灘断層群（主部）          | 5,382          | 4,794          | 3,214        | 1,108        | 0            |
| 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）  | 5,844          | 5,131          | 3,422        | 1,179        | 0            |

(2) 想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

ア 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の6強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超え

る地域の割合が約 85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 3,002 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 192 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 750 人、停電が 45,683 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1 兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.1%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 6,820 棟の建物が全壊し、死者が 179 人、負傷者が 4,552 人発生し、避難を必要とする人が約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 2,304 人、停電が 26,680 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

キ 己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 1.6%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 7,612 棟の建物が全壊し、死者が 249 人、負傷者が 5,302 人発生し、避難を必要とする人は約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 3,681 人、停電が 31,859 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

ク 岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.9%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 4,498 棟の建物が全壊し、死者が 72 人、負傷者が 1,073 人発生し、避難を必要とする人は約 1 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 22,020 人、停電が 2,761 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.0 兆円となる。

ケ 安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の 6 強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.2%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,382ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 2,987 棟の建物が全壊し、死者は夏の 12 時が最大となり 45 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 25 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 556 人、停電が 39,865 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.8 兆円となる。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.2%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 3.1%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,844ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 8,335 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 3,495 人で、その 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人が約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 50,465



人、停電が 69,582 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 2.7%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 7.6%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 46,629 棟の建物が全壊し、死者が 2,840 人、負傷者が 22,170 人発生し、避難を必要とする人が約 12 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 553,671 人、停電が 44,585 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 3.9 兆円となる。

シ （参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.32%であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.8%である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約 12,603 棟の建物が全壊し、死者が 539 人、負傷者が 9,131 人発生し、避難を必要とする人が約 5 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 10,814 人、停電が 49,426 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

(3) 被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 1/2

| 想定項目                   |                                |             | 想定地震                    | 南海トラフ<br>巨大地震           | 安芸灘～<br>伊予灘～<br>豊後水道 | 讃岐山脈南縁<br>―石鎚山脈北<br>縁東部 | 石鎚山脈北縁            | 石鎚山脈北縁<br>西部―伊予灘   | 五日市断層 |      |
|------------------------|--------------------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|-------|------|
|                        |                                |             |                         | 陸側ケース<br>津波ケース1         | 北から破壊                | 西から破壊                   | 西から破壊             | 東から破壊              | 北から破壊 |      |
|                        |                                |             |                         | マグニチュード                 | 9.0                  | 7.4                     | 8.0               | 8.0                | 8.0   | 7.0  |
|                        |                                |             |                         | 地震タイプ                   | プレート間                | プレート内                   | 地殻内               | 地殻内                | 地殻内   | 地殻内  |
| 今後30年以内の発生確率           |                                |             | －                       | 40%                     | ほぼ0～0.3%             | ほぼ0～0.3%                | ほぼ0～0.3%          | 不明                 |       |      |
| 地震動・<br>液状化            | 震度6弱以上のエリア                     |             | 福山市<br>坂町<br>大崎上島町<br>他 | 呉市<br>海田町<br>大崎上島町<br>他 | 三原市<br>尾道市<br>福山市他   | －                       | 呉市<br>竹原市<br>三原市他 | 広島市<br>府中町<br>海田町他 |       |      |
|                        |                                |             | 県全面積に対する面積率             |                         | 9.8%                 | 11.3%                   | 2.3%              | 0.0%               | 0.1%  | 2.1% |
|                        | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）   |             | 5.0%                    | 6.1%                    | 1.5%                 | 0.1%                    | 0.4%              | 1.7%               |       |      |
| 土砂<br>災害               | ①急傾斜地                          | 危険度ランクが高い箇所 | 483                     | 418                     | 62                   | 0                       | 2                 | 58                 |       |      |
|                        | ②地すべり                          |             | 5                       | 1                       | 2                    | 0                       | 0                 | 0                  |       |      |
|                        | ③山腹崩壊                          |             | 619                     | 547                     | 167                  | 0                       | 1                 | 77                 |       |      |
| 津波<br>被害               | 津波の浸水面積（ha）                    |             | 12,474                  | 7,921                   | 6,520                | －                       | 6,032             | －                  |       |      |
| 建物<br>被害               | 全壊の主な原因                        |             | 液状化                     | 揺れ                      | 揺れ                   | 液状化                     | 液状化               | 液状化                |       |      |
|                        | 全壊棟数（棟）                        |             | 69,210                  | 29,012                  | 7,689                | 1,693                   | 3,002             | 6,820              |       |      |
|                        | 半壊棟数（棟）                        |             | 200,572                 | 120,894                 | 40,659               | 3,266                   | 9,294             | 28,340             |       |      |
|                        | 焼失棟数（棟）＊1                      |             | 351                     | 315                     | 90                   | 0                       | 0                 | 108                |       |      |
| 人的<br>被害               | 死傷者数が最大となる発災季節・時間              |             | 冬・深夜                    | 冬・深夜                    | 冬・深夜                 | 冬・深夜                    | 冬・深夜              | 冬・深夜               |       |      |
|                        | 死傷者の主な原因                       |             | 津波                      | 津波                      | 津波                   | －                       | 津波                | 建物倒壊               |       |      |
|                        | 死者数（人）＊2                       | 14,759      | 11,206                  | 2,013                   | 0                    | 192                     | 179               |                    |       |      |
|                        | 負傷者数（人）＊2                      | 22,220      | 20,691                  | 6,002                   | 36                   | 470                     | 4,552             |                    |       |      |
|                        | 重傷者数（負傷者の内数）（人）＊2              | 3,426       | 2,259                   | 732                     | 0                    | 46                      | 307               |                    |       |      |
| ライフ<br>ライン<br>施設<br>被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人）＊1             |             | 1,046,761               | 323,150                 | 46,663               | 3                       | 718               | 2,304              |       |      |
|                        | 下水道（1日後の機能支障人口）（人）＊1           |             | 779,794                 | 665,462                 | 137,035              | 65,493                  | 239,856           | 441,551            |       |      |
|                        | 電力（直後の停電軒数）＊1                  |             | 119,836                 | 132,193                 | 53,103               | 255                     | 45,683            | 26,680             |       |      |
|                        | 通信（直後の固定電話不通回線数）＊1             |             | 76,806                  | 76,064                  | 30,098               | 138                     | 22,889            | 14,266             |       |      |
|                        | ガス（1日後の供給停止戸数）＊1               |             | 150,069                 | 129,308                 | 84,254               | 0                       | 79,002            | 0                  |       |      |
| 交通施<br>設被害             | 道路（被害箇所数）                      |             | 1,699                   | 1,428                   | 455                  | 100                     | 341               | 419                |       |      |
|                        | 鉄道（被害箇所数）                      |             | 844                     | 781                     | 225                  | 50                      | 179               | 290                |       |      |
|                        | 港湾（揺れによる被害箇所数）                 |             | 191                     | 231                     | 131                  | 26                      | 44                | 74                 |       |      |
| 生活<br>支障               | 避難所避難者数（当日・1日後）（人）＊1           |             | 386,814                 | 261,823                 | 192,410              | 2,179                   | 183,639           | 16,717             |       |      |
|                        | 帰宅困難者数（人）＊3                    |             | 165,911                 | 165,911                 | 145,475              | 150,986                 | 157,472           | 148,773            |       |      |
|                        | 食料の不足量（当日・1日後）（食）＊1            |             | -569,818                | -235,322                | -56,786              | 312,571                 | -32,649           | 292,363            |       |      |
|                        | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）＊1         |             | -10,015                 | -8,067                  | -2,605               | -79                     | -3,484            | -3,960             |       |      |
|                        | 医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）＊2      |             | -1,240                  | 2,953                   | 23,113               | 31,035                  | 27,859            | 25,860             |       |      |
| 災害廃<br>棄物              | 災害廃棄物発生量                       | 可燃物（万t）＊1   | 124.40                  | 49.70                   | 13.32                | 2.75                    | 4.82              | 11.33              |       |      |
|                        |                                | 不燃物（万t）＊1   | 372.17                  | 172.89                  | 44.86                | 11.00                   | 19.84             | 43.12              |       |      |
| その他<br>施設等<br>被害       | エレベータ内閉じ込め者数（人）＊4              |             | 240                     | 260                     | 42                   | 16                      | 47                | 165                |       |      |
|                        | 道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下 |             | 5.7                     | 1.8                     | 0.5                  | 0.0                     | 0.0               | 0.2                |       |      |
|                        | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人）＊1          |             | 76,404                  | 51,548                  | 37,562               | 443                     | 35,739            | 3,249              |       |      |
|                        | 危険物施設の被害箇所数（箇所）                |             | 96                      | 106                     | 26                   | 0                       | 0                 | 23                 |       |      |
|                        | 文化財の被害件数（件）＊1                  |             | 11                      | 9                       | 6                    | 0                       | 4                 | 0                  |       |      |
|                        | 孤立集落（集落）                       |             | 0                       | 5                       | 3                    | 0                       | 0                 | 3                  |       |      |
|                        | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）        |             | 126                     | 234                     | 44                   | 0                       | 0                 | 0                  |       |      |
|                        | 重要施設                           | ①災害対策本部等    | 61                      | 70                      | 15                   | 0                       | 0                 | 35                 |       |      |
|                        |                                | ②避難拠点施設     | 618                     | 791                     | 92                   | 1                       | 6                 | 472                |       |      |
|                        |                                | ③医療施設       | 63                      | 77                      | 15                   | 0                       | 2                 | 36                 |       |      |
| 経済<br>被害               | 直接被害（億円）＊1                     |             | 89,030                  | 58,776                  | 20,514               | 4,779                   | 9,953             | 18,511             |       |      |
|                        | 間接被害（億円）＊1                     |             | 37,477                  | 28,082                  | 15,267               | 3,862                   | 5,743             | 8,522              |       |      |
|                        | 合計（億円）                         |             | 126,507                 | 86,858                  | 35,781               | 8,641                   | 15,696            | 27,033             |       |      |

※ は、被害の最大値を示す

\*1：冬 18時，風速11m/s

\*2：冬 深夜，風速11m/s

\*3：昼12時

\*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2/2

| 想定項目                   |                                  |             | 想定地震              | 己斐ー広島西<br>縁断層帯<br>(6.5) | 岩国断層帯      | 安芸灘断層群<br>(主部)     | 安芸灘断層群<br>(広島湾ー岩<br>国沖断層帯) | 長者ヶ原断層<br>ー芳井断層   | (参考)<br>己斐ー広島西<br>縁断層帯<br>(6.9) |
|------------------------|----------------------------------|-------------|-------------------|-------------------------|------------|--------------------|----------------------------|-------------------|---------------------------------|
|                        |                                  |             |                   | 北から破壊                   | 東から破壊      | 北から破壊              | 北から破壊                      | 西から破壊             | 南から破壊                           |
|                        |                                  |             |                   | マグニチュード                 | 6.5        | 7.6                | 7.0                        | 7.4               | 6.9                             |
|                        |                                  |             |                   | 地震タイプ                   | 地殻内        | 地殻内                | 地殻内                        | 地殻内               | 地殻内                             |
| 今後30年以内の発生確率           |                                  |             | 不明                | 0.03～2%                 | 0.1～10%    | 不明                 | 不明                         | 不明                |                                 |
| 地震動・<br>液状化            | 震度6弱以上のエリア                       |             | 広島市<br>府中町<br>坂町他 | 大竹市<br>廿日市市             | 呉市<br>江田島市 | 大竹市<br>江田島市<br>坂町他 | 尾道市<br>福山市<br>府中市他         | 府中町<br>海田町<br>坂町他 |                                 |
|                        | 県全面積に対する面積率                      |             | 1.6%              | 0.9%                    | 0.2%       | 3.1%               | 7.6%                       | 2.8%              |                                 |
|                        | 県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)    |             | 1.4%              | 1.2%                    | 1.1%       | 2.7%               | 2.0%                       | 1.7%              |                                 |
| 土砂<br>災害               | ①急傾斜地                            | 危険度ランクが高い箇所 | 79                | 16                      | 3          | 61                 | 786                        | 159               |                                 |
|                        | ②地すべり                            |             | 0                 | 0                       | 0          | 0                  | 8                          | 0                 |                                 |
|                        | ③山腹崩壊                            |             | 90                | 9                       | 7          | 86                 | 734                        | 168               |                                 |
| 津波<br>被害               | 津波の浸水面積 (ha)                     |             | -                 | -                       | 5,382      | 5,844              | -                          | -                 |                                 |
| 建物<br>被害               | 全壊の主な原因                          |             | 揺れ                | 液状化                     | 液状化        | 液状化                | 揺れ                         | 揺れ                |                                 |
|                        | 全壊棟数 (棟)                         |             | 7,612             | 4,498                   | 2,987      | 8,335              | 46,629                     | 12,603            |                                 |
|                        | 半壊棟数 (棟)                         |             | 30,565            | 10,166                  | 6,534      | 39,380             | 76,429                     | 46,746            |                                 |
|                        | 焼失棟数 (棟) *1                      |             | 144               | 36                      | 0          | 99                 | 945                        | 261               |                                 |
| 人的<br>被害               | 死傷者数が最大となる発災季節・時間                |             | 冬・深夜              | 冬・深夜                    | 冬・深夜       | 冬・深夜               | 冬・深夜                       | 冬・深夜              |                                 |
|                        | 死傷者の主な原因                         |             | 建物倒壊              | 建物倒壊                    | 津波         | 津波                 | 建物倒壊                       | 建物倒壊              |                                 |
|                        | 死者数 (人) *2                       | 249         | 72                | 43                      | 3,495      | 2,840              | 539                        |                   |                                 |
|                        | 負傷者数 (人) *2                      | 5,302       | 1,073             | 230                     | 5,962      | 22,170             | 9,131                      |                   |                                 |
|                        | 重傷者数 (負傷者の内数) (人) *2             | 429         | 131               | 9                       | 744        | 4,809              | 924                        |                   |                                 |
| ライフ<br>ライン<br>施設<br>被害 | 上水道 (1日後の断水人口) (人) *1            |             | 3,681             | 21,327                  | 530        | 48,585             | 544,113                    | 10,814            |                                 |
|                        | 下水道 (1日後の機能支障人口) (人) *1          |             | 433,144           | 219,826                 | 200,642    | 455,622            | 168,735                    | 504,304           |                                 |
|                        | 電力 (直後の停電軒数) *1                  |             | 31,859            | 2,761                   | 39,865     | 69,582             | 44,585                     | 49,426            |                                 |
|                        | 通信 (直後の固定電話不通回線数) *1             |             | 16,068            | 2,527                   | 19,987     | 37,493             | 38,675                     | 25,105            |                                 |
|                        | ガス (1日後の供給停止戸数) *1               |             | 0                 | 0                       | 79,002     | 80,995             | 0                          | 0                 |                                 |
| 交通施<br>設被害             | 道路 (被害箇所数)                       |             | 341               | 194                     | 229        | 535                | 659                        | 483               |                                 |
|                        | 鉄道 (被害箇所数)                       |             | 285               | 130                     | 122        | 342                | 320                        | 358               |                                 |
|                        | 港湾 (揺れによる被害箇所数)                  |             | 68                | 36                      | 30         | 94                 | 120                        | 76                |                                 |
| 生活<br>支障               | 避難所避難者数 (当日・1日後) (人) *1          |             | 19,169            | 7,494                   | 163,203    | 186,001            | 70,362                     | 31,646            |                                 |
|                        | 帰宅困難者数 (人) *3                    |             | 142,368           | 142,234                 | 144,883    | 156,268            | 96,775                     | 150,204           |                                 |
|                        | 食料の不足量 (当日・1日後) (食) *1           |             | 289,219           | 302,781                 | 17,577     | -36,469            | 151,648                    | 271,790           |                                 |
|                        | 仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基) *1        |             | -3,897            | -1,670                  | -2,927     | -5,523             | -1,752                     | -4,707            |                                 |
|                        | 医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0 : 不足) *2   |             | 25,268            | 30,310                  | 32,119     | 22,714             | 7,538                      | 19,812            |                                 |
| 災害廃<br>棄物              | 災害廃棄物発生量                         | 可燃物 (万t) *1 | 12.83             | 7.28                    | 4.67       | 13.80              | 85.10                      | 21.82             |                                 |
|                        |                                  | 不燃物 (万t) *1 | 47.02             | 29.49                   | 20.57      | 52.86              | 245.75                     | 74.18             |                                 |
| その他<br>施設等<br>被害       | エレベータ内閉じ込め者数 (人) *4              |             | 158               | 53                      | 19         | 128                | 86                         | 208               |                                 |
|                        | 道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10～50%以下 |             | 0.4               | 0.1                     | 0.0        | 0.3                | 7.7                        | 1.2               |                                 |
|                        | 災害時要援護者数 (当日・1日後) (人) *1         |             | 3,742             | 1,470                   | 31,701     | 36,176             | 13,519                     | 6,173             |                                 |
|                        | 危険物施設の被害箇所数 (箇所)                 |             | 23                | 36                      | 0          | 64                 | 86                         | 43                |                                 |
|                        | 文化財の被害件数 (件) *1                  |             | 0                 | 0                       | 4          | 4                  | 30                         | 1                 |                                 |
|                        | 孤立集落 (集落)                        |             | 0                 | 4                       | 0          | 2                  | 28                         | 0                 |                                 |
|                        | ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)         |             | 1                 | 2                       | 0          | 8                  | 175                        | 5                 |                                 |
|                        | 重要施設                             | ①災害対策本部等    | 36                | 15                      | 5          | 37                 | 22                         | 37                |                                 |
|                        |                                  | ②避難拠点施設     | 484               | 141                     | 46         | 498                | 217                        | 607               |                                 |
|                        |                                  | ③医療施設       | 37                | 14                      | 3          | 44                 | 33                         | 49                |                                 |
| 経済<br>被害               | 直接被害 (億円) *1                     |             | 18,522            | 10,359                  | 7,914      | 24,434             | 38,838                     | 24,181            |                                 |
|                        | 間接被害 (億円) *1                     |             | 8,206             | 5,417                   | 6,017      | 12,379             | 18,744                     | 9,610             |                                 |
|                        | 合計 (億円)                          |             | 26,728            | 15,776                  | 13,931     | 36,813             | 57,582                     | 33,791            |                                 |

※ は、被害の最大値を示す

\*1: 冬 18時, 風速11m/s

\*2: 冬 深夜, 風速11m/s

\*3: 昼12時

\*4: 朝7時～8時

(4) 被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 1/4

| 想定項目                   | 想定項目                           | 想定地震        | 広島市<br>直下地震       | 呉市<br>直下地震       | 竹原市<br>直下地震          | 三原市<br>直下地震        | 尾道市<br>直下地震        | 福山市<br>直下地震        |        |
|------------------------|--------------------------------|-------------|-------------------|------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
|                        |                                | マグニチュード     | 6.9               | 6.9              | 6.9                  | 6.9                | 6.9                | 6.9                |        |
|                        |                                | 地震タイプ       | 地殻内               | 地殻内              | 地殻内                  | 地殻内                | 地殻内                | 地殻内                |        |
| 地震動・<br>液状化            | 震度6弱以上のエリア                     |             | 広島市<br>海田町<br>坂町他 | 呉市<br>熊野町<br>坂町他 | 竹原市<br>三原市<br>大崎上島町他 | 竹原市<br>三原市<br>尾道市他 | 三原市<br>尾道市<br>福山市他 | 尾道市<br>福山市<br>府中市他 |        |
|                        | 県全面積に対する面積率                    |             | 2.7%              | 3.0%             | 3.3%                 | 3.2%               | 3.8%               | 3.9%               |        |
|                        | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）   |             | 2.1%              | 2.8%             | 1.5%                 | 1.6%               | 1.9%               | 1.7%               |        |
| 土砂<br>災害               | ①急傾斜地                          | 危険度ランクが高い箇所 | 165               | 176              | 248                  | 284                | 456                | 257                |        |
|                        | ②地すべり                          |             | 0                 | 0                | 1                    | 2                  | 5                  | 5                  |        |
|                        | ③山腹崩壊                          |             | 159               | 241              | 197                  | 253                | 443                | 395                |        |
| 建物<br>被害               | 全壊の主な原因                        |             | 揺れ                | 揺れ               | 揺れ                   | 揺れ                 | 揺れ                 | 揺れ                 |        |
|                        | 全壊棟数（棟）                        |             | 16,667            | 11,093           | 8,668                | 10,490             | 24,293             | 30,047             |        |
|                        | 半壊棟数（棟）                        |             | 52,115            | 33,959           | 22,396               | 34,439             | 46,261             | 50,609             |        |
|                        | 焼失棟数（棟）*1                      |             | 369               | 180              | 246                  | 162                | 582                | 630                |        |
| 人的<br>被害               | 死傷者数が最大となる発災季節・時間              |             | 冬・深夜              | 冬・深夜             | 冬・深夜                 | 冬・深夜               | 冬・深夜               | 冬・深夜               |        |
|                        | 死傷者の主な原因                       |             | 建物倒壊              | 建物倒壊             | 建物倒壊                 | 建物倒壊               | 建物倒壊               | 建物倒壊               |        |
|                        | 死者数（人）*2                       | 777         | 433               | 341              | 503                  | 1,426              | 1,773              |                    |        |
|                        | 負傷者数（人）*2                      | 10,808      | 6,253             | 4,072            | 7,115                | 12,150             | 14,257             |                    |        |
| ライフ<br>ライン<br>施設<br>被害 | 重傷者数（負傷者の内数）（人）*2              |             | 1,334             | 727              | 564                  | 843                | 2,346              | 3,035              |        |
|                        | 上水道（1日後の断水人口）（人）*1             |             | 26,942            | 178,301          | 41,157               | 87,840             | 247,108            | 413,478            |        |
|                        | 下水道（1日後の機能支障人口）（人）*1           |             | 516,903           | 360,916          | 164,379              | 116,739            | 118,894            | 139,583            |        |
|                        | 電力（直後の停電軒数）*1                  |             | 59,225            | 18,707           | 7,850                | 11,758             | 20,767             | 28,845             |        |
|                        | 通信（直後の固定電話不通回線数）*1             |             | 30,245            | 11,432           | 5,131                | 7,215              | 15,404             | 26,023             |        |
| 交通施<br>設被害             | ガス（1日後の供給停止戸数）*1               |             | 0                 | 0                | 0                    | 0                  | 0                  | 0                  |        |
|                        | 道路（被害箇所数）                      |             | 493               | 390              | 406                  | 438                | 428                | 385                |        |
|                        | 鉄道（被害箇所数）                      |             | 399               | 255              | 241                  | 241                | 227                | 192                |        |
|                        | 港湾（揺れによる被害箇所数）                 |             | 88                | 94               | 106                  | 130                | 127                | 97                 |        |
| 生活<br>支障               | 避難所避難者数（当日・1日後）（人）*1           |             | 39,755            | 19,080           | 10,480               | 13,432             | 30,676             | 48,011             |        |
|                        | 帰宅困難者数（人）*3                    |             | 157,406           | 155,685          | 158,999              | 95,918             | 96,227             | 60,851             |        |
|                        | 食料の不足量（当日・1日後）（食）*1            |             | 259,435           | 284,239          | 295,360              | 285,739            | 252,219            | 208,815            |        |
|                        | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）*1         |             | -4,898            | -3,179           | -1,146               | -699               | -886               | -1,256             |        |
|                        | 医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足）*2      |             | 16,849            | 22,718           | 24,922               | 25,310             | 20,887             | 18,337             |        |
| 災害廃<br>棄物              | 災害廃棄物発生量                       |             | 可燃物（万t）*1         | 29.12            | 19.19                | 15.21              | 18.76              | 44.35              | 54.43  |
|                        |                                |             | 不燃物（万t）*1         | 96.50            | 65.19                | 50.03              | 57.54              | 128.41             | 161.12 |
| その他<br>施設等<br>被害       | エレベータ内閉じ込め者数（人）*4              |             | 208               | 95               | 34                   | 39                 | 53                 | 63                 |        |
|                        | 道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下 |             | 1.7               | 0.9              | 1.0                  | 1.1                | 2.2                | 4.3                |        |
|                        | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人）*1          |             | 7,765             | 3,950            | 2,167                | 2,791              | 6,329              | 9,110              |        |
|                        | 危険物施設の被害箇所数（箇所）                |             | 52                | 23               | 12                   | 19                 | 37                 | 67                 |        |
|                        | 文化財の被害件数（件）*1                  |             | 3                 | 2                | 3                    | 3                  | 16                 | 13                 |        |
|                        | 孤立集落（集落）                       |             | 0                 | 1                | 0                    | 0                  | 0                  | 4                  |        |
|                        | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）        |             | 4                 | 17               | 26                   | 46                 | 68                 | 101                |        |
|                        | 重要施設                           | ①災害対策本部等    | 46                | 32               | 9                    | 20                 | 21                 | 17                 |        |
|                        |                                | ②避難拠点施設     | 670               | 322              | 93                   | 110                | 154                | 132                |        |
|                        |                                | ③医療施設       | 53                | 29               | 8                    | 14                 | 24                 | 32                 |        |
| 経済<br>被害               | 直接被害（億円）*1                     |             | 27,883            | 21,437           | 15,441               | 17,502             | 23,817             | 27,670             |        |
|                        | 間接被害（億円）*1                     |             | 10,777            | 11,243           | 8,303                | 11,514             | 14,677             | 16,144             |        |
|                        | 合計（億円）                         |             | 38,660            | 32,680           | 23,744               | 29,016             | 38,494             | 43,814             |        |

※ は、被害の最大値を示す

\*1：冬 18時，風速11m/s

\*2：冬 深夜，風速11m/s

\*3：昼12時

\*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 2/4

| 想定項目                   | 想定項目                           | 想定地震        | 府中市<br>直下地震           | 三次市<br>直下地震         | 庄原市<br>直下地震 | 大竹市<br>直下地震          | 東広島市<br>直下地震        | 廿日市市<br>直下地震       |     |
|------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------|---------------------|-------------|----------------------|---------------------|--------------------|-----|
|                        |                                | マグニチュード     | 6.9                   | 6.9                 | 6.9         | 6.9                  | 6.9                 | 6.9                |     |
|                        |                                | 地震タイプ       | 地殻内                   | 地殻内                 | 地殻内         | 地殻内                  | 地殻内                 | 地殻内                |     |
| 地震動・<br>液状化            | 震度6弱以上のエリア                     |             | 尾道市<br>福山市<br>府中市他    | 三次市<br>庄原市<br>安芸高田市 | 三次市<br>庄原市  | 大竹市<br>廿日市市<br>江田島市他 | 竹原市<br>東広島市<br>熊野町他 | 広島市<br>廿日市市<br>坂町他 |     |
|                        |                                | 県全面積に対する面積率 | 3.9%                  | 1.7%                | 2.4%        | 0.8%                 | 3.4%                | 1.7%               |     |
|                        | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）   |             | 1.6%                  | 0.0%                | 0.0%        | 1.3%                 | 2.1%                | 1.9%               |     |
| 土砂<br>災害               | ①急傾斜地                          | 危険度ランクが高い箇所 | 143                   | 28                  | 67          | 23                   | 162                 | 53                 |     |
|                        | ②地すべり                          |             | 3                     | 10                  | 3           | 0                    | 0                   | 0                  |     |
|                        | ③山腹崩壊                          |             | 285                   | 53                  | 60          | 11                   | 117                 | 75                 |     |
| 建物<br>被害               | 全壊の主な原因                        |             | 揺れ                    | 揺れ                  | 揺れ          | 液状化                  | 液状化                 | 液状化                |     |
|                        | 全壊棟数（棟）                        |             | 9,168                 | 2,065               | 2,467       | 4,754                | 7,987               | 7,672              |     |
|                        | 半壊棟数（棟）                        |             | 34,802                | 7,565               | 7,238       | 11,211               | 24,015              | 27,786             |     |
|                        | 焼失棟数（棟） *1                     |             | 162                   | 27                  | 27          | 36                   | 117                 | 144                |     |
| 人的<br>被害               | 死傷者数が最大となる発災季節・時間              |             | 冬・深夜                  | 冬・深夜                | 冬・深夜        | 冬・深夜                 | 冬・深夜                | 冬・深夜               |     |
|                        | 死傷者の主な原因                       |             | 建物倒壊                  | 建物倒壊                | 建物倒壊        | 建物倒壊                 | 建物倒壊                | 建物倒壊               |     |
|                        | 死者数（人） *2                      | 439         | 94                    | 124                 | 93          | 223                  | 233                 |                    |     |
|                        | 負傷者数（人） *2                     | 7,242       | 1,482                 | 1,494               | 1,358       | 3,611                | 4,615               |                    |     |
|                        | 重傷者数（負傷者の内数）（人） *2             | 758         | 153                   | 200                 | 168         | 368                  | 399                 |                    |     |
| ライフ<br>ライン<br>施設<br>被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人） *1            |             | 184,358               | 16,476              | 9,016       | 25,354               | 70,710              | 17,777             |     |
|                        | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1          |             | 122,135               | 35,141              | 39,879      | 199,511              | 316,357             | 411,177            |     |
|                        | 電力（直後の停電軒数） *1                 |             | 17,338                | 1,233               | 1,551       | 3,658                | 11,712              | 21,853             |     |
|                        | 通信（直後の固定電話不通回線数） *1            |             | 14,987                | 549                 | 860         | 3,376                | 7,942               | 12,559             |     |
|                        | ガス（1日後の供給停止戸数） *1              |             | 0                     | 0                   | 0           | 0                    | 0                   | 0                  |     |
| 交通施<br>設被害             | 道路（被害箇所数）                      |             | 479                   | 351                 | 349         | 166                  | 516                 | 371                |     |
|                        | 鉄道（被害箇所数）                      |             | 224                   | 170                 | 179         | 126                  | 303                 | 269                |     |
|                        | 港湾（揺れによる被害箇所数）                 |             | 88                    | 3                   | 3           | 47                   | 67                  | 81                 |     |
| 生活<br>支障               | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1          |             | 14,943                | 1,999               | 1,868       | 8,071                | 12,962              | 18,026             |     |
|                        | 帰宅困難者数（人） *3                   |             | 84,830                | 106,030             | 86,439      | 134,132              | 165,300             | 148,773            |     |
|                        | 食料の不足量（当日・1日後）（食） *1           |             | 292,629               | 311,173             | 312,936     | 301,622              | 291,999             | 289,400            |     |
|                        | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1        |             | -767                  | 226                 | 180         | -1,473               | -2,682              | -3,669             |     |
|                        | 医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足） *2     |             | 26,702                | 32,821              | 33,528      | 30,713               | 24,529              | 26,030             |     |
| 災害廃<br>棄物              | 災害廃棄物発生量                       |             | 可燃物（万t） *1            | 16.34               | 3.70        | 4.45                 | 7.77                | 13.52              |     |
|                        | 不燃物（万t） *1                     |             | 50.74                 | 11.26               | 13.20       | 30.72                | 48.81               | 47.66              |     |
| その他<br>施設等<br>被害       | エレベータ内閉じ込め者数（人） *4             |             | 55                    | 6                   | 5           | 35                   | 87                  | 135                |     |
|                        | 道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下 |             | 1.0                   | 0.3                 | 0.4         | 0.2                  | 0.7                 | 0.4                |     |
|                        | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1         |             | 2,897                 | 433                 | 408         | 1,574                | 2,548               | 3,488              |     |
|                        | 危険物施設の被害箇所数（箇所）                |             | 27                    | 4                   | 3           | 43                   | 11                  | 26                 |     |
|                        | 文化財の被害件数（件） *1                 |             | 3                     | 0                   | 1           | 0                    | 0                   | 0                  |     |
|                        | 孤立集落（集落）                       |             | 7                     | 0                   | 0           | 2                    | 1                   | 0                  |     |
|                        | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）        |             | 78                    | 3                   | 1           | 2                    | 141                 | 4                  |     |
|                        | 重要施設                           | ①災害対策本部等    | 使用に支障のある施設数<br>（棟） *1 | 12                  | 4           | 4                    | 12                  | 12                 | 33  |
|                        |                                | ②避難拠点施設     |                       | 114                 | 22          | 69                   | 81                  | 113                | 393 |
|                        |                                | ③医療施設       |                       | 21                  | 0           | 1                    | 7                   | 17                 | 40  |
| 経済<br>被害               | 直接被害（億円） *1                    |             | 15,930                | 3,332               | 3,079       | 10,564               | 17,320              | 18,523             |     |
|                        | 間接被害（億円） *1                    |             | 12,930                | 3,257               | 3,420       | 5,990                | 7,616               | 9,020              |     |
|                        | 合計（億円）                         |             | 28,860                | 6,589               | 6,499       | 16,554               | 24,936              | 27,543             |     |

※ 〇は、被害の最大値を示す

\*1：冬 18時，風速11m/s

\*2：冬 深夜，風速11m/s

\*3：昼12時

\*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 3/4

| 想定項目                   | 想定項目                           | 想定地震        | 安芸高田市<br>直下地震        | 江田島市<br>直下地震      | 府中町<br>直下地震       | 海田町<br>直下地震        | 熊野町<br>直下地震       | 坂町<br>直下地震        |       |
|------------------------|--------------------------------|-------------|----------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------|
|                        |                                | マグニチュード     | 6.9                  | 6.9               | 6.9               | 6.9                | 6.9               | 6.9               |       |
|                        |                                | 地震タイプ       | 地殻内                  | 地殻内               | 地殻内               | 地殻内                | 地殻内               | 地殻内               |       |
| 地震動・<br>液状化            | 震度6弱以上のエリア                     |             | 広島市<br>三次市<br>安芸高田市他 | 呉市<br>江田島市<br>坂町他 | 府中町<br>海田町<br>坂町他 | 府中町<br>海田町<br>熊野町他 | 海田町<br>熊野町<br>坂町他 | 海田町<br>熊野町<br>坂町他 |       |
|                        |                                | 県全面積に対する面積率 | 1.5%                 | 1.8%              | 3.0%              | 3.1%               | 4.0%              | 3.0%              |       |
|                        | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）   |             | 0.2%                 | 2.7%              | 1.9%              | 2.2%               | 2.5%              | 2.5%              |       |
| 土砂<br>災害               | ①急傾斜地                          | 危険度ランクが高い箇所 | 57                   | 88                | 233               | 207                | 135               | 169               |       |
|                        | ②地すべり                          |             | 0                    | 0                 | 0                 | 0                  | 0                 | 0                 |       |
|                        | ③山腹崩壊                          |             | 23                   | 128               | 179               | 151                | 170               | 170               |       |
| 建物<br>被害               | 全壊の主な原因                        |             | 液状化                  | 液状化               | 揺れ                | 揺れ                 | 揺れ                | 揺れ                |       |
|                        | 全壊棟数（棟）                        |             | 2,999                | 6,090             | 16,557            | 13,662             | 9,329             | 11,892            |       |
|                        | 半壊棟数（棟）                        |             | 9,025                | 22,353            | 52,246            | 44,460             | 40,712            | 44,576            |       |
|                        | 焼失棟数（棟） *1                     |             | 36                   | 63                | 546               | 399                | 162               | 287               |       |
| 人的<br>被害               | 死傷者数が最大となる発災季節・時間              |             | 冬・深夜                 | 冬・深夜              | 冬・深夜              | 冬・深夜               | 冬・深夜              | 冬・深夜              |       |
|                        | 死傷者の主な原因                       |             | 建物倒壊                 | 建物倒壊              | 建物倒壊              | 建物倒壊               | 建物倒壊              | 建物倒壊              |       |
|                        | 死者数（人） *2                      | 94          | 127                  | 782               | 590               | 315                | 474               |                   |       |
|                        | 負傷者数（人） *2                     | 1,441       | 3,209                | 10,846            | 8,731             | 7,156              | 8,383             |                   |       |
|                        | 重傷者数（負傷者の内数）（人） *2             | 155         | 211                  | 1,331             | 1,007             | 532                | 808               |                   |       |
| ライフ<br>ライン<br>施設<br>被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人） *1            |             | 18,913               | 35,340            | 33,097            | 46,225             | 90,018            | 52,532            |       |
|                        | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1          |             | 153,041              | 334,151           | 520,239           | 492,661            | 451,125           | 480,623           |       |
|                        | 電力（直後の停電軒数） *1                 |             | 1,931                | 11,448            | 53,555            | 42,002             | 33,318            | 43,982            |       |
|                        | 通信（直後の固定電話不通回線数） *1            |             | 1,165                | 6,639             | 27,136            | 21,506             | 18,173            | 22,625            |       |
|                        | ガス（1日後の供給停止戸数） *1              |             | 0                    | 0                 | 0                 | 0                  | 0                 | 0                 |       |
| 交通施<br>設被害             | 道路（被害箇所数）                      |             | 387                  | 307               | 529               | 522                | 510               | 495               |       |
|                        | 鉄道（被害箇所数）                      |             | 173                  | 202               | 410               | 392                | 354               | 383               |       |
|                        | 港湾（揺れによる被害箇所数）                 |             | 8                    | 92                | 89                | 93                 | 104               | 95                |       |
| 生活<br>支障               | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1          |             | 3,765                | 10,521            | 39,793            | 31,555             | 20,163            | 27,445            |       |
|                        | 帰宅困難者数（人） *3                   |             | 164,462              | 148,205           | 157,406           | 157,406            | 157,406           | 157,406           |       |
|                        | 食料の不足量（当日・1日後）（食） *1           |             | 310,352              | 299,463           | 255,652           | 264,728            | 286,171           | 272,176           |       |
|                        | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1        |             | -969                 | -2,837            | -4,931            | -4,591             | -4,084            | -4,438            |       |
|                        | 医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足） *2     |             | 28,622               | 27,605            | 18,071            | 20,271             | 21,465            | 20,426            |       |
| 災害廃<br>棄物              | 災害廃棄物発生量                       |             | 可燃物（万t） *1           | 5.17              | 10.04             | 29.08              | 23.77             | 15.91             | 20.52 |
|                        |                                |             | 不燃物（万t） *1           | 17.70             | 38.82             | 95.76              | 80.26             | 56.35             | 70.69 |
| その他<br>施設等<br>被害       | エレベータ内閉じ込め者数（人） *4             |             | 39                   | 81                | 208               | 186                | 148               | 170               |       |
|                        | 道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下 |             | 0.5                  | 0.4               | 1.8               | 1.0                | 0.5               | 0.7               |       |
|                        | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1         |             | 781                  | 2,158             | 7,812             | 6,245              | 4,030             | 5,456             |       |
|                        | 危険物施設の被害箇所数（箇所）                |             | 4                    | 16                | 50                | 48                 | 31                | 46                |       |
|                        | 文化財の被害件数（件） *1                 |             | 0                    | 0                 | 4                 | 1                  | 1                 | 2                 |       |
|                        | 孤立集落（集落）                       |             | 0                    | 0                 | 22                | 29                 | 5                 | 9                 |       |
|                        | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）        |             | 0                    | 12                | 4                 | 4                  | 25                | 4                 |       |
|                        | 重要施設                           | ①災害対策本部等    | 2                    | 28                | 37                | 34                 | 36                | 36                |       |
|                        |                                | ②避難拠点施設     | 22                   | 313               | 650               | 586                | 495               | 603               |       |
|                        |                                | ③医療施設       | 2                    | 29                | 48                | 46                 | 40                | 47                |       |
| 経済<br>被害               | 直接被害（億円） *1                    |             | 6,226                | 17,129            | 27,611            | 25,578             | 23,540            | 25,068            |       |
|                        | 間接被害（億円） *1                    |             | 3,438                | 10,679            | 11,394            | 11,415             | 11,618            | 11,632            |       |
|                        | 合計（億円）                         |             | 9,664                | 27,808            | 39,005            | 36,993             | 35,158            | 36,700            |       |

※：■は、被害の最大値を示す

\*1：冬 18時，風速11m/s

\*2：冬 深夜，風速11m/s

\*3：昼12時

\*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 4/4

| 想定項目                   | 想定項目                           | 想定地震        | 安芸太田町<br>直下地震         | 北広島町<br>直下地震          | 大崎上島町<br>直下地震        | 世羅町<br>直下地震        | 神石高原町<br>直下地震        |    |
|------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|----|
|                        |                                | マグニチュード     | 6.9                   | 6.9                   | 6.9                  | 6.9                | 6.9                  |    |
|                        |                                | 地震タイプ       | 地殻内                   | 地殻内                   | 地殻内                  | 地殻内                | 地殻内                  |    |
| 地震動・<br>液状化            | 震度6弱以上のエリア                     |             | 広島市<br>廿日市市<br>安芸太田町他 | 広島市<br>安芸高田市<br>北広島町他 | 竹原市<br>三次市<br>大崎上島町他 | 三次市<br>福山市<br>世羅町他 | 福山市<br>府中市<br>神石高原町他 |    |
|                        | 県全面積に対する面積率                    |             | 1.8%                  | 1.9%                  | 2.2%                 | 2.2%               | 2.0%                 |    |
|                        | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）   |             | 0.6%                  | 0.3%                  | 1.6%                 | 0.9%               | 0.6%                 |    |
| 土砂<br>災害               | ①急傾斜地                          | 危険度ランクが高い箇所 | 91                    | 77                    | 169                  | 54                 | 25                   |    |
|                        | ②地すべり                          |             | 1                     | 0                     | 1                    | 2                  | 0                    |    |
|                        | ③山腹崩壊                          |             | 88                    | 57                    | 107                  | 52                 | 56                   |    |
| 建物<br>被害               | 全壊の主な原因                        |             | 液状化                   | 液状化                   | 揺れ                   | 液状化                | 液状化                  |    |
|                        | 全壊棟数（棟）                        |             | 2,781                 | 3,262                 | 6,333                | 3,416              | 2,078                |    |
|                        | 半壊棟数（棟）                        |             | 6,410                 | 8,942                 | 18,887               | 13,631             | 9,690                |    |
|                        | 焼失棟数（棟） *1                     |             | 18                    | 36                    | 45                   | 18                 | 18                   |    |
| 人的<br>被害               | 死傷者数が最大となる発災季節・時間              |             | 冬・深夜                  | 冬・深夜                  | 冬・深夜                 | 冬・深夜               | 冬・深夜                 |    |
|                        | 死傷者の主な原因                       |             | 建物倒壊                  | 建物倒壊                  | 建物倒壊                 | 建物倒壊               | 建物倒壊                 |    |
|                        | 死者数（人） *2                      | 37          | 89                    | 225                   | 70                   | 33                 |                      |    |
|                        | 負傷者数（人） *2                     | 567         | 1,290                 | 3,209                 | 1,896                | 1,377              |                      |    |
|                        | 重傷者数（負傷者の内数）（人） *2             | 60          | 148                   | 366                   | 107                  | 54                 |                      |    |
| ライフ<br>ライン<br>施設<br>被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人） *1            |             | 4,130                 | 3,614                 | 24,681               | 15,143             | 13,268               |    |
|                        | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1          |             | 171,647               | 204,770               | 100,593              | 105,558            | 94,108               |    |
|                        | 電力（直後の停電軒数） *1                 |             | 3,011                 | 5,123                 | 5,502                | 5,962              | 5,384                |    |
|                        | 通信（直後の固定電話不通回線数） *1            |             | 3,345                 | 5,887                 | 3,595                | 3,603              | 2,646                |    |
| 交通施<br>設被害             | ガス（1日後の供給停止戸数） *1              |             | 0                     | 0                     | 0                    | 0                  | 0                    |    |
|                        | 道路（被害箇所数）                      |             | 214                   | 325                   | 317                  | 499                | 417                  |    |
|                        | 鉄道（被害箇所数）                      |             | 62                    | 112                   | 185                  | 206                | 149                  |    |
|                        | 港湾（揺れによる被害箇所数）                 |             | 13                    | 6                     | 98                   | 65                 | 39                   |    |
| 生活<br>支障               | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1          |             | 4,532                 | 4,626                 | 7,232                | 4,022              | 2,943                |    |
|                        | 帰宅困難者数（人） *3                   |             | 134,767               | 157,027               | 158,999              | 100,234            | 61,090               |    |
|                        | 食料の不足量（当日・1日後）（食） *1           |             | 308,938               | 308,331               | 302,772              | 309,420            | 311,426              |    |
|                        | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1        |             | -1,162                | -1,494                | -479                 | -497               | -373                 |    |
|                        | 医療機能支障（医療需要過不足数）（＜0：不足） *2     |             | 31,508                | 29,301                | 28,237               | 31,232             | 33,464               |    |
| 災害廃<br>棄物              | 災害廃棄物発生量                       | 可燃物（万t） *1  | 4.48                  | 5.52                  | 11.06                | 5.83               | 3.51                 |    |
|                        |                                | 不燃物（万t） *1  | 18.39                 | 19.90                 | 36.24                | 20.39              | 12.71                |    |
| その他<br>施設等<br>被害       | エレベータ内閉じ込め者数（人） *4             |             | 45                    | 63                    | 30                   | 32                 | 26                   |    |
|                        | 道路閉塞（幅員13m未満）（％） 道路リンク10～50%以下 |             | 0.1                   | 0.2                   | 0.7                  | 0.1                | 0.1                  |    |
|                        | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1         |             | 900                   | 934                   | 1,556                | 823                | 586                  |    |
|                        | 危険物施設の被害箇所数（箇所）                |             | 1                     | 5                     | 10                   | 7                  | 5                    |    |
|                        | 文化財の被害件数（件） *1                 |             | 1                     | 0                     | 0                    | 1                  | 0                    |    |
|                        | 孤立集落（集落）                       |             | 0                     | 0                     | 1                    | 0                  | 1                    |    |
|                        | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）        |             | 0                     | 3                     | 27                   | 2                  | 3                    |    |
|                        | 重要施設                           | ①災害対策本部等    | 使用に支障のある施設数<br>（棟） *1 | 3                     | 1                    | 13                 | 5                    | 4  |
|                        |                                | ②避難拠点施設     |                       | 145                   | 25                   | 76                 | 49                   | 42 |
| ③医療施設                  |                                | 6           |                       | 4                     | 7                    | 5                  | 3                    |    |
| 経済<br>被害               | 直接被害（億円） *1                    |             | 6,340                 | 7,029                 | 12,855               | 9,299              | 6,606                |    |
|                        | 間接被害（億円） *1                    |             | 3,533                 | 3,282                 | 7,403                | 7,427              | 7,543                |    |
|                        | 合計（億円）                         |             | 9,873                 | 10,311                | 20,258               | 16,726             | 14,149               |    |

※ は、被害の最大値を示す

\*1：冬 18時，風速11m/s

\*2：冬 深夜，風速11m/s

\*3：昼12時

\*4：朝7時～8時

図－１ 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

【別 紙】

図－２ 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

【別 紙】

図－３ 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）

【別 紙】

図－４（１） 震度分布

【別 紙】

図－４（２） 震度分布

【別 紙】

図－４（３） 震度分布

【別 紙】

図－４（４） 震度分布

【別 紙】

図－４（５） 震度分布

【別 紙】

図－５ 液状化危険度分布（PL 値）

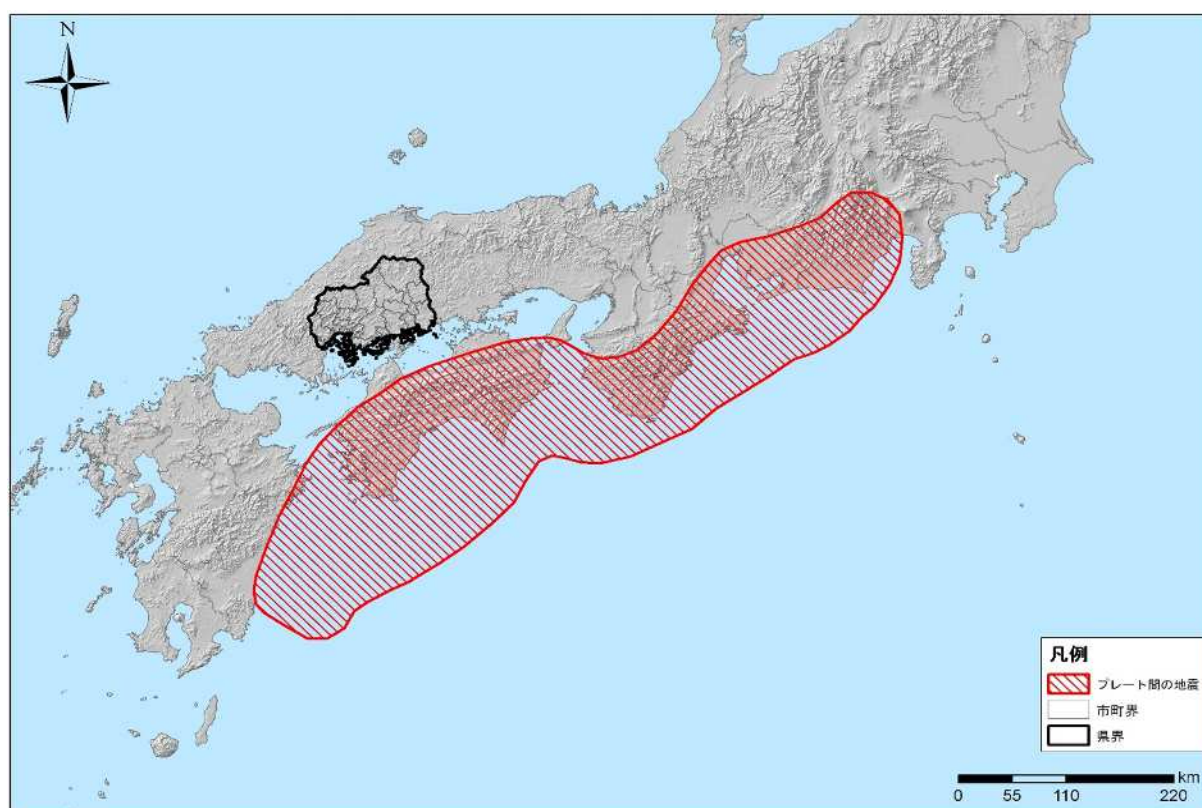
【別 紙】

図－６ 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

【別 紙】

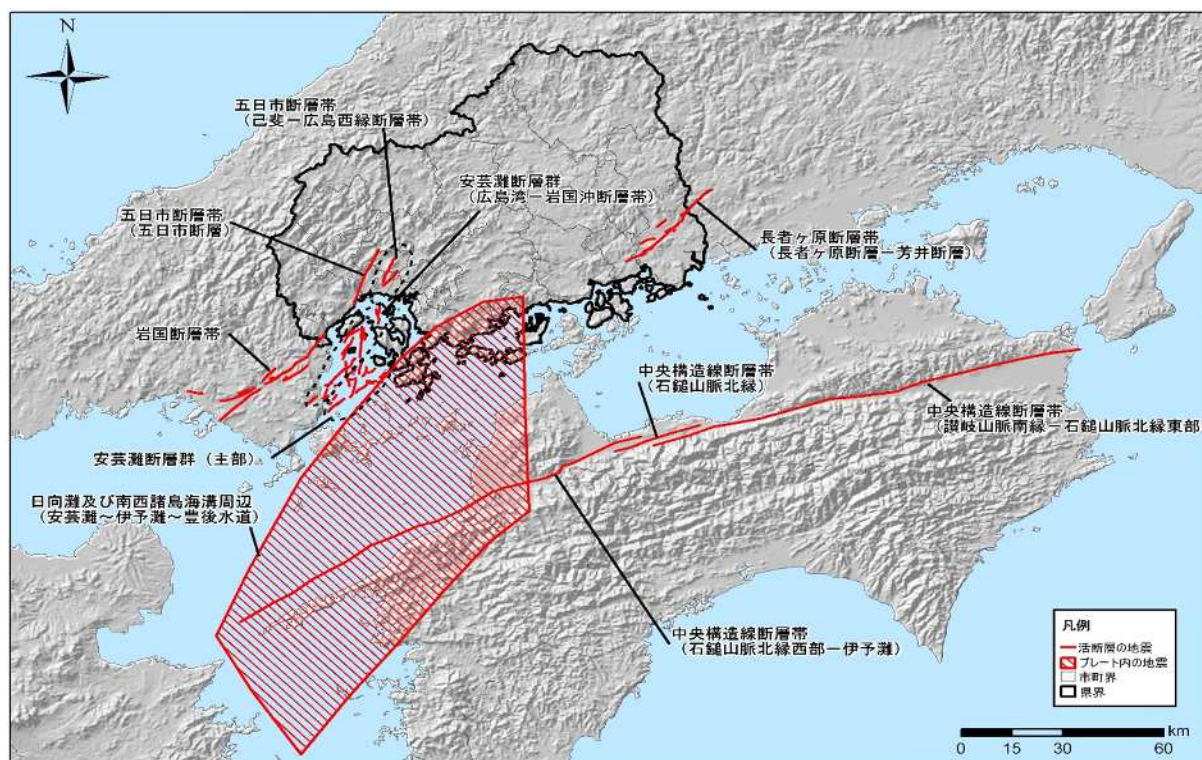


【別紙】



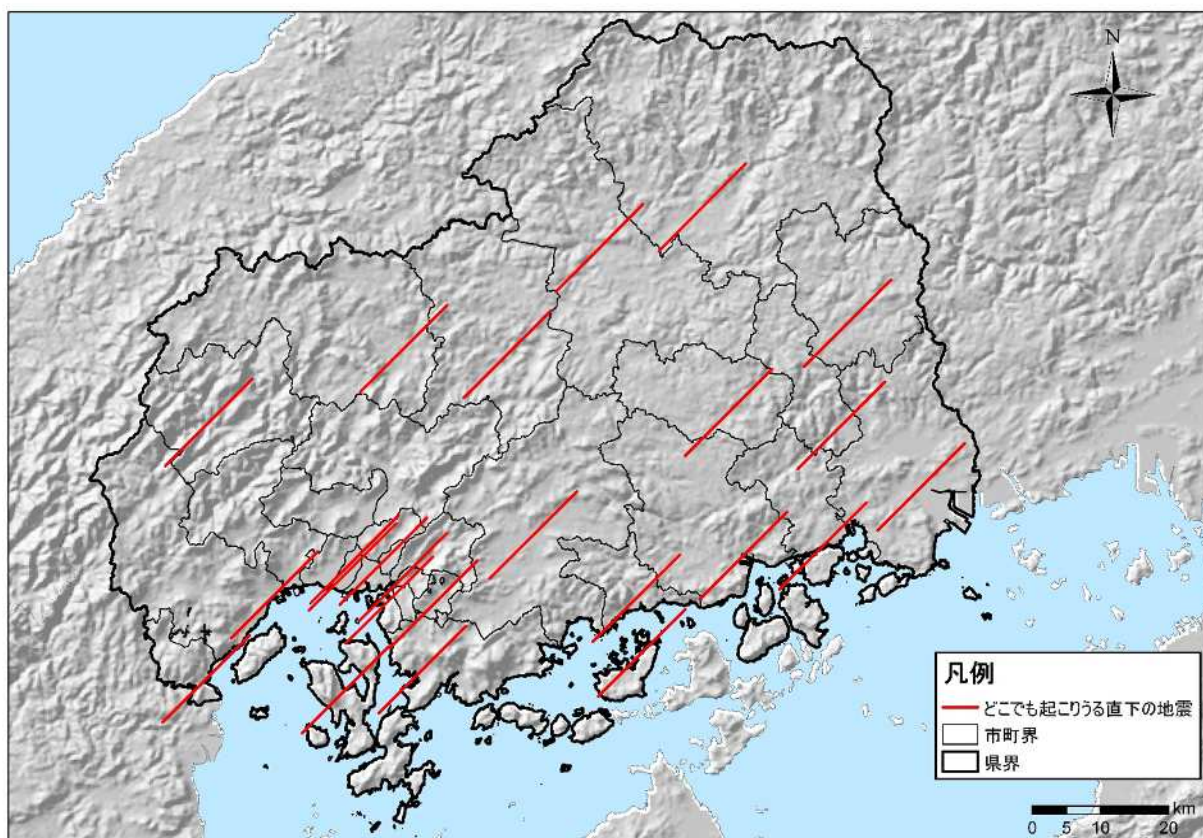
図－１ 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



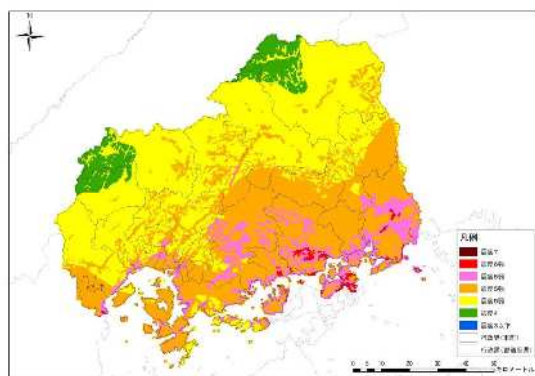
図－２ 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

活断層研究会（1991）：新編日本の活断層、東京大学出版会

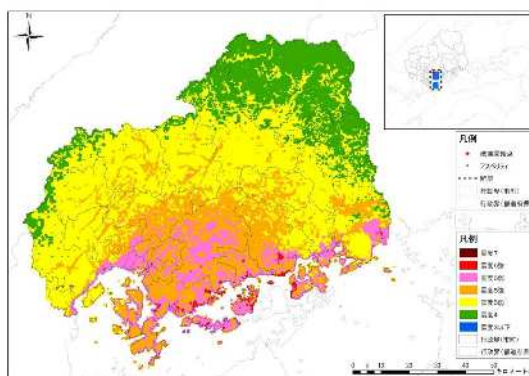


図－３ 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）

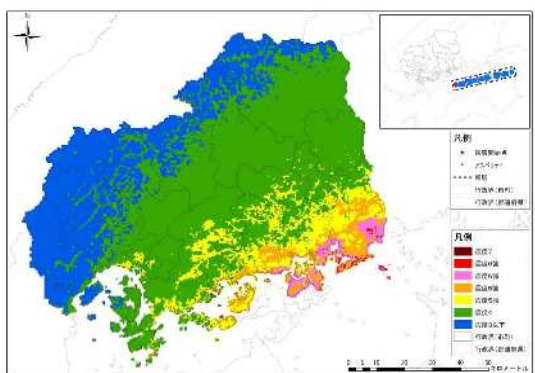




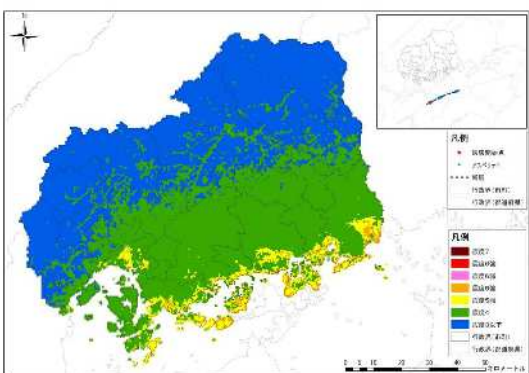
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



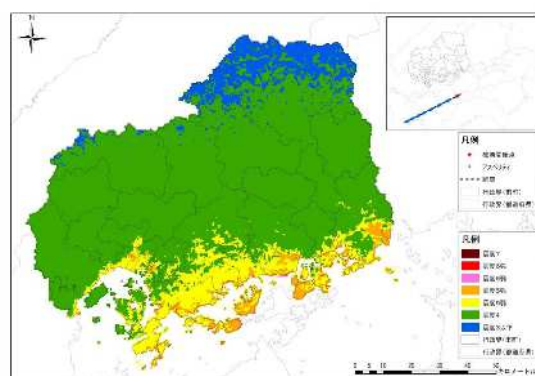
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震  
（北から破壊）



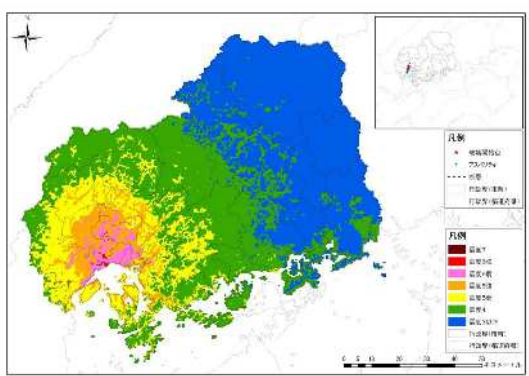
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



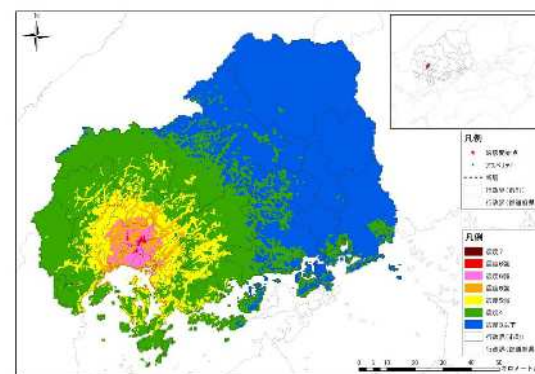
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



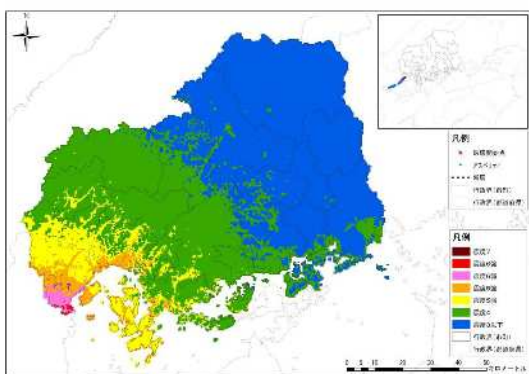
石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震（東から破壊）



五日市断層の地震（北から破壊）



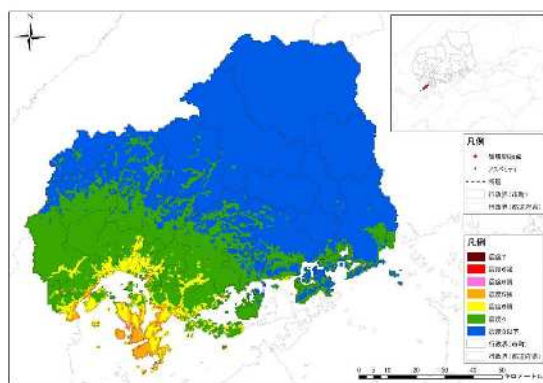
己斐-広島西縁層帯の地震 (M6.5)（北から破壊）



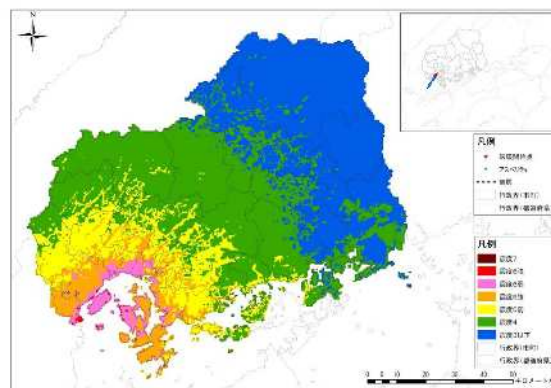
岩国断層帯の地震（東から破壊）



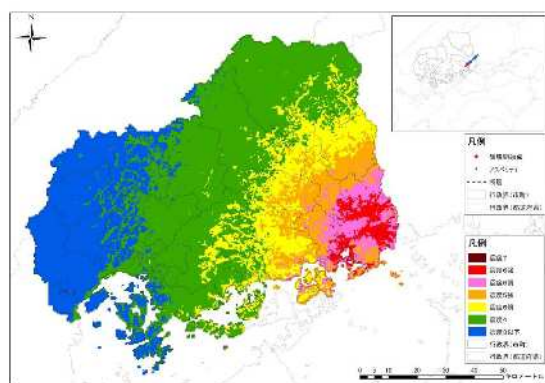
図-4 (1) 震度分布



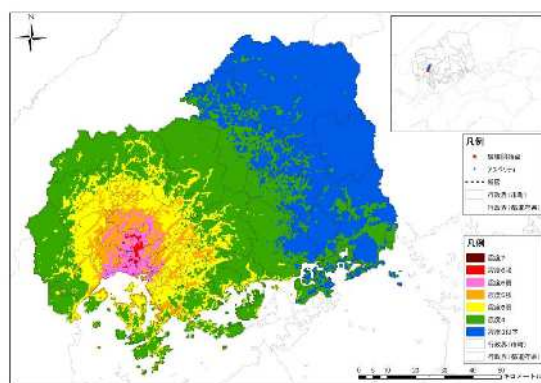
安芸灘断層群（主部）の地震（北から破壊）



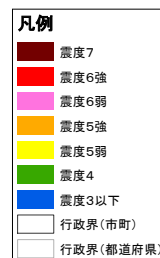
安芸灘断層群（広島湾一岩国沖断層帯）の地震  
（北から破壊）



長者ヶ原断層－芳井断層の地震（西から破壊）

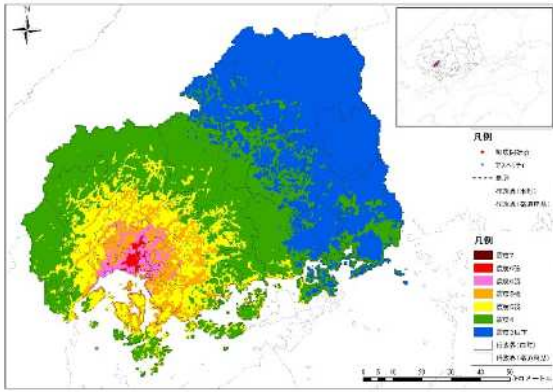


（参考）己斐－広島湾断層帯の地震（M6.9）の地震  
（南から破壊）

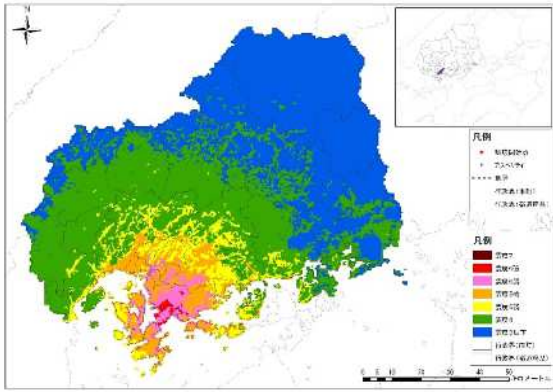


図－4（2） 震度分布

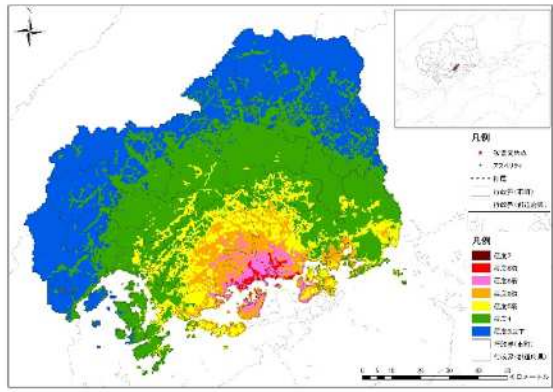




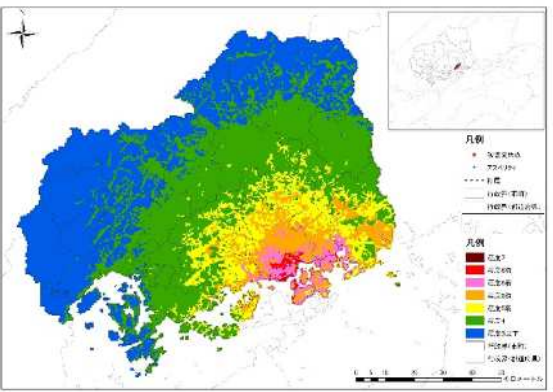
広島市直下地震



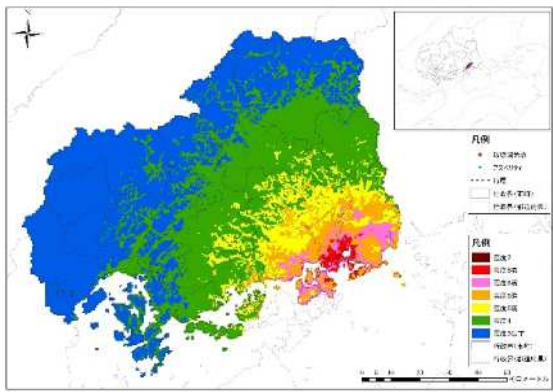
呉市直下地震



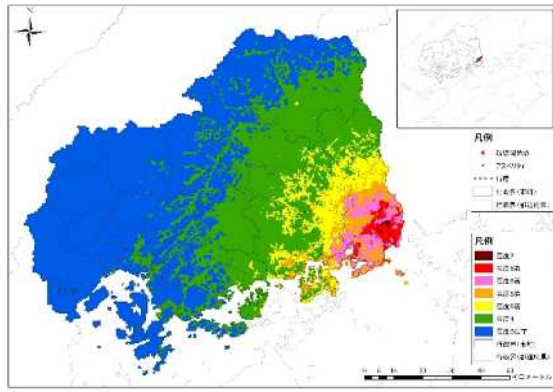
竹原直下地震



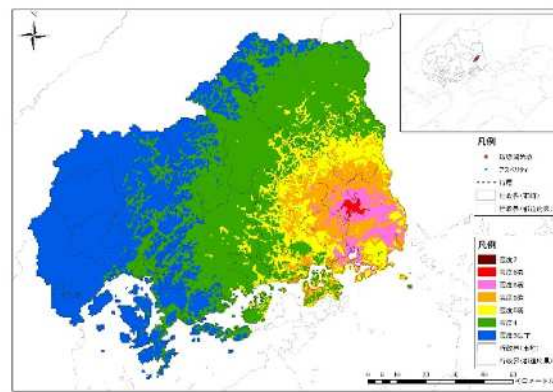
三原市直下地震



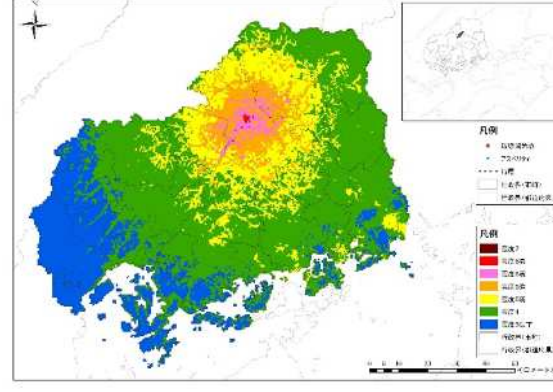
尾道市直下地震



福山市直下地震



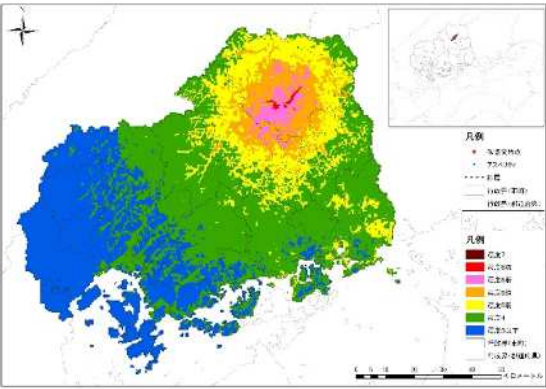
府中市直下地震



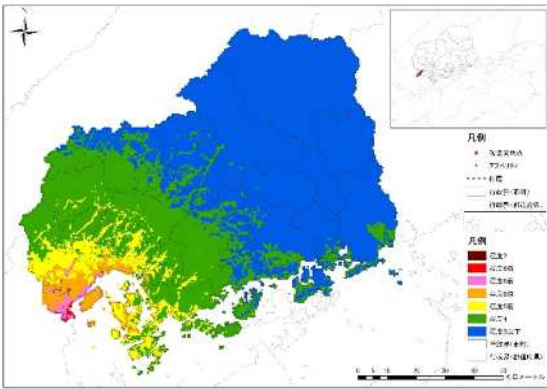
三次市直下地震



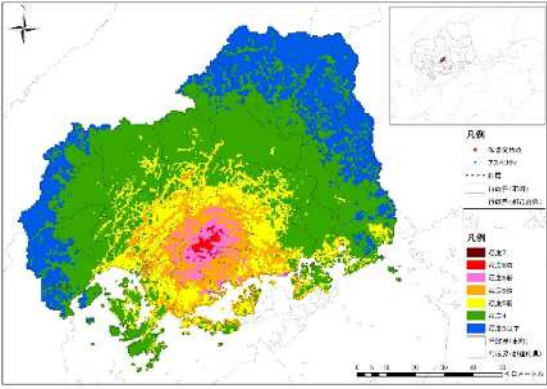
図-4 (3) 震度分布



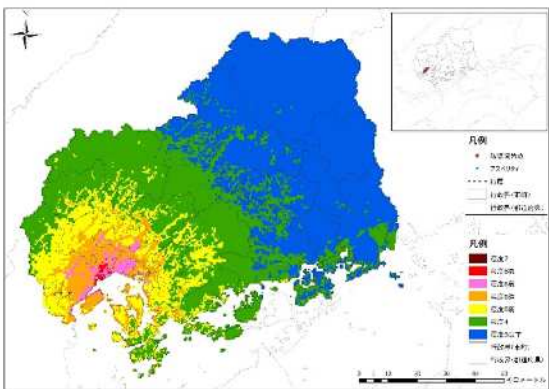
庄原市直下地震



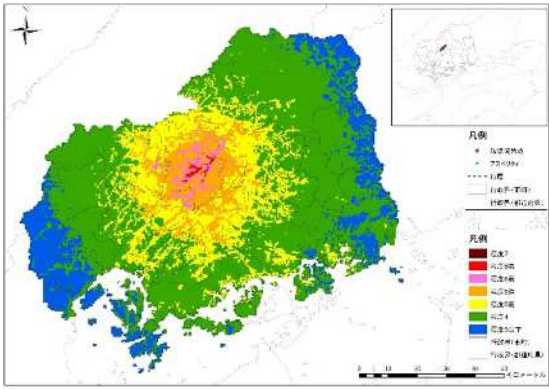
大竹市直下地震



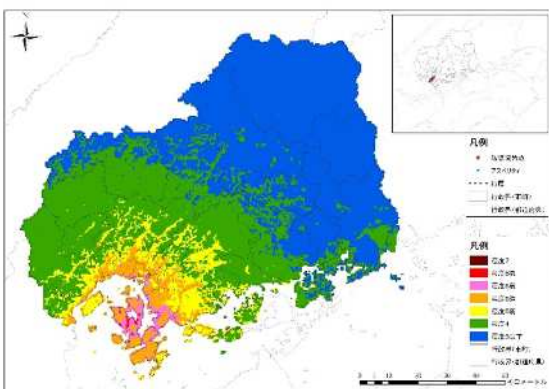
東広島市直下地震



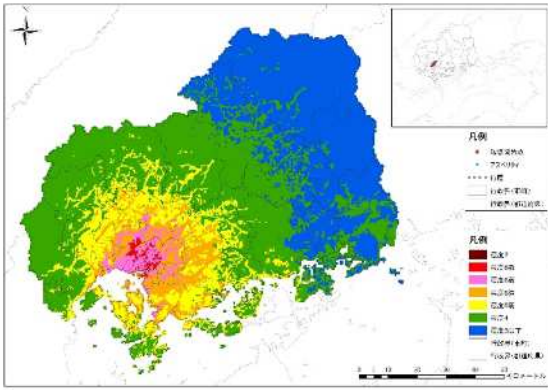
廿日市市直下地震



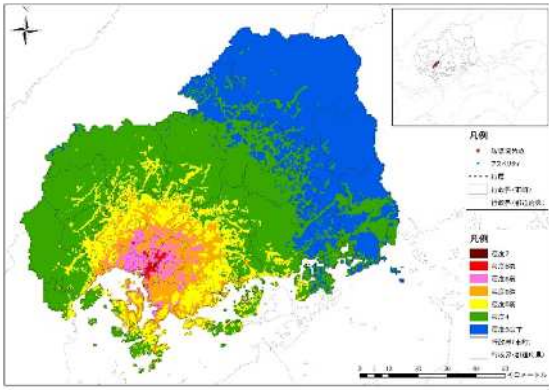
安芸高田市直下地震



江田島市直下地震



府中町直下地震

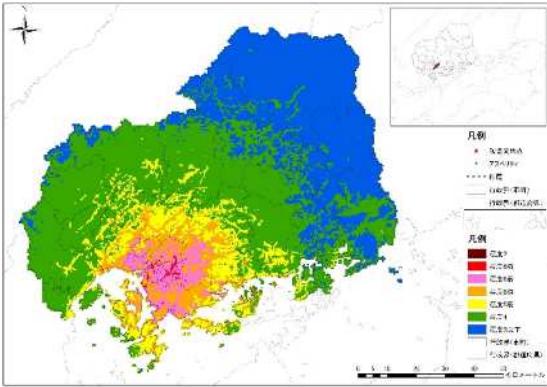


海田町直下地震

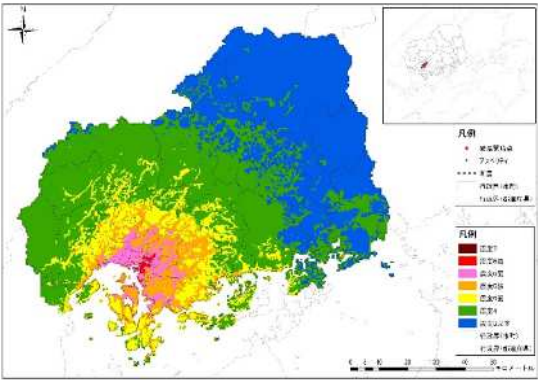


図－4（4） 震度分布

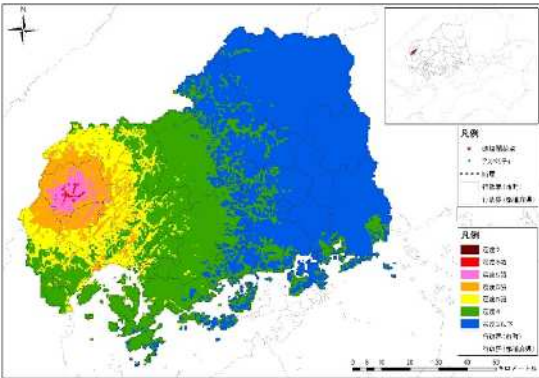




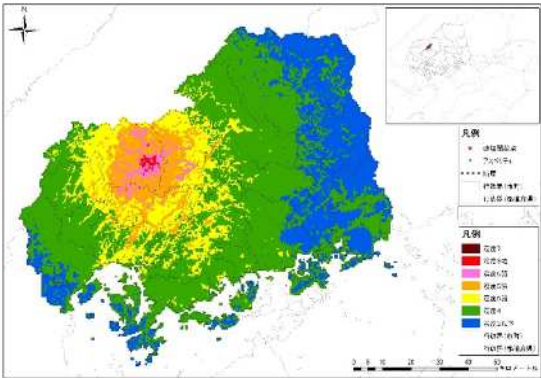
熊野町直下地震



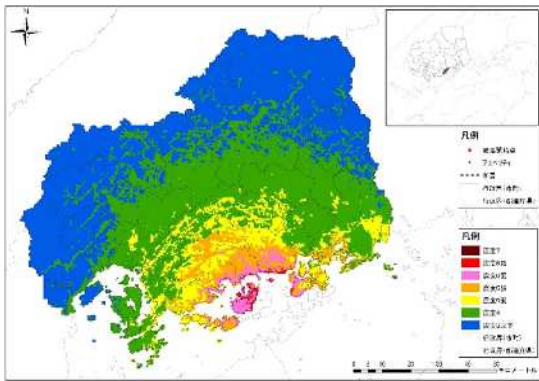
坂町直下地震



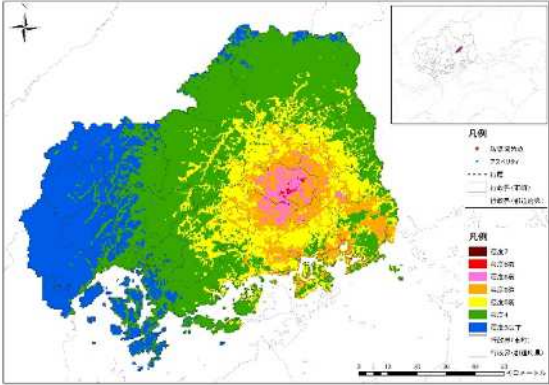
安芸太田町直下地震



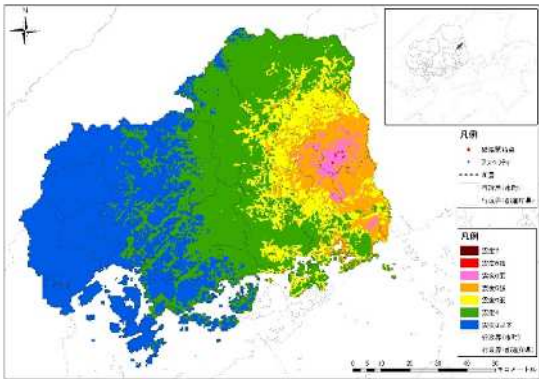
北広島町直下地震



大崎上島町直下地震



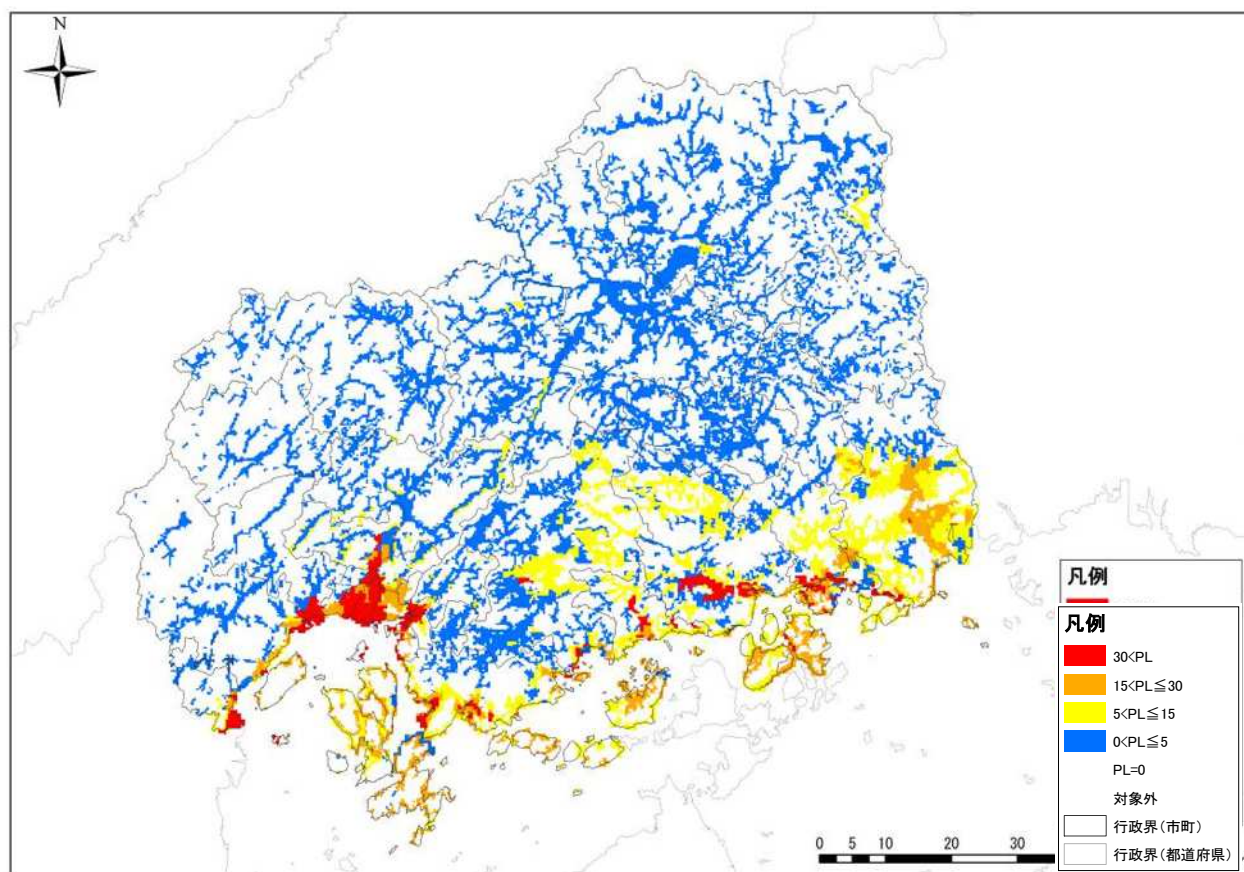
世羅町直下地震



神石高原町直下地震



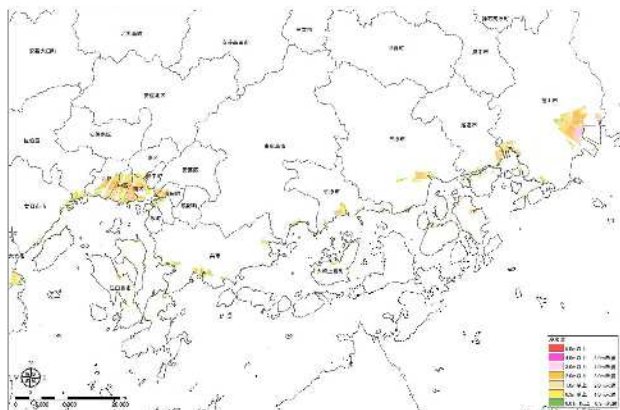
図－4（5） 震度分布



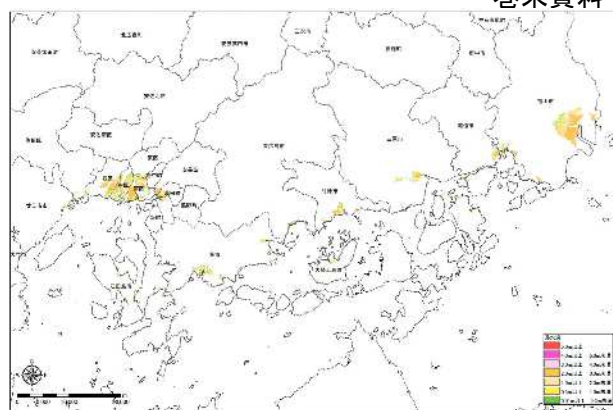
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

図－５ 液状化危険度分布（PL 値）

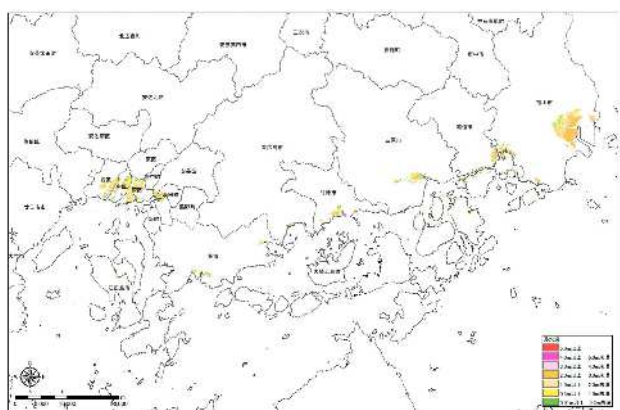




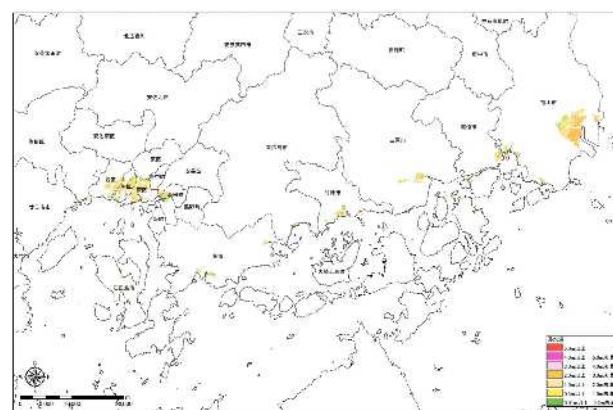
南海トラフ巨大地震（ケース1）



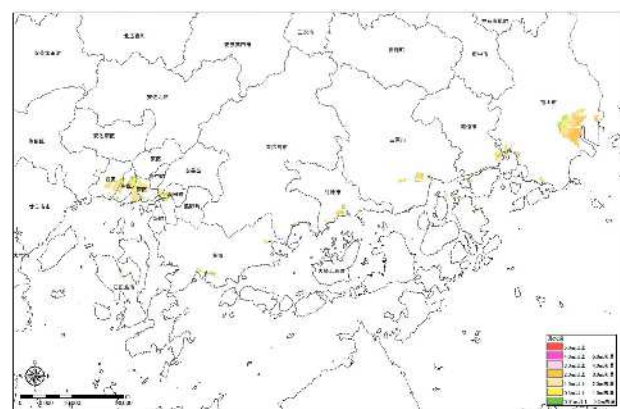
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震



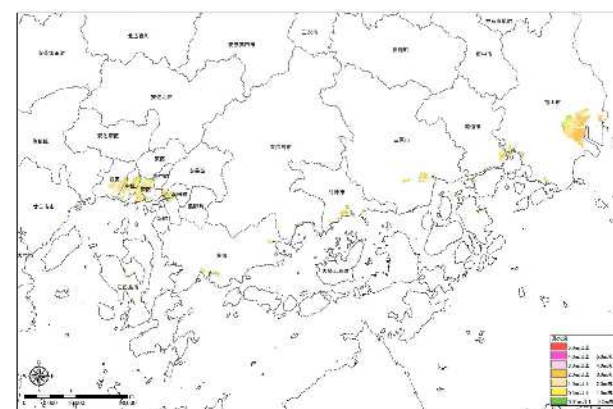
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震



石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震



安芸灘断層群（主部）の地震



安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震



図－6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

## 【参 考】

## 中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード（M）6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成 28 年 7 月 1 日に公表した。

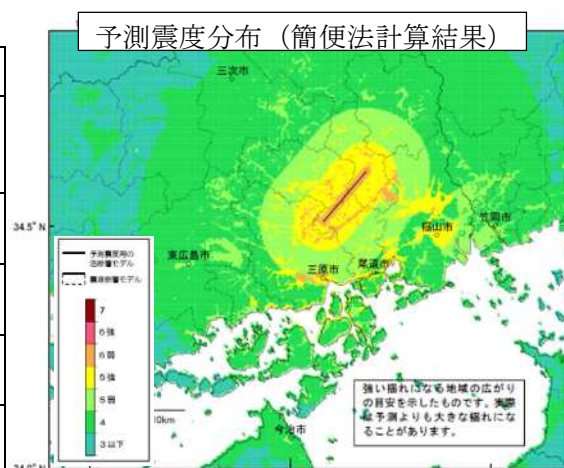
この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の5つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成 29 年 2 月 21 日に「長者ヶ原一芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。(既に、地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原－芳井断層」は除く。)

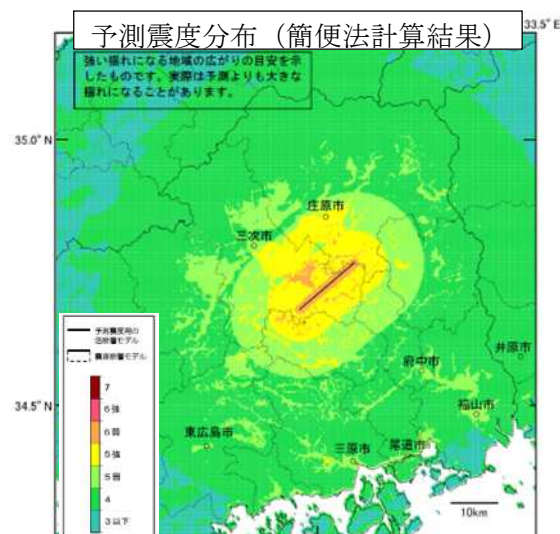
### (1) 宇津戸断層

| 区 分                | 内 容                   |
|--------------------|-----------------------|
| 位 置                | 府中市から世羅郡世羅町、尾道市にかけて分布 |
| 長 さ                | 約 12km                |
| 地震の規模              | M6.7 程度               |
| 最 大 震 度            | 震度 6 強（予測震度分布より）      |
| 平均活動間隔             | 不明                    |
| 今後 30 年以内<br>の発生確率 | 不明                    |



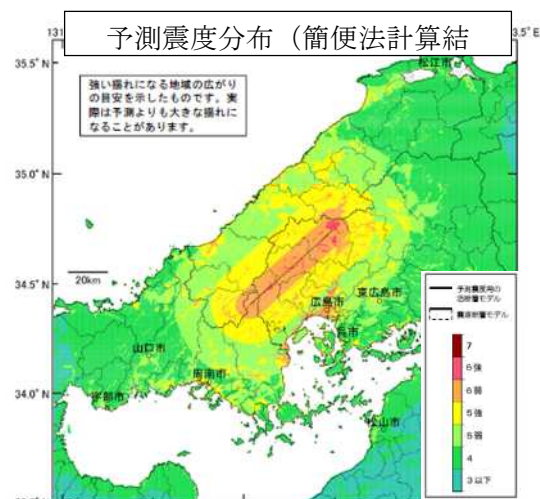
## (2) 安田断層

| 区 分                | 内 容              |
|--------------------|------------------|
| 位 置                | 三次市に分布           |
| 長 さ                | 約 5 km           |
| 地震の規模              | M6.0 程度          |
| 最 大 震 度            | 震度 6 弱（予測震度分布より） |
| 平均活動間隔             | 不明               |
| 今後 30 年以内<br>の発生確率 | 不明               |



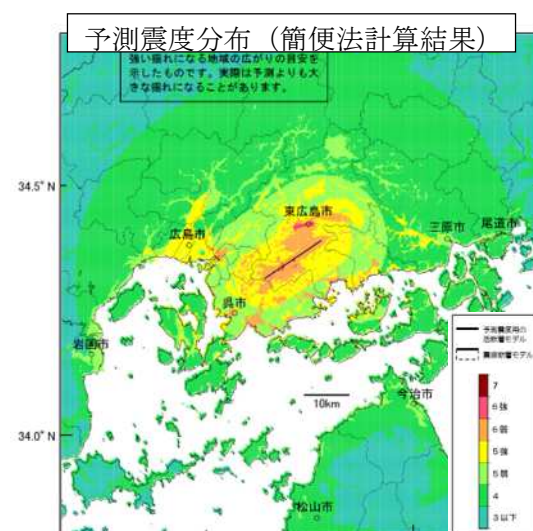
(3) 筒賀断層

| 区 分                | 内 容                       |
|--------------------|---------------------------|
| 位 置                | 山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布 |
| 長 さ                | 約 58 k m                  |
| 地震の規模              | M7.8 程度                   |
| 最 大 震 度            | 震度 6 強（予測震度分布より）          |
| 平均活動間隔             | 不明                        |
| 今後 30 年以内<br>の発生確率 | 不明                        |



(4) 黒瀬断層

| 区 分                | 内 容            |
|--------------------|----------------|
| 位 置                | 東広島市に分布        |
| 長 さ                | 約 5 km         |
| 地震の規模              | M6.0 程度        |
| 最 大 震 度            | 震度 7（予測震度分布より） |
| 平均活動間隔             | 不明             |
| 今後 30 年以内<br>の発生確率 | 不明             |



(注) 予測震度分布（簡便法計算結果 平成 28 年 12 月地震調査研究推進本部作成）について

- 予測震度分布（簡便法）は、強い揺れになる地域の広がりを目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
- 地震の規模の評価結果が M6.8 未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限 M6.8 を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

## 15 津波浸水想定

### ○ 基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成 25 年 3 月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを使用し対応策等を検討する。

### ○ 津波浸水想定

本県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成 24 年 10 月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる 8 ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下、「瀬戸内海活断層等」という。）を 5 ケース選定している。

#### （1）南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

| 区 分                                           | 地 震                                                                                                  | 規 模                                                                                    |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 最大クラスの津波<br>（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波） | ○南海トラフ巨大地震<br>・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた 8 ケース                          | マグニチュード：Mw=9.1                                                                         |
| 津波到達時間が短い津波                                   | ○瀬戸内海域活断層等<br>・安芸灘～伊予灘～豊後水道<br>・讃岐山脈南縁―石鎚山脈北縁東部<br>・石鎚山脈北縁西部―伊予灘<br>・安芸灘層群（主部）<br>・安芸灘層群（広島湾―岩国沖断層帯） | マグニチュード：Mw=7.5<br>マグニチュード：Mw=7.6<br>マグニチュード：Mw=7.4<br>マグニチュード：Mw=6.6<br>マグニチュード：Mw=6.9 |

#### （2）南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

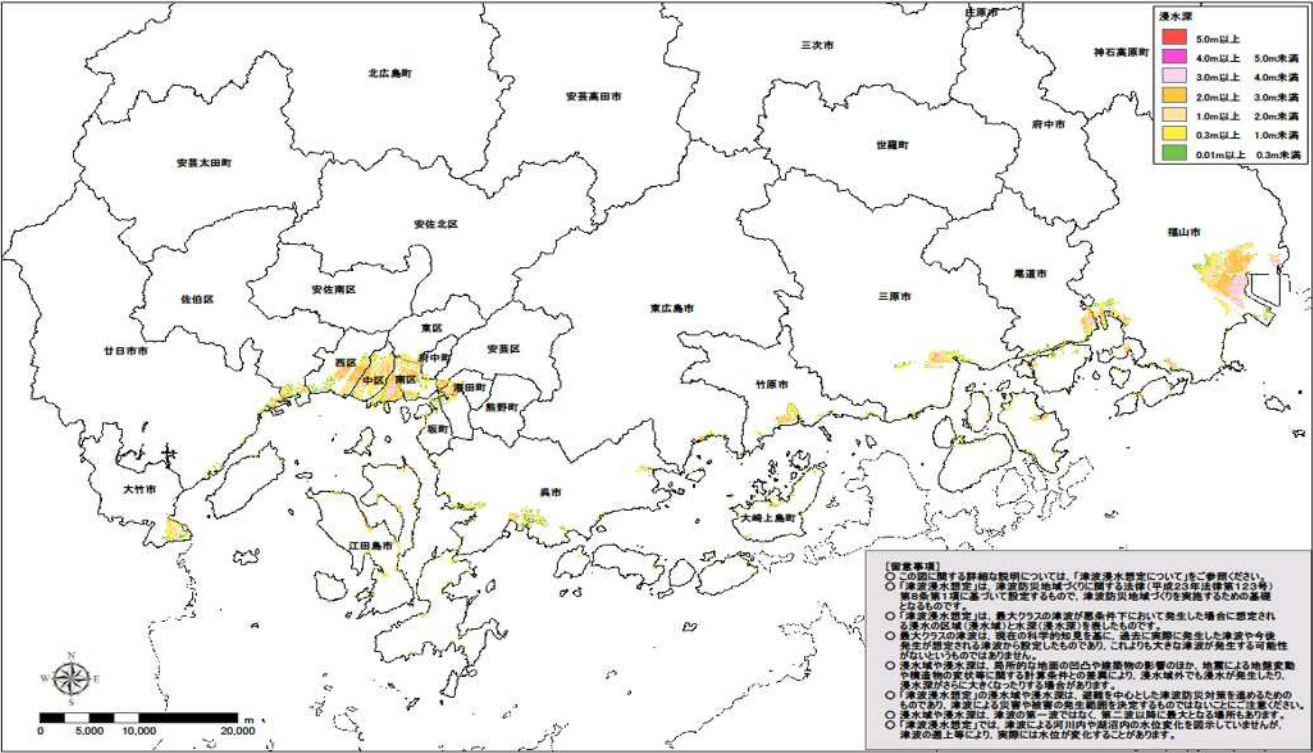
ア 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・初期潮位として 2009 年から 2013 年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・地震による地盤の沈下を考慮
- ・構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の 25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。



広島県津波浸水想定図



浸水面積（最大の場合）

（単位：ha）

| 市町名   | 浸水面積（浸水深別） |             |           |           |           |
|-------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
|       | 1 cm<br>以上 | 30 cm<br>以上 | 1 m<br>以上 | 2 m<br>以上 | 5 m<br>以上 |
| 広島市   | 3,817      | 3,463       | 2,432     | 1,188     | 2         |
| 呉市    | 1,218      | 864         | 272       | 57        | 1         |
| 竹原市   | 426        | 367         | 205       | 109       | —         |
| 三原市   | 719        | 593         | 286       | 140       | —         |
| 尾道市   | 1,191      | 948         | 479       | 266       | 1         |
| 福山市   | 3,355      | 3,037       | 2,326     | 1,438     | 2         |
| 大竹市   | 377        | 304         | 136       | 13        | —         |
| 東広島市  | 113        | 90          | 39        | 16        | —         |
| 廿日市市  | 343        | 237         | 78        | 17        | 1         |
| 江田島市  | 593        | 516         | 239       | 57        | —         |
| 府中町   | 68         | 56          | 22        | —         | —         |
| 海田町   | 250        | 238         | 176       | 46        | —         |
| 坂町    | 125        | 81          | 16        | 5         | —         |
| 大崎上島町 | 252        | 191         | 66        | 11        | —         |
| 県全体   | 12,847     | 10,987      | 6,770     | 3,364     | 8         |

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。  
※ 四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがあります。

(3) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

ア 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

| 市町名   | 最高津波水位（※1） |                | 最大波到達時間<br>(分) | 津波影響開始時間<br>(分)（※2） |
|-------|------------|----------------|----------------|---------------------|
|       |            | うち津波の高さ<br>(m) |                |                     |
| 広島市   | 3.6        | 1.5            | 246            | 37                  |
| 呉市    | 3.6        | 1.6            | 240            | 12                  |
| 竹原市   | 3.1        | 1.3            | 347            | 20                  |
| 三原市   | 3.2        | 1.4            | 332            | 20                  |
| 尾道市   | 3.5        | 1.4            | 312            | 20                  |
| 福山市   | 3.3        | 1.2            | 270            | 13                  |
| 大竹市   | 3.4        | 1.4            | 219            | 26                  |
| 東広島市  | 3.2        | 1.3            | 370            | 25                  |
| 廿日市市  | 3.6        | 1.6            | 218            | 26                  |
| 江田島市  | 4.0        | 1.9            | 251            | 31                  |
| 海田町   | 3.6        | 1.5            | 246            | 57                  |
| 坂町    | 3.6        | 1.5            | 243            | 49                  |
| 大崎上島町 | 3.1        | 1.2            | 372            | 29                  |

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

イ 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

| 市町名   | 最高津波水位（※１） |                | 最大波到達時間<br>(分) | 津波影響開始時間<br>(分)（※２） |
|-------|------------|----------------|----------------|---------------------|
|       |            | うち津波の高さ<br>(m) |                |                     |
| 広島市   | 3.0        | 0.8            | 110            | 3                   |
| 呉市    | 2.9        | 0.7            | 185            | 8                   |
| 竹原市   | 2.4        | 0.4            | 140            | 18                  |
| 三原市   | 2.8        | 0.8            | 108            | 20                  |
| 尾道市   | 3.2        | 1.0            | 111            | 15                  |
| 福山市   | 3.2        | 1.0            | 119            | 13                  |
| 大竹市   | 2.7        | 0.7            | 41             | 1                   |
| 東広島市  | 2.5        | 0.4            | 67             | 18                  |
| 廿日市市  | 2.7        | 0.7            | 42             | 0                   |
| 江田島市  | 3.1        | 1.1            | 18             | 0                   |
| 海田町   | 2.9        | 0.7            | 109            | 0                   |
| 坂町    | 2.7        | 0.9            | 164            | 0                   |
| 大崎上島町 | 2.6        | 0.5            | 138            | 15                  |

※１ 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２ 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

【参考】用語の解説

① 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

② 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③ 津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P. +m）として表示しています。

④ 津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

⑤ 最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

⑥ 津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

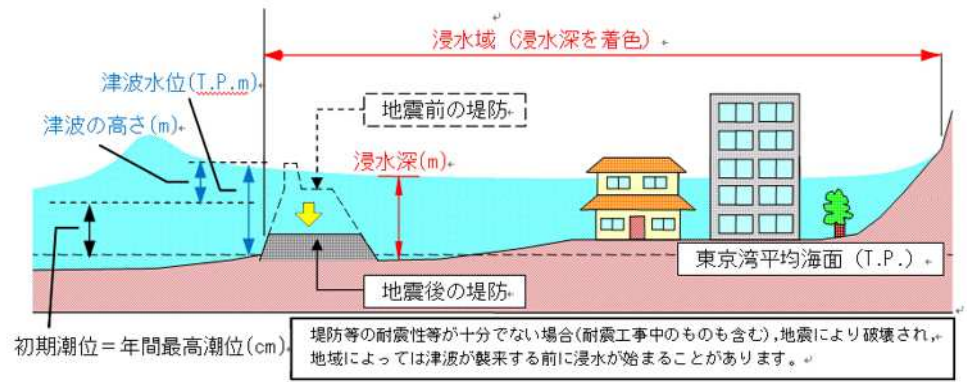
⑦ 水位変動

津波による水位変化の様子

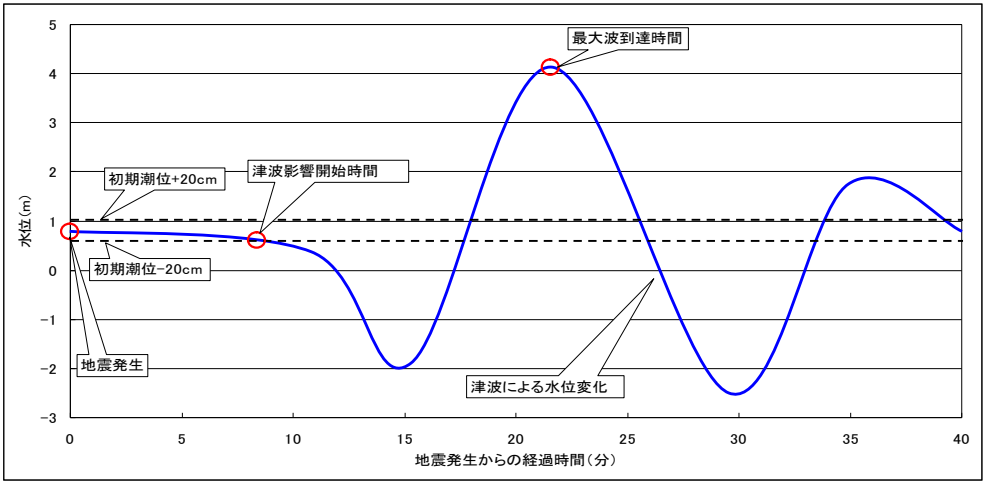
⑧ 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

「津波水位」の定義（広島県）

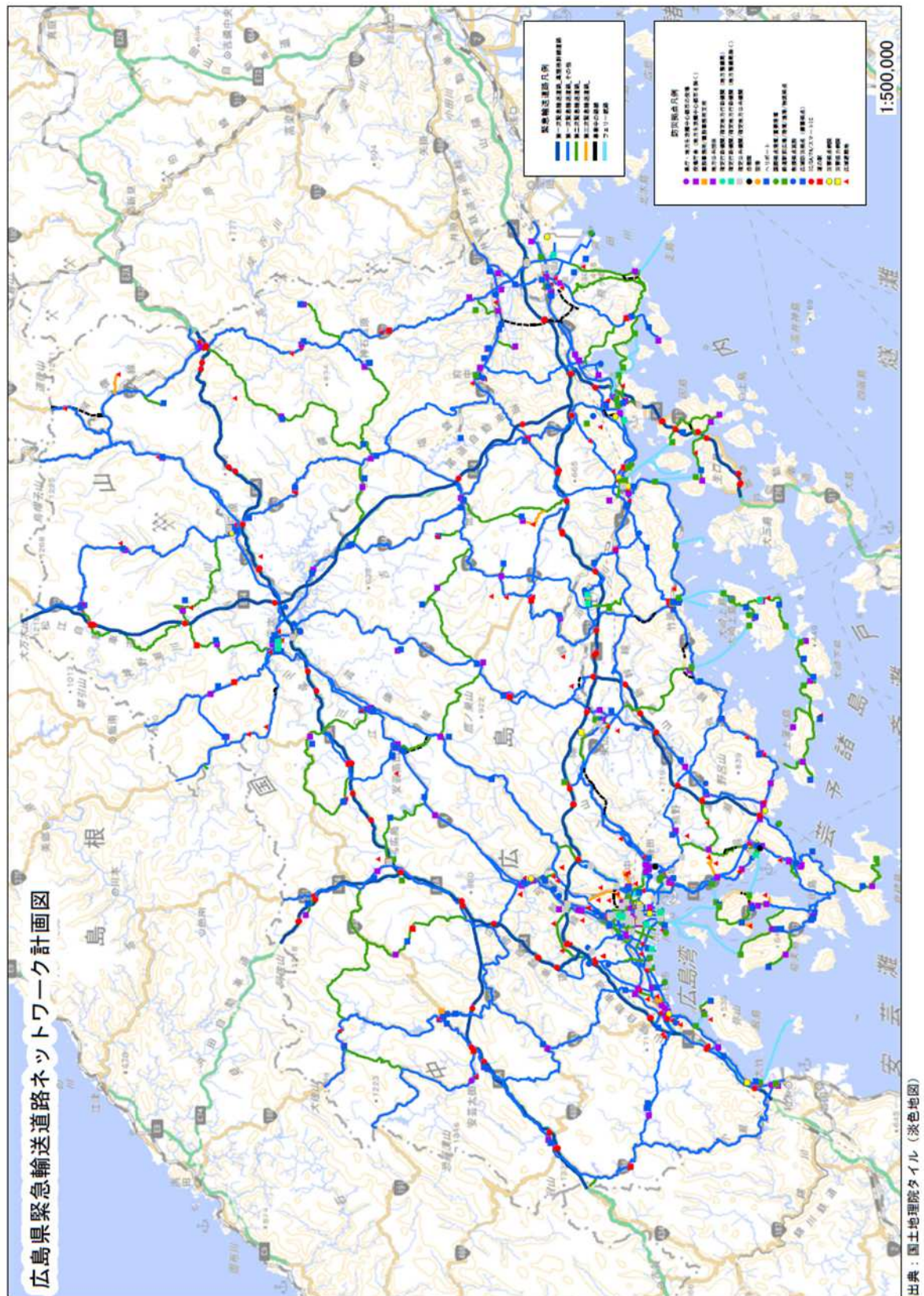


各用語の模式図

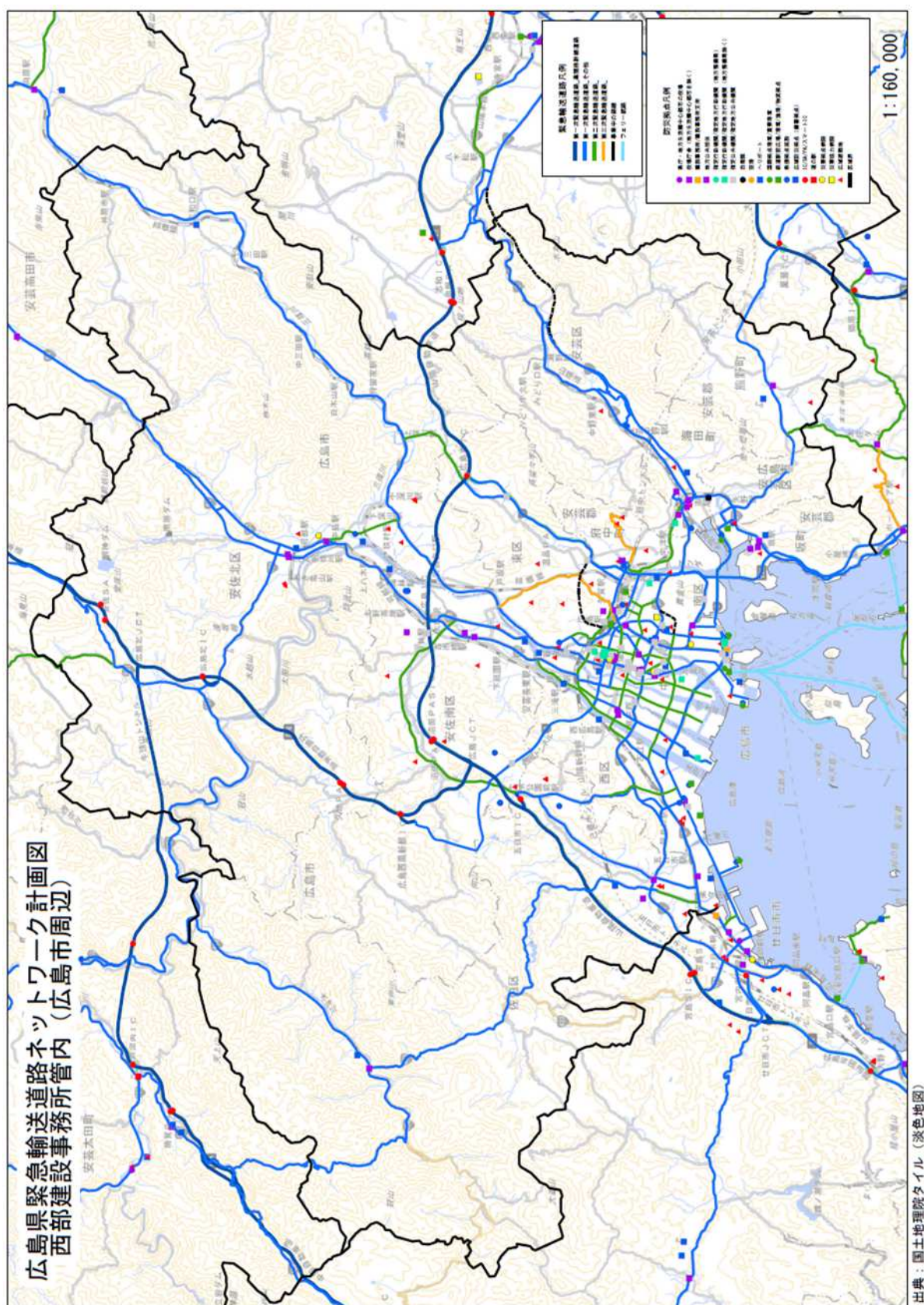




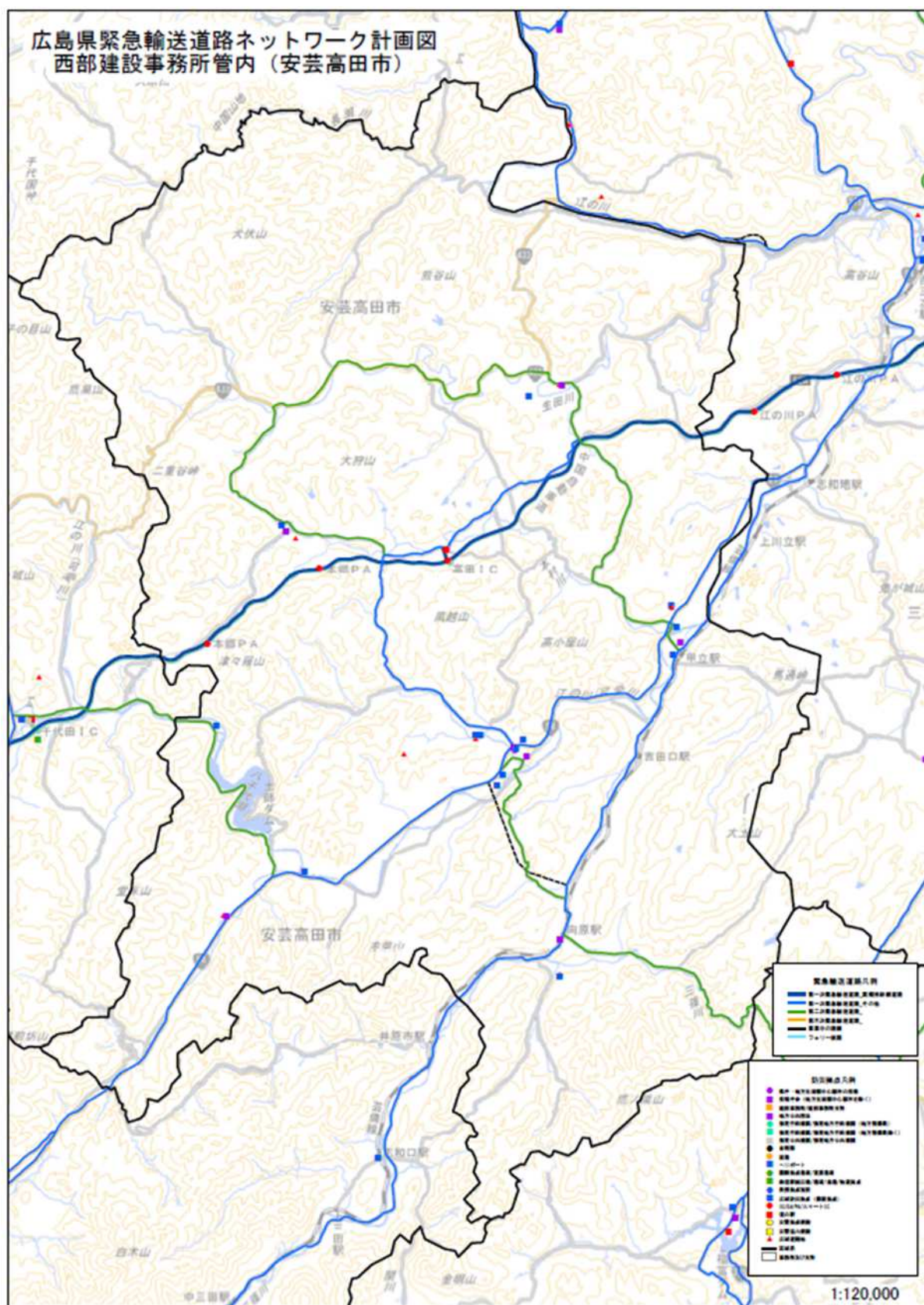
16 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図





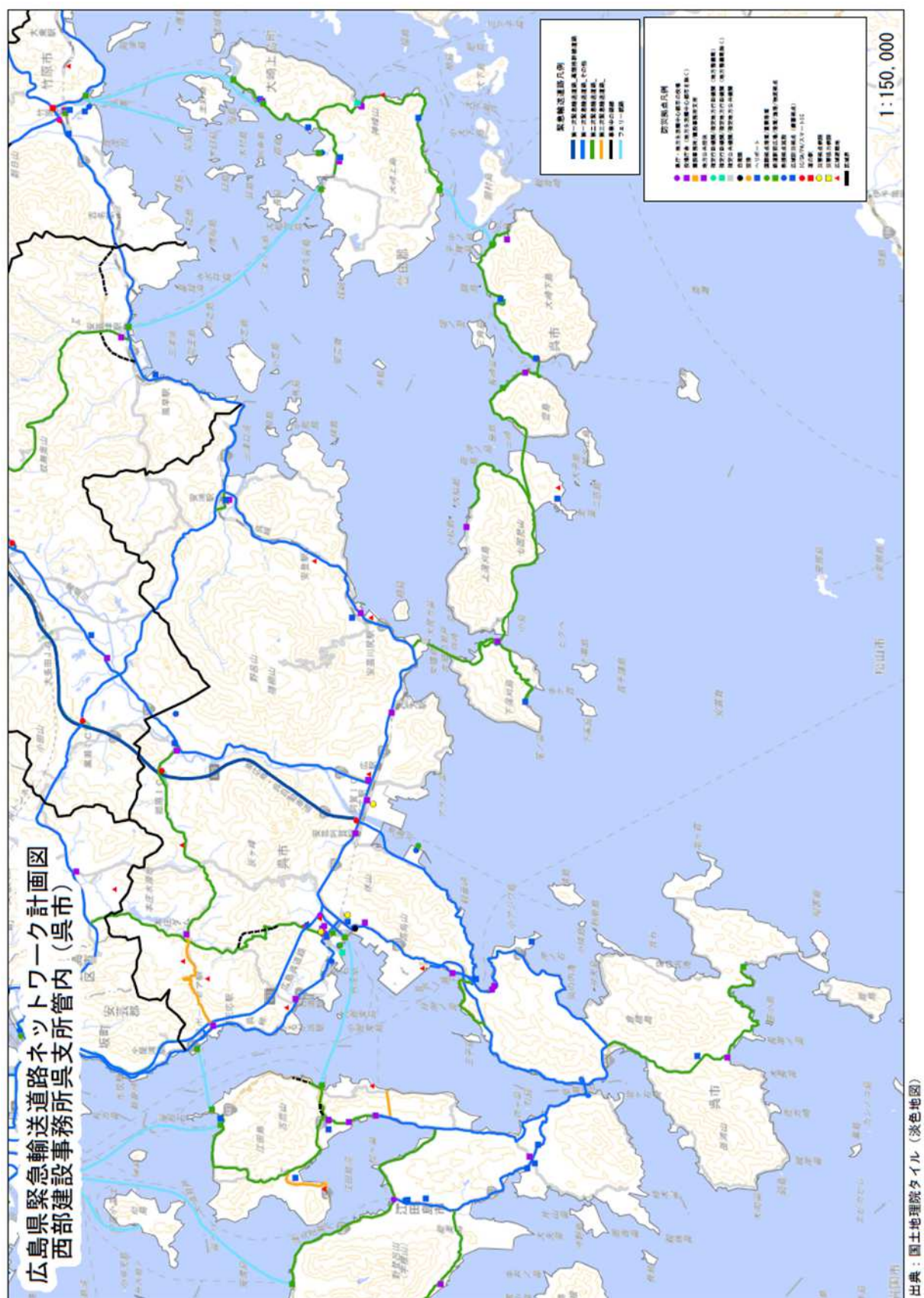










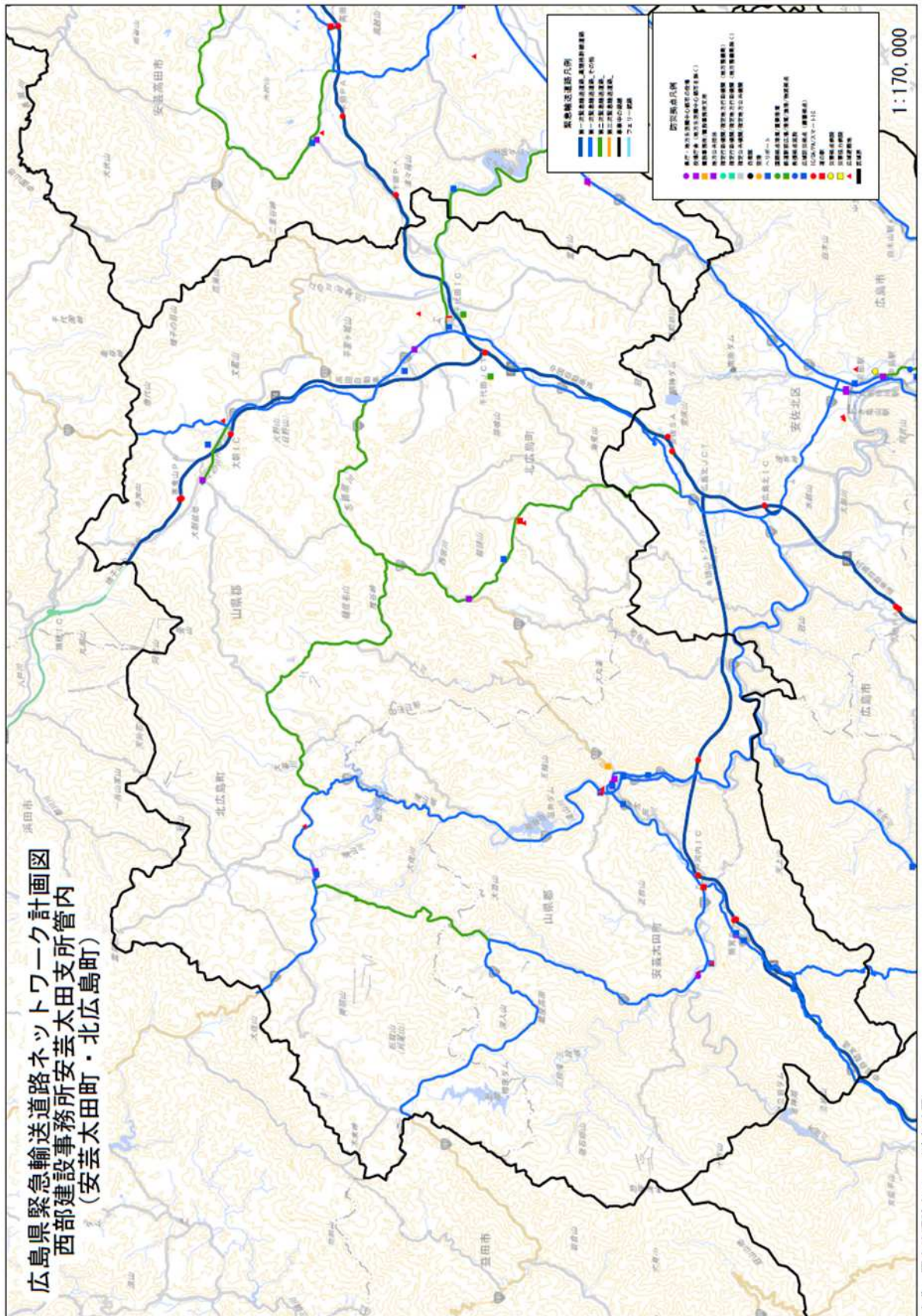




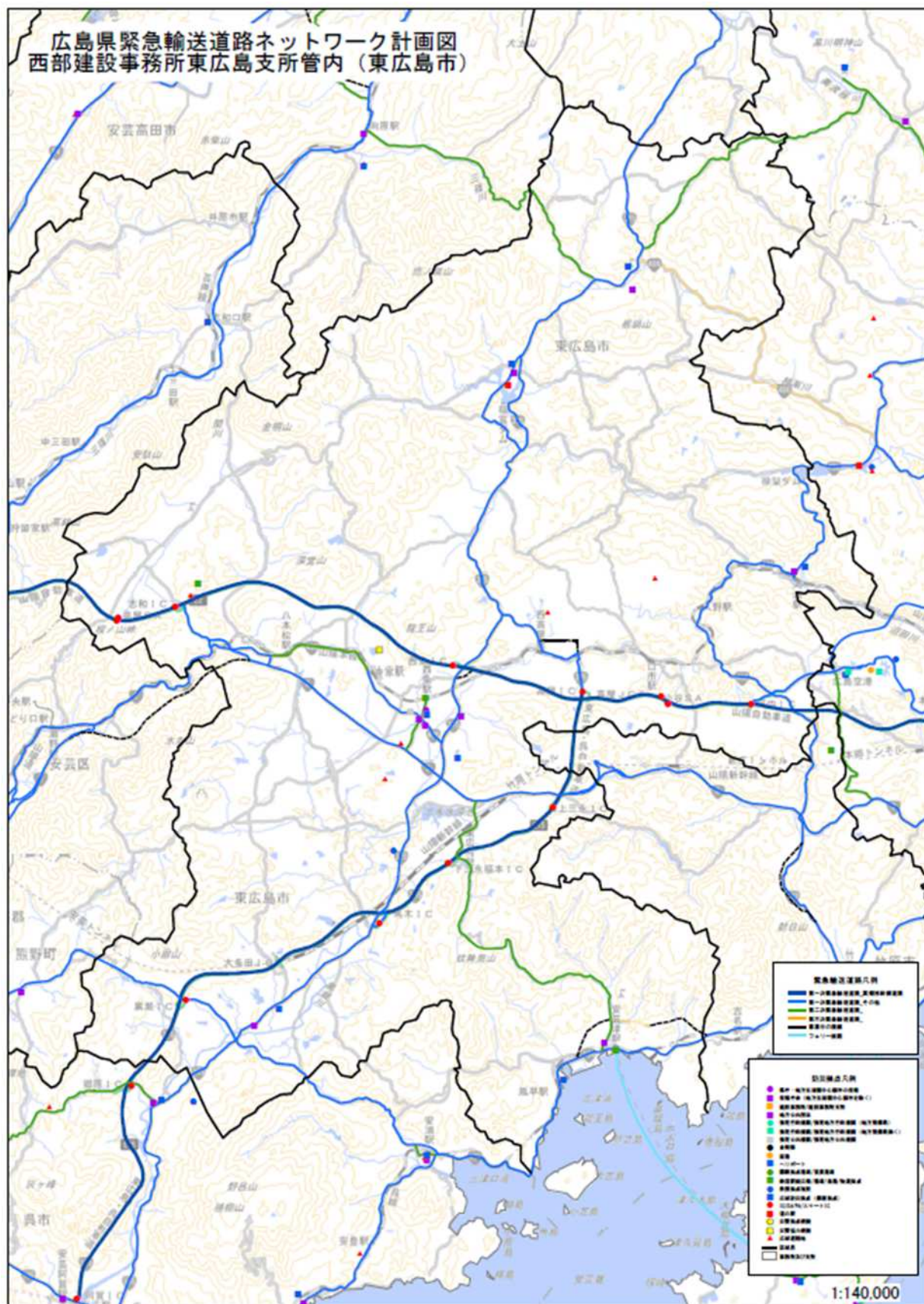


出典：国土地理院タイル（淡色地図）





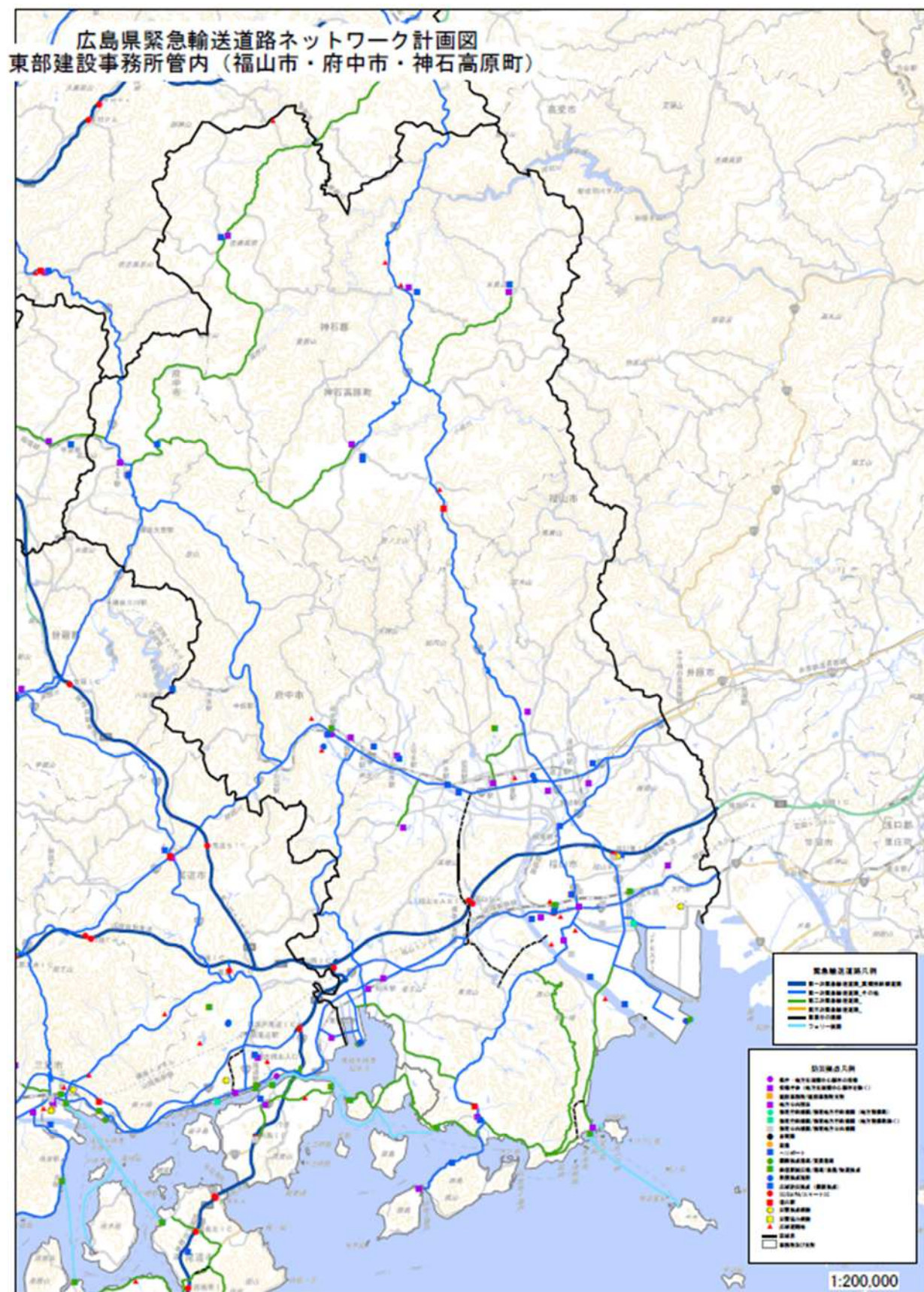










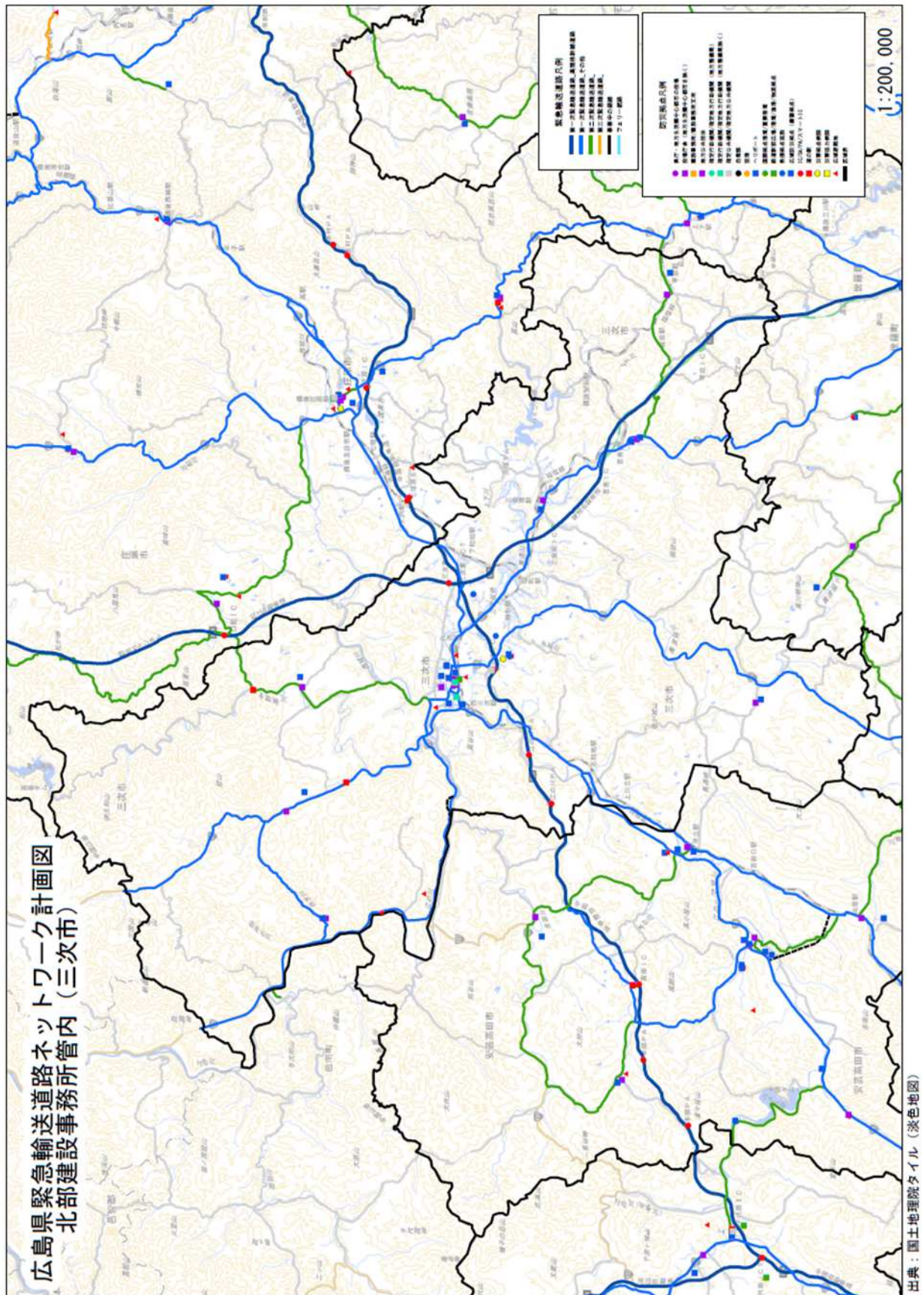




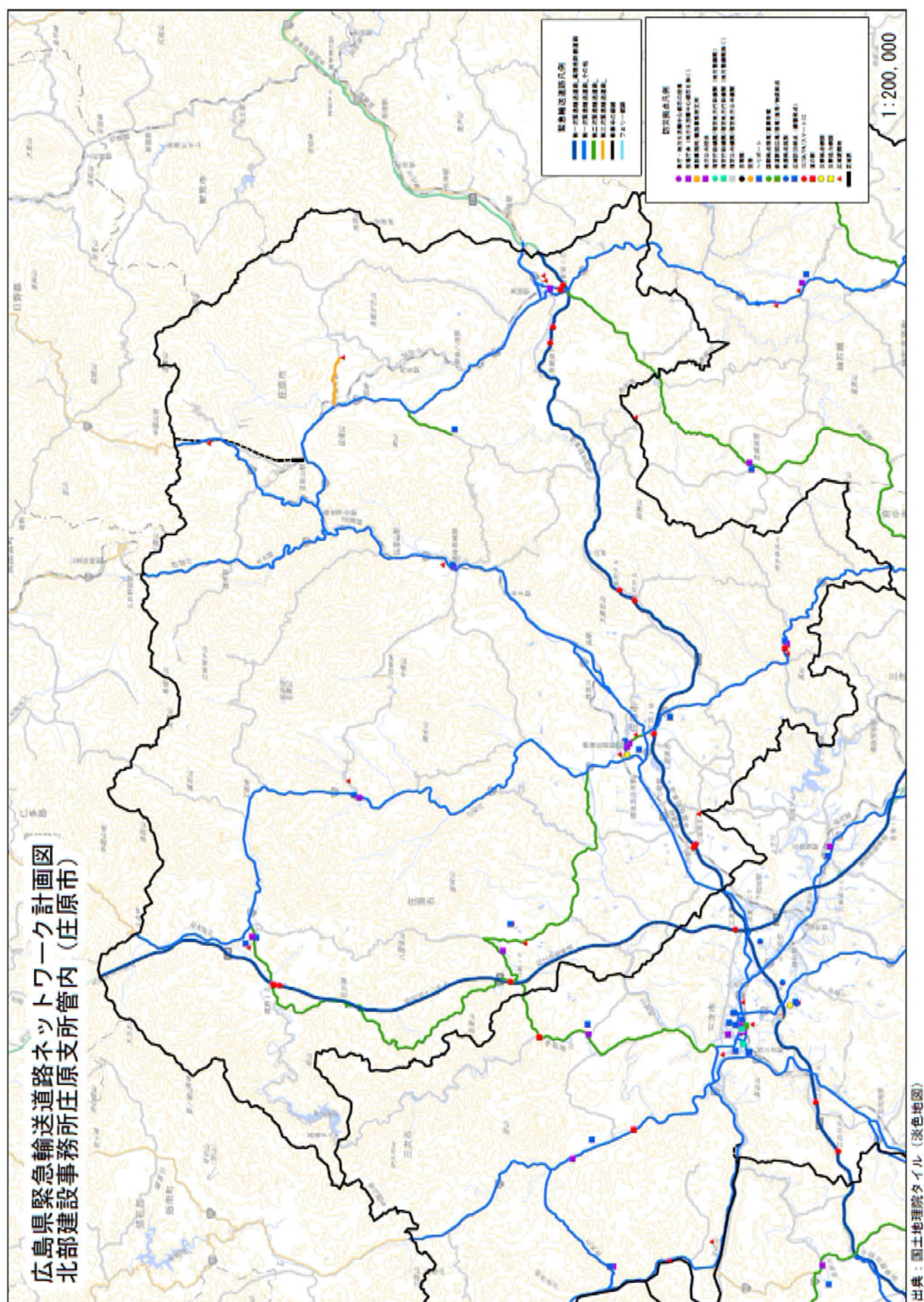


出典：国土地理院タイル（淡色地図）









# 広島県地域防災計画

令和7年5月修正

編集：広島県防災会議

事務局：広島県危機管理監危機管理課

発行：広島県危機管理監危機管理課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2784(ダイヤル)